

南米農業要覽

編者 藤村 海峯 移住 重業田

発行 / 社団法人全国農業改良普及協会



南米農業要覽

編・監修 海外移住事業団

発 行

社団法人 全国農業改良普及協会

国際協力事業団	
受入 月日 87.4.10	R700
登録 No. 08405	81.1
	EM

推薦のことば

東 畑 四 郎

わが国が資源の少ない人口過多の島国でありながら、今日経済大国といわれるまでになったのは、海外より資源を輸入し、これにわが国の優秀な労働力と集約度の高い技術とを投下して、加工貿易による国家建設に成功したからである。その発展の過程で例外をなしたものは、その当時の農業であった。茶と生糸とを輸出して外貨を獲得して、それを生産財の輸入にあててわが国の工業発展の基礎をつくりながら、米麦など国民の主食である消費財は自給することが農政の基本であった。したがって発展途上国の農業は久しい間わが国農業と競合するものと考えられる場合が多く、わが国の不足農業資源はかつての植民地に依存することが多かった。

今日東南アジアやラテン・アメリカあるいはアフリカなどに関する農業関係の資料や文献は、そのほとんどが外国人の調査研究によるものであって、われわれはそれを翻訳することによって、これら地域の農業社会環境や農業技術水準を知るほかはなかった。特にラテン・アメリカには約80万人の日系人が移住しており、その多くが農業に従事しているにもかかわらず、日本人による調査資料に欠けるものがあつた。このことは前述したとおり、わが国がこれら地域の農業の実情を知る緊要性が比較的少なかったことによるものであろう。

最近における高度成長はわが国国民経済や農業に急激な変化をあたえた。国民所得の上昇が食糧消費の構造を変え、特に畜産物消費を急増させている。このような国民食糧の需要構造の変化にわが国農業の生産構造は適応できなかった。この結果いわゆるオリジナル・カロリーで計算すると、食糧自給率は50%にすぎず、世界一の食糧大輸入国となってしまった。その海外への依存地域が主としてアメリカその他の先進諸国に片寄っているため、最近わが国の食糧需給に不安定感をあたえ、食糧資源依存の国際的地域分散が問題となっている。

このような背景から、最近発展途上国に対する先進国としてのわが国の役割として、その技術協力や援助の必要性が国際的

にも主張されているし、またわが国にとってもその必要とする食糧の供給源としての重要性から、発展途上国の農業問題が改めて見直されている。特に南米は農業発展の将来性に富んだ地域として、その実情を知ることがますます必要となってきた。

たまたま時宜を得て海外移住事業団の編集によって、同事業団の技術者グループ42名の分担執筆になる『南米農業要覧』が刊行され、南米熱帯農業研究の基礎的資料が提供されることになった。ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビアの社会環境や気候、土壌、肥料、病害虫をはじめ、食用・園芸・工業・飼肥料各作物、養蚕、養蜂、畜産、林業など各般にわたる生産技術が体系的に記述されている。外国人の著述に頼らざるをえなかったこれら地域の農業について、わが国の技術者によってはじめてまとめられた詳細な資料である。

本要覧の特色は海外移住事業団が創立以来十ヵ年にわたって日本人移住者の営農指導にあたってきた貴重な現地における経験、いわばなにものにもかえられないこの現地把握の貴重な資料を集積したことである。したがって抽象論をなるべく避け、具体的に整理記述されており、現地で農業経営に従事する人はもちろん、南米の農業に関係し、また関心のある人のすべてに貴重な資料と指針をあたえることになるであろう。

また本要覧を制作、刊行した社団法人全国農業改良普及協会は、このような著書刊行に豊富な経験を有し、カラー口絵200点近くを使って、南米特有の農林畜産物のかずかずの実像を伝え、また広大な農場や南米特有の大農業機械などを読者の眼前に提供している。本要覧をひもとく時、知らぬまにわれわれを南米の空にひきつけているのである。これだけ、南米農業のカラー写真を集載した著書はいまだなく、これまた本要覧の特色といえよう。

南米に直接間接に関係あるものが座右に備えるに値いする好著として推薦したい。

日本銀行政策委員

は し が き

国際化時代をむかえ、最近とみに海外に対する関心がたかまっており、地理的關係から、従来ややもすれば等閑視されがちであった中南米に対しても、ブラジルを中心に、経済協力、技術協力、あるいは企業進出、文化交流等々、連日紙面をにぎわしている。

中南米には、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ドミニカ、ペルーなどほとんどあらゆる国々に、合計80万人の日系人が移住しており、多くの人々が農業に従事している。また最近では若人を中心に農業移住をこころざして、これらの国々へ渡航する人も多い。

中南米諸国の日本観は、これら日系人の多年の生活、働き振りを通してえがかれているとって過言ではない。あたかも二世が親を通して日本をみる、日本を知ることに通ずるものがある。それだけに日本の中南米に対する施策は、世界の他の地域とは別の配慮が必要と考えられる。

長期的展望のもとでは、世界の動きが現状のまま進めば、「人口の爆発」「環境の破壊」「資源の枯渇」などによる人類の危機を招来すると警告され、近年にわかに「環境保全」、「農業開発」がさげばれている。

このような現状から、わが国においても、世界的視野に立つ資源確保が検討され、特に中南米における農業開発に識者が注目している。日系人が中南米の農業に大きな貢献をもたらしつつあることは、中南米諸国、ならびに国民の等しく認めることであるが、具体的にどのような形であろうか、これを要約すると、

- その国で栽培している作物の栽培技術の改善
 - 集約的農業技術の展開、単位当たり収量の増大、品質の改善 —
 - 日本の作物をその国へ移植し、その国の新産業として育て上げ、国内需給の緩和、あるいは新しい農産物として育てあげたこと。
 - パラグアイの大豆、養蚕。ブラジルの薄荷、ラミー、あるいは多くの温帯果樹。(柿はスペイン語でKAKI、ポルトガル語でもCAQUIと呼ばれる) —
 - 日本にない作物、したがって日本人として全く経験のない作物で、その国にもなかった作物を導入し、その国の新産業として成立せしめたこと。
 - ブラジル、アマゾン地域のこしょう、ジュートなど。 —
- このような活躍、その国に対する貢献は、日系人として大いに胸

を張ってよいが、反面中南米における畜産、あるいは熱帯、亜熱帯地域の土壌保全等については、日系人としてさらに学ばねばならぬ、いくたの問題もある。

現在、わが国の農業技術援助、あるいは熱帯農業の研究対象は、そのほとんどが東南アジアに集中しており、中南米へは極めて少数の、しかも短期間の専門家の派遣、視察程度にとどまっている状況にあるが、今後急速に中南米が対象となると予想され、当事業団としてもこれを期待している。

このような時代の動きを反映して、近時当事業団への中南米の農牧林業に関する各界、各層からの質問も多くなっており、また当然のことながら、現地在住日系人、移住者、ならびにこれから中南米へ移住して、農業をこころざす人々から、ハンドブック的参考書を望む声が強い。当事業団は幸い、中南米各地に、支部、事業所、試験農場をもち、日常業務として移住者とともに農牧林業の改善、発展のための業務を担当していることから、当事業団創立十周年を期して本書を編さんすることとした。

本書が海外移住を志す方々、中南米の農牧林業事業、ならびに熱帯農業事情に関心をもつ方々にとって、いささかなりともお役にたてば幸いである。

なお本書の執筆は、すべて当事業団職員が現地の日常業務のかたわら行なったもので、現地の研究機関、日系農業諸団体、篤農家その他の方々にもいろいろ御教示をいただいたことを感謝するとともに、大方の御叱正をお願いするしだいである。

昭和49年3月

海外移住事業団

理事長 柏村 信雄

南米農業要覧もくじ

推薦のことは／東畑四郎..... 3
はじめに／柏村信雄..... 5

社会環境編

I ブラジル

<p>1. 農業開発の歴史..... 7</p> <p>(1) 概況..... 7</p> <p>(2) ブラジル発見当時..... 7</p> <p>(3) 初期の開拓—砂糖の時代..... 8</p> <p>(4) 17世紀—18世紀——金鉱の時代..... 8</p> <p>(5) 綿とコーヒー(カフェー)登場..... 9</p> <p>(6) アマゾンのゴム..... 10</p> <p>(7) 移民時代..... 10</p> <p>(8) 1930年以降..... 11</p> <p>(9) 各種の開発計画..... 12</p> <p>(10) 地域農業の特色..... 13</p> <p style="padding-left: 20px;">a. 北部ブラジル地方/13 b. 北東部 ブラジル地方/14 c. 南西部ブラジル 地方/14 d. 南部ブラジル地方/14 e. 中西部ブラジル地方/15</p> <p>2. 農畜産物の生産と需給の動向..... 15</p> <p>(1) 概況..... 15</p> <p>(2) 各品目別生産数量の変遷..... 17</p> <p>(3) 主要農畜産物の品目別生産と需給の動向..... 17</p> <p style="padding-left: 20px;">a. 小麦/17 b. バナナ/17 c. 大豆/18 d. 食肉/18 e. ノロン /18 f. フェジョン/19 g. 牛 乳/19 h. コーヒー/19 i. とう もろこし(ミールヨ)/20 j. 柑橘/20 k. こしょう(ピノンタ・ド・レイノ)/20 l. 落花生(アモンドイン)/21 m. ふ どう(ウーバ)/21 n. 棉花/21 o. 鶏卵/21</p> <p>3. 農業金融..... 26</p>	<p>(1) 農村信用の制度..... 26</p> <p>(2) 農村信用の機構..... 26</p> <p>(3) 農村信用の構造..... 27</p> <p>(4) 信用操作の様式..... 27</p> <p>(5) 農村信用証券について..... 27</p> <p style="padding-left: 20px;">a. 農村信用証券/28 b. 農村信用証 券の登録および開外記入について/29 c. 農村信用証券の登録取消/30 d. 農村信用証券の取立執行/30 e. 農村約 束手形/30 f. 農村販売手形/31 g. 特 別規定(農村信用証券の担保)/31 h. 一般規定/31</p> <p>4. 農業協同組合..... 34</p> <p>(1) 概況..... 34</p> <p>(2) 自采の農業協同組合..... 35</p> <p style="padding-left: 20px;">a. 概況/35 b. 発展の経路/35 c. 年表/36 d. 代表的日系農協の概 況および組織機構/37 e. 各日系農協 の収支決算状況/40 f. 日系農協の今 後/40</p> <p>(3) 協同組合運動..... 41</p> <p style="padding-left: 20px;">a. 協同組合法の動き/41 b. 協同組 合関係の諸団体/41 c. 税制との関 わり/41</p> <p>(4) 農業協同組合法..... 42</p> <p>(5) 農協運営上の問題点と考察..... 42</p> <p style="padding-left: 20px;">a. 資本強化の必要性/42 b. 経営人 材の養成の必要性/42</p> <p>5. 流通、価格政策..... 43</p> <p>(1) 主要農産物の国内消費..... 43</p> <p>(2) 国内の販売機構と販売ルート..... 43</p> <p style="padding-left: 20px;">a. 販売機構/43 b. 販売ルート/43</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

c. 卸売市場の集中化の必要性/44	(5) 三国戦争後の復興時代……………82	
(3) 日系農協の販売機構……………47	(6) チャコ戦争以後……………82	
(4) 州立中央青果卸売市場(セアザ)……………49	(7) 外国人移住者……………83	
(5) 主要農産物の流通と価格形成……………53	2. 生産と需給の動向……………86	
a. 米(アロース)/53 b. にんにく(ア ーリョ)/53 c. たまねぎ(セポーラ)/ 54 d. ばれいしょ(バクタ)/54 e. コ ーヒー(カフェー)/55 f. 果実類/56	3. 農業重点政策の現況……………93	
(6) 農産物価格の成立と季節による変動……………56	(1) 大豆計画……………94	
a. 供給/57 b. 需要/57	(2) たばこ計画……………94	
(7) 農産物流通に関する政府の措置と価格……………58	(3) 綿計画……………94	
6. 研究普及組織……………59	(4) 小麦計画……………95	
(1) ブラジル政府の試験研究組織機構……………59	(5) 牧畜開発計画……………95	
(2) 州の農業研究の組織、機構……………60	(6) 森林開発……………95	
7. 特にアマゾン地域の社会環境……………61	4. 農地および農地改革……………95	
(1) 農業開発の歴史……………61	5. 農業金融……………98	
(2) 生産と需給の動向……………63	6. 農業協同組合……………102	
(3) 農業重点政策の現況……………64	7. 流通価格政策……………103	
(4) 農地および農地政策……………64	8. 研究機関および組織……………104	
(5) 農業金融……………65	(1) 畜産試験場……………104	
(6) 農協……………66	(2) 農事試験場……………104	
(7) 流通、価格政策……………67	(3) 農業学校に試験場を併設したものの……………104	
(8) 研究、普及組織……………68	(4) 植林関係……………104	
a. 北ブラジル地域農業試験場/68 b. ブラジル農村信用援護協会/68	(5) 総合研究機関……………105	
(9) 農産加工の現況……………69	(6) 外国援助機関……………105	
	(7) 専門の技術者を派遣している国々……………105	
II. アルゼンチン		
1. 農業開発の歴史……………70	9. 農産加工の現況……………105	
2. 農業の現況……………71	(1) 牛肉加工……………105	
3. 農業金融……………74	(2) 冷凍会社……………105	
4. 研究、普及組織……………76	(3) 搾油工場……………105	
III. パラグアイ		
1. 農業開発の歴史……………78	IV. ポリビア	
(1) 植民地以前……………78	1. 農業開発の歴史……………107	
(2) 保護領地制度とレドクシオン……………78	2. 生産と需給の動向……………108	
a. 保護領地制度/78 b. レドクシオン /79	3. 農業重点政策の現況……………108	
(3) 独立と孤立主義……………80	(1) 内国植民政策……………108	
(4) 経済の発展と三国戦争……………81	(2) アバボ・イソゾグ開発計画……………108	
	(3) 穀物類の価格統制……………109	
	(4) その他……………109	

a. 砂糖/109	b. 動植物食糧の確保/109	6. 農協	112
4. 農地および農地改革	110	7. 流通, 価格政策	113
5. 農業金融	111	8. 研究, 普及組織	113
(1) 農業銀行	111	(1) 組織	113
a. 内国植民振興資金/111	b. 牧畜振興資金/111	c. 米の流通促進資金/111	d. 棉花栽培資金/112
(2) 商社ベースの金融	112	(2) 各組織の業務概況	113
(3) 日本人移住者の現地金融利用	112	a. 農事試験場/113	b. 営農普及機関/113
		c. 動物衛生局/114	d. 森林局/114
		f. 組合指導/114	
		(3) イギリスの技術援助機関	114

生産技術編

中南米の作物の起源と伝播

1. ヨーロッパからの伝来	117
2. アメリカからヨーロッパへ	117
3. アメリカとアフリカの作物交流	117
4. ブラジルとインドの交流	117
5. 太平洋ルート	118

I. 気 候

1. 南米の気候の特徴	122
(1) 温 度	122
(2) 降 雨	123
(3) 風	123
(4) 日 長	123
(5) 日射の強さ	123
2. ブラジルの気候と営農類型	124
(1) 北部ブラジル(アマゾン)系	124
a. 気候と植生/124	b. 農業の類型/125
(2) 東北部ブラジル	126
a. A ₁ 型気候区(熱帯雨林気候)/126	b. Bah型気候区(乾燥サバンナ気候)/132
c. A _w , Aw型気候区(湿潤サバンナ気候)/132	d. Af _s 型気候区(常湿赤道型気候)/133
e. Ams型気候区(湿潤モンスーン型)/134	f. Cs型気候区(暖帯型)/134
g. 気象災害と対策/134	
(3) 南東部ブラジル	135
(4) 南部ブラジル	136
(5) 中西部ブラジル	136

3. アルゼンチンの気候と営農類型	138
(1) 気 候	138
a. パンパ地帯/138	b. モンテ地帯/139
c. パタゴニア地帯/139	d. 亜寒帯森林地帯/139
e. アンデス山脈荒原地帯/139	f. 亜熱帯またはトックアーナ地帯/139
g. チャケーニャ地帯/139	h. ミシネス地帯/139
i. メソポタミヤ地帯/139	
(2) 営農と作物	143
a. 食用作物/143	b. 工業作物/144
c. 果樹/144	d. 油料作物/144
e. 飼料作物/144	f. 工業木材/144
4. パラグアイの気候と営農類型	146
(1) 自然概況	146
(2) 主要地の気候と営農類型	147
(3) 日本人移住地の気候と営農類型	151
a. ラ・コルメナ移住地/151	b. アルトパラナ移住地/151
c. フラム移住地/152	d. チャベス移住地/152
e. イグアス移住地/152	f. アマンバイ移住地/153
(4) 気象災害と対策	154
a. 霜害/154	b. 雨害/155
c. 旱害/156	d. その他/156
5. ボリビアの気候と営農類型	157
(1) 気象の概況	157
a. 高原山脈地帯/157	b. 溪谷地帯とそれに続く平原地帯/157
c. ユンガス地方/159	d. ベニー地方/159
e. チキタナ地方/159	

- (2) 移住地周辺の気象…………… 161
 (3) 主要地帯の営農類型…………… 166
 a. 高原地帯/166 b. 溪谷地帯/166 c.
 ユンガス d. サンタクルス地方/167
 (4) 気象災害と対策…………… 171
 a. 霜害/171 b. 旱害, 暑害/171 c.
 雨害, 水害/173 d. その他の災害/173

II. 土壌, 肥料

1. ブラジルの土壌……………176
 (1) ブラジルにおける土壌学の発展と経過…………… 176
 (2) 概要土壌図作成の試み…………… 177
 (3) ブラジルの土壌の種類, その利用ならび
 に適合性…………… 178
 a. ザンシック・フェラルソル/180 b. オ
 ーシック・フェラルソル/181 c. アクリ
 ック・フェラルソル/181 d. ローディ
 ック・フェラルソル/182 e. ヒューミック
 ・フェラルソル/182 f. オーンシク・ア
 クリソル/182 g. プリンシク・アクリ
 ソル/183 h. クロミック・ルピソル/183
 i. フェリック・ルピソル/183 j. フェ
 リック・アレノソル/184 k. リソソル/
 184 l. フラノソル/184 m. グライソル
 /187 n. ルピック・ファエオゼム/187
 o. ユートリック・ニトソル/188 p. ディ
 ストリック・ニトソル/188 q. ヒストソ
 ル/188
 (4) ブラジルにおける主要土壌の分布…………… 189
 a. 低地土壌地帯/189 b. 台地の土壌地
 帯/189

2. アルゼンチンの土壌…………… 202
 (1) 主要土壌の分布…………… 202
 a. アルゼンチンのパンパ/202 b. チャ
 コおよびベリパンパ/203 c. パラナーバ
 ラグアイ盆地/203 d. アルゼンチン西部
 および南部台地/204
 (2) 主要土壌の土地利用と適合性…………… 204
 a. イエルモソル/204 b. フルピソル/
 205 c. カスタノゼム/205 d. ハブリッ
 ク・ゼロソル/206 e. ファエオゼム/206
 3. パラグアイの土壌……………210
 (1) 土壌図作成の試み…………… 210
 (2) 土壌の種類と適合性…………… 210
 a. カスタノゼム/211 b. ハブリック・

- ゼロソル/213 c. ヴァーティソル/213
 d. フラノソル/214 e. オーシク・ア
 クリソル/214 f. ディストリック・ニト
 ソル/214 g. ユートリック・フルピソ
 ル/215 h. その他の土壌/215

4. ホリビア, サンタクルス地方の土壌……………216
 (1) 主な土壌の性質…………… 216
 (2) エローション対策…………… 216
 (3) 酸度矯正と石灰施用…………… 216
 5. ブラジルの肥料……………218
 (1) ブラジルの肥料の消費…………… 218
 a. ブラジルにおける現状/218 b. 施肥
 面積/219 c. 各要素別の消費/220
 (2) 肥料の生産と輸入…………… 222
 a. 生産の現況/222 b. 国内生産のみと
 おし/223 c. 原料の問題/224 d. 肥料
 の輸入/224
 (3) 施肥…………… 226
 a. 穀類/226 b. 豆科作物/227 c. 工
 業作物/227 d. 果実/228 e. 嗜好作物
 /228 f. 園芸作物/228 g. 牧野/229
 (4) 微量要素…………… 229
 a. 硼素/229 b. モリブデン/229 c.
 亜鉛/230
 6. ホリビアの肥料……………231
 (1) 肥料の生産と輸入…………… 231
 (2) 施肥技術…………… 231

III. 病虫害, 農薬

1. 主な病害とその対策…………… 234
 (1) 中南米における病害の概観…………… 234
 a. 気象条件/234 b. 土壌の化学的條件
 /235 c. 寄生植物/235
 (2) パラグアイにおける主な病害と対策…………… 236
 (3) ホリビア, サンタクルス地方の
 主な病害と対策…………… 236
 a. 稲/236 b. 大豆/238 c. バイナ
 ップル/238 d. ボンカン/238
 2. 主な害虫とその対策…………… 240
 (1) 害虫の定義と分類…………… 240
 (2) 害虫の防除法…………… 240
 a. 化学的防除法/240 b. 生物学的防除
 法/240 c. 物理的防除法/240 d. 耕種

的防除法/241
 (3) ブラジルの主な害虫と防除対策…………… 241
 (4) パラグアイの主な害虫と防除対策…………… 241
 (5) ボリビアの主な害虫と防除対策…………… 241
 a. 稲/241 b. 大豆/243 c. パインアップル/244 d. ぼんかん/244 e. とろしろこし/244

3. ボリビアにおける農薬事情…………… 256

4. 主な雑草と対策…………… 257

(1) 雑草とは…………… 257
 (2) 雑草の種類…………… 257
 (3) 雑草の抑制方法…………… 258
 (4) 除草剤…………… 260

IV. 食用作物

1. 稲…………… 262

(1) ブラジルの稲作…………… 262
 a. 米歴/262 b. 生産/262 c. 品種/264 d. 栽培/265 e. 施肥/269 f. 病虫害防除/271 g. 収穫および乾燥/272 h. 経営収支事例 /272

(2) パラグアイの稲作…………… 274

(3) ボリビアの稲作…………… 275
 a. 概況/275 b. 主要地における生産/276

2. 小麦…………… 279

(1) ブラジルの小麦栽培…………… 279
 a. 米歴/279 b. 性状/279 c. 生産と需給の動向/279 d. 適地/280 e. 品種/281 f. 栽培/283 g. ブラジルの小麦営農標準設計/285

(2) パラグアイの小麦栽培…………… 288
 a. 概況/288 b. 品種/288 c. 栽培/288

(3) ボリビアの小麦栽培…………… 289
 a. 概況/289 b. 主要地における栽培/290

3. フェジョン(いんげんまめ)…………… 292

a. 米歴/292 b. 用途/292 c. 生産/292 d. 性状/292 e. 品種/292 f. 土壌および気象/292 g. 栽培/293

4. マンジョカ(タビオカ)…………… 294

(1) ブラジルの栽培…………… 294
 a. 米歴/294 b. 性状および用途/294
 c. 生産と需給の動向/295 d. 適地/295 e. 品種/295

(2) パラグアイの栽培…………… 296

a. 品種/296 b. 栽培/296

(3) ボリビアの栽培…………… 297

V. 園芸作物

果樹園芸…………… 300

1. 柑橘類…………… 300

(1) 米歴…………… 300

(2) 性状…………… 300

(3) 生産状況…………… 306

(4) 種類…………… 307

a. Citrus/307 b. Fortunella-Kumquat/309 c. Poncirus/309

(5) 適地…………… 310

a. 気象/310 b. 土壌/310

(6) 栽培…………… 310

a. 繁殖/310 b. 植付け、管理/311 c. 肥料/311 d. 病虫害/312 e. 品質/315 f. 貯蔵/315

(7) ブラジルにおけるぼんかん栽培…………… 315

a. 米歴、生産と需給の動向/316 b. 適地/316 c. 系統/316 d. 栽培/316

(8) アルゼンチンの柑橘…………… 318

a. 概況/318 b. ミシオネス州の柑橘生産概況/319 c. ミシオネス州で奨励されている柑橘類と台木の種類/319 d. ミシオネス州における温州みかんの栽培/320 e. アルゼンチンにおける柑橘類のウイルス病/320

(9) ボリビアの柑橘…………… 323

a. 概況/323 b. 品種/323

2. バナナ…………… 324

(1) 米歴…………… 324

(2) 性状…………… 324

(3) 用途…………… 326

(4) ブラジルにおける生産と需給の動向…………… 326

(5) 品種…………… 327

(6) 適地…………… 329

a. 気候/329 b. 土壌/329

(7) 栽培…………… 329

a. 整地/329 b. 植付け時期/330 c.

苗のタイプ/330 d. 苗の子指/331 e. 栽培密度/331 f. 栽培管理と施肥/331 g. 病虫害/333	病/358 e. フィトフトラ腐爛病/358 f. ドチオレラ腐爛病/359 g. ドチオレラ果 実腐敗病/359
(8) 収穫..... 335	(7) 収穫, 販売..... 355
(9) ポリビアのパナナ..... 336	6. グアバ(ゴヤバ:ばんじろう)..... 360
a. 概況/336 b. 主要地における栽培/ 337	(1) 来歴..... 360
3. バインアップル..... 338	(2) 性状..... 360
(1) 来歴および生産状況..... 338	(3) 品種..... 361
(2) 性状..... 338	(4) 適地..... 362
(3) 用途..... 339	(5) 栽培..... 362
(4) 品種..... 339	a. 繁殖/362 b. 開閉, 整地/362 c. 定植/362 d. 施肥/363 e. 剪定/363
(5) 適地..... 339	f. 摘果/364 g. 袋掛け/364 h. 病 害/364
(6) 栽培..... 339	(6) 収穫, 出荷..... 364
a. 植付け/339 b. 管理/340 c. 促成 栽培/341 d. 収穫/341	(7) 品質, 用途..... 365
(7) ポリビアのバインアップル..... 342	(8) 貯蔵..... 365
a. 概況/342 b. 主要地における生産/ 342	7. マンゴ..... 366
4. アノナ属の果物(チェリモヤなど)..... 345	(1) 来歴..... 366
(1) 性状および分類..... 345	(2) 性状..... 366
(2) 種類..... 345	(3) 用途..... 366
a. Cherimolia/345 b. Anona squamosa /346 c. Anona reticulata/346 d. An- ona muricata/346 e. Anonas híbridas/ 346	(4) 生産と需給..... 367
(3) 適地..... 346	(5) 品種..... 367
a. 気候/346 b. 土壌/346	a. Bourbon/368 b. Brasil/368 c. Ca- riota/368 d. Extrema/368 e. Família /368 f. Haden/368 g. Imperial/369 h. Itamaracá/369 i. Monte d'Este(東山) /369 j. Non-Plus-Ultra/369 k. Oli- veira Neto/369 l. Singapura(シンガポ- ール)/369 m. Santa Alexandrina/370
(4) 栽培..... 347	(6) 適地..... 370
a. 繁殖と仕立/347 b. 栽培管理/347 c. 病虫害/347 d. 収穫, 用途および商 品化/348	a. 気候/370 b. 土壌/370
5. アボカード(わになし)..... 349	(7) 栽培..... 371
(1) 来歴..... 349	a. 繁殖と仕立/371 b. 接木/371 c. 栽 植密度/372 d. 植付け/372 e. 栽培管 理および施肥/372 f. 病虫害/372 g. 収穫, 商品化/373
(2) 性状..... 349	8. パパイヤ(パパイヤ)..... 375
a. 西インド種/349 b. ガテマラ種/349 c. ノキシコ種/349	(1) 来歴..... 375
(3) 用途..... 350	(2) 性状..... 375
(4) 適地..... 350	a. 形態/375 b. 花の型/375 c. 性の 変異/376 d. 果実/376
(5) 栽培..... 351	(3) 用途..... 376
a. 苗の繁殖/351 b. 植付け/351 c. 施肥/352 d. 整枝, 剪定/352	(4) 品種..... 377
(6) 病虫害..... 352	(5) 適地..... 377
a. 根腐病/352 b. アルミラリア(きの こ)菌による根腐病/357 c. 日焼け(Sun- Blotch)ウイルス病/357 d. 雑草萎凋	a. 気候/377 b. 土壌/377

(6) 栽培	377	16. ぶどう	395
a. 繁殖/377 b. 定植/378 c. 管理/378		(1) 来歴	395
(7) 病虫害	379	(2) 性状および用途	395
a. 害虫/379 b. 病害/379		(3) 生産と需要の動向	396
(8) 収穫	380	(4) 適地	397
a. 収穫の時点/380 b. 収量/380 c. 商品化/380		a. 気候/397 b. 土壌/397 c. 地勢/398	
9. ジャッカ(パラミツ)	381	(5) 品種	398
(1) 来歴	381	a. ぶどう酒用/398 b. 生食用/398 c. 干ぶどう用/398 d. 果汁用/398 e. 貯蔵用/399 f. 品種/399	
(2) 性状, 用途	381	(6) 栽培	401
10. パンノキ	382	a. 開園/401 b. 植穴の作り方/401 c. 苗木の準備/402 d. 接木/402 e. 台木の生育と接木品種の関係/402 f. 整枝と剪定/402 g. 接木した年の管理/402 h. 第2年目以後の整枝と剪定/403 i. 盛果期の整枝/403 j. 肥料/403 k. 施肥方法/404 l. 土壌管理/405 m. 病虫害/406	
11. 果物時計草(マラクジャ)	383	(7) 東北部ブラジルにおける栽培の概況	408
(1) 性状, 用途	383	a. 気候のタイプとぶどうの栽培/408 b. 灌漑/408 c. 品種/409 d. 土壌/410 e. イタリヤぶどうの栽培暦/410 f. 栽培距離/410 g. 接木/410 h. 整枝と剪定/410 i. 施肥/411 j. 病虫害/412	
(2) 栽培(東北部ブラジルの例)	383		
a. 植付け間隔/383 b. 栽培時期/384 c. 適地と植穴/384 d. 施肥/384 e. 植付け方法/384 f. 間作物/384 g. 仕立方と剪定/384 h. 病虫害/384 i. 除草/384 j. 収量(リオ州ファンシャルの例)/385		17. もも(桃)	413
12. ジャボチカーバ	386	(1) 来歴	413
13. カランボラ(ゴレンシ)	387	(2) 性状	413
14. アセロラ(西インドチェリー)	388	(3) 用途	413
(1) 来歴	388	(4) 生産と需給	413
(2) 性状	388	(5) 栽培	414
(3) 品種	388	(6) 品種	414
(4) 気候と土壌	389	(7) 適地	414
(5) 繁殖と仕立	389	(8) 栽培上の注意	415
(6) 栽培管理と施肥	389		
(7) 病虫害	389	18. ネクタリーナ(油桃, ゆとう)	417
(8) 収穫, 用途, 商品化	390	(1) 概要	417
15. なつめやし	391	(2) 適地	417
(1) 来歴, 生産	391	(3) 品種	417
(2) 性状	391	(4) 開園と栽植	418
(3) 用途	392	a. 栽植距離/418 b. 植穴準備/418	
(4) 栽培適地	392	(5) 整枝, 剪定	418
(5) 栽培	392	(6) 土壌管理	418
a. 繁殖/392 b. 栽植密度/392 c. 栽培管理/392 d. 病虫害/393 e. 収穫, 製菓/393		a. 灌水/418 b. 肥培/418	
		(7) 病虫害	419
		(8) 収穫, 荷造り	419

a. 熟度と収穫/419 b. 選別と包装/419	
(9) 将来の展望.....	419
19. すもも(アメイシヤ).....	420
(1) 来歴、生産状況.....	420
(2) 品種と性状.....	420
(3) ブラジルの品種.....	425
a. Burbank/425 b. Kelsey Paulista/ 426 c. Santa Rosa/426 d. Satsuma /426 e. Roxa de Itaquera/426 f. Sa- nta Rita/426 g. Wickson/426	
20. りんご.....	427
(1) 概要.....	427
a. 品質の選択/427 b. 品質の向上/427	
c. 栽培の省力化/427 d. 加工利用/428	
e. 低温の不足/428	
(2) 適地.....	428
a. 温度/428 b. 降雨量/428 c. 降霜及 び降雪/428 d. 土壌/428 e. 地形/428	
(3) 品種.....	428
(4) 開間と栽植.....	429
a. 栽植/429 b. 品種の混植/429 c. 植 穴の準備/429 d. 定植/429 e. 台木/ 430 f. 接木/430 g. 整枝、剪定/430	
(5) 土壌管理.....	430
(6) 病虫害.....	431
(7) 収穫および荷造り.....	431
(8) 将来の展望.....	432
21. なし(西洋なし).....	433
(1) 来歴.....	433
(2) 生産と需給の動向.....	433
(3) 性状および用途.....	434
(4) 品種.....	434
(5) 栽培.....	434
a. 植付け、管理/434 b. 病虫害/435	
(6) 収穫.....	435
22. ベカン.....	436
(1) 来歴.....	436
(2) 性状.....	436
(3) 品種.....	437
a. マハン/437 b. フロッチヤー/437 c. スチュアート/437 d. シュレイ/437 e. サクセス/438 f. マネーメーカー/438	
g. ブルケット/438 h. ピラシカーバ/438	
(4) 栽培.....	438
a. 適地/438 b. 繁殖/439 c. 定植/440	
d. 整枝、剪定/440 e. 結果習性と受粉樹 /441 f. 施肥/441 g. 病虫害/441 h. 収穫/442	
(5) 貯蔵.....	442
(6) 生産と需給の動向.....	442
(7) 経営収支試算.....	443
23. カジュー(カシューナットノキ).....	444
(1) 来歴、生産と需給の動向.....	444
(2) 用途.....	445
(3) 性状.....	447
(4) 品種.....	447
(5) 栽培.....	448
a. 適地/448 b. 育苗/448 c. 定植/448	
d. 肥料と施肥/448 e. 間作物の植付け/448	
f. 病虫害 g. 収穫/449 調製/449	
(6) 経営収支.....	449
24. マカダミアナッツ.....	451
(1) 来歴.....	451
(2) 性状.....	452
(3) 品種.....	452
(4) 栽培.....	453
a. 繁殖/453 b. 育苗/453 c. 接木/ 453 d. 根の剪定/455 e. 圃場の設定/ 455 f. 栽植距離 g. 定植/456 h. 整 枝と剪定/456 i. 施肥/456 j. 病 虫害/457 k. 収穫/457 l. 収穫/457	
(5) 経営収支実例.....	457
25. アーモンド.....	458
(1) 来歴.....	458
(2) 性状.....	458
(3) 品種.....	458
(4) 気候と土壌.....	459
(5) 栽培.....	459
(6) 病虫害.....	460
(7) 収穫、用途および商品化.....	460
そ菜園芸.....	461
1. ばれいしょ.....	461
(1) 来歴.....	461
(2) 性状.....	461
(3) 用途および生産と需給.....	461
(4) 品種.....	462
a. Bimje/462 b. Fersteling/462 c. Ei- gnheimer/462 d. Parana Ouro/462 e.	

Konsuragis/462 f. Bevelander/462 g. Voran/462	(1) 米 歴..... 487
(5) 栽培..... 463	(2) 生 産..... 487
a. 気候/463 b. 土壌/463 c. 輪作/463	(3) 性 状..... 488
d. 種いも/463 e. 整地/463 f. 植付け/463 g. 施肥/464 h. 管理/464 i. 病虫害/464	(4) 品 種..... 488
2. トマト..... 466	a. リオ・グランデ種/488 b. バイア・ベリフォルノ種/488 c. スリーナ種/488 d. ジュビレル種/488 e. バイア・ベリフォルノ・プレコッセ・ピラシカーバ種/488 f. モンテ・アレグレ種/489 g. テキサス・グラノー 502種/489 h. エクスル・バルムダ 986種/489 i. アマレラ・グ・カナリヤ種/489
(1) 米 歴..... 466	(5) 栽 培..... 489
(2) 性 状..... 466	a. 普通栽培法/489 b. 仔球栽培/491
(3) 用途および生産と需給..... 466	(6) 病虫害..... 492
(4) 品 種..... 467	a. 病害/492 b. 虫害/493
a. グルッポ・サンタクルース/467 b. グルッポ・カキ/467	(7) 販売価格の変動..... 493
(5) 栽 培..... 468	(8) 経営収支事例..... 493
a. 気候・土壌/468 b. 育苗/468 c. 仮植・定植/468 d. 整地/469 e. 肥料/469 f. 無支柱栽培/469 g. 病虫害/469 h. トマト栽培の実例/472	6. いちご..... 495
3. にんにく..... 475	(1) 米 歴..... 495
(1) 米 歴..... 475	(2) 品 種..... 495
(2) 生 産..... 475	a. 品種の変遷/495 b. 品種と特性/496
(3) 用 途..... 476	(3) 適 地..... 496
(4) 性 状..... 476	(4) 栽 培..... 497
(5) 品 種..... 476	a. 育苗/497 b. ウイルス無病株の育成/497 c. 肥料/497 d. 栽植距離/498 e. 仮植/498 f. 定植/499 g. 管理/499
a. ラビーニヤ/476 b. アマランテ/476 c. カテト・ローショ/476 d. ミネイロ/477	7. メロン..... 502
(6) 栽 培..... 477	(1) ブラジルの栽培概況..... 502
a. 土壌/477 b. 整地・畝立て/477 c. 施肥/477 d. 植付け/477 e. 管理/478 f. 病虫害/478 g. 収穫・調製/479	(2) サンフランシスコ河中流域におけるスペインメロンの栽培..... 503
4. キャベツ..... 481	a. メロンの性状と適地/503 b. スペインメロンの品種特性/504 c. スペインメロンの栽培概要/504
(1) 米 歴..... 481	8. パラグアイのそ菜..... 506
(2) 生 産..... 481	(1) 栽培小史..... 506
(3) 品 種..... 482	(2) 栽培地域..... 507
(4) 栽 培..... 484	(3) 種 類..... 507
a. 播種期/484 b. 土壌/484 c. 施肥/484 d. 栽植密度/485 e. 管理/485	(4) 生産、販売状況..... 507
(5) 病虫害..... 485	a. トマトの生産販売状況/507 b. トマトの価格/508 c. ビーマンの価格/509
a. 病害/485 b. 虫害/485	(5) そ菜販売ルート..... 509
(6) 収 穫..... 485	(6) 市 場..... 509
(7) 経営収支事例..... 486	a. 国内市場/509 b. 国外市場/509
5. たまねぎ..... 487	花卉園芸..... 511

1. ブラジルの花卉	511	格/542 e. ブラジルカフェーの供給/551
(1) 花卉栽培小史	511	f. ブラジルカフェーの流通/552 g. カ
(2) グラジオラス	512	フェーの格付/553
a. 品種/512 b. 繁殖/512 c. 適地と		(4) 品種
植付け/513 d. 灌水/513 e. 収穫と出		a. 主な品種/554 b. ブラジルの栽培品
荷/513 f. 病虫害/514 g. 生産地と流		種と特性/555 c. 優良品種の選定/555
通/514		(5) 栽培適地
(3) カーネーション	516	a. 気候/556 b. 土壌/557
a. 品種/516 b. 繁殖/516 c. 仮植/		(6) カフェーの栽培
517 d. 摘心/517 e. 土壌と肥料/517		a. 土地の選定/557 b. 植付け間隔/557
f. 定植/518 g. ネット張り/518 h. 灌		c. 土壌保全/557 d. 整地/558 e. 植
水/518 i. 追肥と中耕/519 j. 摘芽と		穴/558 f. 植付け/558 g. 施肥/558
摘蕾/519 k. 病虫害/519 l. 収穫と出		h. 間作/558 i. 除草/558
荷/520		(7) 病虫害
(4) 菊	520	a. 害虫/558 b. 病害/559 c. 対策/560
a. 品種/521 b. 繁殖/522 c. 定植とそ		(8) カフェー園の経営
の後の管理/522 d. 病虫害/522 e. 切花		a. 営農標準設計/561 b. 将来性につ
と出荷/527 f. 菊栽培の将来性/527		て/564
(5) バラ	527	2. カカオ
a. 生産/527 b. 系統と品種/528		(1) ブラジルにおけるカカオ栽培の推移
2. アルゼンチンの花卉	530	a. カカオ樹の老齢化問題/565 b. カカ
(1) 日系人の花卉栽培小史	530	オ樹の病害問題/565 c. 土地の選定問題
(2) 花卉栽培の現状と将来性	531	/565 d. 栽培技術の問題/566 e. その
(3) カーネーション	532	他/566
a. 品種/532 b. 繁殖と育苗/532 c. 肥		(2) 栽培適地
料/532 d. 定植とその後の管理/533		a. 気候/567 b. 標高/567 c. 土壌/
e. 価格/533		567 d. バイア州における適地土壌の分類
(4) バラ	533	/568
a. 品種/533 b. 繁殖/534 c. 定植とそ		(3) ブラジルにおけるカカオの品種と改良
の後の管理/534 d. 収穫と出荷/535		a. Criollo系/568 b. Forastero系/568
(5) 菊	535	c. 改良品種の育成/569
a. 栽培上の特性/535 b. 品種/535 c.		(4) 栽培技術とその改良
繁殖/536 d. 定植とその後の管理/536		a. 庭園植物の植付方法/570 b. 施肥の
e. 促成および抑制栽培/536		基準/571 c. 病害防除の方法/571
VI 工芸作物		3. 茶
嗜好料類	540	(1) 系 歴
1. コーヒー(カフェー)	540	(2) 性状および用途
(1) 系 歴	540	a. 紅茶/573 b. 緑茶/573
(2) 性状および用途	540	(3) 生産と需給の動向
(3) 生産と需給の動き	541	(4) 適 地
a. カフェー生産の推移/541 b. パラナ		(5) 品 種
州のカフェー生産/541 c. カフェーの需		a. インド大葉種/575 b. インド小葉種
要/542 d. カフェーの需給割当と国際価		/575 c. 中国大葉種/575 d. 中国小葉
		種/575 e. ブラジルの紅茶/575 f. ブ
		ラジルの緑茶/575 g. アルゼンチンの紅
		茶/575
		(6) アルゼンチンにおける栽培

a. 繁殖方法/576	b. 樹間地の設定/579		
c. 定植/579	d. 仕立および剪定/579		
e. 肥培管理/579	f. 病虫害/580		
g. 収穫/580	h. 加工/582		
4. タマリンド		582	
糖料類		583	
1. さとうきび(甘蔗)		583	
(1) 来歴		583	
(2) 用途		583	
(3) 生産		583	
a. ブラジルの生産概況/583	b. ホリビアの生産概況/584		
c. パラグアイの生産概況/585			
(4) 性状		585	
(5) 栽培		586	
a. ブラジルにおける栽培/586	b. ホリビアにおける栽培/588		
(6) ブラジルにおける生産コスト		590	
2. ゼルバドウルセ		591	
(1) 来歴		591	
(2) 生産と需給の動向		591	
(3) 用途		592	
a. 甘味料として/592	b. 薬剤として/592		
(4) 性状		592	
(5) 品種		592	
(6) 栽培		592	
a. 繁殖/592	b. 本圃定植/593		
c. 灌水施設/593	d. 刈取り, 収穫/593		
e. 収量および歩留/593			
(7) 自生地について		594	
(8) 生産費試算		594	
繊維料類		595	
1. 綿		595	
(1) 来歴		595	
(2) 性状および用途		595	
(3) 綿の分類と品種		596	
a. 栽培種の分類/596	b. 陸地綿群の来歴と品種/597		
c. 海島綿の来歴と品種/597			
(4) 生産と需給状況		598	
a. 世界の生産と消費/598	b. ブラジル		
における棉花生産/599	c. ブラジル棉花の流通/601		
(5) ブラジル南部の栽培		604	
a. 栽培適地/604	b. 品種/604		
c. 整地/604	d. 酸度矯正/604		
e. 施肥/604	f. 播種/605		
g. 管理作業/605	h. 病虫害/606		
i. 収穫/608	j. 営農計画/608		
k. 将来性/609			
(6) ブラジル東北部の栽培		609	
a. 播種適期/609	b. 土壌/611		
c. 草本綿の栽培/611	d. 木綿の栽培/612		
e. 綿の生産費/613			
(7) ホリビアの栽培		614	
a. 概況/614	b. 品種/615		
c. 栽培/615	d. 病虫害/616		
e. その他の問題点/617			
2. ラミー(苧麻)		619	
(1) 来歴		619	
(2) 性状および用途		619	
(3) 生産と需給の動向		619	
a. 世界のラミー生産/619	b. ブラジルのラミー生産/619		
c. ラミーの需要/620			
(4) 品種		621	
(5) 栽培		621	
a. 栽培適地/621	b. 繁殖法/622		
c. 植付け/622	d. 施肥/622		
e. 除草/622	f. 収穫作業/622		
g. 病虫害/623	h. ラミー栽培の作業群/623		
(6) ラミーの格付		623	
(7) 営農設計		623	
(8) 北パラナにおけるラミー栽培上の問題点		626	
(9) ラミー生産の将来性		626	
3. ジュート(黄麻)		627	
(1) 来歴と生産		627	
(2) 性状, 用途		627	
(3) 品種		628	
(4) 栽培		628	
4. ケナフ		629	
(1) 概況		629	
(2) 用途		629	
(3) 性状		629	
(4) 栽培		629	
a. 適地/629	b. 整地, 播種間隔, 播種量/629		
c. 播種時期, 除草中耕/630	d. 病虫害/630		
e. 収穫/630	f. 調製/630		

5. シサル麻	633	3. 落花生	657
(1) 糸 歴	633	(1) 糸 歴	657
(2) 用途, 性状	633	(2) 性 状	657
(3) 繊維の識別	633	a. 分枝と着花の特性/657	b. 地下結実の特性/657
(4) シサル麻の生産と需給	634	(3) 用途	658
(5) シサル麻の栽培	634	(4) 生産	658
a. 適地/634	b. 整地/634	a. 世界の落花生生産/658	b. ブラジルの落花生生産/658
c. 育苗, 植付け/634	d. 管理, 収穫, 調製, 間作/635	e. 病虫害/635	
6. その他の繊維料類	636	(5) 品種	659
(1) 七島間(三角間)	636	(6) ブラジルの栽培	659
a. 生産状況/636	b. 用途/637	a. 栽培適地/659	b. 整地/659
c. 栽培/637	d. 経営実例/638	e. 播種/660	d. 播種期/660
e. その他/638		(7) 管理	660
(2) ほうきもろこし	638	a. 除草/660	b. 病虫害/660
a. 概況/638	b. 栽培/638	(8) 取 獲	661
油ろう料類	640	(9) 営農計画	661
1. 大豆	640	a. 投資額/661	b. 生産費/662
(1) 糸 歴	640	(10) 将来性	662
(2) 用 途	640	(11) パラグアイの栽培	663
(3) 一般概況	641	4. ヒマ	664
a. 世界の大豆生産/641	b. ブラジルの大豆生産/642	(1) 糸歴, 生産と需給の動向	664
c. ボリビアの大豆生産/646		(2) 性状および用途	665
(4) 大豆の栽培	647	(3) 品 種	665
a. 栽培適地/647	b. 病虫害/648	(4) 栽 培	665
c. 収穫/649	d. 生産費/650	a. 適地/665	b. 耕種作業/666
e. 将来性/651		c. 病害虫/666	
(5) 大豆の栽培法(パラグアイ)	651	(5) 取 獲	666
a. 人力を主体とする場合/651		a. 収穫期/666	b. 収穫/666
(6) 大豆の栽培法(ボリビア)	652	(6) 将来性	667
a. 大豆の害虫/652	b. 大豆の病害/653	5. パパスーやし	668
c. 大豆の収穫/653		(1) 糸歴, 生産と需給の動向	668
2. 油桐(あぶらぎり)	654	(2) 用 途	668
(1) 糸 歴	654	(3) 性 状	668
(2) 生産と需給の動向	654	(4) 問題点	668
(3) 用 途	654	6. ヒマワリ	670
(4) 品 種	655	(1) 糸歴, 生産と需給の動向	670
(5) 栽 培	655	(2) 性状および用途	670
a. 土地の整備/655	b. 種子の選定/655	a. 性状/670	b. 用途/670
c. 播種/655	d. 移植法/655	(3) 栽 培	671
e. 管理/655	f. 収穫/655	a. 適地/671	b. 品種/671
g. 霜害/656		c. 栽培要点/671	
(6) 経営収支	656	7. 菜種(なたね)	672
		(1) 糸歴, 需給の動向	672

(2) 用途	672	(2) 用途	685
(3) 性状	673	(3) 性状	686
a. 種実/673 b. 子実/673 c. 根/673		(4) 栽培	687
d. 葉/673 e. 莖/673 f. 花序/673		a. 自生地と適地/687 b. 育苗と定植/	
g. 開花結実/673		687 c. 一般管理と病虫害/687 d. 収穫	
(4) 品種	673	および調製/687	
(5) 気候と土壌	673	(5) 製油工場とその規模	688
a. 気候/673 b. 土壌/674		12. ココヤシ	689
(6) 栽培	674	(1) 世界の油脂資源としての生産と市場	689
a. 播種期/674 b. 播種方法/674 c. 管		(2) ブラジルの生産と消費	691
理/674 d. 収穫/674 e. 病虫害/674		a. 栽培と生産概況/691 b. ココ生産物と	
8. サフラワー (べにばな)	675	市場/692 c. ココヤシ加工工場の概要/	
(1) 来歴, 生産と需給	675	696	
(2) 性状	675	(3) 東北ブラジルの栽培技術	696
(3) 用途	676	a. 名称と来歴/696 b. 性状/697 c. 適	
a. 油/676 b. 搾り粕/676		地/697 b. 品種/698 e. 栽培/699	
(4) 栽培	676	13. カランダウヤシ	702
a. 品種/676 b. 適地/676 c. 播種適期		(1) 来歴, 分布	702
/676 d. 施肥/677 e. 植付け間隔/677		(2) 用途	702
f. 栽培管理/677 g. 病虫害/677 h. 取		香辛料類	703
穫/677		1. 胡椒(こしょう)	703
9. こま (胡麻)	678	(1) 来歴	703
(1) 来歴, 生産と需給の動向	678	(2) 生産と需給の動向	703
(2) 用途	678	a. 生産/703 b. 需要/704 c. 価格変動	
(3) 性状	679	動/705	
(4) 品種	679	(3) 用途	706
(5) 適地	679	(4) 性状	706
(6) 栽培	679	(5) 品種	706
a. 整地/679 b. 播種期/679 c. 播種方		(6) 栽培	706
法/679 d. 管理/679 e. 収穫および調		a. 栽培および経営上の特徴/706 b. 開	
製/680		閏/707 c. 植付け/707 d. 植付け後の	
(7) 病虫害	680	管理/707 e. 肥培管理/707	
a. 病害/680 b. 虫害/680		(7) 収穫・調製・選別・格付・販売	709
10. カルナウーバヤシ	681	a. 収穫/709 b. 調製/709 c. 選別/	
(1) 来歴, 生産と需給の動向	681	709 d. 格付け/709 e. 販売/710	
(2) 用途	682	(8) 病害	710
(3) 性状	682	a. 根ぐされ病/710 b. 胴枯病/719 c.	
(4) 品種	682	ウイルス病/720 d. その他の病害/722	
(5) 栽培	682	(9) 虫害	723
a. 適地/682 b. 育苗と肥培/683 c. 取		a. アブラムシ/723 b. カイガラムシ/	
穫と調製/683		723 c. 甲虫類/723	
11. オイチシカ	684	10 特殊栽培法	723
(1) 来歴, 生産と需給の動向	684	a. 庇蔭栽培/723 b. 開放交叉型仕立法	
		/723	

(1) 経営収支	724	(1) 米歴, 性状	747
(12) 標準作業原	724	(2) 用途	747
a. 初年木について/724		(3) 生産と需給	747
b. 2年木以上		(4) 栽培	748
について/724		a. 適地/748	
b. 栽培/748		b. 栽培/748	
2. 丁字(ちょうじ)	726	(5) 収穫・販売	748
(1) 米歴, 生産と需給の動向	726	6. オールスパイス(ジャマイカ胡椒)	749
(2) 用途	729	(1) 米歴, 生産と需給	749
(3) 性状	729	(2) 用途	749
(4) 品種	730	(3) 性状	750
(5) 栽培	730	7. にくずく(ナツメグ)	751
a. 栽培適地/730		(1) 米歴, 生産と需給の動向	751
b. 育苗/731		(2) 用途	752
c. 植		(3) 性状	752
付け準備と定植/731		(4) 栽培	752
d. 管理/731		a. 適地/752	
e.		b. 繁殖/752	
施肥/731		c. 栽植密	
f. 病虫害/732		度/752	
g. 収穫/732		d. 収穫/752	
h. 調製, 包装, 格付/732		e. 病害/752	
(6) 蒸溜	733	8. 肉桂(につけい)	753
(7) 丁字箇の造成費と生産費	734	(1) 米歴	753
3. バニラ	736	(2) 性状	753
(1) 米歴, 生産と需給	736	(3) 用途	753
(2) 用途	736	(4) 生産と需給の動向	753
(3) 性状	736	(5) 栽培	754
(4) 適地	736	a. 適地/754	
a. 気候/736		b. 繁殖, 育苗/754	
b. 土壌/736		c. 植	
(5) 栽培	736	付間隔/754	
a. 繁殖/736		b. 植穴と植付け/754	
b. 植付け/737		c. 植	
c. 管理		管理/754	
/737		f. 収穫, 調製/754	
d. 開花/737			
e. 授粉/737			
f.			
収穫/737			
g. 調製/737			
4. はっか(薄荷)	738	ゴム料類	755
(1) 概況	738	1. バラゴムノキ	755
(2) 性状と用途	738	(1) 米歴	755
(3) 生産と需給の動向	738	(2) 性状と用途	755
a. 世界のはっか生産/738		(3) 生産と需給の動向	756
b. ブラジルの		(4) 適地	757
はっか生産/739		a. 気候/757	
c. 流通/739		b. 土壌/757	
d. 取		(5) 品種	757
扱い商社/740		(6) 栽培	757
e. 輸出/740		a. 繁殖/757	
(4) 品種	740	b. 植付け/757	
(5) はっかの栽培	741	c. 管理	
a. 栽培適地/741		/757	
b. 耕種作業(慣行法)/		d. 主な病害/758	
741		e. 収穫/758	
c. 管理作業/741		f. 調製/758	
d. 収穫/741			
e.			
蒸溜/742			
(6) 営農計画	743	植物性揮発油類	759
a. 栽培条件/743		1. 植物性揮発油類の概況	759
b. 栽培(慣行)表/743		(1) 一般概況	759
c. 営農標準設計/743		(2) ブラジルにおける主要植物精油生産状況	759
d. バラグアイの			
経営収支実例/745			
(7) 将来性	746		
5. ジャンプー	747		

(3) ベティグレン..... 760
 a. 米歴/760 b. 品種/760 c. 植栽/
 760 d. 収穫/760 e. 生産地帯/761
 f. 蒸溜/761 g. 品質および能率/761
 h. 用途および主成分/762 i. 輸出量お
 よび金額/762

薬料類..... 763

1. ブラジルの薬料類..... 763

(1) ガラナー..... 763
 a. 概要/763 b. 栽培/763

(2) キナ..... 763
 a. 概要/763 b. 栽培/764

(3) コカ..... 764

(4) イベカクアニャ(吐根)..... 764
 a. 概要/764 b. 栽培/764

(5) その他..... 765

2. ポリビアの薬料類..... 767

Ⅶ 養蚕・養蜂

1. 養蚕..... 770

(1) 米歴..... 770
 a. ブラジル/770 b. パラグアイ/771

(2) 生産と需要の動向..... 771
 a. ブラジル/771 b. パラグアイ/773

(3) 品種..... 773
 a. 桑/773 b. 蚕/775

(4) 桑の栽培および蚕の飼育..... 775
 a. 桑園管理/775 b. 蚕飼育管理/777

(5) 出荷および価格の決定..... 787

2. 養蜂..... 790

(1) 概況..... 790
 a. 品種/790 b. 飼育形式/790

(2) 疾病..... 791
 a. ノゼマ病/791 b. マヒ病/791 c. 下
 痢病/791 d. アメリカ腐蛆病/791 f.
 e. ヨーロッパ腐蛆病/792 f. サッフア
 ルード病/792 g. 寄敵/792

(3) 市場..... 792
 a. 国内市場/792 b. 輸出入/793 c.
 養蜂振興の具体策/793

Ⅷ 畜産・飼肥料作物

1. 肉牛..... 796

(1) ブラジル..... 796
 a. 概況/796 b. 品種/797 c. 飼養管理
 /799 d. 衛生/800 e. 市場/804

(2) パラグアイ..... 807
 a. 概況/807 b. 品種/807 c. 飼養管
 理/808 d. 衛生/809 e. 市場/811

(3) ポリビア..... 813
 a. 概況/813 b. 品種/813 c. 飼養管
 理/814 d. 衛生/814 e. 市場/814

2. 乳牛..... 816

(1) ブラジル..... 816
 a. 概況/816 b. 飼養管理/816 c. 市
 場/821

(2) パラグアイ..... 823
 a. 概況/823 b. 飼養管理/823 c. 市場
 /824

(3) ポリビア..... 824
 a. 概況/824 b. 飼養管理/825 c. 市
 場/825

3. 養鶏..... 826

(1) ブラジル(サンパウロ州を中心として)..... 826
 a. 概況/826 b. 品種/827 c. 飼養管
 理/827 d. 衛生/830 e. 市場/833

(2) パラグアイ..... 836
 a. 概況/836 b. 飼養管理/837 c. 市
 場/837

(3) ポリビア..... 838
 a. 概況/838 b. 飼養管理/839 c. 市
 場/842

4. 養豚..... 843

(1) ブラジル..... 843
 a. 概況/843 b. 品種/844 c. 飼養管
 理/845 d. 衛生/847 e. 市場/848

(2) パラグアイ..... 849
 a. 概況/849 b. 市場/849

(3) ポリビア..... 849
 a. 概況/849 b. 市場/850

5. 飼料作物..... 852

禾本科牧草..... 852

(1) コロニオン..... 852
 a. 米歴/852 b. 性状/852 c. 増殖/

852 d. 管理/853 e. 収穫と収量/853 f. 栄養成分/853	872 f. 管理/872 g. 収穫と収量/872 h. 栄養成分/872 i. その他/873
(2) ジャラグア..... 853	(2) ラブラブ..... 873
a. 来歴/853 b. 性状/853 c. 増殖/853	a. 原産/873 b. 土地, 気候に対する適応性/873 c. 利用/873 d. 播種方法/873 e. 管理/873
d. 管理/854 e. 収穫と収量/854	(3) グリシネ..... 873
f. 栄養成分/854	a. 原産/873 b. 土地, 気候に対する適応性/873 c. 利用/874 d. 播種方法/874 e. 管理/874
(3) エレファンテ(ナビアグラス)..... 854	6. 緑肥作物..... 875
a. 来歴/854 b. 性状/854 c. 増殖/855 d. 管理/855 e. 収穫と収量/855	(1) 緑肥作物の特性..... 875
f. 栄養成分/856 g. その他/856	(2) 緑肥作物の種類..... 875
(4) サリーナ..... 856	a. 種類/875 b. 性状/876
a. 来歴/856 b. 性状/856 c. 増殖/857 d. 管理/857 e. 収穫と収量/857	(3) 緑肥作物の特徴..... 876
(5) キクユ..... 857	(4) 施用上の注意..... 876
a. 来歴/857 b. 性状/857 c. 増殖/857 d. 管理/858 e. 収穫と収量/858	(5) 作物への施用と栽培..... 876
f. 栄養成分/858	a. 冬期むきの緑肥/877 b. カンナに緑肥を使う場合/877 c. カフェザールの緑肥栽培/877 d. 栗樹間の緑肥栽培/877
(6) ローデス..... 859	(6) 根瘤菌の接種とその効果..... 877
a. 来歴/859 b. 性状/859 c. 増殖/859 d. 管理/859 e. 収穫と収量/859	(7) パラグアイの緑肥作物..... 878
f. 栄養成分/860	a. 来歴, 概況/878 b. 日系人入植地における緑肥作物/878 c. 種類と栽培の要点/878
(7) ソルゴー(もろこし)..... 860	
a. 来歴/860 b. 性状/860 c. 種類/860 d. 栽培/861 e. 用途/862 f. 毒性/862	
(8) パンゴラ..... 862	
a. 原産/862 b. 土地, 気候に対する適応性/862 c. 利用/863 d. 耕地, 播種方法/863 e. 管理/863 f. 混播栽培/863	
f. サイレージ/863	
(9) センブレ・ベルデ..... 863	
a. 原産/863 b. 土地, 気候に対する適応性/864 c. 利用/864 d. 耕地, 播種方法/864 e. 管理/864 f. 混播栽培/864	
g. サイレージ/864	
(10) アンゴラ..... 864	
a. 来歴/864 b. 性状および増殖/865	
c. 管理/865 d. 収穫および収量/865	
e. 栄養成分/865	
禾本科のうちの商品飼料作物..... 865	
(11) とうもろこし..... 865	
a. 来歴/865 b. 性状/865 c. 用途/866 d. 生産と需給の動向/866 e. 栽培/867	
豆科牧草..... 871	
(1) アルファルファ..... 871	
a. 来歴/871 b. 性状/871 c. 用途および需給/872 d. 品種/872 e. 増殖/	

IX 林 業

1. 林産資源と利用の概況..... 882
(1) ブラジル..... 882
a. 政府の植林政策/882 b. 全国の植林状況/883 c. サンパウロ州/883 d. パラナ州/883 e. 北ブラジルの森林資源/883
(2) パラグアイ..... 895
2. パラナ松..... 896
(1) 分布および性状..... 896
(2) 植 栽..... 897
(3) 管 理..... 897
(4) 取 穫..... 898
3. アメリカ松..... 899
(1) エリオッティ松..... 899
a. 特徴/899 b. 分布および性状/900
(2) テーグ松..... 900
(3) 苗および定植..... 901

a. 播種から鉢への移植まで/901 b. 鉢への移植/902 c. 定植/902 d. 収穫/903

(4) 利用..... 903

4. ユーカリ..... 905

(1) 植林の経済性..... 905

(2) 育苗..... 906

a. 種子と播種/906 b. 播種床/906 c. 移植/906

(3) 定植..... 906

a. 整地/906 b. 植付け/906 c. 管理/906

(4) 伐採..... 906

a. 伐採法/906 b. 生産量/906

(5) 性状..... 907

5. 台湾桐..... 908

(1) 来歴..... 908

(2) 品種..... 908

(3) 性状..... 909

(4) 栽培..... 909

a. 増殖/909 b. 管理/910 c. 伐採および更新/911 d. 生長度/911

(5) 生産コスト..... 911

(6) 問題点..... 912

a. 土地を選ぶ/912 b. 市場がない/912 c. 植林界における桐の将来性/912

6. 特用樹..... 914

(1) アカシアネグラ..... 914

(2) シメリナ..... 914

(3) ナーク..... 914

(4) マホガニー..... 914

(5) パルミット..... 914

(6) その他..... 915

X 農地開発

はじめに..... 917

1. 南米諸国における農地開発の概要..... 918

(1) 南米における農業土木と今後の方向..... 918

(2) 地域開発と入植地の設定..... 918

(3) 調査、測量..... 918

a. 調査/918 b. 測量/919

(4) 開墾..... 919

(5) 土地改良、土壌保全..... 919

(6) 道路、構造物..... 920

a. 道路/920 b. 構造物/920

(7) 灌漑、干拓..... 920

(8) 事業費の算定..... 920

a. 物価変動/920 b. 労働費と労働関係/920 c. 資材/921 d. 歩掛り/921

e. 諸経費/921 f. 工事期間/921 g. 請負代金、請負契約/921 h. 工事会社/921

(9) 入植地の造成..... 922

a. 奥地集団入植地/923 b. 都市近郊中入植地/923 c. 都市郊外小入植地/923

d. 灌漑施設を有する入植地/923

(10) 眼でみる入植地形成の過程..... 924

2. 入植地の選定..... 939

(1) 調査の進め方..... 939

a. 土地の所有関係/939 b. 近傍類似地価/939 c. 自然状況/939 d. 社会環境/940

(2) 受入国の関連法律、規則の概要..... 940

a. ブラジル/940 b. パラグアイ/951 c. ボリビア/952

(3) 土地取得にともなう法定測量..... 953

3. 計画・設計..... 956

(1) 航空写真測量の実例..... 956

a. アルトパラナ入植地(パラグアイ)/956

b. イグアス入植地(パラグアイ)/956

(2) 計画・設計にあたって留意すべき事項..... 956

a. センター用地/956 b. 道路/956 c. 構造物/965 d. 区画割測量/965 e. 仮設備/965 f. 年度別計画/965 g. 造成投資に対する配慮/965

4. 造成..... 966

(1) 造成機械..... 966

(2) 造成機械の耐用時間..... 966

(3) 造成の要領..... 966

5. 機械開墾..... 968

(1) ブラジル..... 968

a. 機械開墾の歴史/968 b. 開墾機械の種類/968 c. 機械開墾の方法/969 d. 開墾の機械化政策/970 e. 機械開墾の作業歩掛/971

(2) パラグアイ..... 972

a. 人力開墾後の機械技能/972 b. 原始林の機械開墾/972

(3) ボリビア..... 975

a. 原始林の機械開墾/975 b. 再生林の機

械開墾/975 c. 牧野地の機械開墾/975	理組織/987 d. 水の供給/988 e. 水利
d. 開墾地の跡整理/975	維持管理費と賦役/988 f. 地下水の利用
6. 農業機械..... 976	/989 g. 排水/989 h. 作物別用水量/
(1) ブラジル..... 976	990 i. 開墾整地/990 j. 土壌塩分/991
a. 農業機械の導入と普及/976 b. 農業機	(3) パラグアイ..... 992
械の分類/977 c. 農業機械化への問題点	(4) ホリビヤ..... 992
/978	a. 規制事項/992 b. サンタクルス州の灌
(2) パラグアイ..... 978	漑現況/992 灌漑方式と費用/993
a. 農業機械化の方向/978 b. 機械の運転	e. 用水量/993
経費の見積り要領/979	
(3) ホリビヤ..... 980	
7. 灌漑・排水..... 983	
(1) ブラジル..... 983	
a. 概況/983 b. 灌漑工事の対象となる地	
域/984 c. 灌漑の優先順位/985 d. 灌	
漑プロジェクト/987	
(2) アルゼンチン..... 987	
a. 概況/987 b. 水利権/987 c. 水の管	

あとがき/仁科雅夫..... 996
執筆者略歴..... 1027
インデックス..... 1029
南米関連企業案内..... 1043

付 表

海外移住事業団機構図..... 999	熱帯作物分類および名称対比表..... 1001
関係各国通貨..... 1000	ブラジル進出企業一覧..... 1012
関係各国度量衡..... 1000	南米における日本人集団入植地図..... 1026

カラー口絵

社会環境..... 3	花卉園芸..... 532
土壌肥料..... 185	工芸作物 (1)..... 543
食用作物..... 267	工芸作物 (2)..... 711
果樹園芸 (1)..... 301	養蚕・養蜂..... 781
果樹園芸 (2)..... 353	畜産・飼肥料作物..... 817
果樹園芸 (3)..... 421	林業..... 885
茶園園芸..... 473	農地開発..... 957

監修代表 仁科 雅夫 (海外事業部長)

編集委員長 仁科 雅夫

事務局(前期) 西岡 徳人 (振興部広報課長)

事務局(後期) 宮川 清忠 (開発部開発課長補佐)

” 大堂 志郎 (海外事業部農牧課)

執筆者 (五十音順)

青山 豪	中筋 登
青山 千秋	西岡 徳人
石沢登志雄	仁科 雅夫
栄田 剛	西野 世界
大城孝四郎	土生 幹夫
大畑吉五郎	平岡 宗彦
奥村 孝夫	平間 正治
小島 進	藤田 正彦
竊木 功	堀内 登
川上 徹	本田 宜興
小林 憲一	前田 武彦
斎藤 昭宏	前田 安隆
篠崎 俊英	真下 慶治
清水 武男	松崎 輝雄
白石 健二	宮川 清忠
鈴木 紀光	八重尾直忠
瀬合 義之	山泉 正安
高橋順治郎	湯川 修介
高橋 辰夫	遊佐 健輔
坪井 一郎	渡辺 英樹
寺神戸 曠	
那賀 勇	(略歴巻末掲載)

編集協力者 (五十音順)

安藤 龍夫	寺神戸 曠	戸水 康二
今津 武	水田 晃	西牧 隆壮
栄田 剛	野和田光一	
海老名六郎	福田 省三	
小島 進	細野 豊	
竊木 功	細川 秀夫	
北村 孝	宮広千代蔵	
篠崎 俊英	安枝 一広	
瀬合 義之		

社会環境編

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is crucial for ensuring transparency and accountability in the organization's operations. The text notes that without proper record-keeping, it would be difficult to track expenses, revenues, and other financial data, which could lead to mismanagement and potential legal issues.

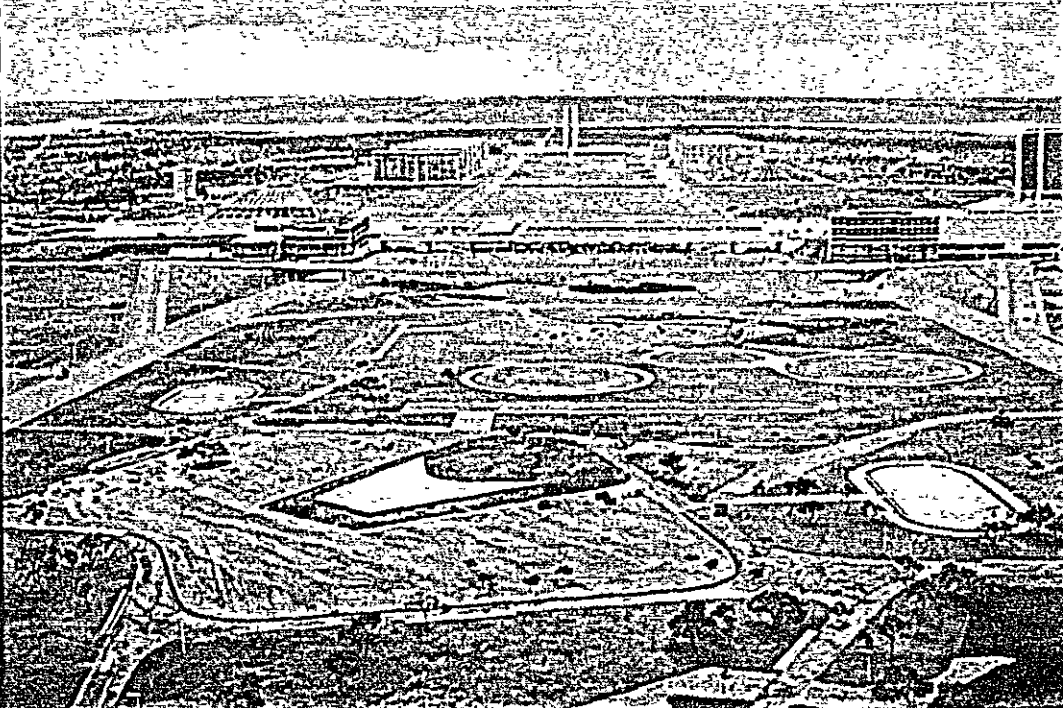
2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It mentions that the organization employs a combination of manual data entry and automated software solutions to ensure the accuracy and efficiency of the data collection process. The text also discusses the importance of regularly updating the data and performing periodic audits to identify any discrepancies or errors.

3. The third part of the document focuses on the analysis and interpretation of the collected data. It explains that the organization uses statistical methods and data visualization techniques to identify trends, patterns, and anomalies in the data. The text highlights that this analysis is essential for making informed decisions and developing effective strategies to improve the organization's performance.

4. The fourth part of the document discusses the challenges and limitations of the current data collection and analysis process. It notes that there are several factors that can affect the quality and reliability of the data, such as human error, incomplete data, and outdated information. The text also mentions that the current process is often time-consuming and costly, which can hinder the organization's ability to respond quickly to changing market conditions.

5. The fifth part of the document proposes several solutions and recommendations to address the identified challenges and improve the data collection and analysis process. It suggests implementing more robust data management systems, providing training and support for staff, and establishing clear protocols and procedures for data collection and analysis. The text also recommends conducting regular audits and reviews to ensure the ongoing accuracy and reliability of the data.

ブラジル



▲ブラジルの新首都ブラジリア



▲アマゾン郡トドメアスの日本人移民者の家

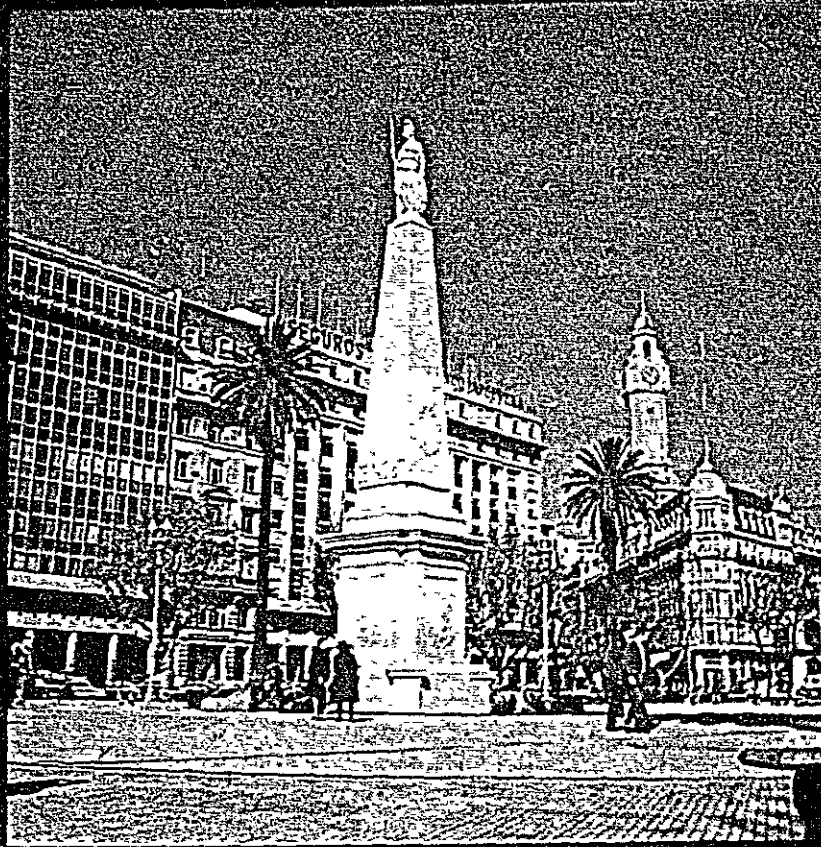


▲ブラジル社会の一員になっている日系青年

▼アマゾン原始林の中を、日本人アカラ族民地からベレーン市へ走る道路



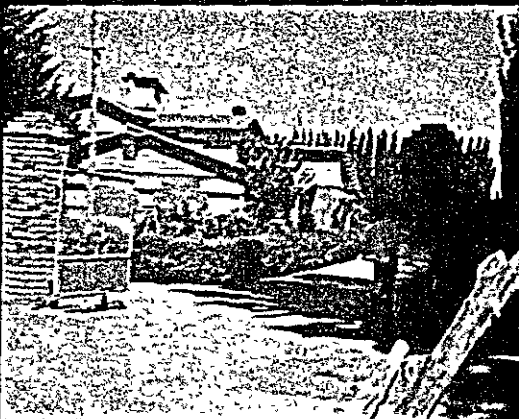
アルゼンチン



▲ブエノスアイレス市

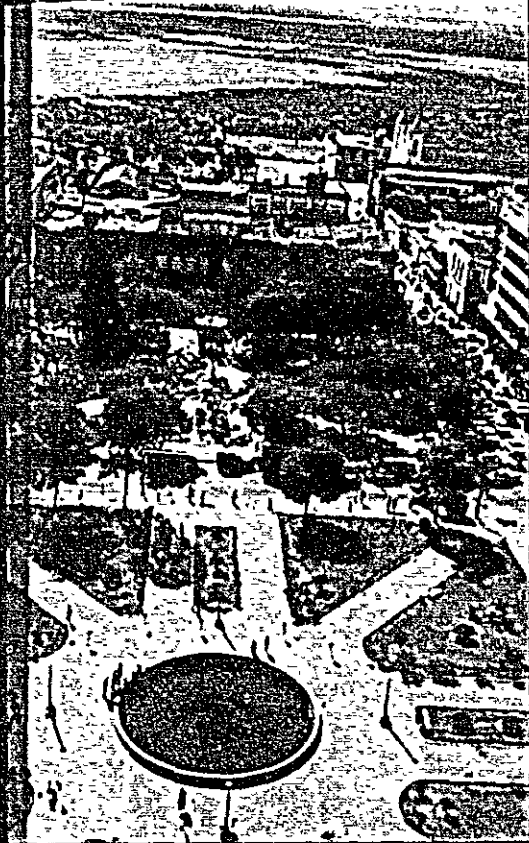


▲ブエノスアイレス
の街並み

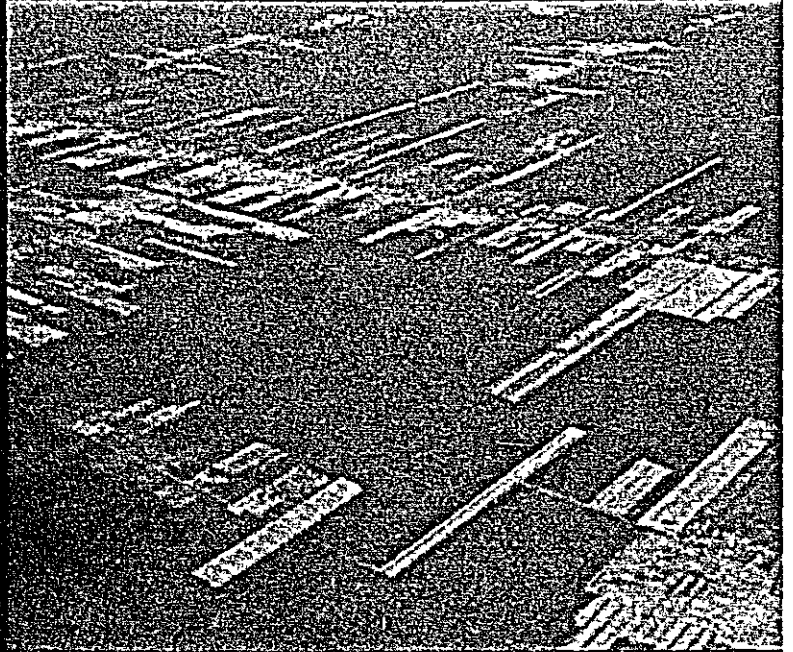


◀リオネグロ市の
日本人移住者の家

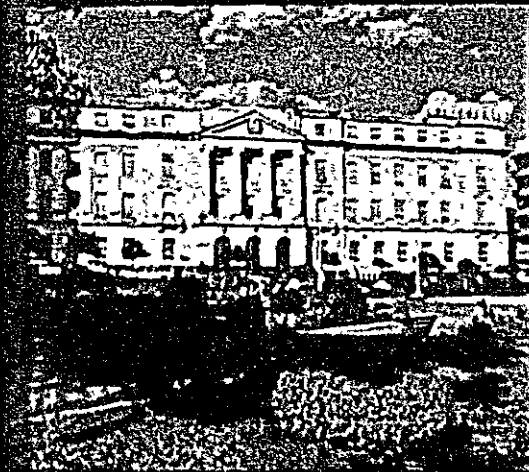
パラグアイ



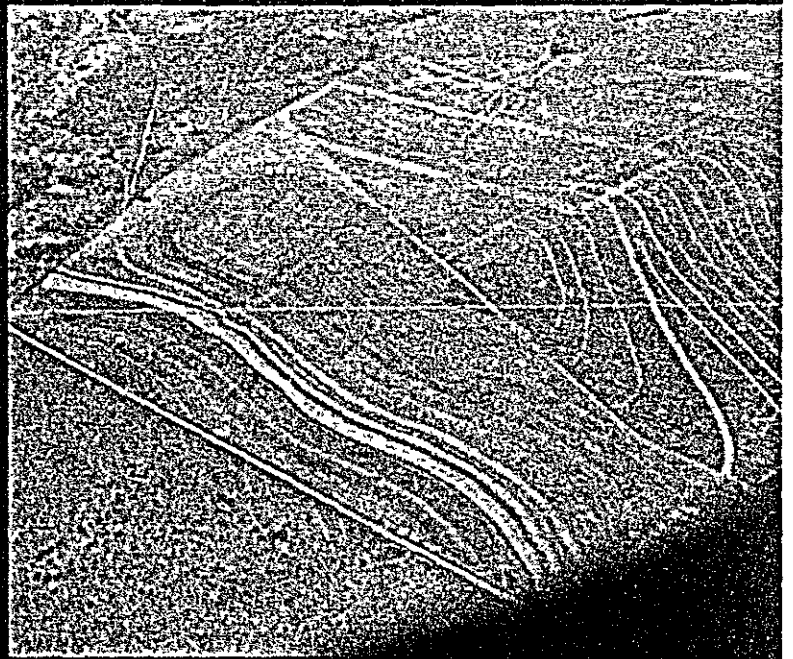
▲アスンシオン中央公園よりチーゴ地方を望む



▲原始林の中にできはじめた開墾化耕地

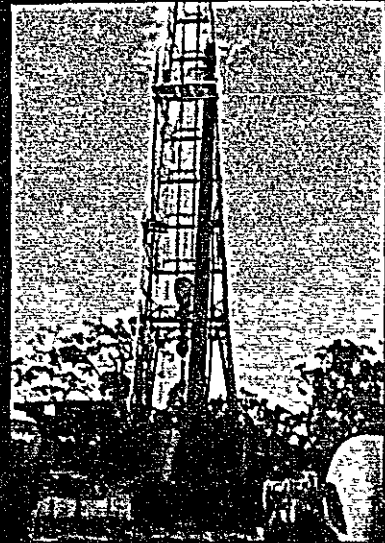


▲国立勸業銀行



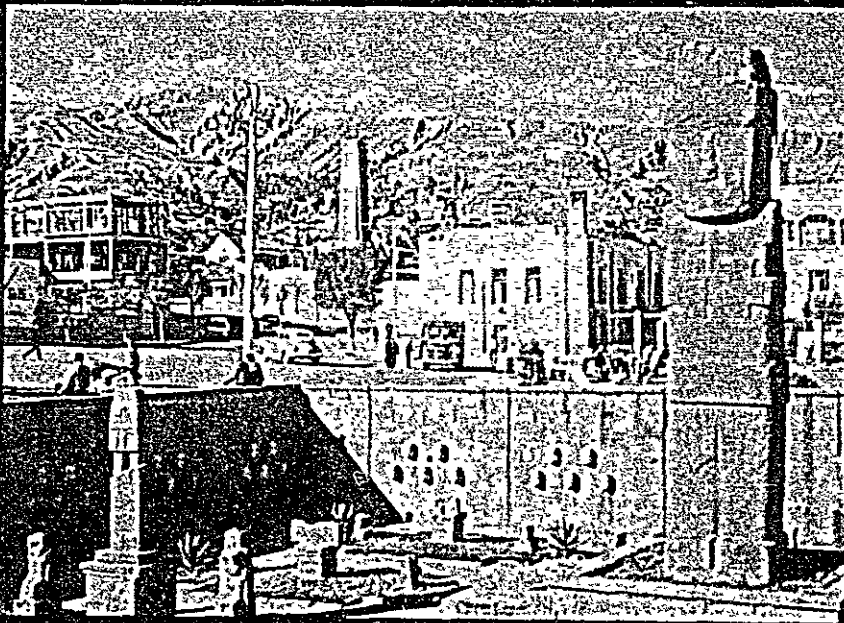
▲等高線地形

ボリビア



▲サンフランシスコで発見された油田

◀サンクルス市の朝市



◀標高3,800mの首都
ラパス。世界で最も
高所にある都市で、
空気が薄く、非常に
乾燥地。



◀標高4,000mの中を走る
五大陸唯一の全長
181kmの
鉄道

I. ブラジル

1. 農業開発の歴史

(1) 概況

ブラジルの農業開発の歴史は、簡単にいえば、移民と植民によって築きあげられてきたものであった。もっともこの事実は1850年前後からのことで、それまでは土着の土人の農業と開拓——というよりむしろ探険に付随した農業生涯が細々と長い間続いてきたものであった。実際のところ、今日の農業形態が発生し始めてからの歴史は、わずか100年である。ルイスアラマールの農業史に「ブラジルの農業発達史は歴史的な年代によってたどることはできない。それはむしろ、文明と原始を隔てているキロメートルによってたどるべきである。」と著されているが、文明と原始の共存を的確に表現し得ている。歴史の年代よりむしろ、広大な大地をたどって思いのままに進められた農業展開史を、地理として捉えるべきかも知れない。

実際、現在でもアスファルト道路からほんの少し入った地点で、原始的な土着農民（カボクロ農民）の生活が至るところで見られる。細々とした農業展開が各地に進行していた19世紀中頃までの間に、ダイナミックな一時代を画する砂糖時代・綿時代・コーヒー時代はあまりにも有名でよく知られている。民族がそれぞれ地域毎に開発した農業が、国の統一と農政の保護のもとに需要を満たし輸出につながってきた先進諸国の農業史と比べれば、ブラジルのそれは異質である。さ

まざまな人種構成の社会にみられるように、農業もまた各国の寄り集りの中で工夫されてきた感があり、さらにもう1つの条件は851万km²の大森林と砂漠への挑戦であり、点の移動であった。

古代史にみる多くの文明の発祥が、大河の河口、三角州の肥沃な土地帯であったのに対し、中南米のそれはメキシコ高原、アンデス高原等の高原にまず発生した。これは、人間の介入と生活を拒む大原始林とセツカ（かんぼつ）の故であった。またブラジルを発見し、開拓していったポルトガル人が農耕民族でなく、金銀財宝を追い一獲千金を狙う探険家であったこと、およびポルトガル本国の力が途中で弱まったことなどが、農業発展を遅らせた大きな原因といえる。

(2) ブラジル発見当時

ブラジルの国名の由来であり、最初の唯一の富をもたらしたパウ・ブラジル（赤色染料をとる木の名前）を発見したのは、ポルトガル最初の探険隊が、1500年にはじめてこの地に足跡を印した時である。

1532年、マルチン・アフォンソの率いる船隊が南部の海岸地帯を探険し、サンピセンテ（現在のサントス付近）にさとうきびを移植したとの記録がある。ブラジル発見以前に各地に住みついていた土人（インディオと称するが、主なものだけでも75種族を下らぬといわれる）には、彼等なりの食糧自給体制があった。その中心となるのはマンジョカである。インディオの生活と文化が、ブラジル史および農業発展の比較的重要な基礎となっているに違いない。しかし多くの種族のうちツビーグラーニ族がアラワック族とともに最も進んだ種族でかつ好戦的で、いくつかの植民地をつぶ

した。またある種族は、植民者と友好を保って開発のよき協力者となった。彼等の主食はとうもろこしとマンジョカで、人類学者はとうもろこしやマンジョカを最初に栽培したのはアラワック族だろうと推定している。ツビーグラーニー族は南ブラジルよりアマゾン南岸に至る広汎な地域に、アラワック族はアマゾン川の中流から上流の全域を占め、今日でもアマゾンの代表的な土人である。その他、北東のセルトン全域にわたってカリリー族、トカチンス河流域一帯のジエー族、アマゾンからカリブ海に至るカリブ族、南部からパラグアイに分布したガイクルー族などがいた。

当時のブラジルでは小麦の栽培ができずパンがつけられなかったため、植民者たちはマンジョカを主食とするようになった。マンジョカは「ブラジルのパン」といわれ、また土人達はマンジョカの澱粉からカウインという酒をつくった。とうもろこしは、生または乾燥した粒で食用に供され、あるいはこれを粉末にし、また発酵させてアルコール飲料をつくった。魚獲用のあみや、ハンモック用の繊維のために綿を栽培し、つむいで粗末ではあるが織物をつくっていた。マンジョカやとうもろこしの他に、さつま芋、フエジョン、やまいも、蜂蜜それに卵による動物、魚が食物であったことがカリリー族の文化と歴史の中に伝えられている。

彼等の栽培法は、森林を切り倒し火をつけて焼き払い、木株の間に種子を植付ける焼畑農法であった。したがって転々と土地を変えていった。現在はブルドーザやトラクターを使う整地播種の農業に進んで来たが、焼畑移動農業はなお至るところで行なわれており、数百数千年前と変らぬ姿を見ることができる。

(3) 初期の開拓 一砂糖の時代一

1532年、マルチン・アフォンソの大移民団を送ったポルトガル政府は、植民地経営に必要な費用をねん出することができず、カピタニヤ制を敷いた。これは、未開拓地の使用権と統治権を開拓能力のあるものに世襲的に与えられるもので、長官(カピトン)の権利に属する土地ということである。この土地のことをセズマリヤと呼び1人で1万加以上の巨大地主がどんどんふえ、この一種の封建大土地所有制が後年の農業発展の障害の一因となったといえる。すなわち、コーヒー栽培などプランテーション農業の導入に対し、小農の独立を阻害し、特に現在なおその開発の遅れている東北ブラジル地方において著しい。多くのカピタニヤは領主の経済力も統治力も弱く、結局失敗に終わったが、土地所有制は変わらず、後年まで尾をひき、開発を遅ら

せるものになった。

ポルトガル王室は、ブラジルを国家的に強力な方法で開拓せざるを得ず、領主制の代りに総督政治をしることとなった。1549年、幾多の貴族を含む植民者700人が派遣され、カピタニヤ・バイヤに総督府をおき開拓事業に着手し、いよいよ砂糖産業が勃興することとなった。この砂糖産業のために、はじめは土着の土人を使役し、その後アフリカの黒人を大量に奴隷として導入した。砂糖景気は、17世紀の半ば頃からキューバの砂糖が台頭し、価格暴落などの被害を受けたことがあったが、18世紀の初めまで続いた。1582年ポルトガルから訪れたフェルナル・ガルシン伯がその見聞記で「バイヤには砂糖工場が36もあり、一番よい砂糖ができる。

人口3,000人、教化された土人8,000人と4,000人のアフリカ奴隷がおり、土地は肥沃でその生活は本国のリスボンよりぜいたくである。」と述べた。これをみてもいかに砂糖時代の景気がよかったかがわかる。広大な未開地をひらいて砂糖工場を建設するには、ばく大な資金と多数の奴隷がいる。そうでないと砂糖農場の経営は不可能で、砂糖産業の繁栄したペルナンブコ州、バイヤ州地方の北東部で、地主になることができたのは広大な面積をもつ貴族や金持の特権階級だけに限られていた。一方南部の海岸地帯に上陸した探険隊は、現在のサンパウロ高原に町をつくり、さらに奥深く足を伸ばした。これは1554年のことである。サンパウロの高原は彼等の本国の気候に類似し、大麦、小麦、ぶどうなどが栽培された記録がある。パンデイラと呼ばれた探険隊が移動するにつれ、食糧生産の必要が生じ、自給農業は移動農耕として各地に残り、探険隊の中にも旅をあきらめてその土地に残る者もいて自給農業がそれぞれに定着していった。これが17世紀後半まで続いたのである。南部には北東部のような大地主はなく、さとうきびの栽培条件も悪く、あるいはヨーロッパ市場へ遠かったりして、北東地方の繁栄とはくらべるべくもなかった。

(4) 17世紀～18世紀 一金鉱の時代一

ブラジルの歴史上、ミナスの砂金の発見によるゴキスおよびミナス地方の活況は一時代を画した。これこそ開拓者のあこがれ求めていたものであっただけに空前のゴールドラッシュを呈した。世人の目はすべてこの地方に向き、農業はもちろん他のいかなる開発もかえりみられず、17世紀末から18世紀にかけての中心であった。土人狩をして奥地を歩きまわったパンデイラが、1669年、ミナスジェライスのサバラーで豊富な砂金を

発見したのに始まり、次々とこの地方に金鉱が発見され、ダイヤモンド、エメラルド、水晶、鉄鉱石などが発見された。ミナスジェライスは、あらゆる種類の鉱山の意味でこの時代に名づけられ、金やダイヤモンドはゴヤス、マツグロツツからも発見された。

このひどい山奥の未開地に人がぞくぞくと集まってきたために、食糧の不足はこの時代が最もひどく、食糧飢餓が何度もおそった。野菜類はほとんどなく、病気になる者が多く、各地から食糧をはじめ一切の生活必需品が移入された。ノルデステ地方からはたばこ、植絨など、リオデジャネイロのカンポス地方から酒（ピング）が、サンパウロから果実およびこれからつくったようかん（マルメラージュ）が、ノルデステから肉牛が、またリオグランデスールから輸送用としての馬（ブーロ）がミナスジェライスを送られた。南部の馬の発達は、この時代から起ったものである。この金山への食糧供給のため、サンパウロ州のミナスジェライス州境・パラíba河流域、カンピーナス、ジュンジャイ、ブラガンサ地方に農業生産が定着し伸びたが、もっぱら一時の景気に付随したもののだけに計画的にもなく、この地の農民の生活は依然として貧しいものであった。

黄金時代のはじまる17世紀末途に見逃すことのできぬのが、バンデイラの開発とこれによって生じた牧畜地帯の展開である。北東部セルトンは、砂糖地帯の繁栄にともない奥へ奥へと開発され、17世紀の終り頃までにバイヤ、ペルナンブコ、パラíba、リオグランデドノルテ、ピヤウイ、セアラにわたる約100万平方キロに近い地域が牧場となり、牛の数は百数十万頭に達した。金鉱時代に入ってから、ブラジルの社会に民衆によって築かれた寺院と商店の町が現われ、商業を活

発なものにさせ、大きな国内市場を形成し、産業の振興がはかられた。

したがって、多くの中小農民の生活は貧しかったが、農業生産は自給自足形態から脱し、一応の商品農業生産がサンパウロ州を中心に、18世紀頃より起ったといえることができよう。

17世紀はブラジルも重商主義政策がすすめられたが、18世紀中ごろより封建的社会制度に対し、民衆へ革命の情熱をおおる啓蒙思想が浸透し始めた。これは共和思想の芽生えにつながった。

(5) 綿とコーヒー（カフェー）登場

1822年ドンペドロがイピランガの丘で独立宣言をした頃、すでにミナスジェライスの金は堀りつくされ、産業の中心は再び農業に移りつつあった。ヨーロッパの産業革命の影響を受け始めたのもこの頃で、資本主義が発生し各種の農業生産に刺激を与えた。ナポレオンの侵略に迫られ、1808年ポルトガル王室および政府がブラジルに亡命してくると同時に、ブラジルの港をポルトガル以外の諸国へも開き、外国との自由貿易を許したことが農産物の輸出をたやすくし、農業に活気を与えた。18世紀末、農業時代の再現の頃、新しくブラジルの産業界にのし上がったものは綿であった。織物技術の革命的な発達で、綿織物が毛織物にかわってイギリス産業の王座にすわるようになり、原料綿の需要が激増したため、綿の輸出が驚異的に伸び始めた。特に、北部のマラニオン州、セアラ州は主要な産地で、綿栽培に適する乾燥地域はすべて綿畑となった。これもアメリカのホイットニーの繰綿機の発明により、1820年頃からブラジル綿はコスト高となり、国際競争に勝てず減産の傾向をたどり、19世紀の中頃にはみる影もない程になった。これに代ってリオデジャネイロを中心とする南部に起った産業が、コーヒーであった。

1727年 仏領ギアナより種子と苗をベレーンに移植。

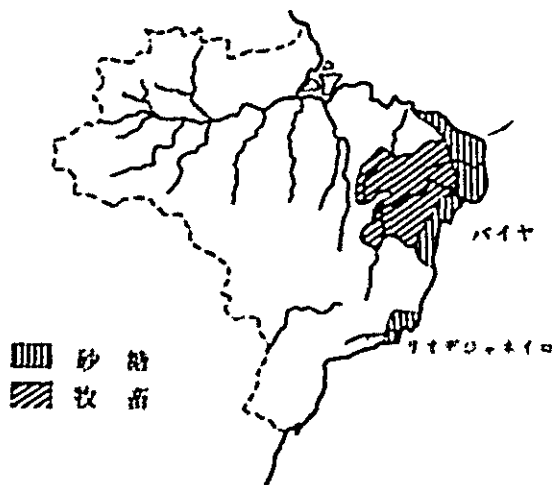
1770年 バイヤ地方に移る。

1790年 サンパウロに導入。

1850年 ブラジルのコーヒー生産は世界の生産量の50%に至った。この頃の生産の中心はバイヤ、リオデジャネイロ、ミナスジェライス各州であった。

金時代の貿易で産をなした商人の多いリオデジャネイロで、コーヒー栽培が進み、政府は強制的に農民に植えさせ、19世紀に入り貿易商品としての重要性がメキメキ現れてきた。パラíba河の流域からやがてサンパウロ州のテラロシア地帯を追い求めて、コーヒー産地は移っていくが、大古以来の処女林はことごと

オ1図 17世紀の砂糖・牧畜地帯



く切り倒され、緑波うつコーヒーの樹海が出現したのであった。コーヒー地帯の伸長に伴い、その方向に沿った鉄道が建設されたのもこの頃である。すなわちモジアナ線(1875年)、サントス-ジュンジャイ線(1867年)、その後パウリスタ線、ソコバナ線が建設され、住民の交通交易に便を与えたのである。ただし、ノロエステ線のみは、戦略的な見地から連邦政府が敷設したもので、この線はテラロシア土地地帯を走っていない(コーヒー熱から取り残された地帯となって、各国移民の独立自営開拓地のさきがけの地となった)。

こうしてサンパウロにも市街が建設され、初めて探険隊が根城をおいた時点から実に300年、ようやく労働力、人口、資本が集まり出し、経済の中心となってきたのであった。

鉄道の開設と精選工場の蒸気化によって、産業革命の波を受けた大農場(ファゼンダ)は、さらに奴隷解放によって生産関係の革命が行なわれ、サンパウロ州のコーヒー産業は近代化された。やがて有力なコーヒー園主達は、農場の労力を補充するため、ヨーロッパからの移民(雇用農=コロノと呼ばれる)を受入れ、現在の独立自営農の基礎をつくった。コロノはコーヒー農場で雇われて働く者の呼び名で、労働に対して収穫物の半分を報酬として与えられた

(6) アマゾンのゴム

コーヒーがリオデジャネイロ州パライーバ河流域に広がった頃、アマゾン河流域の大密林は、天然ゴムの

採取のため、上流に向かってどんどん開けつつあった。

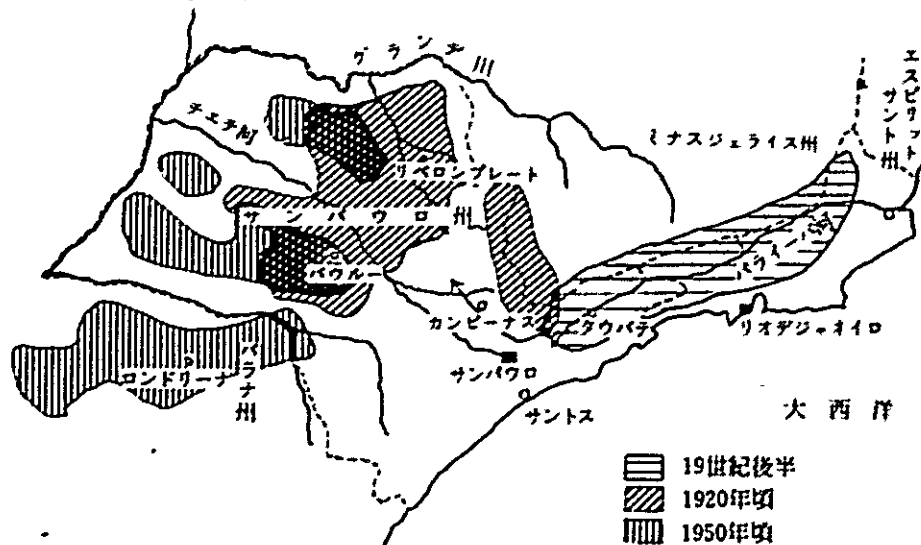
アマゾンでの日系人のこしょう(ビメンク)栽培の歴史も、1972年4.3億ドルを費やし、3年間の第一期工事を終えた大陸横断トランスアマゾニカの道路の開拓も、ようやく20世紀の後半になって、秘境に手がつけられた一大事業で、このゴムによるアマゾンへの役人がなければ、おそらくアマゾンは一文の値打ちもない土人の領域であったと思われる。文明人によってはじめて実用的に使われだしたのは、1770年消ゴムに利用されるようになってからといわれるが、1839年硫化法の発明によりその用途は広まってきた。

最初の商品として輸出されたのは1827年で、1890年自動車のタイヤにされるようになって、その重要性は急に高くなった。1910年頃は、ブラジル全輸出額の28%を占めていた。1914年からマレイ半島のゴム栽培がアマゾンの天然ゴムを圧迫し始め、1920年には完全に栽培ゴムによって世界市場をにぎられ、アマゾンゴムの全盛期はわずか半世紀30年で終わったが、この間アマゾンの広大な流域が開発されたことは商人の搾取による土人の苦役と、そのさまざまな悲惨な緑の地獄への戦いとともに見事に値する史実をもっている。

(7) 移民時代

1850年にでた奴隷禁止令が、実際に実現されたのは1888年で、この頃帝政が崩壊し、共和制がしかれた(1889年)。砂糖の時代、黄金の時代、そして第3のブーム=コーヒー時代は奴隷に代わる労働力として外国移

オ2図 サンパウロ州のコーヒー地帯の移動と中心都市



民の導入が促進され、結果からみればコーヒー農業によって蓄積された資本と外国移民の活動の上に、サンパウロの工業の近代化がその萌芽をみるに至り、その後日本人も含めての外国移民による農業生産活動が、現代の農業を形づくったといえる。この意味が、冒頭のブラジル農業の発展史は移民および植民によると述べた理由である。1847年のドイツ移民を皮きりに、10年間にスイス、ベルギー、フランスなどの400世帯がコロノ移民としてコーヒー園に配られた。

1890年～1900年の間はイタリア移民が圧倒的に多く、年間2000人以上が入国し、最盛期のコーヒー農園の就業人口の70%がイタリア人であるといわれた。コロノ移民としては250万人がサンパウロ州に導入され、当時の人種別比率はイタリア人35%、ポルトガル人17%、スペイン人12%、日本人8%であった。ただし、日本人移民の場合はイタリア人より40年程遅く、1930年代に多い。外国移民導入の条件としては、コーヒー農場で働いたものは、後に小土地所有者として独立できるように、連邦政府や州政府はスクレオ・コロニアル(Nucleo Colonial)という自作農集団地を設けている。

これは後に発展する植民地社会の原型である。

1920年代以降自作農への道は閉かれ、残された土地の多くはコーヒー不適地とされたところで、各国移民の中から工業、商業へ、そしてサンパウロ市近郊への小規模な集落を求めての移動が行なわれた。特にその中でも、日本人は都市へ流出するより、コロノ労働者から独立農(借地自営)へと進むものが多く、日本人の近年の農業発展におよぼす影響は協同組合の形成発展の歴史とともにきわめて大なるものがあつた。もちろん、ヨーロッパの移民達が、コロノより独立を容易にした事情には、1896年から10年間にわたる生産過剰によるコーヒーの暴落があり、大コーヒー園新設熱に、終止符がいったん打たれたことによるものも多かった。

(8) 1930年以降

モノカルチャー的農業、一時代を画する産業時代が終り、各地に都市が発達し、商品農業生産が中小農の自作により展開し始めた1930年以降現代に至る40年間には、増大する都市人口に対する食糧野菜などありとあらゆる農畜産物の供給のための増産時代である。増産あるいは品質改良のために、各種の技術が導入され、そして試験研究も進められた。

大農場の存在は、長い間都市の発達を遅らせたが、1930年代のリンズ、マリリア、第二次大戦後のパラナ州のロンドリーナなどは、小農を中心に発展した都市

である。独立小農が生産の基盤をがっちりおさえて、集団地に組合運動が起つたのもこの頃である。農業協同組合は、確かに流通面からブラジル農業の形に変革を与え、生産増大に寄与したが、日系の農業協同組合はその代表的存在であった。1927年コチア産業組合の創設をはじめとし、各地に日系組合が続々と誕生し、今日に至る40年の農協の歴史が始まったのである。その過程には、経済恐慌、政情不安、第二次世界大戦など、さまざまな起伏と苦難があり、多くの奥地組合が潰れたが、現在のコチア産業組合、南ブラジル産業組合、サンパウロ産業組合中央会他数産組の発展はこれらを加えてあまりあり、ブラジルにおける流通ならびに食生活革命をもたらしたといえよう。

1932年 ブラジル産業(協同)組合法公布。

1966年 同上新法公布。また同時に商品流通税(1CM)が施行され、各地に抵抗起る。産業組合は中央会組織に改組。

1972年 同上改正法公布。事業区域問題・信用事業について、員外取引等種々改善された条文もおりこまれた。

独立小農の集団と組合の強化は、内陸都市に労働者や小農を引きつけ、牧畜で立とうとするブラジル人や南ヨーロッパ移民が酪農や養豚などを消費都市の近くに栄えさせ、枝等の生産を制穀し、農産加工まで含めて農業生産は飛躍的に増大した。

1930年以降の歴史は、外国資本の導入、工業化の促進、経済恐慌、インフレ、戦争の影響、政変等めまぐるしく単一に論ずることはできない。

第二次世界大戦後の動きを簡単に見てみると、

1945年 第二次世界大戦終了。軍部クーデターにより15年にわたるヴェルガスの独裁終る。

1950年 再びヴェルガスが大統領に選ばれる。

ブラジルの経済は浪費と政治腐敗とインフレにより行き詰まる。

1955年 ジュセリーノ・クビチュック大統領就任。

「50年の進歩を5年で」とのスローガン掲げ、工業化促進はかる。

国民総生産額

	総計	農畜産	工業	その他
1949年	195.8	51.7	45.4	98.7
1959年	367.1	76.9	108.3	181.9
1969年	653.1	117.7	205.0	330.4

注 (単位 1949年時価格での100万クルゼイロ)

12 社会環境編

1960年 ブラジリア主都建設・遷都、コーヒー不況。
 1962-1964年 政情不安とインフレ。
 1964年 カステロブランコ将軍大統領に就任。
 1969年 メジシ大統領就任。閣僚に優秀なブレームを配置し、軍部は治安と運輸のみを担当させる。インフレ抑制・土地改革・経済開発にのり出す。政情安定する。

第二次大戦中から直後にかけて、従来のコーヒー、綿花などの第一次産品の輸出に支えられていたブラジル経済は衰退をきたし、1950年後半、再び大規模な外国資本の導入によって工業化促進計画がたてられた。

たとえば、ブラジルに竹無であった自動車工業がアメリカ、西ドイツ、スウェーデン、日本などからの進出によってラテンアメリカ最大の自動車工業をつくり上げたことでもわかるように、その工業化は目ざましく、1950年代後半には工業生産高は農業生産高を追い越し、

第1表 1971年ブラジル輸出金額内訳

	工業製品	農畜産物	農畜産物以外の第一次産品	その他	合計
金額 100万F*	424.0	1,760.6	440.8	278.2	2,903.6
%	14.6	60.6	15.2	0.8	100.0

第2表 ブラジル主要輸出品

(単位：100万F*)

品名	1965/69	1970	1971
コ-ヒ-ー	771.4	981.8	822.2
工業製品	132.1	306.9	424.0
鉄 鉱 石	111.6	208.6	237.3
牛 肉	34.9	86.0	150.0
砂 糖	86.8	126.6	146.6
綿 花	124.9	154.4	137.1
木 材	84.0	107.8	117.5
大 豆	32.0	70.7	105.8
カカオ	82.1	109.3	90.8
とうもろこし	34.3	80.6	75.4
ひまし油	30.8	38.2	39.3
マンガン鉱石	22.2	30.6	37.7
たばこ葉	22.7	31.2	36.5
皮革および毛皮	29.5	41.1	33.4
サイザル麻	19.6	16.5	15.9
こしょう	6.5	8.2	14.9

モノカルチャー的農業国より脱して、完全に工業国の段階に踏み出したといえよう。しかしながら、急速な工業化は都市の膨脹をもたらし、サンパウロ市はじめ各都市の人口が急増し、これに伴う食糧農畜産物の需要もまたよく上った。都市近郊の果実、野菜、卵などの生産もまたこれに合わせ増大し、特に日系大手農協はこのためにその事業量を伸ばした。

たとえばコチア産業組合の鶏卵の取扱量を見ると

1941-1942年 100万ダース
 1951-1952年 563万ダース
 1971-1972年 3800万ダース

というように急上昇の度合が分る。1926年、フランス人により初めてサンパウロ市近郊で始められた養鶏らしい養鶏は、1940年頃より盛んになった。日本人は1928年より始めたが、現在では卵価を左右する程、日系人の養鶏は市場を占有している。

農畜産物の比重は工業化にかくれて確かに低くなったとはいえるものの、広大な緑の国ブラジルにとって最も重要な産業であることはいうまでもない。

1972年末、1億人に達したといわれるブラジルの人口をまかなう食糧生産だけでも大変なものであるし、輸出における重要性もいぜんとして続いている。

確かにコーヒーだけを見ると、輸出総額の中の比重が低下しているとはいえ、綿花、たばこ、カカオ、砂糖などを加えた農畜産物の輸出は総輸出額の60%を越えており、将来もこれが続くものと考えられる。

(9) 各種の開発計画

急激な人口の増加と工業化の促進、それに都市集中化は農村社会から都市への労働力の流出を招き、農業生産の減退を招くことがブラジル政府の現在の悩みの種である。これだけだっぴろい土地があるのにと信じられぬ思いはするが、たとえば、サンパウロ州を例にとってみても、全国各州と州内奥地から毎年30万人の人口が、サンパウロ市へ流入しつづつあるといわれている。ブラジルの耕地の生産性は、全体として北アメリカの半分にしかならず、低生産性と不完全な農業構造をもっては否めない事実である。したがって農業政策の基本目標は、栽培面積の拡張と生産性の向上、すなわち絶対的にもまた相対的にも生産の増加と加えて農地改革でなければならない。現在も残る大荘園、大土地所有を解放して、中小農地の再配分をはかり、農業機構の欠陥を是正しなければならない。ブラジル政府は数年来、農地改革に基本的にとり組み、長年の懸案を一挙に解決すべく努力を重ねている。こ

の対象は、何といっても東北部ブラジルおよび北部ブラジル方面である。一方、さまざまな開発計画が農業開発を含めて奥地を対象にたてられ、これらを推進するための組織が構成されたが、現実には資金の不足、計画地のあまりの後進性と大土地所有制等々のゆえ、機構だけは立派にできあがったが、なかなか実績に結びつかない。

開発計画のはしりは、1930年代にアメリカの資本や日本の技術、それに移住者がはいる、栽培ゴム、シュート麻、こしょうの生産であった。

第二次世界大戦中にはアメリカの援助で、ゴム銀行、北ブラジル農事試験場、特別公衆衛生機構の三機関が設立され、ブラジル連邦政府の開発も始められた。実施機関として1953年アマゾン開発庁(SPUENA)が事業を始めたが、計画通り進まなかった。1959年、東北ブラジル開発庁(SUDENE)が設立され、干ばつ地、低地の農業振興のための貯水灌漑施設の建設や、電力開発、道路の整備等が行なわれた。いずれも連邦あるいは州税を財源とするものであった。その後、1966年アマゾン経済開発庁が改組され、アマゾニア開発審議会(CODAN)と実施機関のアマゾニア開発庁(SUDAN)が設置された。この種の機構は北部ブラジルに限らず、何回も改組され、いかに難事業かが、その実績をみると理解できよう。

現在あるこれらの機構を列挙すると次のようである。

- a. 連邦政府による開発計画
- | | |
|------------------|-------------|
| アマゾン地域開発庁計画 | (SUDAN) |
| 東北ブラジル開発庁計画 | (SUDENE) |
| ブラジル国漁業開発庁計画 | (SUDEPE) |
| サンフランシスコ渓谷開発庁計画 | (SUVARE) |
| 中西部開発庁計画 | (SUDECO) |
| 西部国境開発庁計画 | (SUFROENTE) |
| 極南開発庁計画 | (SUDESUL) |
| パラナ・ウルグアイ低地委員会計画 | (CIBPU) |
| マナウス自由貿易管理庁計画 | (SUFRAMA) |
- b. 州政府による開発計画
- | | |
|-------------|-----------|
| パラíba渓谷開発庁 | (COPEPA) |
| パラナベネレマ開発計画 | |
| チエテ河開発計画 | |
| 南サンパウロ開発計画 | |
| パラナ州開発会社 | (CODEPER) |
- c. その他の開発計画
- | | |
|---------------|---------|
| 農業開発灌漑実行委員会計画 | (GEIDA) |
|---------------|---------|

森林開発庁計画 (IBDF)
アマゾン横断道路沿線開発計画
(TRANS AMAZONICA)

農地改革

10数年前から検討されてきた農地改革は、これまでついに陽の目を見なかったが、1970年6月、大統領がじかに北部ブラジル地方を訪れ、農民と接触してからいよいよ本格的に動き始めた。古くは、カルバーリョ・ピント・サンパウロ州知事の経済4カ年計画で、また1964年の革命政府が農業開発庁(INDA)と農地改革庁(IBRA)の二つをつくり、これを検討し、ついでコスク・エ・シルバ政権に移ってから農地改革研究グループによる農地改革もあったが、しょせん改革とは程遠いものに終わった。メジシ大統領の政府になった。1970年、植民農地改革庁(INCRA)がつくられINDAとIBRAが統合されてから、北東部ブラジルの農業開発をわらって土地再配分計画(PROTERRA)が生まれた。現行憲法55条に基づいて、1971年7月大統領令で「ある区域の土地は連邦政府が買い上げ、農民に再分配する」という基本方針を定めた。総予算は40億クルゼイロで、使途は土地買上費用、農産物加工、工業プロジェクトおよび農業の近代化に対する融資、農産物の最低価格保障費用などで、財源は国家予算、税制、法人所得税の25%を全国統合計画(PIN)とわけるとによるものである。つづいて、1972年6月、法令で施行細則がでてベルナンブコ、パラíba、セアラの各州およびサントスリオ街道沿線(ただし、これは、観光開発計画)が細かく指定された。自主的に大地主が分譲計画書を提出することで、拒否した場合は強制的に買上げるなど(接収する)の、強い措置を打ちだしたもので、政府のこの農地改革に対する農業政策の強い気遣いがうかがえる。

10 地域農業の特色

むしろ地理としてとらえるべきであると冒頭にその歴史を表現したように、ブラジルの農業発達史は地域で非常に異なる性格をもち、その生産物にもまた特色がある。

ごく大ざっぱに、大統領令をもって決められた地方区分にしたがって眺めてみる。(次ページの区分図を参照のこと)

a. 北部ブラジル地方

この地方は、ゴムブームが東南アジアの栽培ゴムによって転落し、天然産物の採集と原始的農業に近い自

給農業が残ったままである。ただし、この沈滞を破って1933年にこしょう、1934年に黄麻（シュート）の導入と栽培に成功した日本人の努力が、ゴムに代わってこれらを輸出産物に変えた。

その他局部的には野菜、果樹、養鶏などで実績をあげているが、北部ブラジル全体で見れば、その農業は依然貧弱で、ゴム類、バラぐり、天然繊維類、木材などの天然産物の方が生産高が多く、輸出の中心となっている。また、畜産も各所に見られ、マラジョー島だけで200万頭近くの畜牛が数えられる。

b. 北東部ブラジル地方

17世紀世界最大の産糖地で、英、仏、オランダ各国に侵略、占領され、栄華を誇ったこの地方も、現在では後進地方に転落している。主産物は綿、さとうきび、カカオなどが移出産物として、その他はやはり天然産物が多い。ババースーヤシ（油料）、カルナウーバ（蠟用）、チンボー（葉用）、ピアサーバ（繊維用）、オイチシカ（油料）などである。

c. 南西部ブラジル地方

亜熱帯地域で、ミナスジェライス、エスピリットサント、リオデジャネイロ、ガナバラ、サンパウロ各州が属し、農業ばかりでなく商・工・文化各面でブラジルの先進地帯である。見るべき天然産物がなく、18世紀、コーヒーが北部から伝わってくると一躍ブラジル経済の中心となった。その後、20世紀前半、生産過剰によるコーヒーブームの沈滞のあと、この時代の蓄積資本と移民の独立等により、さとうきび、雑作、綿、果樹、畜産等が高度な技術と多角化を加えて農業生産は向上した。牧畜についても、ミナス地方には畜牛の大牧場を有する地域がある。各農畜産物は大消費市場に支えられて、全ブラジル産物の50-80%を占めている。

d. 南部ブラジル地方

コーヒー地帯のサンパウロ方面からの移動によってパラナ州は一大コーヒー産地となり、同時に雑作果樹なども盛んである。サンクカクリーナ、リオグランデ

第3図 ブラジルの地域区分



ドスールなどを含むこの地方は、温帯で天然産物もあり植林地帯としても活発である。17～18世紀の金鉱ブーム時代に役馬の供給地と知られ、その後イタリヤ移民、ドイツ移民が集中して入り、養豚、ぶどう、小麦、米栽培が定着し、現在も続いている。天然産物としてパラナ松、マテ茶があり、またブラジル産の羊毛は大部分この地方で産する。

o. 中西部ブラジル地方

南米大陸のほぼ中央、ほとんどが熱帯原野気候で、歴史的には金銀財宝を追う探検隊が少く、インディオを捕え天然産物の採取に終始し農業生産はかえりみられなかった地方である。まず役畜・肉牛が自給のために伸び、とうもろこし、マンジョカ、コーヒー、綿、米などがつくり始められた。マツグロソ州の奥にはこしょう(ピメント)、ゴム、カカオ等の栽培が開発計画とともに進められ、牧畜とともにこの地方にも近年開発が進められてきている。

参考文献 (奥村 幸夫)

1. História Geral da Agricultura Brasileira Luis Amaral 著
Companhia Editora Nacional
2. ブラジル史 アンドウゼンバチ著 河出書房
3. ブラジル農業要覧 サンパウロ総領事館
4. 海外への道 海外移住事業団
5. 日本移民がブラジル南部の農業開発に及ぼした影響に関する研究 外務省
6. 農業と協同
7. 南銀月報
8. 研究レポート サンパウロ人文科学研究所
9. コチア産組40年の歩みと現状
10. ラテンアメリカ史 中塚健一著 中公新書
11. 実業のブラジル
12. Anuario Estatístico do Brasil
13. O Estado de Sao Paulo

2. 農畜産物の生産と需給の動向

(1) 概況

ブラジルの農畜産業は、ブラジル経済全体における比重がしだいに低下しつつあるとはいえ、なおかつブラジルにとっては最も重要な産業であることに変わりない。1972年末現在、ブラジルの人口は1億人に達し、その人口が消費する農畜産物だけでも膨大な量に達する上、さらに輸出における重要性がいぜんとして続いていることによる。確かにコーヒーだけをみると、総輸出額の中の比率は低下しつつあるが、総輸出品目中いぜんとしてトップを占め、1971年は822万ドルと、総輸出額の手を占めている。さらにこれに綿花、砂糖、カカオ実、たばこ葉その他を加えると、輸出総額の60%を超え、将来も当分はこの状態が続くものと考えられるからである。しかしながら、1960～1970年の10年間に見られる年平均経済成長率(実質生産額増加率)6.5%は、ラテンアメリカの中で決して高い方ではなく、インフレ、政変などの直接の原因はあるが、延々と続いたモノカルチャー的経済体制への依存がその基調にあったことは見逃せない。広大な土地をもちながら農業の特色は貧弱な生産と不完全な農業構造であり、生産性の低さは、絶えず指摘され続けてきたものである。サンパウロ州のような例外はあるにせよ、ブラジル耕地の生産性は全体としてアメリカの半分でしかない。土地利用についても、ブラジル人口1人当たりに対してわずか0.4ha(たとえば、アルゼンチンは1.6ha)であり、有効な土地利用・生産性の向上とともに今後の農業に課せられた課題であり、政府の経済社会開発綱領の最重点事項となっている。すなわち農業所得の改善に重点をおいて第一次産品の生産性向上に特別の注意を払い、中・南部ブラジルに対してはすべての重要農産物が国際競争力をもつ企業ベースの近代的農業の開発を図った。また北東部ブラジルでは農業機構の合理化とその基礎的栽培への新しい技術の導入、さらにサンフランシスコ河流域の如き低湿地帯を開発し、あるいはセルトンの開発を進めるべく農業境界の押しだしなどを農政の主力課題としている。

1970年代の農業生産は、これら農政の基調と技術開発をもって著しい伸びが期待されよう。当今顕著な動向は農業生産地帯の移動である。これまでのブラジル

の農業は、かなり無理をしてきている。これは国の開発と市場との関係からで、たとえばサンパウロ州やパラナ州にそ菜や温帯果樹の大部分が集中した結果、霜や長雨の影響を受けることが多く、品質維持に異常な苦勞をしてきたといえる。国家の開発計画が進むと、新しい適作地が次々と見いだされ、市場および交通網の整備とともに、適地適作がけん伝されるようになる。たとえば、フェジョン、とうもろこし(ミーリヨ)、米などの雑穀類は、ゴヤス州や三角ミナスの方へ移動し、コーヒーはミナスジェライス州南部や奥モジアナの古い産地へ戻りつつある。北ミナスジェライス州の開発計画により、サンパウロ州やパラナ州の輪作が移動しつつあり、ノルデステの開発計画はベルナンブコ州をメロンの最適地に変えた。サンタカタリーナ州は従

来の生産性の低さから脱却すべく温帯果樹産地を目ざし、リオグランデドスール州はイタリアぶどうの最適地とされている。特徴的なことは、サンパウロ州の農産物市場占有率が徐々に後退してきたことであり、従来、サンパウロ州で生産される農産物が、他州市場へ転送されていたが、最近では逆に他州からサンパウロ市場を目ざして出荷される量が目立ってふえてきている。1972年の農業成長率は、コーヒーを除いて前年同期に比し13~14%増であった。内訳は大豆60%、棉花30~35%、米15~20%、さとうきび(カンナ)11%、とうもろこし10%、ばれいしょ(バクタ)5%、マンジョカ5%、フェジョン4%、逆に低下したものととしてコーヒー△12%、カカオ△9%などがある。

表3 農畜産物品目別生産量の変遷(主要作物のみ)

品目	単位	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	伸び率	
雑穀	米(粳)	トン	5,556,834	5,749,685	6,311,931	7,559,649	5,801,814	6,791,990	6,652,508	6,394,265	7,553,083	36%
	小麦	トン	705,619	392,363	643,004	565,384	614,657	629,361	856,170	1,373,691	1,844,263	162
	フェジョン	トン	1,708,943	1,942,363	1,957,681	2,296,796	2,148,100	2,553,577	2,419,677	2,199,974	2,211,499	29
	マンジョカ	トン	19,842,427	22,248,644	24,355,602	24,992,579	24,710,641	27,266,193	29,203,229	30,073,943	29,464,275	48
	とうもろこし	トン	9,587,285	10,418,267	9,498,643	12,111,921	11,371,455	12,824,500	12,813,638	12,493,425	14,216,009	15
そ菜	ばれいしょ	トン	1,133,660	1,167,774	1,263,812	1,245,857	1,329,774	1,606,521	1,606,473	1,506,500	1,583,465	40
	トマト	トン	488,264	498,096	551,270	579,839	678,840	744,426	775,262	700,838	764,119	56
	たまねぎ	トン	228,620	194,754	241,119	225,496	227,274	250,208	272,577	275,147	284,603	26
工業・油料作物	コーヒー	トン	4,380,607	3,301,654	2,084,027	4,568,095	2,427,713	3,014,991	2,115,494	2,567,614	1,509,520	△
	さとうきび	トン	62,534,516	63,722,895	66,398,978	75,852,466	75,787,512	77,686,329	74,410,500	75,247,090	79,752,936	28
	カカオ	トン	140,363	143,495	153,685	156,423	170,363	194,692	149,338	211,162	197,641	40
	茶	トン	5,944	6,133	5,221	6,228	6,510	6,391	6,589	4,586	5,844	16
	たばこ	トン	180,947	206,876	210,427	244,182	228,284	242,417	254,019	250,224	244,000	33
	綿花	トン	1,902,335	1,956,895	1,779,288	1,986,313	1,445,430	1,692,666	1,995,466	2,110,775	1,954,993	3
	大豆	トン	342,175	322,915	304,197	323,176	594,975	715,600	654,476	1,056,607	1,508,540	340
果樹	落花生	トン	647,811	603,849	669,671	742,686	894,902	750,741	752,905	753,863	928,673	43
	こしょう	トン	3,753	6,454	6,461	6,543	5,454	10,323	14,094	14,031	14,262	280
	ぶどう	トン	409,600	506,802	375,194	556,492	522,846	508,791	539,896	483,443	598,016	49
	柑橘	1000個	11,816,255	11,286,025	12,952,125	14,518,141	14,781,982	15,667,494	17,402,777	18,108,821	19,297,685	63
畜産物	桃	1000個	561,682	798,264	716,788	948,129	758,856	1,146,296	905,174	974,344	1,197,363	113
	バナナ	1000房	300,665	313,016	328,296	348,522	338,867	402,780	421,857	463,324	492,900	64
	牛	1000頭		79,855	84,167	90,565	90,103	85,896	92,739	95,150	97,864	23
	豚	1000頭		55,999	58,705	62,534	61,728	63,406	64,924	65,887	66,374	12
畜産物	鶏	1000羽		238,221	238,189	250,132	256,795	263,037	270,591	281,059	289,441	39
	馬	1000頭		572,597	607,936	619,846	676,560	706,449	729,162	766,958	809,491	47
	牛乳	1000ℓ	5,295,443	5,383,387	5,989,338	6,571,151	6,688,497	6,703,443	6,909,350	7,494,622	7,122,047	35
	まゆ	トン	1,444	1,561	1,456	1,593	1,493	1,474	1,610	2,044	2,463	71

(2) 各品目別生産数量の変遷

1962年から1970年までの9年間のブラジル主要農畜産物生産量の変遷は才3歳の通りである。ゴム、カカオ、香料などの伝統的な北ブラジル、北東ブラジルの名産を除いて、多くの作物は南ブラジルに集中しており、主要州別生産順位は後掲の才9表に示すが、この10年間にそれ程大きな移動はみせていない。概況に前述したように、生産地帯の移動は、1970年代ころから始まると見るべきであろう。

才3歳から見る生産の伸びを単純に比較すると(1962-1970年)、つぎのことがわかる。

- ・40%以上生産が伸びているもの=マンジョカ、ばれいしょ、トマト、カカオ、落花生、ぶどう、かんきつ、バナナ、卵、まゆ
- ・100%以上生産が伸びているもの=小麦(160%)、大豆(113%)、こしょう(280%)
- ・生産が減少しているもの=コーヒー
- ・ほとんど生産の変っていないもの=綿、とうもろこし

(3) 主要農畜産物の品目別生産と需給の動向

a. 小麦

サビ病、地力の低下、気候に対する知識の欠如などにより、1814年以來低調であった小麦生産の増産に政府は努力を続けてきた。それはコーヒーの輸出が30-50%と大巾に減少したことによって、小麦の輸入もそれなりの制約を受けることになったためである。ブラジルでの小麦の収獲量は、ha当たり平均900キロ前後で、ヨーロッパや他の国に比し著しく低い。

小麦の生産地はリオグランデスール州、パラナ州、サンタカタリーナ州の南ブラジル3州であるが、流通機構の不備、肥沃地利用度の低さ、不適當な栽培技術、農業機械の入手困難という問題を抱えている。技師達の献身的な努力により優良品種が選択され、増産と生産性を高めることに努力がはらわれてきたが、いまだ国内消費を満たすだけの生産がない。

現在、国民1人当たりの小麦消費量は年間40キロである。生産適地の拡大による増産を目指し、新しい生産地としてサンパウロ州、ミナスジェライス州、エスピリットサント州、バイア州、ゴヤス州、マツグロソ州で試験栽培が始まっている。小麦増産の問題は、ブラジル経済に大きな意味をもつ。これまで消費に対して20-40%の生産でしかなかったし、73年度目標で

も50%に達するにすぎない。ブラジルの小麦栽培は今や大きな曲り角にきているといえよう。1972年の降雪と長雨によって大減収をきたした上、取引価格が生産者にとって不満足のもので、利益が激減していることが生産意欲を低下せしめているからである(1972年の8-9月にかけてのリオグランデスール州、サンタカタリーナ州、パラナ州の生産地帯は、強度の降雪と降雨に見舞われ被害率50-70%の地区が絶出した)。

ブラジル銀行の保証する1俵(60キロ)36クルゼイロという買上価格は前年度の10%増しにすぎず、生産者にとっては不満で、農薬、肥料、農機具、労賃などの値上りと比べ上昇率が低い。

小麦輸出の大手はアメリカ、カナダ、フランス、オーストラリア、アルゼンチンであるが、ブラジルにとって安定した輸入国はアルゼンチンであった。しかし、価格は国際価格市場より高く、自給体制が最も強く望まれるものである。大規模に生産するには、リオグランデスール州のような地価の高いところでは無理で、マツグロソ州南部が有力な候補に上っている。

この地方にはすでに5年前から移動が始まり、現在では500家族以上が5万ha以上の土地を小麦畑にかえている。

才4表 小麦の生産と消費 (単位:万トン)

	消費量	生産量	輸 入		
			小麦穀粒	半穀粒	製粉
1968	3,489,525	856,170	2,614,303	6,709	12,343
1969	3,741,903	1,373,691	2,146,240	9,357	12,613
1970	3,855,043	1,844,263	1,957,827	35,490	17,463

b. バナナ

バナナの世界市場への供給は42% (他は中米27%、他の南米諸国12%、アジア7%、アフリカ2%)。世界の総輸入量は年間630-640万トンで、後進地域から先進地域への輸出が相当大きい。年々の消費は増大し、1972年、EEC=163.2万トン、アメリカ=190万トン、日本=114万トンであった。ブラジルは世界でも大量のバナナ生産国でありながら、世界市場への参加は非常に少ない。全国各地で栽培されているが、輸出用で知られている「ナニカ種」は国際市場では受けが悪い。

リベイラ河流域のバナナ栽培は、この地方の重要な経済活動の主流をなし、レジストロ、セッテパラス、ジャクピランガ、エルドラード、パルクエーラアスー、イグアッペの各郡は、総輸出の90%を占めている。輸出は主にアルゼンチン、ウルグアイで、世界市場での競争力は弱い。

アルゼンチンが1971年から経済危機により15%の輸入課徴金をもうけたので、バナナ生産者は州政府に対し、生産から消費に至る流通過程に介在するネックの調査を依頼するとともに、連邦税務当局にダンボール箱を使って輸出を奨励するための税制上の特典を設けるよう嘆願した。流通上の問題として、特に国際規格に適合する荷造梱包の欠如から海上輸送、港湾荷役に支障をきたし、輸出に大きく影響している。国内生産にも特別措置が考えられ、リベイラ河流域開発計画に基づき、特別融資計画が生まれ、農務省専門技師の指導を受け、生産復興がはかられることとなった。なお商品流通税(1CM)も輸出に供される場合のみ、25%の減税が近く実施されそうである。

c. 大豆

大豆の国際相場の高値のため、1973年の大豆輸出は6億ドルに達するだろうといわれている。輸出業者は、大豆(粒)トン当り24ドル、大豆粉200ドルで仕切っているが、これは前年比の2倍である。国内需要というよりも、むしろ輸出商品として脚光を浴び、従来距離の輸送上の問題で敬遠していた日本も昨年度輸入を試みた。特にリオグランデスール州につく生産地であるパラナ州では、とうもろこしと綿作が減少しているのに対しえんえんと大豆畑がつつき、コーヒーと大豆で埋めつくされたといっても過言ではない。

1973年の大豆収獲予想は400万トンといわれ、11年前の1962年に比べ12倍の生産の伸びである。このうち300万トンが輸出され、残りの100万トンが国内市场へ政府の定めたトン当たり750クルゼイロの値で売られる見込みである。消息筋ではここ4年間に、1000万トンに達するであろうといわれている。

現在のところ、植付けは南ブラジル各州とマットグROSSO州の南部に限られているが、ミナスジェライス州および東北ブラジルの計画もある。大豆の近年の増産は、国際市場で大豆需要が増大し(ただし1973年の高値は米国産の減産が原因で、必ずしも永続的なものではないとの見方もある)、価格が高まっていることによることが大きい。最低保障価格1俵25クルゼイロを上回ることは確実で、1972年産では1俵40クルゼイロをオーバーして売った地域もあった。大豆は機械化が容易なことも作付面積増加の一因で、さらに病害が少なく、経費が安く、小麦との輪作が有利で、大豆と小麦が同一のコンバインで年間の利用ができることも利点の一つである。

d. 食肉

世界の食肉消費のすう勢からみて、1980年には供給を200万トン近くも上回り、深刻な食肉不足が到来するであろうといわれている。生活水準が高まるにつれ世界の食肉消費量が増大していくことは、オーストラリアのような生産国の輸出業者が、エジプトやルーマニアのような国に新しい消費市場を開拓していくことにつながる。消費が増大するのに反し、アルゼンチンでは1972年度に684百万ドルもの牛肉を輸入し、自国の牛群が大巾に減少し、生産性が低下している。アルゼンチン、ウルグァイなどは逆に、ブラジルでは国内市場の高騰を防ぐために輸出を減少させている。ブラジルは約1億頭の牛を保有しており1967年以降、国際牛肉市場で輸出国となり、毎年輸出量が増大しているが、1971年の輸出はわずか15万トンにすぎなかった。しかし、数年後には40万トンに達するといわれている。

e. メロン

1968年頃から、国産メロンが生産されるようになった。それまでは国産ものの品質は悪く、アルゼンチンやチリーから輸入されていた。ノロエステ線、パウリスダ線、奥ソロカバーナ線沿線の日本人によって、スペインメロン改良種が栽培され始めて、市場の消費も国内生産も急激に伸びてきた。しかし最近の傾向として、

サンパウロ州の日本人農業者によって商品化されたメロンは、パラナ州、ベルナンブコ州といった遠隔地の生産によって徐々にそのシェアが変りつつある。ベルナンブコはバイアとの州境近く、ペトロ

表5 メロンの生産

	生産量 1000 トン	金額 1000 ドル
1966	4,932	1,257
1967	5,755	2,072
1968	5,344	2,528
1969	6,164	3,683
1970	6,527	4,896

リーナを中心に、サンフランシスコ河中流開発計画によって灌漑施設をつかい、必要な時に水を供給し、立派なメロンのできることが立証された。かえって、砂質土の乾燥地帯であることが、雨の心配なく品質の優れたものができる。また、特徴的なことは従来手のかかるメロンは日本人だけの栽培であったが、ここではブラジル人の土着農民がかんたんに栽培していることである。輸送問題に若干未解決の面が残されているが、国産メロンの最も問題となる品質も、もともと通地でないサンパウロに日本人の創意工夫で作られられたものが、後開発の北部ブラジル地方の条件のよいところへ移動し、地中海岸の大産地に比しての苦しい

不利性から脱し得ると思われる。

収穫期	サンパウロ州	4～6月(1～3月植え)
		11～2月(8～10月植え)
	パラ州	7～10月
	ペルナンブコ州	7～12月
	バイア州	3～5月 9～11月

f. フェジョン

1971年9月、サンパウロ州カンピーナスで第一回フェジョン・シンポジウムが開かれたが、ブラジルにおけるフェジョンの国内需要は330万トンに達するだろうといわれ、現在の需要は240万トン、生産は230万トンで、需要に対して生産が追いついていない。このところ異常な高値を続けているフェジョンも前出の才3歳で見るとほとんど生産の伸びが見られない。この主な原因は、たとえばサンパウロ州で伸びないのは、他州から入荷するフェジョンと競争しなければならぬ立場に立たされるからで、商取引については仲買商が多すぎ、絶えずしわ寄せが小農に押しつけられるからで、全国各地で生産されるフェジョンの多くは小農の栽培者で、収益が少ないことによるものである。ブラジルのフェジョンの生産性は、1ha当たり平均650キロ、栽培面積350万haとなっており、その生産性は米やとうもろこしに比べても逆に低下する傾向さえ見られる。一つは毎年無肥料栽培をつづけ、古くからコーヒーの間作として米やとうもろこしとともに栽培され、地力が衰え複雑な栽培管理により年々減少している。

カンピーナス農試(IAC)、総合技術援助協会(CATI)では、フェジョン栽培改善の研究活動を盛んに進め、サンパウロ州では州農務局に登録した農業者を通じて、品種証明つきの優良種子の生産を行なっている。栽培優先地域も指定し(フオルツラ、タグアイ、イタラレー、バロンデアントニーナ、イタポランガ、ククアリチンガ、コロネルマセイド、リベイロン、ベルメーリョドスール)、各地の農事相談所を通じて、技術指導とともに1ha当たり最高900クルゼイロの融資を受けられることになっている。また、フェジョンは栽培されている品種が非常に多様で、規格を統一することが困難だという事情がある。生産性が高く、需要の多い品種を数種選択して奨励することが、提案されているが、嗜好が地域により千差万別で、一つの基準に決めかねている現状である。今後、流通面の改善と生産を伸ばすに必要な融資が望まれる。

g. 牛乳

年々若干ずつの伸びはあったが、ここ数年全く停滞

し、一部には小売制限をしているところもある。需要に追いつかず、生産者が牛乳価格の低さ(他の農畜産物の最低保証価格に比べ相対的に安いこと)に不満をもち、他の肉牛(ネローレ種など)に変えている農場が目立って多くなってきている。

h. コーヒー

コーヒーは、ブラジルの重要な輸出農産物であり、その需給動向を、他の農畜産物と同様に論じることができない。すなわち、近年減少の傾向ありとはいえず、1971年度の輸出統計では首位の8億2千2百万ドルを示している。ちなみに、2位が工業製品の4億ドル、3位が鉄鉱石の2億4千万ドル、4位以下が牛肉、砂糖、綿花、木材、大豆と農畜産物がつづき、それぞれ1億ドルから1億5千万ドルの間の数字を示している。

ただしアフリカ、アジア、他の中南米諸国のコーヒー生産・輸出国と異なる点は、輸出も多いが国内消費も極めて多く、アメリカ(年間消費2,100万俵)について2位(年間850万俵)である。したがって、どうしても60キロ入り精選コーヒー3,000万俵(180万トン)を生産しなければ、輸出2,000万俵、国内消費1,000万俵を確保できない。ところが、1970～71年度は極端に生産が低くわずか1,000万俵で、これから国内消費約800万俵を差引くと、わずか150万俵しか輸出余力がなく、コーヒー院のストックをかき集めて1,700万俵の輸出を行なったものである。72年度の世界コーヒー輸出額は、南米諸国44%、アフリカ(ケニヤ、アンゴラなど)31%、中米、アジア、その他25%となっており、この中で気象条件によって変動の激しいブラジルのコーヒーは南米グループのシェアに大きな影響を与えている。反面毎年コンスタントに生産するアフリカ諸国では、施肥方式と病害対策により良質なコーヒーを生産するとともに、近い将来ブラジルの強力な競争相手となると思われる。

ブラジルのコーヒーは、天災や土地の疲弊から生産量は増大せず、今後高生産を維持するためには、いかなるコーヒー地帯といえども施肥が必要とされている。3,000万俵を収穫するためには、コーヒー樹1,000本につき最低20俵収穫し、そのためには最も生産性の高い品種を15億本植付けねばならないとされている。

1972年、連邦政府によって明らかにされた、コーヒー新植6億本計画は、3か年にわたるものであるが、その第一年度分として、すでに2.91億本の苗木が確保されている。1本当たり3クルゼイロの新植融資が行なわれるが、10億クルゼイロの融資枠があり、初年度は3.5億本が計画されることになりそうである。

北パラナのコーヒー地帯は、1972年の降霜と長期の雨で大きな被害を受けた。特に近年、1966年、1969年、1972年と3年おきに大降霜があり、このような状況から新しい拡張の場として霜害のない地方を第一に考えるようになった。そこでブラジルに残されたコーヒー適地三角ミナスと奥モジアナ地方（40年前のコーヒー産地で併せて生産性は低い、施肥により生産を高めることは可能）に大規模なコーヒー開墾がなされ、日系生産者達もすでに一部開墾を進めている。コーヒーの最低保証価格は、1973年1月1日から1俵（60キロ）当たり250クルゼイロ（1972年末までは210クルゼイロ）に引き上げられ、輸出用コーヒー不足気味のおりから4-5月にはさらにこれが引き上げられそうである（IBC ブラジルコーヒー院）。

i. とうもろこし（ミーリオ）

とうもろこしの生産は、才3表にみられるように、その伸びはきわめて低調である。生産地帯はパラナ州、サンパウロ州、リオグランデスール州、ミナスジェライス州の順で、この4州で全生産量の70%を占めるが、国内市場の需要を十分満たしているとはいえず、特に養鶏家にとっては、出荷期をすぎたからの高値と品不足に悩まされているところが多い（最近、とうもろこしに代る飼料原料としてきび=ソルゴが、国内需要向けに生産奨励が行なわれている）。パラナ州のとうもろこしは1973年度は1972年度の20%増であったが、これは主として州の南部および南西部でふえ、面積でも10%拡張されている。1972年度は大豆熱で一時低調であったが、輸出の引き合いが多く収益性も高くなったので、再び植付けるようになってきた。サンパウロ州では州政府が中心となってとうもろこし増産運動が進められている。1972-73年度の最低保証価格は、生産融資委員会(CEP)によって各地域別に生産者にとってかなり有利に決められている。すなわち60キロ入り1俵、16.80-19.20クルゼイロである（1971-1972年の同価格は13.50クルゼイロ）。

近年とうもろこしやその他の主要農産物の輸出は、国内市場の需要に不足しないようにするとの見地から、12%以上は禁止されている。

才6表の輸出表のうち1971年度の国際市場価格は、

第6表 とうもろこしの輸出

年	輸出額
1963年	700,155 ^ト
1964年	620,315
1965年	559,675
1966年	620,800
1967年	430,444
1968年	1,237,966
1969年	651,419
1970年	1,455,695

トン当たり62ドルから54ドルに下落し、輸出に大きな影響を与えている。

j. 柑橘

ブラジルの柑橘は至るところにあり、また種類も豊富である。後出の才9表の柑橘は、オレンジ（ラランジャ）、レモン、ミカン（タンジュリーナ）を加えたものである。各州の消費はそれぞれの州の生産で十分にまかなえるが、サンパウロ州が圧倒的に多く全体の45%を産する。ついで、ミナスジェライス州およびリオデジャネイロ州である。オレンジは、1920年代ころよりヨーロッパ向けに輸出されてきたが、夏季のヨーロッパ市場向け供給国としてはアフリカにつぐ輸出産である。濃縮オレンジジュースは、現在世界最大の輸出国となっている（輸出先はアメリカ、カナダ、西ドイツ、オランダで年間3万トン以上）。気象条件の適するサンパウロ州での農場は多角経営が多く、20ha未満の農場が約半分を占めている。主産地であったリオデジャネイロ付近から地価の値上りと病害のためサンパウロ州に移って以来、主産地はサンパウロ州となりチエテ川をはさんで北側は輸出向け、南側は国内市場向けに出荷している。サンパウロ州では1975年までに63,000-76,000箱を目標にしているが、この上昇を阻害する要因があるとすれば、早魃と病害である。10年ほど前に、奥ノロエステ方面一帯が潰瘍病におかされた時、州政府は新植を禁止し、汚染樹を110万本以上も引き抜いたことがある。

k. こしょう（ピメンタ・ド・レイノ）

ブラジルのこしょうの生産性は年々高まり、1960年度は1ha当たり1,700キロであったが、1969年には2,570キロにふえている。1968年度の世界の輸出総量は約9万トンで、そのうち2.5万トンがインド、1.1万トンがブラジルから輸出されている。ブラジル産のこしょうが海外市場で好評をかくしているのは、品質がよく他の輸出国の数量が不規則なのに比べ、ブラジルは生産が安定しているためである。こしょうの生産は10年前に比べて約4倍の生産量をあげている。しかし、ここ数年ほとんど伸びておらず、目下フザリウム菌による病害にその対策のきめてがなく、特に日本人を中心に育てあげてきた有名なパラ州トメアスー植民地でこの悩みは大きい。トメアスーでは20年以上もこしょう栽培を続けている古い耕地の一部を捨て、第二トメアスーへ移動することによって必要生産量だけは何とか確保しているが、これとても病害に対し安全であるとはいえない。病害防除ということを念頭においた

栽培管理をすべきであると反省されている。

1 落花生 (アメンドイン)

ブラジルにおける落花生の生産はあまり活発でない。世界の市況も1970~1971農年度の収穫1,800万トンで記録的であったが、1971~1972農年度はこれより減産している。ブラジルの収穫も75~90万トンの間を数年米上下している。1970~1971農年度の雨期収穫の落花生が長期の大雨によって品質が低下し、生産者価格を低下させてしまったため、乾期落花生の植付けにまで影響したのである。

m. ぶどう (ウーバ)

350年の歴史をもつブラジルのぶどう栽培も、市場にはらんし出したのはここ10年くらいのことである。生産は主としてサンパウロ周辺で行なわれてきたが、近年パラナ州やリオグランデスール州の生産が伸びている反面、サンパウロ州の伸び率は遅減している。生食用はナイヤガラ種が主であったが、利益率が低下してきたために、イタリアぶどうにかわりつつある。

ここ10数年、日系人はイタリアぶどうあるいは巨峰など高級品を手がけ成績をあげている。生鮮食品はいずれもそうであるが、果実は特に季節外れの出荷による利益性は大きく、イタリアぶどうでは、たとえばクリスマス前の出荷は1箱(8キロ)100クルゼイロ、あるいはそれ以上もし、2~3月にかけての最盛期の3~4倍の高値を呼んでいる。最近、12月せんだの6月出荷のぶどうが試みられている。1957年の苗導入が北パラナのぶどうの始まりといわれる。1964年以降、コチア産組の技術指導と相まって、ウーバフィーナの産業体制が確立し、現在の有力な主産地となった。イタリアぶどうはサンパウロ州とパラナ州で占めており、うちコチア産組組合員の生産量は62%である。

第7表 ぶどうの生産量

	収 獲 量 トン	金 額 千 クルゼイロ	面 積 ha	ha当たり収量 kg
1966年	522,640	59,235	67,250	7,772
1967	500,791	73,551	64,515	7,762
1968	539,036	110,118	72,559	7,429
1969	483,443	127,684	59,744	8,092
1970	598,016	183,509	66,197	9,034

n. 綿 花

輸出品中6位、1億ドルの外貨を稼いでいる綿花

も、ここ10年来全くその生産を伸ばしていない。18世紀後半マラニオン州、セアラ州中心に黄金時代を画した綿も、19世紀に入り見る影もなくなり、その後、20世紀に入り南部に移った。かつての日系人も増産の主原動力となった綿作は、その主生産地帯の移動に激しいものがある。近年の特徴的なことは、衰退するパラナ州と綿作熱のもりあがってきたゴヤス州である。パラナ州北部の綿花生産は衰退しており、何らかの措置を講じない限り、多くの採綿工場はゴヤス州各部へ移転する模様である。生産減の主な理由は利益が少ないからということで、反対にゴヤス州のサンクエレナからイツンピアラへかけては綿作が米作について脚光をあびてきつつある。

o. 鶏 卵

ブラジルでの養鶏の中心地はサンパウロ州とミナスジェライスである。大耕地を必要とせず、家族的にかつ器用な日系人が主力となって養鶏の先駆となったが、現今10,000羽以上の企業の養鶏でないとは採算がとれず、飼料高の卵価安に将来性が真剣に論議されている。他の生鮮食品と異なり、相対でなく大手産組の話しで、一方的に決められる価格にも問題がある。

ブラジルにおける卵の消費は低く、1971年は1人当たり90個(プロイラーは3.5キロ)で、イスラエル(412個)、アメリカ(315個)、イギリス(275個)などに比べると極端に少ない。

第8表 鶏卵の生産・消費の推移

	生 産 量	消 費 量
1969年	80,000万ダース	65,000万ダース
1970~	84,000万ダース	70,000万ダース
1971~	88,000万ダース	75,000万ダース

(奥村 孝夫)

参考文献

1. Anuario Estatístico do Brasil 1964-1971
2. サンパウロ新聞、パウリスタ新聞
3. 農業と協同

第9表 州別、年度別の生産

(単位:トン)

	州 名	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
鶏	サンパウロ		25,505	24,667	24,941	26,223	26,897	27,579	29,719	31,349
	ミナスジェライス		22,303	23,008	22,548	21,536	22,069	22,151	22,563	22,838
	リオグランデスール		10,225	9,757	10,351	10,151	10,541	10,949	11,263	11,481
	ゴヤス			7,806						-
	パラナ		13,675		13,121	12,768	12,823	12,708	12,897	12,947
※	計		124,358	123,305	125,601	125,606	129,270	129,457	134,056	137,414
鶏卵	サンパウロ	17,270	178,087	196,213	202,450	210,097	219,522	230,507	260,649	273,188
	ミナスジェライス	91,281	96,248	99,212	101,626	107,102	113,884	113,852	116,926	123,235
	パラナ	51,899	57,546	60,919	64,428	66,814	63,548	69,776	69,349	76,114
	リオグランデスール	45,530	48,181	49,881	52,079	53,895	58,083	62,467	66,024	67,88
	※	計	572,597	607,936	649,846	676,560	706,469	729,162	766,958	809,491
牛乳	ミナスジェライス	1,810,929	1,806,771	1,878,680	2,163,522	2,199,353	2,321,387	2,301,825	2,424,623	2,452,737
	サンパウロ	1,306,904	1,275,650	1,429,780	1,440,288	1,428,594	1,426,766	1,361,177	1,315,564	1,358,702
	リオグランデスール	396,206	438,353	531,538	608,820	623,277	625,185	659,442	656,969	660,010
	ゴヤス	350,917	367,636	405,232	409,499					
	※	計	5,295,433	5,383,387	5,989,338	6,571,151	6,688,497	6,818,017	6,909,350	7,034,633
まゆ	サンパウロ	1,436	1,554	1,450	1,587	1,476	1,461	1,589	2,024	2,444
	リオグランデスール	4	4	2	4	5	3	6	4	3
	エスピリトサント	2	1	3	1	1	2	1	2	0
	リオデジネイロ	1	1	1	1	1	1	1		
	ミナスジェライス	1	1	0						0
	※	計	1,444	1,561	1,456	1,593	1,493	1,474	1,610	2,044
さとうきび	サンパウロ	21,741,961	21,599,988	23,591,553	29,476,223	27,900,551	27,716,199	27,209,540	25,887,374	30,357,197
	ペルナンブコ	10,198,469	11,355,535	9,928,198	10,483,966	10,292,996	11,045,025	10,706,081	10,565,274	10,919,736
	ミナスジェライス	5,638,484	5,311,764	5,840,319	7,498,205	9,537,059	9,046,614	8,457,397	8,332,004	8,573,785
	リオデジネイロ	5,063,638			5,608,702	5,494,587	5,734,089		5,971,945	5,907,218
	アラゴアス		4,736,268	4,728,229				5,869,256		
	※	計	62,534,516	63,722,895	66,398,978	75,852,866	75,787,512	77,086,529	76,610,500	75,247,090
カカオ	バイア	132,486	136,172	145,280	155,086	162,632	186,750	140,739	203,098	188,592
	エスピリトサント	5,306	4,108	5,487	3,081	5,286	5,679	5,843	5,923	6,222
	パラナ	1,224	2,002	1,768	1,612	1,391	1,579	1,978	1,285	1,433
	アマゾナス	1,201	1,119	1,061	945	988	425	725	792	755
	※	計	140,363	143,495	153,685	160,823	170,363	194,692	149,338	211,162
たばこ	リオグランデスール	66,395	82,851	76,831	91,159	84,421	112,234	112,249	99,804	99,635
	バイア	38,060	33,592	36,980	43,581	39,199	27,876	30,819	30,745	31,700
	サンタカタリーナ	24,556	30,078	31,517	37,751	44,416	47,927	46,743	50,326	50,223

1. ブラウル 23

(単位:トン)

	州名	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
たばこ	ミナスジェライス	16,931			17,345		12,623	15,685	15,865	14,835
	アラゴアス		15,326	16,281		11,414				
	計	187,040	206,806	210,427	248,182	228,284	242,817	258,019	250,224	244,000
綿	サンパウロ	756,224	719,785	575,942	625,860	691,484	446,360	493,370	551,493	707,810
	パラナ	275,859	269,464	313,489	349,933	318,375	296,950	493,933	521,452	525,772
	セアラ	217,074	253,333	230,172	271,477	245,950	294,679	341,155	333,691	171,898
	パラíba	130,662	151,075	112,625	160,398	117,020	128,116	134,844	131,643	102,537
	計	1,902,335	1,956,895	1,770,288	1,986,313	1,865,430	1,692,066	1,999,465	2,110,775	1,954,993
ばれいしょ	サンパウロ	432,067	449,791	413,135	362,471	389,710	449,640	414,652	337,549	357,461
	リオグランデスール	293,807	259,609	287,028	305,119	326,065	339,087	428,077	381,858	410,085
	パラナ	164,369	198,361	246,736	271,241	290,675	299,902	326,276	345,523	371,488
	ミナスジェライス	138,315	151,928	193,588	188,585	156,032	156,032	202,609	215,651	237,613
計	1,133,860	1,167,774	1,263,812	1,245,857	1,328,774	1,466,521	1,606,473	1,506,500	1,583,465	
トマト	サンパウロ	238,320	250,466	268,756	307,127	354,876	318,525	338,458	301,925	371,257
	ベルナンブコ	96,952	96,751	113,870	119,381	146,826	166,686	136,516	133,022	138,257
	リオデジャネイロ	96,224	89,244	102,788	73,595	96,678	159,542	158,281	123,481	99,243
	ミナスジェライス	23,332	22,437	24,828	21,889	23,914	28,529			40,506
	パイア							48,370	36,648	
計	488,364	496,098	553,270	579,839	678,840	744,726	775,262	700,438	764,119	
たまねぎ	リオグランデスール	105,472	82,962	131,482	109,991	131,048	116,649	122,166	129,528	129,343
	サンパウロ	40,812	32,160	37,518	41,527	46,097	45,769	53,366	45,119	49,559
	ベルナンブコ	25,857	26,005						24,842	30,503
	パラナ	18,672	16,846	20,299	19,795	24,385	25,154	25,147	24,869	25,929
	ミナスジェライス			13,681	15,052					
	サンタカタリーナ					22,418	20,340	21,244		
計	226,620	194,754	241,119	225,496	277,270	250,208	272,577	275,147	284,603	
コーヒー	パラナ	2,555,155	1,256,526	877,611	2,388,280	901,480	1,510,240	1,004,000	1,492,000	196,000
	サンパウロ	752,495	1,031,960	377,993	1,344,000	744,000	1,020,000	552,000	732,000	588,000
	ミナスジェライス	492,301	448,950	324,626	356,920	344,600	246,160	240,000	164,000	392,000
	エスピリットサント	293,037	273,249	246,168	246,480	207,560	90,800	196,000	68,000	228,000
	計	4,380,607	3,301,054	2,084,027	4,588,095	2,405,737	3,014,991	2,115,404	2,567,014	1,509,520
米	リオグランデスール	1,169,798	1,275,304	1,180,661	1,304,210	1,167,788	1,281,103	1,285,605	1,353,673	1,543,197
	ミナスジェライス	921,155	975,475	956,894	1,248,134	889,513	1,077,168	1,038,566	1,014,958	1,217,591
	サンパウロ	865,012	741,332	1,271,860	1,470,338	962,754	1,165,444	1,249,617	915,003	1,165,997
	ゴヤス	838,005	831,145	792,128	1,094,569	777,056	974,981	814,771	774,097	1,053,308
計	5,556,834	5,740,065	6,344,931	7,579,649	5,801,814	6,791,990	6,652,508	6,394,285	7,553,083	
小麦	リオグランデスール	520,695	262,909	477,929	420,575	466,289	481,907	665,034	1,065,888	1,448,503
	サンタカタリーナ	105,098	70,903	95,457	84,830	77,997	75,201	114,329	220,559	283,308
	パラナ	70,938	55,564	63,318	73,127	63,311	67,685	72,138	81,694	92,240
	サンパウロ	6,938		4,829	5,342	4,761	3,491	3,459	5,153	19,303
	マツトグロソン		1,863							
計	705,619	392,363	643,004	585,384	614,657	629,301	856,170	1,373,691	1,844,263	

(単位: トン)

	州名	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
フジモン	パラナ	339,301	472,660	539,314	594,584	556,801	558,555	527,542	469,501	729,695
	ミナスジェライス	244,193	217,580	251,580	305,584	259,161	288,397	273,046	258,653	288,094
	リオグランデスール	163,364	173,978	173,443	230,081	212,634	233,687	227,732	218,700	245,031
	サンパウロ	158,145	177,763		162,207					
	バイア			138,830		172,887			196,839	172,069
	セアラ						208,288	209,838		
	計	1,708,983	1,942,364	1,950,683	2,289,796	2,148,100	2,553,577	2,419,677	2,199,974	2,211,449
マンジヨカ	リオグランデスール	2,522,524	2,658,072	2,877,448	2,819,758	3,200,478	3,374,166	3,898,567	4,056,688	4,013,920
	バイア	2,082,145	2,318,597	2,668,324	2,767,332	2,961,691	3,351,689	3,426,436	3,622,176	3,607,767
	サンタカタリーナ	1,866,014	2,017,472	2,202,675	2,226,537	2,438,129	2,553,442	2,832,020	2,936,226	3,017,231
	ミナスジェライス	1,705,027					2,045,146	2,086,562		
	サンパウロ		2,104,347	2,147,585	2,445,007	2,026,951				2,163,508
	セアラ									
	パラナ									2,118,782
	計	19,843,422	22,248,644	24,355,602	24,992,579	24,710,041	27,268,193	29,203,229	30,073,943	29,464,275
大豆	リオグランデスール	320,755	294,828	275,946	463,153	483,339	550,814	432,585	744,498	976,804
	パラナ	13,934	17,937	18,531	44,111	82,959	113,292	163,200	213,584	368,006
	サンパウロ	4,625	4,072	3,749	8,862	18,248	38,216	39,335	61,010	90,086
	サンタカタリーナ	4,129	4,339	4,733	5,123	7,595	9,187	14,827	31,650	52,998
	計	345,175	322,915	304,897	523,176	594,975	715,606	654,476	1,056,607	1,508,540
とうもろこし	リオグランデスール	1,870,590	1,947,839	1,773,764	2,243,859	2,260,929	2,331,002	2,497,173	2,711,972	3,559,364
	ミナスジェライス	1,868,357	1,891,697	1,765,283	2,182,543	2,110,432	2,272,526	2,443,727	2,233,679	2,676,333
	サンパウロ	1,721,937	1,960,917	1,640,126	2,167,101	2,036,878	2,228,986	2,173,239	2,114,931	2,386,627
	パラナ	1,477,855	1,682,948	1,299,030	2,144,839	1,959,551	2,130,500	1,971,419	1,989,130	2,301,834
	計	9,587,285	10,478,267	9,408,043	12,111,921	11,371,455	12,824,500	12,813,638	12,693,435	14,216,009
落花生	サンパウロ	618,143	570,263	432,953	672,197	780,847	617,683	599,327	565,772	706,243
	リオグランデスール	7,826	9,159	11,549	36,437	69,097	85,077	105,874	133,225	154,073
	パラナ	5,560	8,474	8,163	8,979	17,728	17,741	18,457	24,076	36,641
	ミナスジェライス	4,837	4,863	5,153						
	マットグロッソ				8,685	9,352	9,714	9,535	9,828	10,553
	計	647,811	603,840	469,671	742,686	894,902	750,741	753,905	753,863	928,073
ぶどう	リオグランデスール	258,973	328,800	227,467	357,504	346,220	348,419	351,878	308,833	411,491
	サンパウロ	68,154	97,541	93,402	99,459	85,150	72,060	93,446	30,353	96,717
	サンタカタリーナ	37,015	44,195	48,502	54,467	52,197	51,349	56,999	47,416	52,711
	パラナ	22,540	22,692	19,905	24,944	24,414	16,185	19,391	17,608	18,407
	計	400,600	506,802	395,194	550,892	522,640	500,791	539,036	483,443	598,016
柑 橘	サンパウロ	2,943,525	3,751,244	3,659,560	4,411,342	4,900,392	5,139,325	5,937,363	6,305,544	6,915,675
	ミナスジェライス	1380,661	1,443,641	1,395,763	1,515,278	1,479,309	1,589,415	1,630,526	1,687,814	1,709,919
	リオデジネイロ	1,079,136	1,151,138	1,165,304	1,096,628	1,051,270	1,058,480	1,019,312	1,195,632	1,447,999
	リオグランデスール	1,002,858	989,472	943,888	1,040,422	824,528	930,915	978,876	1,099,000	1,153,822
	計	9,254,518	10,532,360	10,274,799	11,427,622	11,766,563	12,523,280	13,586,728	14,484,057	15,497,198
バナナ	サンパウロ	50,214	47,919	60,399	62,105	58,981	63,912	77,887	87,781	96,796

1. ブラジル 25

(単位：トン)

	州名	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
バナナ	セアラ	40,013	42,585	48,758	44,567	49,415	59,763	58,181	60,832	64,388
	ミナスジェライス	39,776	37,054	38,410	40,391	41,760	45,368	46,086	55,277	58,540
	リオデジャネイロ	34,901	36,667	38,906	40,916	42,968	42,701	42,605	43,106	43,106
	計	300,660	313,106	338,206	348,522	355,867	402,780	421,857	463,324	492,900
牛	ミナスジェライス		16,769	17,810	19,174	19,406	19,406	20,439	20,750	20,856
	マトグロソ		11,146	11,637	12,448	11,327	11,801	11,959	12,052	12,563
	サンパウロ		11,090	11,065	11,659	11,187	11,439	11,278	11,385	11,498
	リオグランデスール		10,344	10,664	11,126	11,238	8,538	9,011	9,585	10,176
	計		79,855	84,167	90,505	90,153	89,896	92,739	95,150	97,864
豚	ミナスジェライス		9,715	9,950	10,148	9,896	10,101	10,105	10,103	10,153
	パラナ		6,799	7,247	7,865	7,915	8,058		8,625	8,671
	リオグランデスール		6,448	6,918	7,701	7,064	7,458	8,318	7,491	7,557
	サンタカタリーナ			5,075	5,359	5,359	5,477	7,458	5,466	
	バイア						5,476	5,476		5,615
	サンパウロ		5,132							
	計		55,990	58,705	62,534	61,728		34,924	65,667	66,374

注= ※単位千頭 ※※単位千ダース

3. 農業金融

農家が自己資金だけで営農を行なうことは理想的であるが、ブラジルの農業も企業化しつつある現在、自己資金だけの営農は非常に難しくなっている。

営農の進展を図るための融資を有効に活用することにより、立派な農業を営んでいる人は実に多い。以下ブラジルの農村金融の概況を説明し参考に供するが、融資の諸条件は次々と変るので、融資を受けようとする時はそのつど確認する必要がある。

(1) 農村信用の制度

法律 (Lei) No 4892によって制定された農村信用制度法は、ブラジル国内の農村生産の開発政策にしたがい、かつ市民の厚生を考慮に入れて、分配・運用されるもので、公的機関および私的信用機関によって農村生産者またはその協同組合に対する資金の補

給を目的とし、もっぱら本法規の指定する事業目的のために使用されるものである。その特定目的は次の通りである。

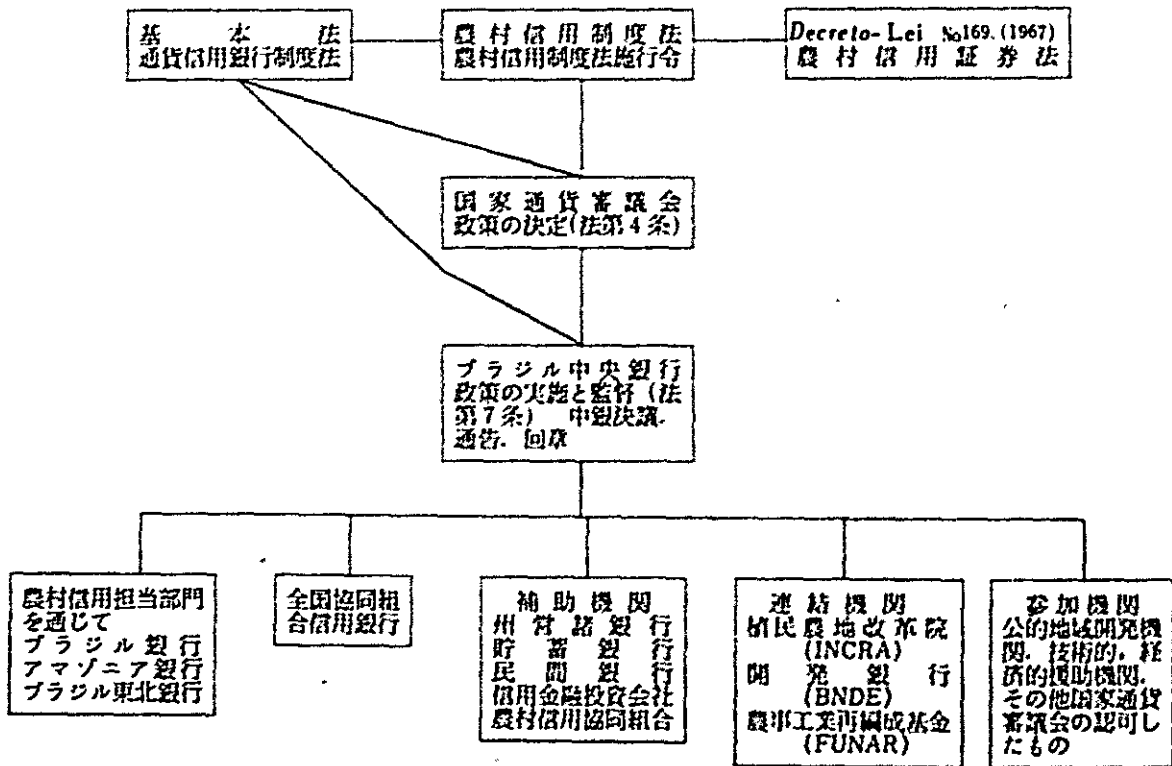
- a. 協同組合または農村生産者は所有地における農畜産物の保管、精選および加工を含む農村投資の秩序ある増加を奨励する。
 - b. 生産の適時に適切な経費および農畜産物商品化に対し便宜を与えること。
 - c. 農村生産者、特に中小規模のものを経済的強化を可能ならしめること。
 - d. 生産の合理化を奨励し、生産性の向上、農村生産者の生活水準の向上、ならびに土壌の適切な防衛を計ること。
- などとなっている。

(2) 農村信用の機構

農村信用の全国システムは次のものより構成される。

- ブラジル中央銀行 (規定の職能を持つものとして)
- ブラジル銀行 (その専門部門を通じて)
- アマゾン銀行およびブラジル東北銀行 (その専門

第4図 農村信用制度の流れ



部局を通じて)

○全国協同組合信用銀行

などによって構成される。その外、このシステムに連結するものに

○植民農地改革院 (INCRA)

○経済開発銀行 (BNDA)

がある。また本法の定める指導方針に基づき、農村信用操作を行なう補助機関として

○州が過半数の株式を持つ銀行

○カイシャ・エコノミカ

○私的銀行

○信用金融投資会社

○協同組合にして農村信用操作を認可されているもの
その他、公的地域開発機関および農村生産者へ技術的・経済的援助を行なう団体で、その業務が農村信用との関連上、利用し得るものは、協定を結びこのシステムに参加することができる。

(3) 農村信用の構造

農村信用は、農村事業の特定融資分野に制限され、基本的に本法の所定の操作方式を採用するもので、自己生産の経営費と商品化ならびに協同組合または生産者が、その農村所有地において実施する場合における、投資と農畜産物加工のために資本の金融上の必要性を充足するものであることから、本法に基づく農村信用は次の目的にしたがうことを特徴づけられている。

- ア. 経営費—農業または牧畜生産のための正常な経費の支弁に当てられるもの。
 - イ. 投資金—財貨または投務の投下で、その収益回収が種々の期間に亘るもの。
 - ウ. 商品化費—生産者の生産物の収穫に続く段階の固有経費すなわら貯蔵費、輸送費に当てられるもの、および生産物の売買にもとづく手形の割引。
 - エ. 農畜産物加工費—協同組合または生産者がその農村所有地において行なう場合。
- などの特徴づけとともに、農村信用操作は次の基本条件を備え、以下の様式で行なわれる。

基本条件

申込者の適格性

特定の事業における資金運用予算の提出

融資者による監督

(4) 信用操作の様式

a. 経営農村信用

技術的能力と経済的實力を具備している農村生産者に対するもの。

b. 指導付農村信用

生産性の水準を高め、生産者とその家族の生活水準を改善することを目的とし、融資者が直接または農村開発の専門団体を通じて技術援助を与えることを条件とするもの。

c. 農村生産者協同組合への信用

農村生産者の協同組合の運営、施設、組合員へのサービス提供、生産者に対する直接信用操作のために定められた条件のもとに組合員に対し、経営、収穫、輸送、貯蔵および商品化の経費ならびに組合員所有の不動産の改修にともなう出費を金融することを目的とする資金。

d. 商品化のための信用

農業生産者に対し、その収穫物の出荷に当たり、報酬(利潤)が得られる値段を確保するための金融および協同組合または生産者がその農村所有地において行なう場合の農畜産物の加工のための融資。

e. 植民と農地改革のための信用

規定の植民と農地改革計画のための融資。

などからなり、農村信用操作の限界、期間、利息、その他の条件は国家通貨審議会によって定められる。

1967年2月14日日付 Decreto-Lei 167号により、「農村信用証券に関する規定その他の措置」に次のように明確化されている。

(5) 農村信用証券について

国内の農村信用制度を構成する諸金融機関が自然人または法人に対して行なう融資には、本法規定の農村信用証券 (Cedulas de Credito Rural) を使用することができる。(注、農村協同組合がその組合員または傘下の組合に対して行なう融資の場合も、この証券を使用することができる。)

信用証券の振出人は、取り決められた目的に融資金を使用する義務を負い、金融機関が要求する期間と方式にしたがい、その使途を立証しなければならない。

融資金の使途は被融資者が署名し、融資者が確認した予算書をもって取り決められる。またその後の変更も明記されなければならない。

融資が、分割使用をもって許与された場合には、

融資者はその取引連結勘定を開設し、被融資者は受取指図書等をもって証券または予算書に定められた方式と期間にしたがい、分割して引出すものとする。融資金額には、国家通貨審議会が定める半の利息が付けられ、6月30日および12月31日、または当事者間に取きめある場合は分割償還の期日に請求される。融資者は、支払期日、清算日に、あるいは国家通貨審議会が定めた時は、その方式にしたがい、これら負担金(利息等)を融資金に繰入れることができる。

遅滞の場合は、証券面記載の利息は年1%引上げられる。

被融資者は融資者に対し、融資金の用途に対する広汎な監督を許し、要求される諸事項につき立証する。

債権者は必要と認められた時は、その指名する者をもって、証券に記載されている不動産のあらゆる付設物ならびに事業の進行状況の立入り検査を行なうことができる。

監督費用に関する手数料は証券面において取きめられる。本手数料は、当該取引に係る勘定の借方残高に対し計算されるものとする。なお被融資者は無益に終った検査、または法的、または証券面記載の条件に違反した行為に対する検査に係る諸費用に対しても責任を負う。

a. 農村信用証券

農村信用証券は金銭支払の約束であり、物的担保のあるものまたは無いものもあり、次の名称と様式の下に証券的(Cedularmente)に構成される。以下各証券につき説明する。

農村動産質証券(Cedula Rural Pignoratícia)

この動産質証券には次の必要事項を記載する。

- ・名称 農村動産質証券 (Cedula Rural Pignoratícia)
- ・支払期日とその条件 初賦返済または支払期日の延期条項がある場合には、次の但し書きを書き込むこと。
"Nos termos da cláusula Forma de Pagamento abaixo."または "Nos termos da cláusula Ajuste de Prorrogação abaixo"
- ・債権者の氏名とその指示条項。
- ・許可された融資金額を数字と文字で記載し、許与された融資の農村事業上の用途目的を記載すること。
- ・質権 (Penhor)に関連する財産の明細と、そ

の所在する場所の他、種類、品質、数量、もしあれば記号、製造時期を明記すること。

- ・支払うべき利息の率、もしあれば監督手数料およびその支払時期。
- ・支払の場所。
- ・振出の日および場所。
- ・振出人またはその特別代理人の自筆署名。

支払方式または延期取きめの条項は、できる限り担保明細のすぐ後に記入し、はじめに割賦払の金額と支払日、次いで延期条項と実施条件を記入する。

また担保に連結する財産の詳細は、別に発行人が署名し、債権者が認許した2通の書類として作成し、証券には質権の程度および総額を表示し次いでその事情の記述を行なう。

農村質および商業質として受人可能の財は本法令の条件の下に質権の対象とすることができる。融資金をもって購入された財は担保に含まれる。この場合、本法令規定に従い例外追記すること。買入財は引続き振出人または物的担保の提供者たる第三者の直接占有下に置かれ、善良な保管者として保全の責任を負う。また第三者が買入した財に対しても振出人は買入者として、買入財の保全につき共同責任を負う。

証券が決済されない間は、債権者の事前の文書による承認なくしては、買入財を証券に記載された所在地より他に移動させることはできない。農村不動産抵当証券(Cedula Rural Hipotecária)

この不動産抵当証券には次の必要事項が記載される。

- ・名称 農村不動産抵当証券 (Cedula Rural Hipotecária)
- ・支払期日と条件 初賦返済または支払期日の延期条項がある場合 "下記支払形式条項の規定で" または "下記延期取きめ条項の規定で" を付加する。
- ・債権者名およびその指示条項。
- ・許与された融資金額を数字と文字で記載し、許与された融資の農村事業上の用途目的を記載すること。
- ・不動産担保は、名称の表示、もしあれば面積、境界、付設物、取得証券、および日付ならびに不動産登記の注記(番号、台帳、ページ)の記載をすること。
- ・支払うべき利息の率 もしあれば監督手数料、およびその支払時期。

- ・支払の場所。
- ・振出しの日付と場所。
- ・振出人またはその特別代理人の自筆署名。
特別項目として次の記載もなされなければならない。
- ・もしも不動産担保の記述を別の書類により処理する場合は、境界および付設物を除き、不動産担保の名称表示の項に記述するすべての表示を証券にも同じく記さねばならない。
- ・抵当不動産の詳細を記載する代わりに地権証券を添付することができる。
- ・前項の場合、地権証券が添付されたら、および最終決済まで、地権証券は証券の一部を構成するものであることを、証券面に明記すること。

抵当物件には、建物、その土地、機械、設備施設が含まれる。

抵当不動産の面積、その特徴施設および付属物ならびに占有の平穏性（係争のないこと）に関し、虚偽または不正確な記載を行なったものは刑法第171條に該当するものとして処罰される。税金その他債務または責任についても虚偽または不正確な記載を行なった者も同様である。

融資金をもって、取得または実施された機械、器具、設備および建物ならびに証券の有効期間中に付加されたすべての施設は抵当に編入される。債権者の文書による承諾なくしては、これ等を取除き変更または破壊することはできない。つまり融資によって取得したすべてのものは抵当物でありこれを勝手に処分することはできない。

農村および都市の不動産は本証券の抵当の対象とすることができる。

農村動産質・不動産抵当証券 (Cedula Rural Pignoratícia e Hipotecária)

この農村動産質・不動産抵当証券には、次の必要事項が記載される。

- ・名称 農村動産質・不動産抵当証券 (Cedula Rural Pignoratícia e Hipotecária)
- ・支払の期日と条件 割賦返済または支払期日の延期条項がある場合には前記「農村動産質証券」と同様の記載がなされる。
- ・債権者の氏名とその指示条項。
- ・許与された融資額を数字と文字で記載し、許与された融資の農村事業上の使途目的を記載すること。

・抵当に関連する財産の記載はその所在地または保管場所の外、種類、品質、数量、もしあればマークまたは製造時期を明記すること。

・抵当不動産の名称の表示、もしあれば面積、境界、施設、取得証券および日付不動産登記の注記（番号、台帳、ページ）を明記する。

・支払うべき利息の率 もしあれば監督手数料およびその支払時期。

・支払の場所。

・振出しの日付と場所。

・振出人またはその特別代理人の自筆署名。

農村動産質・不動産抵当証券による抵当および質権設定には前記「農村不動産抵当証券」の規定が適用される。

農村信用手形 (Nota de Crédito Rural)

農村信用手形には次の必要事項が記載される。

・名称 農村信用手形 (Nota de Crédito Rural)

・支払の期日とその条件、割賦返済または支払期日の延期条項がある場合には “Nos termos da cláusula Forma de Pagamento abaixo” または “Nos termos da cláusula Ajuste de Prorrogação abaixo” として以下書込むこと。

・債権者の氏名とその指示条項。

・許与された融資額を数字と文字で記載し、許与された融資の農村事業上の使途目的を記載する。

・支払うべき利息の率 もしあれば監督手数料およびその支払い時期。

・支払の場所。

・振出しの日付と場所。

・振出人またはその特別代理人の自筆署名。

農村信用手形は民法第1563条記載の財（質権の設定されていない動産、抵当権の設定されていない不動産、質権抵当権執行後の残存額等）に対し特別の先取特権 (Privilégio especial) を有する。

農村信用手形の期間は最少3カ月、最長3年までとする。

以上各証券の性格、記載事項について述べてきたが、つまり農村信用証券は農村動産質証券、農村不動産抵当証券、農村動産質不動産抵当証券、農村信用手形の4つの形態で行なわれる。

b. 農村信用証券の登録および欄外記入について

農村信用証券は第三者に対して効力を持つため不動産登記所 (Cartório do Registro de Imóveis) に登録される。

- ・農村不動産証券の場合は、買入財が所在する地区の登記所において
 - ・農村不動産抵当証券の場合には、抵当不動産が所在する地区の登記所に
 - ・農村不動産質不動産抵当証券の場合には、買入財が所在する地区の登記所と抵当不動産が所在する地区の登記所に
 - ・農村信用手形の場合は、その融資目的たる事業の行なわれる土地が所在する地区の登記所においてそれぞれ登録されなければならない。
- 証券は登記所において提示された順序で農村信用証券登録簿 (Registro de Cédula de Crédito Rural) に登録される。

登録には、次の証券上の必要条件の注記により諸事項が記載される。

- ・支払の日 分割払または延期条項のある場合には分割払日または延期条件。
- ・擬出人名、融資者名 もしあれば裏書人名
- ・許可された信用額、分割払いの場合の各回毎の金額。
- ・支払の場所
- ・擬出の日付と場所

登記所は証券の裏面に登録簿の番号、ページ、徴収した料金を書き入れる。

また登記所は登録料として次の料金を取り立てる。その80%は不動産登記所の官吏に、20%は区裁判所に帰属するものとする。

Cr\$ 200,000. までは	0.1%
Cr\$ 200,001. ~500,000. までは	0.2%
Cr\$ 500,001. ~1,000,000. までは	0.3%
Cr\$ 1,000,001. ~1,500,000. までは	0.4%
Cr\$ 1,500,001. を超えるものは	0.5%

ただし、その地方の最低貸金の4分の1を限度とする。

証券に記載された優先順位が既往の登録と重複する場合には、登記所は証券の登録を拒否し、その違反行為を無効とみなす。

c. 農村信用証券の登録取消

裁判所の指示または証券面または付属書に記述された債務完済の証拠 (Prova da Quitação da Cédula) に基づき、欄外追記の方法をもって、登録は取消される。

区裁判所は、少なくとも半年に1回農村信用証券登録簿の点検を行なうものとする。

d. 農村信用証券の取立執行

農村信用証券の取立てに対しては、強制執行 (ação executiva) が許される。

物的担保として財 (bens) が買入されている場合、債権者はいつでも執行に対し異議のあるなしにかかわらず、民事訴訟法第704および705条の規定に基づき財の売却を行なうことができる。さらに債権額の限度までこの売却代金を入手することができる。この場合債権者は適法の担保 (Caução idônea) を提供し、強制執行に対する訴訟 (注、異議ある場合) は進行する。

法廷の宣告が決定し、執行の全部または一部が不当とされた場合には、債権者は受取った金額または超過額を返還するのみならず、訴訟法上の他の罰則に服する。

e. 農村約束手形 (Nota Promissória Rural)

農村生産者、あるいは農業協同組合が債権者となる。農産的、採収的、または漸進的性質の財の期限は、販売の場合、農業協同組合が組合員からその出荷物を受取る場合、および農業協同組合より組合員へ生産財または消費財を引渡す場合などに本法の規定する農村約束手形を信用証券として使用することができる。

組合員の渡す生産物の受取りに対し、組合より組合員のために発行する農村約束手形は販売のために受取った生産物の代金の前払いに代る支払として約束が成立する。

この農村約束手形には次の必要条件が記載される。

- ・名称 “農村約束手形” (Nota Promissória Rural)
- ・支払日
- ・指示条項に従い財産を販売あるいは引渡し、または支払義務を負う個人あるいは団体の名称。
- ・支払場所
- ・支払われるべき総金額を数字と文字で記載する。これは生産物の買取り代金または販売のため受取った生産物代金の前払金に相当する。
- ・売買あるいは引渡された生産物の明細。
- ・発行日および場所。
- ・発行人あるいは特別代理人の自筆署名。

農村約束手形の取立てには、強制執行が許される。

農村約束手形に明記された財産の抵当物あるいは、これに代って発行人が所有する特定の財産が入買されている場合には債権者は本法の規定に基

つき取立てを執行することができる。

f. 農村販売手形 (Duplicata Rural)

農産物および畜産物的性質の全財産の期限付販売において、農村生産者あるいはその協同組合が直接行なう場合は、その信用証券として本法の規定で農村販売手形を使用することができる。

売り手が提出した農村販売手形は、買手に送達され、買手は署名した上これを送り返さなければならない。

農村販売手形には次の事項が記載される。

- ・名称“農村販売手形”
- ・支払の日付または提示日より何日後に支払われ、あるいは一括払いとされる旨の記載。
- ・販売人の氏名および住所。
- ・買受人の氏名および住所。
- ・支払われるべき総金額を数字と文字で記載すること。これは購入された生産物の代金に相当する。
- ・売買された生産物の明細。
- ・支払の場所。
- ・提出の日付と場所。
- ・指図事項。
- ・買手またはその特別代理人の自筆署名。これにより手形の正確性と支払義務が確認される。
- ・売手またはその特別代理人の自筆の署名。

農村販売手形を紛失した場合は売手はあらかじめ発行する。この場合手形面に2本の平行線を引き、その中に“segunda via”と記入する。

農村販売手形の送達は売手またはその代理人が直接あるいは金融機関を通じて行なわれる。金融機関はその支店、代理店を介し買手の署名を求め、支払を受けるまでこれを保管する。

一括払いでない場合は、買受人は農村販売手形を提出の日から数えて、10日以内に相違なく、署名するか、あるいは手形を引受けられない理由を含む申告文を添えて提出者に返戻せねばならない。

規定の期間内に返戻されない場合、売手は引受の欠除に対し、プロテスト（注、拒絶証券の作成）する権利がある。

農村販売手形の取立には、強制執行が許される。

販売の申立てに反し、農村販売手形を発行したものはその金額の10%に当たる罰金のほか、1年ないし4年の禁固に処せられる。

g. 特別規定（農村信用証券の担保）

農産的、採取的、あるいは畜産的生産に基づく産物はそれが例え精製あるいは加工向けのものであっても証券担保物件とすることができる。

さらに農村事業用の次の財産および関連する付属物をも融資担保物件とすることができる。

- ・大中小トラック、ジープその他自動車輻。
- ・荷車その他非自動車輻。
- ・独木舟、渡し船その他モーター付またはモーター無しの小艇。
- ・農畜産用諸機械器具、飼料準備用、精製用、倉庫用、加工用、冷蔵用、運搬用に使用されるもの、ポンプ、かん水用モーター、パイプなど。
- ・孵卵器、育雛器、かご、給水器、給飼器など養鶏、養畜用機械器具。

同一振出人に対し、二つ以上の融資が行なわれた場合、同一債権者とその買入された財は二つめ以後の融資に対し、当初設定された買権は延長され一つの証券質を構成する。

この延長は、先の登録に欄外追記される。また新しい財産が連結される場合には、原登記に追録されるほか、あらかじめ不動産登記所に登録されなければならない。

さらに証券が譲渡されている場合または連結財産が第三者に対する担保となっている場合は、この買権延長を行なうことはできない。

農村信用証券の買または抵当となっている財産の売却には債権者の文書による事前承認を必要とする。

農業買の期間は3カ年を越えてはならない。ただしさらに3カ年まで延期することができる。牧畜買の期間は5カ年を越えてはならない。ただし3カ年まで延期することができる。期限到来後といえども買権を構成する財が入れ換えられるまでは、担保として存続する。農業買の6カ年、牧畜買の8カ年の期間が完了した場合にはあらかじめこれらの買権は設定されなければならない。

h. 一般規定

証券の期間中といえども、双方が了解する様式と条件の下に、債権者は担保物件の一部または全部の処分を振出人に許すことができる。

担保として差入れられた財産は現行法規に制定される優先権により、主なる支払利息、手数料、協定上の罰、法的および協定上の経費を保証する。

担保財の市場価格が下落した場合、またその他の事由により減額を生じた場合には振出人は債権者が通告した日より15日以内に担保を再供しなければならない。この通告は留郵便または司法区の証券文書登記所を通じて行なわれる。

動物をもって質権が構成されている場合には、証券の振出人は防疫処置の下に融資金で購入したものを含む全部の家畜を維持しなければならない。

畜産融資においては発行人は証券の有効期間中、債権者の書簡による許可なしに牝幼畜あるいは繁殖に適する牝牛を売却しない義務を負う取組みをなすことができる。

証券が第三者に移転された場合においても質または抵当に連結する財産は引続き担保を構成する。

農村信用証券の質権または抵当の対象となる財産は振出人の他の債務または第三者の債務により侵害されない。

係争手続による場合、農村信用証券と農村約束手形の振出人、または農村販売手形の引受人は取立てまたは債権確認に関する所轄官庁の最初の裁決の日より、債務の元本と付帯費の10%に相当する罰金についてもその責に任ずる。

農村信用証券、農村約束手形、農村販売手形は国家通貨審議会が定めるところにしたがい、ブラジル中央銀行において再割引される。また農村約束手形と農村販売手形の割引利率も国家通貨審議会によって定められ、支払延滞の場合は年利1%増となる。

以上ブラジル農業金融をその法的なものを含めてかいつまんで述べてきたが、この他に別表の通り農畜産関係の制度的融資金があり、またブラジル中央銀行の特別の認可を得て、ブラジル国内において主に日系人を対象にして農業融資（一部、工業融資を含む）を実施している海外移住事業団（ブラジル法人名 JEMIS）の融資は、およそ前述の農村信用証券にならって実施している。

これが具体的説明については、この項では省略することとする。

いずれにしてもブラジル国内における農村金融の制度もその細い部分において次々と変更されるので、融資の利用希望者はその都度十分に調査研究し、より有利な方法による資金の調達を計られた方が得策と考える。

（八重尾 直忠）

参考文献

- 1、農村信用制度（ブラジル編）法令、海外移住事業団編
- 2、ブラジル経済情報
- 3、サンパウロ新聞
- 4、その他

第10表 主要融資基金一覧(貸出条件、貸付期間、貸出機関など)

基金	出資元	融資目的	融資対象の企業	貸出額	期間	利子	貸出機関
ブラジル銀行の部							
工業開発基金 (FOD)	外国	中小企業の創立または再整備に	従業員100人以内、年間売上額400万Cr\$までの中小企業。運転資金および用地購入費はワク外	投資総額の80%まで。特別地域には80%まで	10年間、据置期間はいろいろ	年利12%+国家通貨審議会決定のCr\$貨価修正率	ブラジル銀行
復興および開発ドイツ基金 (FAD)	外国	固定資産、設備、機械投資への融資(西独からの機械購入を含む)	中小企業、業種は魚介調製、農産物調製、輸出品調製など	投資総額の80%まで	据置期間を含み4-5年。特別の場合は10年まで	年利12%+Cr\$貨価修正率+手数料年間1%。10万ドル以上なら年利10%+為替変動率	ブラジル銀行
農産物、畜産物、魚介類の調製工業用開発基金 (FUNDIPRA)	外国およびブラジル	中小企業の設備拡張、近代化など固定資産投資に対する融資	農産物、畜産物、魚介、林産などの調製工業	固定資産の75%まで	5-10年間。据置期間はいろいろ	年利12%+Cr\$貨価修正率+手数料年間1%。10万ドル-20万ドルの金額ならFAD融資基金と同様	ブラジル銀行
農業および工業							
農村再融資国家基金 (FNRR)	外国	農村信用手形再融資、金融店との契約による農村貸付、肥料、農機その他類似品購入への融資	農業、牧畜、畜産関係	最低貸金の500倍まで	12年間まで。据置期間はいろいろ	年利+手数料13%-17%。取立ては金融店	一般官銀、商業銀行、貯蓄銀行、農村信用組合など
企業資本の民主化基金 (FUNDECE)	外国	企業の運転資金	①公開資本目的の融資資金を輸出商品生産貸付金に振り向ける ②国内工業生産者解決に役立つ	投資額の60%まで。限界は最低貸金の1万倍まで	3年間。据置期間は1年まで	年利12%+Cr\$貨価修正率	ブラジル銀行、開墾地方支店、州銀など
生産財輸入融資基金 (FIBEP)	外国	米国製または米国経路での機械・設備輸入。USAIDのポジティブ・リストに記載していないものは除外	農村工業およびサービス会社	5000ドルから100万ドルまで	4-5年間。据置期間は輸入機械を運転するまで	年利12%+Cr\$貨価修正率。金額10万ドル以上ならFAD融資のみ	ブラジル銀行、国家経済開発銀行/Finame
中央銀行の部							
畜産開発基金 (FUNDEPE)	外国およびブラジル	食品用畜産プログラム、羊産産(技術援助含む)などの投資に対する融資	RG・スール州、ナンバコロ州、パラナ州、グァス州、ミナス州、パイア州、E・サント州、マットグロソ州の畜産業者	投資総額の80%-100%まで。基準は資金の出所による	9-12年間。据置期間3-4年間	年利12%-14%+FVG計出の通貨価調整率	国家農村信用金庫関係店・代理店
農業開発特別基金 (FUNDAO)	ブラジル	近代消費財購入、畜産輸出奨励、増産と生産率増大、畜産物取引改善などに関し、銀行業務を補充	農村信用手引書に記載されている近代消費財使用者	貸付額の10%まで	1年。場合によっては5年まで	年利3%-7%	同上
社会投資基金 (FUNINSO)	外国	社会目的投資への融資金	連邦政府、州政府、市など	限度なし	事情に応じ決定	年利2.25%-2.5%。サービス料3-4%その他	官銀一般
輸出融資基金 (FINEX)	ブラジル	輸向向け畜産商品の生産とその実効面の輸出品の在庫、輸向向け畜産物生産、輸出国産商品完達援助など融資	輸出拡大を目指す工業や農村企業	限度なし	1年間	年利18%	ブラジル銀行

4. 農業協同組合

(1) 概況

協同組合の発展形成の過程には、当該国の歴史が重要な要素を持ち、その政治経済の特色による影響が大きい。荒涼の地といわれるイギリスおよびヨーロッパの各国では、産業革命等の歴史的経済改革期を背景に、大資本に対抗する民衆の小さな結束が協同組合の存立をみた事実はあまりに著名であるし、そこに至った経緯は極めて明快である。後進国あるいはこれらに共通な急激な経済発展を送りつつある国家群にとっては、ご多分にもれず大地主や一部の金持の独占的体制がなかなか崩れず、農地改革や各種の産業勃興にともなうて、経済活動が普遍的なものになってはきたが、変則的な形は現在でも残っている。教育の不徹底も拍車をかけて、民衆の結束は容易に実現せず、協同組合誕生以前にすでに工場の組織はそれを許さぬ近代的なものが導入されてしまっていた。

農業における協同組合はましてやその大土地所有制下に圧迫された小農の力を発揮しえず、存立には極めて難かしい環境下にあったといえよう。後進国に特有な一足飛びの古代から近代への変革は、協同組合の発生のいとまを与えなかったとみることができる。協同組合といえば、消費協同組合、学校協同組合、建築協同組合、金融協同組合等々、日本でただちに想像される農業協同組合に代表される組織とは異質のものが多く、ブラジルとしてその例にもれない。今日ブラジル全土には各種の協同組合組織が約2,000あるといわれるが、都市近郊における消費組合も含めて、いまだ協同組合組織は十分に活動する段階に達していない。サンパウロ州(300)、リオグランデドスール州(200)の2州を除いては、いずれもわずかな組合が散在するだけであるが、この2州でも農協として活動しているのはリオグランデドスール州のぶどう酒生産者組合、サンパウロ州のコーヒー生産者組合、牛乳生産者組合といったごくわずかな組合だけである。参考までに、州別の協同組合別数を表11表に掲げる。

各組合とも年々その数の変化は激しく、1年たらずに消えさる種類のものも決して珍らしくない。

表11表の統計は1970年の協同組合数であるが、たとえばサンパウロ州の組合は305であったものが、1972年

では535となっており、各州とも同様である。下記は1972年6月末現在のサンパウロ州の協同組合の種類別の数を表わしたものである。

Relação demonstrativa das cooperativas levantadas em 30/6/1972 pelo departamento de assistência ao cooperativismo de São Paulo

種類	市内	市外	計
Cooperativas de consumo	40	159	199
Cooperativas agrícolas mistas	6	94	100
Cooperativas de cafeicultores	—	27	27
Cooperativas agropecuárias	—	32	32
Cooperativas avícolas	—	6	6
Cooperativas de trabalho	19	41	60
Cooperativas de plantadores	—	17	17
Cooperativas centrais	8	3	11
Cooperativas de laticínios	—	29	29
Cooperativas de eletrificação rural	—	28	28
Cooperativas diversas	7	19	26
合計			535

農協の監督は INCRA

第十四章 国家協同組合運動審議会

第九十五条

協同組合運動に関する国策の総合的指導は、国家協同組合運動審議会に行なわせるものとする。

審議会は1967年2月25日緊急大統領令第200号第172条に規定する如き独立採算機関として、INCRAの外局としての機能を果すものとし農務大臣を会長とし次の諸機関を代表する8名の委員をもって構成する。

ア. 企画統制庁

イ. 中央銀行を代表とする大蔵省

ウ. 住宅銀行を代表とする内務省

エ. 拓植農業開発庁(INCRA)、協同組合信用銀行(BANCO)を代表とする農務省

オ. ブラジル協同組合機構(OCB)

協同組合組織の発展の難しいブラジルで、存立を続けている農協は、コーヒー、ぶどう酒、牛乳というような少数の単一生産物の生産者組合であるのに反し、日系の協同組合は販売購買信用利用の総合組織組合と

第11表 州別組合および組合員数(1971年度)

州 名	組合数	組合員数
ロンドニア	—	—
ア ク レ	10	2,867
アマゾナス	26	57,786
ロライマ	2	224
バラ	114	75,104
アマバ	3	947
マラニオン	42	24,658
ピアウイー	53	33,004
セアラ	178	208,555
リオグランデドノルテ	25	16,579
パライーバ	33	11,829
ペルナンブーコ	134	99,949
アラゴアス	70	52,076
セルジッペ	22	11,252
バイア	111	145,893
ミナスジェライス	160	249,512
エスピリットサント	15	21,796
リオデジャネイロ	66	126,227
グアナバラ	93	1,719,959
サンパウロ	305	570,321
パラナ	98	132,324
サンタカタリーナ	42	51,271
リオグランデドスール	202	984,989
マツグロソ	10	9,405
ゴヤス	12	5,886
連邦区	5	13,739
合 計	1,833	4,626,152

して成長してきた。日系組合のあり方を例にとってブラジル政府当局は、国土開発の一方法として、Nucleo Colonial 集団入植地の創設にあたって、Cooperativa Mista すなわち総合組合をつくらせているが、いずれもあまり思わしくなく、農業に関する限りは日系の独壇場である。したがって、ブラジルの農協を論ずるには、日系の農協によることが最も当を得ていることとなっている。

(2) 日系の農業協同組合

a. 概況

1932年にブラジルの協同組合法がはじめて施行されたのにさきかけて、日本人移住者の手になる農業協同組合(産業組合)が、1920年代後半より各地に創設されるようになった。

日系の農協はその結成過程の必然性は別にしても、構成は日本における大正～昭和にかけての協同組合運動の感覚と、地域的な小農の資本に対する結束のメカニズムが、日本民族の気質の中に受けつがれた潜在性をもったものであったことはけだし当然で、それはあくまで“日本的”な集団であった。そのために広大なかつ農政の未確で行き渡らない当時のブラジルのフェゼンダ農業、いわゆる大型農業形態の中にあつて、これとは異なった中小農の農業形態においても十分経済的基礎を確立させ得ることの立証を残し、大地主、企業家が実権を握って、総合的農業発展への農政が遅々として進まなかった当国の歴史の中で、一つの地歩を占めてきたものである。現在多くの農産物の流通と販売組織を牛耳り、かつ地域生産向上の役割を担っている大手の日系農協がブラジルの経済社会の中で活動を続けるためには、日本的機構、日本人的組織では成り立たず、幾多の試練と脱皮と変身を余儀なくされてきている。

b. 発展の経路

年表は後掲するが、その概略は元来日系農協が日本移民のブラジル社会の中における異質の社会に生きていくために生まれた自衛組織であるところから始まる。40年の歴史をふりかえると各日系集団地に続々と発生した日系農協は、参加組合員農家の移動の激しさが主因となって経営困難になり消え去るものが続出した。日本内地の農協組合員は、その地域で生まれながらの組合員で、加入脱退自由の原則は単なる書物上の文章にすぎなかったし、また組合再建整備促進を国が農政の一貫としてとりあげねばならなかったのは、商品農業生産への変貌期に処しきれなかった米麦農協自体に内在する、経営の不手際と農民自身の貧困が原因であった。しかるに、ブラジルにおける日系農協は、政治的につくられた組合ではなく、盛衰を教う段階組織(日本内地の全国連-県連-単協)もなく、農民の票につながっていると悪口をいわれ続けている農政の教授もないまま自滅を促したことになった。教授の大きなバックとなる田家の力がなければ、農民自身の手による法人が消え去るのはけだし当然といえよう。経営能力は農業労働とは異質のものであり、家族農業経営は多勢の機能をつるに動かす組織への頭の切りかえを不容易にさせる。ただひとりサンパウロ市近郊に発生した組合だけが、サンパウロ市の急激な近代都市への膨脹とともに、この消費市場に支えられて飛躍的な発展を遂げてきたのであった。これが現在のコチア産組であり、南ブラジル産組である。都市市場の需要に応じて、

生産地域の拡大の必要に迫られた農協は、各集落地の不協組合を傘下におさめ、サンパウロ州全域からパラナ州にまで進出するに至った。現在最も大きなシェアを示しているコチア産業組合の組合員数を見ると、その発展の経緯もわかるといえよう。

第12表 コチア産業組合の組合員の推移

1927年	1937年	1947年	1957年	1967年	1971年
83人	1,303人	3,930人	5,846人	13,306人	10,224人

近郊に発生した場合はいずれもその創立の当初、ばれいしょ(バクタ)の生産者組合として発足したものであったが、サンパウロ市の発展と共に、野菜、鶏卵、果実というようにその取扱品目も増し、さらに奥地に進出すると棉花、コーヒーその他を取扱うに至った。こうして、たとえばコチア産組を例にとると、その取り扱い生産物は140数種類にも達している。日系農協はコーヒー、棉花をはじめ、いくつかの生産物の販売市場をラテン・アメリカ各国のみならず、ヨーロッパ、アメリカ、日本にまで輸出を行ない、一方、国内においては農産物加工を手がけ、肉鶏屠殺工場、搾油工場等を併わせ持つに至っている。日本の単協に見られるような限定された地域でなく、広大な地帯にわたって発展を続け、かつ流通機構の整備していない未発達のブラジルにあっては、独自の力で販売流通組織をつくりあげることが必要で、これが同時に現在の産組王國、これは一つの企業体ともいえる規模をもつに至ったのである。しかしながら、上述の組合員数の変遷に見られるここ数年の停滞、むしろ減少さえしている傾向は特定の保護政策を国家が行なわず、協同意識のうすい民族性(というよりその支えられた環境)も加わって、このままの体制ではこれ以上組合員数が増えぬ頭打ちの状況を示しているようである。このことは販売所、倉庫、加工場とどんどん地域を広げて投資したものの回収がつかぬことにつながり、協同組合精神による農協組織の限界を示すと同時に、農協は利益社会の集団であると同時に地域社会の集団であることを考えさせられる。企業ならば利潤追求と採算性をはじいて過隔地への進出が可能であろう。ブラジルの農協は、日本における農協のように顔と網の目で繋がった系統組織ではなく、前述の農政の貧困と相まって、限られた枠内での活動しか余儀なくされているといえよう。最近、一部の日系産組の借入金の膨張と、資金繰りの困難さと、「おらが組合」からの組合員の離反現象は、組合というより会社に近い性格に変りつつある。

c 年表

農協とその時代背景を知る上での変遷の歴史は、重要な意味をもつ。年表はブラジルにおける大産組コチアに関してはよく紹介されており詳しいが、むしろブラジルの日系農協組織の歴史は、発生当初の群小組合の連合をはかったサンパウロ農協中央会の中に本当の姿を見出すことができる。

- 1906 1月5日付第1637号法令が最初の組合法であるといわれている。ただし職業シンジケートおよび協同組合の相成ならびに運営に関する規程で、農協も株式会社〇〇産業組合として発足した。
- 1927 コチアばれいしょ生産者組合発足。
- 1928 レジストロ、セッテバーラス、桂の3植民地産組発足。
- 1929 ジュケリー組合(南ブラジル産組の前身)発足。
- 1930- プロミッソン、カフェランジャ(平野)、イガラバーバ、アリアンサ、バストス、チエテ、イタケイラ、モジグスクルーゼス、その他日系農協が続々と誕生。当時の日系産組は「在ブラジル邦人農業者産業組合」と称した。
- 1932 12月19日ゼツリオ・バルガス大統領により農協独自の持株法第22239号発令。日系人組合、1927年設立。1932年までに7組合が登録。ブラジル全土では1911-1915年=14、1916-1926年=43、1927-1932年=145の組合設立。1966年新組合法改正まで20数年、協同組合基準法として続いた。
- 1933 サンパウロ州農務局に産業組合奨励局(課)が設立された。
- 1934 サンパウロ総領事館主催(勸業部)第一回在ブラジル邦人産業組合常務者懇談会開催。当時登録組合=18、未登録(任意)組合=35、組合員農家数=4,300人
4月23日「日ブラジル産業組合中央会」創立。創立時組合員数=16、出資金総額=830CR\$。日本国政府に対し補助金の申請を再三行なったが下付されず。
総領事館との定期懇談会が頻繁に行なわれる。綿作関係者増大する。中央会は綿作地帯に組合結成せしめ工場建設すむ。
州産業組合局と連繫、定款指導をはじめとして、各組合の横の連絡強化する。
- 1936 日ブラジル農事協会設立。サンパウロ市郊外農事試験場建設。日本政府補助金受く。1939年末中央会加入組合数=19、組合員農家数=6,600。
- 1941 第二次世界大戦突入。

- 1942 中央会役員改選。理事長にブラジル人ペドロ・フォルゴージ、ボンベア組合代表、専務理事に下元健吉。その後、数回役員理事変る。農村青年講習会盛ん。産青連運動はじまる。各農協役員ブラジル人にかわる。サンパウロ農業組合中央会と改称
- 1944 年末の中央会加盟組合員農家数=14,202, 第一回全ブラジル農協大会。
- 1945 終戦
地方組合の州銀負債整理時代から、奥地養鶏事業始まる。ブラジル人理事による組合運営の不都合表面化。各組合員の日本人同士の間、険悪となる。（「勝ち組」「負け組」）奥地組合の経済面の打撃極めて大であった。畜産業の不況、綿作（輸出）不況。各組合の経営不況による解散つづく。
- 1946～1955年の10年間 中央会は各地の不逞組合の再建、養鶏推進市場とりまとめに努力する。
- 1950 加盟単協数=26。ブラジル人組合員数=594（ただし、加盟単協加入組合員数は含まず）。
- 1953 パストス組合再建の見通しを立てる。養蚕の不逞を一部中央会の手により養鶏部の鶏卵の取り扱いにより補うこととなった。
- 1954 ジュケリー農産組合、南ブラジル中央農産組合と改称。CEASA（州公設市場）設立。
- 1955 コチア青年呼び寄せ第一陣 109 名サントス港到着。
- 1964 革命軍事政府、農地改革法公布。
- 1965 南ブラジル産租、植林事業に着手。第二回全ブラジル農協大会
- 1966 新農協法。組合の改革。各種の恩典失う。
- 1967 商品流通税（ICM）実施される。新農協法施行細則出る。
- 1968 第三回全ブラジル農協大会。
- 1969 外国人土地所有制限法の発布。第四回全ブラジル農協大会。
- 1972 新農協法発令。

d 代表的日系農協の概況および組織機構

(a) コチア産業組合 サンパウロ州、パラナ州、マツトグロッソ州、リオデジャネイロ州、グッナバラ州、ミナスジェライス州にまたがる事業地域を有し、8 単協をその傘下に収め、一時は参加組合員13,000名を数えた。1971年末の組合員数と国籍別比率は次の通り。
 ブラジル人 4,542名 44%

日本人	5,276名	52%
その他	406名	4%
計	10,224名	100%

1966年の新農協法により事業地域が制限され、組織機構を改正せざるを得なくなって中央会組織に改めたもので、傘下単協名は次のとおり。

〈集荷倉庫数〉

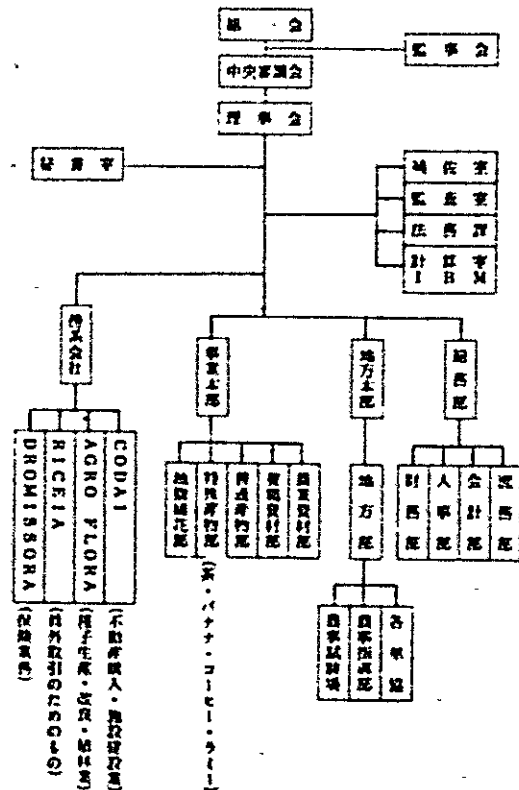
サンパウロ市近郊単協	(サンパウロ市)	5
サンパウロ州南西部単協	(コチア市)	18
サンパウロ州北部単協	(カンピーナス市)	16
サンパウロ州西部単協	(アグマンチーナ市)	12
パラナ州北部単協	(ロンドリーナ市)	20
パラナ州南部単協	(クリチーバ市)	5
リオデジャネイロ単協	(リオデジャネイロ市)	2
マツトグロッソ州南部単協	(ドラーダス市)	2

中央会(サンパウロ市)の機構は次のようになっている。全地区の販売所数は33を数え、取り扱い生産物は140種にのぼるといわれるが、主要生産物は鶏卵、肉鶏、落花生油、ラミー、ばれいしょ、茶、トマト、バナナ、コーヒー、棉花である。

〈1971年12月末日現在〉

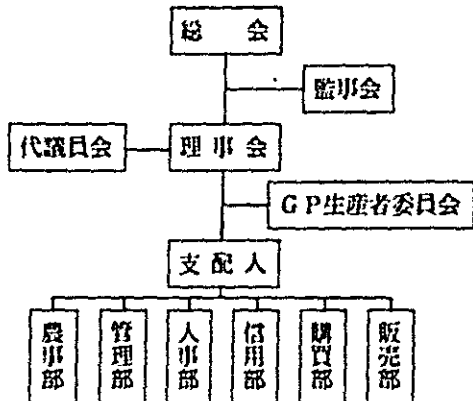
払込済出資金現在高	27,908,539	クルゼイロ
年間売上総額	337,725,395	クルゼイロ

第5図 コチア産業組合中央会の組織機構図



各単協の組織機構の一例としてサンパウロ州北部単協の組織図を掲げると、次のとおりである。

第6図 単協の組織機構(例)



肉鶏屠殺工場、食用油榨油工場、コーヒー精選工場なども併設しさらにコーヒー、綿花、茶その他各生産物の輸出も自らの手で行なうなど大企業としての規模をそなえている。さらに農村青年教育、医療共済事業などその活動は多面にわたっている。

(b) 南ブラジル農業協同組合中央会(南ブラジル産組) 1929年米サンパウロ市より30kmのマイリボランに、49名のばれいしょ生産者の日本人によって創立された。前身はジュケリー農産業組合で、コチアと同様な経路で発展してきたものである。1971年末の組合員数6,736名。その内訳はブラジル人28%、日本人(二世を含む)69%、その他25カ国人3%となっている。その傘下には39の単協を擁し、1954年中央会組織となり、南ブラジル農業協同組合中央会と名称も変わった。

傘下单協名

マイリボラン	バラグェスパウリスク
グランデサンパウロ	プロミソン
バストス	クリチーバ
ポンペイア	スザノ
マリリア	インダイアツーバ
アシス	パーレドバライバ
ピェグーデ	アラサツーバ
パレットス	カンピーナス
マリンガ	バクルー
イラブル	コルネリオプロコピオ
オズワルドクルス	ガビアーラ
イクベチニンガ	ウムアラマ
アチバイア	バカエンブー
ピラールドスール	モジグスクルーゼス
ジャーレス	ロンドリーナ
グァインベ	バラナバイ

ランシャリア サンミゲールアルカンジョ
 ジュンジャイ フルミネンセ
 ドラセーナ マッシャード

中央会直属

以上組合員数 6,736名。出資総額=12,157,867クルゼイロ (1972年6月30日現在, 1\$≒6.0クルゼイロ)

中央会所属の従業員数 624名

単協所属の従業員数 418名 計1,042名

取扱事業額 (1971年7月1日~1972年6月30日)

155,522,369クルゼイロ

内訳 生産物売上高 97,856,762クルゼイロ

購買配給高 57,665,607クルゼイロ

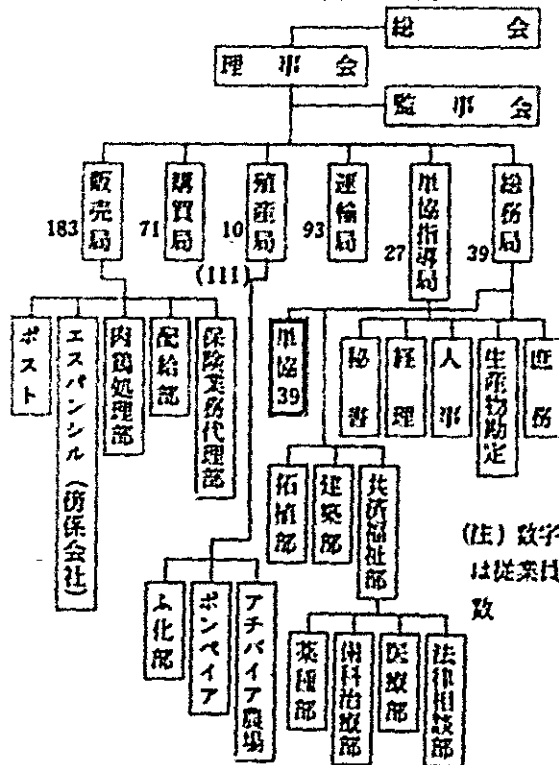
取扱生産物を多い順にならべると次のようになる。すなわち、鶏卵、コーヒー、果物類、トマト、そ菜類、ばれいしょ、雑穀類その他である。

参考までに南ブラジル農協の取扱手数料諸積立金等は次の通りである。

取扱手数料

鶏卵、ばれいしょ、たまねぎ	8%
コーヒー	0.5%
その他	2%
インフレ対策財政準備積立金	
鶏卵	1%
その他	2%
農村労働基金 Fund Rural	2%

第7図 南ブラジル農協中央会組織図



(注) 数字は従業員数

(c) サンパウロ農業協同組合中央会 上記の組合とは異なり、先の年表に見られるように1934年「日本ブラジル産業組合中央会」という名称のもとに16の日系組合によって、これらの横の連絡、総合指導機関として設立されたものである。上述のコチア産相、南ブラジル農協も当初はともにこの中央会の傘下組合であった。しかし日本からの助成事業資金が得られなかったり、あるいは戦争突入等の社会情勢の変革、それに加えて経済事情の急変などにより、その性格は当初の目的とは異なったものになり、多数の単協を傘下におさめる一般の農協と同じ形態となってきた。コチア、南ブラジルのように、積極的に事業量を増した事業地域を伸ばし、各種施設を築いていった成長過程と異なり、たえず指導をモットーとした中央会的な動きを示して

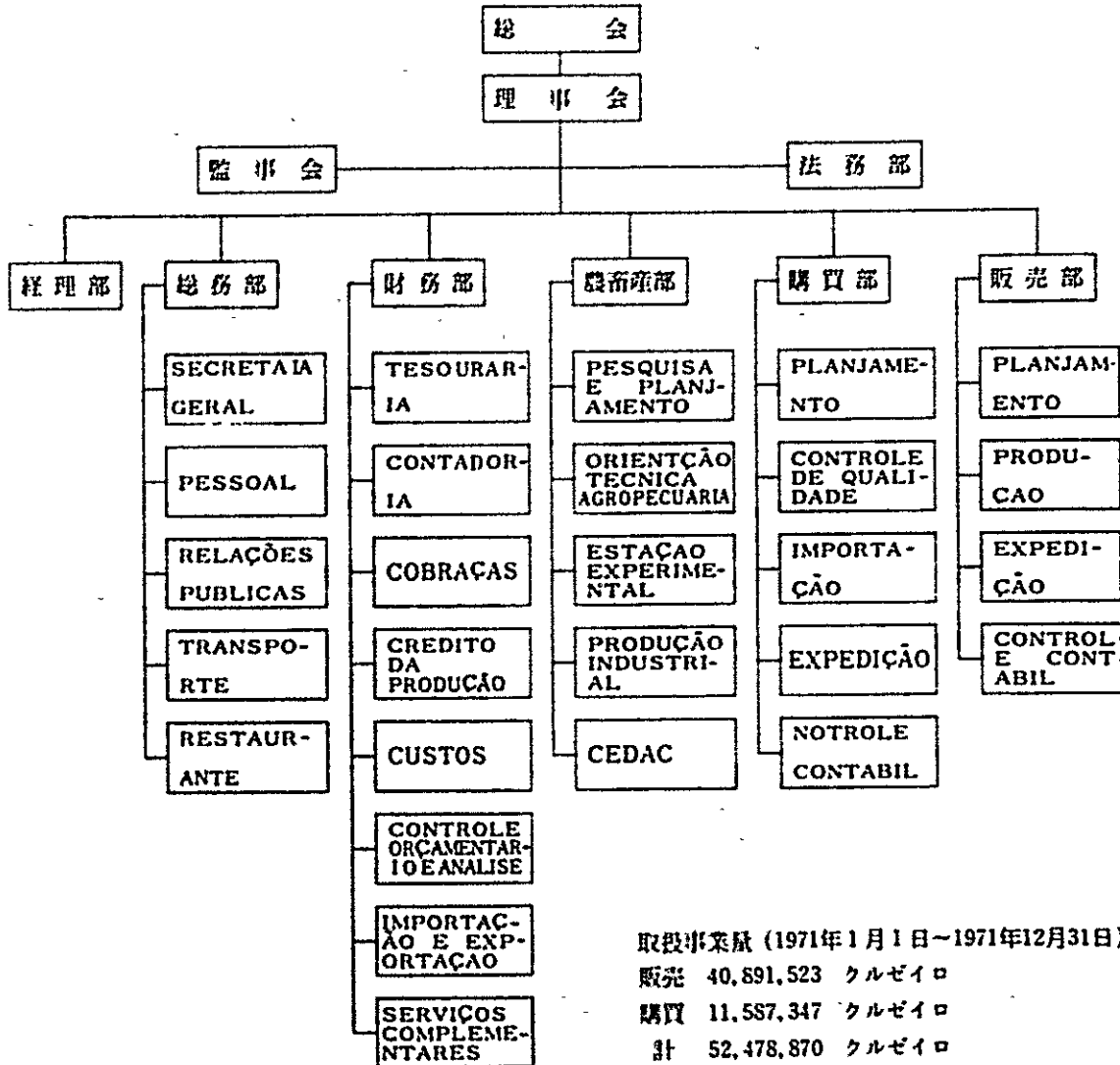
きた組合として特異である。現在は39の単協を傘下にもち、他の大農協と同様な組織機構をもち事業を行っている。ただし後掲のバランスシートに見られる如く、当組合は各単協の取扱品目中、中央会を通じて取扱っているもののみをその事業量として発表しているため、数字の上ではその事業量は少ない。

参加組合員数は約1万人、うち日本人は50%である。

傘下単協名

アチバイア	ジュンジャイ
アシス	ジャーレス
アラサツバ	モジグスクルーゼス
バストス	マイリポラン
バレットス	オズワルドクルス
パウルー	ボンベイヤ

第8図 サンパウロ農協中央会組織図



取扱事業量 (1971年1月1日～1971年12月31日)

販売	40,891,523	クルゼイロ
購買	11,587,347	クルゼイロ
計	52,478,870	クルゼイロ

ドラセナ	プロミッソン
グアインベ	バカエンブー
グランデサンパウロ	ピラールドスール
グアピアラ	ピエダデー
イラブール	スザノ
イタベチニンガ	サンミゲールドアルカンジョ
パーレドパライーバ	シアノルテ
カンピーナス	バラナバイ
クリチーバ	バラグァスパウリスタ
コルネリオプロコピオ	プレシデンテブルデンテ
インダイアツォバ	ランシャリア
ロンドリーナ	バレンサ
マリンガ	ウムアラマ

e. 各日系農協の収支決算状況

コチア産業組合中央会

(1)貸借対照表 (1971. 12. 31) (単位:クルゼイロ)

資産の部		資本および負債の部	
固定資産	40,872,613 ⁵³	資本金	27,908,539 ¹⁰
現金預金	11,686,583 ⁴⁹	固定負債	40,007,312 ⁰²
流動資産	278,491,234 ²⁹	流動負債	266,128,281 ⁵³
繰延勘定	8,446,516 ²³	繰延勘定	4,010,119 ¹⁴
		当期剰余金	1,442,695 ⁷⁵
合計	339,496,947 ⁵⁴	合計	339,496,947 ⁵⁴
対照勘定	265,294,373 ⁰³	対照勘定	265,294,373 ⁰³

(2)損益計算書 (1971. 1. 1. ~1971. 12. 31) (単位:クルゼイロ)

損失の部		利益の部	
総務経費	10,893,728 ⁷²	販売手数料	23,419,971 ³⁴
事業経費	54,619,253 ⁰⁴	購買手数料	10,534,668 ²⁴
当期剰余金	1,442,695 ⁷³	信用手数料	1,630,993 ⁸⁴
		利用事業収入	11,721,968 ⁶³
		その他収入	19,648,155 ⁴²
合計	66,955,677 ⁵¹	合計	66,955,677 ⁵¹

南ブラジル農業協同組合中央会

(1)貸借対照表 (1972. 6. 30) (単位:クルゼイロ)

資産の部		資本および負債の部	
固定資産	13,721,869 ⁶³	固定資金 (出資金・積立金)	34,694,615 ³²
運転資金 (現金)	9,451,376 ⁵⁷	流動負債	14,923,536 ⁶²
流動資産	28,448,437 ⁰²	当期剰余金	2,003,530 ⁸⁸
合計	51,621,683 ²²	合計	51,621,683 ²²
対照勘定	28,267,798 ⁷⁶	対照勘定	28,267,798 ⁷⁶

(2)損益計算書 (1971. 7. 1. ~1972. 6. 30) (単位:クルゼイロ)

損失の部		利益の部	
人件費	6,259,677 ¹⁰	販売局手数料	7,150,893 ⁸⁶
事業経費	7,952,971 ²⁴	購買局収益	2,722,505 ⁸⁷
当期剰余金	2,003,530 ⁸⁸	運輸局	443,784 ⁸⁵
		ふ化部	1,309,337 ⁷⁹
		その他部門収入	4,589,656 ⁸⁵
合計	16,216,179	合計	16,216,179

サンパウロ農協中央会

(1)貸借対照表 (1971. 12. 31) (単位:クルゼイロ)

資産の部		資本および負債の部	
外部出資	190,773 ⁸⁰	資本金	3,845,740 ⁴⁵
固定資産	14,919,023 ⁰⁴	積立金	6,968,979 ²³
現金預金	2,218,386 ⁴³	流動負債	23,796,055 ⁹¹
流動資産	17,128,743 ⁷³	当期剰余金	211,629 ⁴⁰
繰延勘定	385,478 ¹⁸		
計	34,842,405 ¹⁵	計	34,842,405 ¹⁵
対照勘定 (保証勘定)	13,946,847 ⁷⁷	対照勘定	13,946,847 ⁷⁷
合計	48,789,252 ⁹²	合計	48,789,252 ⁹²

(2)損益計算書 (1971. 1. 1. ~1971. 12. 31) (単位:クルゼイロ)

損失の部		利益の部	
人件費	1,083,685 ³⁴	販売手数料	440,071 ¹⁵
事業費	3,789,120 ³⁷	農事部収入	2,999,741 ⁵⁵
諸積立金	244,295 ⁸²	購買手数料	231,685 ²⁸
		信用収入	1,608,819 ⁶¹
当期剰余金	211,629 ⁴⁰	その他収入	48,413 ³⁸
合計	5,328,730 ⁹⁷	合計	5,328,730 ⁹⁷

f. 日系農協の今後

後述するブラジル政府の農業協同組合法に見られる協同組合に対する認識の若干の混乱と農政の不備が、現在までの日系農協発展過程に、税制との間にあえぎ、事業の伸び悩みと、拡大しすぎたその投資規模への苦慮を一層あおっているのが現状である。サンパウロの市場のみならず、各主要大都市における日系農協の勢力は、他の大商人を近づくにまで発展してきている。組合組織の完成された販売流通機構に加えて、生産物の加工、たとえば製油、製茶、コーヒー精選、肉鶏屠殺などの工場施設の拡充は大商業資本への挑戦であり、巨大な企業組織となってきた。その中で、なおかつ協同組合精神のもとで、個々の生産農民をバックとした協同組合主義がたがねけるのであろう

か。農協の事業が、競争に打ち勝つために企業化しても、その基盤は零細な農民にすぎない。国際資本に対抗すべきその資本は、わずか1口1,000クルゼイロの出資金の積み重ねである。日本内地の農協組織が巨大化し、安定した強みを見せているのは、日本国内のすべての単協が県連を通じ全国段階で一本にまとまっているからである。わずか1万人の組合員がこれ以上何倍にも伸びないとすれば、また一方国の協同組合育成策が求められぬとすれば、日系農協は一本化するより将来の飛躍は望み得ぬものと思われる。さらに日系農協といっても、一世がこれを牛耳る時代は終りつつある。すでにブラジルの農協としてその精神と規模を拡大し主張するために、逆に農政を動かしてゆくことになる。

(3) 協同組合運動

a. 協同組合法の動き

- 1932 22,239号をもってブラジルの協同組合法の始まりとし、協同組合運動の方針が決められた。
- 1934 新法令第24,647号で22,239号は廃止された。職業別の組合団体(シンジケート)をつくり、これに属する者が集まって協同組合を設立し得るもので、理事は内国人のみがなるとする法令で、これに反対運動が起った。
- 1938 第581号によりこの法令は廃止され、再び22,239号が復効適用された。
- 1913 第5,893号で新組合法発布(第2次大戦中)。
自由主義を奉戴する協同組合運動に、ファッショ的な色彩をもって強要する条文が多く、改正すべしとの運動が起った。
- 1944 第1回全ブラジル協同組合大会(サンパウロ市)。
- 1945 法令8,401号が発布され、5,893号は廃止され再び22,239号が復効適用されることとなった。
協同組合信用金庫が設立され、政府出資あり。
- 1951 内閣協同組合銀行と改称される。
- 1965 第2回全ブラジル協同組合大会(レシーフェ市)開かる。
基本的に協同組合法の検討と改正を要求。
農務省原案を農務大臣より大統領に手交。
- 1966 第59号新組合法発令。
- 1967 60,597号で施行細則発令
批判と反対相次ぎ、改正運動起る。信用業務の禁止、事業地域の限定、各種課税など極めて不当な新組合法条文がみられた。
- 1968 第3回全ブラジル協同組合大会(ポルトアレグレ市)。

1969 第4回全ブラジル協同組合大会(ペロオリゾンテ市)。

日系農協は中核的な役割を果たしてきた。

1972 59号, 60,597号廃止され、新農協法発令される。

b. 協同組合関係の諸団体

ブラジル国内の協同組合運動の普及宣伝と助成、ならびにその監督を目的とする政府機関としては、各州にそれぞれ産相奨励局(DAC)あるいは産相課が設けられ、また連邦政府関係では農務省内に協同組合の登録および監督機関があって、全国的な組合の統制を行なっている(現在はINCRAの中に産相課がある)。

これとは別に、国内の協同組合同士の連合体が民間団体としてそれぞれ各州に全ブラジルの協同組合連合体として生まれ、1956年に全ブラジルの協同組合連合(UNASCO)の結成をみた。その後これと同じような目的をもってサンパウロ州農畜産物組合協会(CAPESP)、内閣協同組合研究センター(CNEC)、ブラジル協同組合合同(ABCOOP)などが発足したが、1969年第4回内閣協同組合大会を機にブラジル協同組合機構(OCB)に一本化された。

サンパウロ州協同組合連合(UCESP)

1952年州産業組合奨励局長の提唱により結成された州内の主要組合はほとんどこれに加盟した。

内閣協同組合連合(UNASCO)

c. 税制との闘い

協同組合法第22,239号では「……破産の宣告を受くることなく、かつ商行為に課せられる税金を賦課せらるることなし」と規定されているにもかかわらず、税金をとり立てる州郡の税務・財務局側では、州郡の税法の条文中に規定されていない限り協同組合法の免税特権は認めないとし、この争いが限りなく続いてきた。1935年、州令により販売および委託販売税が課せられ政府折衝の結果、1937年免税になった。しかし、その後この種の争いは絶え間なく続き、1948年、州議会で再び徴収が決定された。憲法違反との組合の訴えの裁判はほとんど勝訴に終わったにもかかわらず、州財務局側の上訴が最高裁判所にまでおよび、憲法条文の解釈判決によって、連邦憲法は州に対し税金(販売および販売委託税)の取り立てに対する権限を付与しているからその行為は違憲でない、との結論が出た。税金問題の争いは1949年以來1953年まで5カ年間の滞納を生じ、組合としては到底支払うことのできないものであった。その後、州議会にあるいは州政府各局に再三再

四免税運動が続けられ、協同組合運動は全体的なものに波及した。ようやく1954年発令された第2,855号の草案をもって、1954年以降の税金を正常に納入していくことにより滞納分は免除され、さらに1954年以降の税金の50%は、組合の特殊目的（農業融資あるいは社会福祉事業）のための交付金として使用されることになった。その後、これは組合の一般施設等に流用できるようになり好都合となったが、やがて1966年、新法の発令と同時に商品流通税（ICM）制度が打ち出され、50%交付金制度は廃止されることとなった。ICMは周知のように、商人の取扱いをこれを帳簿上操作することができるが、農協の場合は18%もの流通税を徴収され、生産農民に大きな負担を与え、組合を通さず抜け売りをする傾向が増え、協同組合運動にとって非常なマイナスであった。1966年以来各農協の猛烈な反対と政治折衝により品目（果樹、野菜、鶏卵など）に限って、あるいは州によってこのICMは免除されてはきたが、以上の歴史をふりかえると、まさに協同組合は税金との闘いに終始したといっても過言ではない。

(4) 農業協同組合法

ブラジルに初めて農協法が発布されて以来、実に40年間、改正、廃案、復効、新法発布と繰り返された農協法の混乱の歴史に見られるように、政府の協同組合に対する不認識と不勉強は農政の不統一不徹底と相まって、農協の発展を阻害してきたといえよう。ひとり日系農協のみが多くのブラジル農協をひっぱって、改正、反対運動を続けその地歩を着々と築いてきたのではあったが、1972年、最新の農協法も決して全く問題なしとはいえないものであった。

そこでこの新法をもとに、若干の考察を加えて見たい。

改正新法の好・不都合点

ア. 兼営組合においても信用部を設置し運営し得る。

第4章「協同組合団体の設立」ただし、事前に中央銀行の許可を受けることを要する。

イ. 販売購買部門で、組合員外の利用を認める（第85条、第86条）。以上とともに改正により別の目を見た条項であるが、アの信用部の執行機関である理事会のメンバーは中央銀行の同意を得ねばならず、イの員外利用は収益が課税対象となり、その収益は教育、福祉事業に利用のため特別勘定として積み立てねばならず、課税計算のできるよう特別経理処理をせねばならないことになり、これは組合にとって負担である。

ウ. 従来の制限されていた活動地域の範囲規定がとり

除かれた（第2章「協同組合団体」第4条11節）。差しつかえない限り制限は設けられなくなり、これは好い改正である。

エ. 特に実情にそぐわないと思われる点は、第4節「管理機関」第47条の「協同組合は總會において選挙せられた組合員のみをもって構成する理事会また運営審議会によって運営される。その任期は4年を越えないものとし運営審議会構成員の少なくとも3分の1は必ず更新せねばならない」とあり、事業を、よりよく経営するために4年の経験あるものを3分の1退陣させねばならぬ点である。

(5) 農協運営上の問題点と考察

a. 資本強化の必要性

ブラジル国内で農協組織として発展し続けるために次々と拡大されていく諸資産の固定する資金に対し、自己資金としての出資金や積立金では不十分で、産物販売代金の一部から積み立てられている増資積立金程度ではなかなか追いつかず、外部資金を流用して施設を増やすことになり不健全経営となると同時に、高利の利率を経営の中から支払わざるを得なくなる。増資積立金の率を上げようとする、組合員はなかなか協調せず、余分の手数料を差し引かれると思ひ、抜け売りをする。そうすると、組合の取り扱い分量は減少し、せっかくの諸施設も十分に活用されず、悪循環をくり返す。これを克服せぬ限り、他の企業商社と太刀打ちできない。協同組合としても、その活動の原動力として資本の強化は不可欠の問題である。従来の出資金への観念と、現代の組合事業強化のための自己資金を拡充する出資金の増強とは、組合出資に対する原則論自身の再検討が必要であろう。

b. 経営人材の養成の必要性

組合の首脳部に経営者としての事業経営に対する専門的な才能がどうしても不足で、特に経済活動面における今後の組合経営には商社的才能をもつマネージャーが最も要求されるものである。農業出身の理事が組合の業務に頭をつっこんで、不慣れな経営をやっていた時代は既に過ぎ去つたのであり、商業理事あるいは技術理事制など、これは日本の組合の参事制とは若干異なるが、いずれにしても専門の支配人による農協経営が必要で、これには人材の養成とその配置を特に検討し、とり入れなければならない。

（奥村 幸夫）

5. 流通、価格政策

(1) 主要農産物の国内消費

ひま、こしょう、サイザル麻、カカオを除いて、国内で生産される主な農産物の50%以上は、国内の市場で消費されている。砂糖、綿、落花生、米、バナナ、みかん、とうもろこしの場合、生産量の90%以上が国内で消費されている。

主要農産物の国内消費率(%)

バナナ=98	みかん=98	落花生=97
米=97	とうもろこし=95	砂糖=91
コーヒー=71	羊毛=68	マテ茶=65
綿=91	たばこ=77	カカオ=43
サイザル麻=38	こしょう=17	ひま=15

(2) 国内の販売機構と販売ルート

a. 販売機構

農産物の仲買商は次のように分類できる。

- ア 仲買商 (ア) 現地の仲買人
 - (イ) 卸業者
 - (ロ) 小売商
- イ 代理人 (ア) 仲次人 (コレトール)
 - (イ) 代理人 (コミサリオ)
- ウ 投機業者
- エ 販売関係機関
 - (ア) 監付格付機関
 - (イ) 農産物取引所
 - (ロ) 商業会議所
 - (エ) 市場調査機関

オ 農産物加工業

現地の仲買人は生産者から農産物を買集め、都市の卸売業者や小売業者に売り渡しているが、仲買人によっては買集めた農産物を選別、格付、包装、精選しているものもある。卸売業者は生産者または現地の仲買人から農産物を買付け、小売業者または工業輸出業者に売り、小売業者は他の小売業者や消費者に売りさばっている。サンパウロ州では、穀類を取り扱う商人は一般に高いマージンをとっているが、これは必ずしも穀物商の利益が高いことを意味するものではない。

現地の穀物仲買人は、生産者価格の15%程度のマージンを得ている。卸売業者は生産者価格の約20%のマージンを、小売業者は同価格の27%程度のマージンをとっている。これらのマージンは、他の商品に比べると高いが、これは主としてこの生産物を取り扱う商店の規模が小さいことと、税金が生産者価格の約30%と高いことによるものである。また、穀物流通上の欠陥もある。すなわち、バラ積みによる直接トラック輸送(サイロトラックあるいは船→サイロ)などによって、運賃その他諸掛りの節約を大きなものに行なうことができる。仲買人は、仲買商または工場に代って買付けを行なうが、自分の名で農産物を買付けることはない。仲買人の報酬は、ふつう歩合あるいはコミッションの形で支払われ、例えば実綿を輸出している協同組合では、仲次人に1~2%の歩合を払って買付けを行なっている。つまり、仲次人は直接農産物を買うのではなく、買付けのための市場情報や技術を提供するものである。これに対して代理人は、生産者や商人から大幅な権限を与えられて、農産物の買付けを行なっている。販売にうとい生産者や、遠隔地の市場への生産物の販売は、たいてい代理人の世話になっており、代理人は、買付けや販売に必要な一切の手続を自分で行なっている。すべての商人は多少の差はあっても、一種の投機業者である。ただし、買占めによって大幅な利益を得る買占人とは異なり、なるべく危険は避けようとする。

b. 販売ルート

現地の仲買人に売り渡さず、直接加工工場、卸売業者、輸出業者に売れば、現地仲買人を通じて売る場合よりも5~10%の利益を得ることができる。そのためには、輸送を生産者自身が行なわねばならない。販売ルートは農産物によって異なり、例えば現地の仲買人はサンパウロ州の落花生(アモンドイン)の2%を買付けるにすぎないが、とうもろこし(ミーリオ)の場合は約35%を買付けている。販売ルートが多岐でぐるぐるまわっている場合、中間業者がまだその農産物の流通上決定的な役割を果たしていないということで、生産者が現地の仲買人をさけて加工工場や卸売業者に売って、より収入を増やす機会が多いといえる。新しい農産物つまり流通経済のいまだはっきりしていない農産物の場合もそうである。例えば、近年急激に脚光をあびてきた果実・マラクジャの場合、生産者は直接工場に売り込みを働き、あるいは契約栽培を狙っている。

サンパウロ州グアタバラ移住地の売りこみ調査(1973年1月現在)の例を示す。

コチア産組を通じた販売(セアザ)15クルゼイロ(1箱)

運賃、手数料、箱代等差引手取 5クルゼイロ
カンピーナスの工場 庭先渡し 7クルゼイロ
1収穫期分全部を契約した(無選別)

サンパウロ市のジュース缶詰等の大会社KIBONは、東北部ブラジルものとの契約済みで買わず、ベドール工場あるいはサンカルロスのフィゲラブランコなどいずれも手取り7クルゼイロ以下であった。

主要都市におけるスーパーマーケット網の普及と農産物の加工は、農産物の流通に重要な改革をもたらした。同時に、この改革は販売の統合を促した。販売業務は専門化した中間商人、または色々の機能をもつ中間商人によって行なわれるが、この各種機能の統合を果してきているのが農業協同組合である。

次頁の販売ルートの図解は、サンパウロ州における農産物の流通経済および割り合いを調査した農務省の資料によるものであるが、すべての農産物について調査が行なわれたものではない。統計的に詳しく調べられたものは非常に少なく、流通市場では常にこれらを概数的に把握しているのみである。例えば、

トマトの場合

全ブラジル 4000万箱

内 サンパウロ州 60%生産(2,000~2,500万箱)

├ 直接加工用 600~1,000万箱

├ 青果市場(セアザ)扱い 900万箱

└ (内10%~15%売れ残り→加工用)

├ 直接他州あるいは州内奥地向け 600万箱

イタリヤぶどうの場合(1971年産)

全ブラジル 100~110万箱

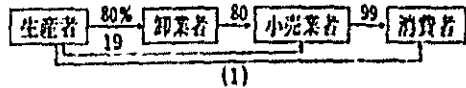
内 サンパウロ州 70万箱

パラナ州 30~40万箱

という具合である。

花の流通 花の流通には一元化したものはなく、産業組合の取り扱いも極めて少ない。ブラジルの花生産地は大別してサンパウロ州では、①アチバイヤ ②中央線沿線(スザノ、モジグスクルゼス、ジャカレイ、サンジョゼドスカンボス) ③コチア、バルゼングランデ、ソロカバナ、リオデジャネイロ州ではノーポフィルブリフィコ、ミナスジェライス州ではバルバセーナに分類される。サンパウロ州では70%、リオデジャネイロ州では50%、ミナスジェライス州では30%が日系の生産者である。日系生産者の栽培花きの中、90%がぼらで、残りがカーネーション、グラジオラス、その他(きく鉢もの、観葉植物等)となっている。

a 流通のルート



販売組織およびその方法は次の3種に大別される。

ア 生産者個人が人と機動力をもち卸市場および小売業者へ直接販売する場合。(30%)

イ 生産者集団(部落単位)が卸市場あるいは小売業者へ販売する場合。(55%)

産業組合関係の生産者集団組織もこれに含まれる。ただし取り扱いは全生産量の15~20%。

コチア産組 有限会社(flocive)
南ブラジル産組 組合の販売機構の一環
サンパウロ中央会 有限会社(flogran)

これらの大手産組は経営管理は生産者の任意にまかせ、もっぱら統制指導面で接触している。

ウ 民間業者が企業組織で取り扱うもの。(15%)

b 価格

販売単位はダースで、サンパウロの場合週2回セアザ橋内で花市が開かれ、卸(若干の小売りを含む)が行なわれる。販売人が需給時期等を勘案して値を決め、相対取引が行なわれる。

生産者	卸業者	小売業者	消費者
手数料(経費込み)		手数料(経費込み)	
20~25%		50%	

組合の場合、輸送経費等を全部いれて20%とされている。消費者は、生産者価格の2倍強で花を買っていることになる。

c 卸売市場の集中化の必要性

ブラジルの大きな都市では、一般に次のような方法で主要食料品の供給が行なわれている。

牛乳=牛乳加工場に集められ、冷蔵車のある小売店に卸されるか、または直接冷蔵車で消費者に配達される。

牛肉=屠殺業者→肉屋

コーヒー=焙煎業者→小売業者

加工食料品=加工業者→食品会社→小売店

農産物の大部分=卸市場→小売業者

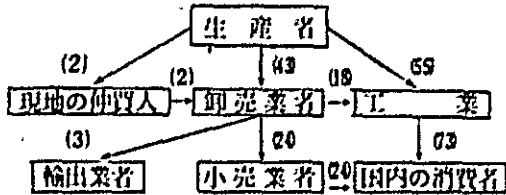
政府の統制のもとに、公定の価格で小売業者に供給されるコーヒー、砂糖、牛乳、牛肉などでは、特定の市場は必要ないが、穀物、野菜、果実、一部の加工食料品などは卸市場があった方がよい。後述する中央卸売市場などもその必要性から生まれたもので、経済的

社会的にみて利点が多く、小売業者は何でもそろそろ卸売市場の集中化によって大いに便利になってきている。生産地帯が広範で、昔から「ブラジルの百姓は行か

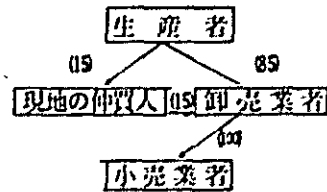
ら無になるかと思えば、無から成金になる」面白さといわれることがあるので、供給のコントロール難が、計画生産販売を困難にしている。生産地帯が広範にな

第9図 農産物の販売ルート

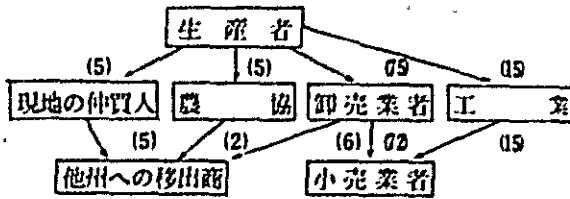
落花生の販売ルート



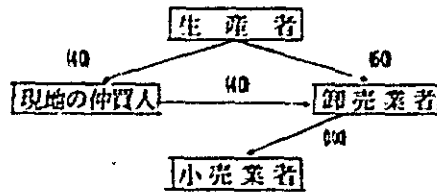
ばれいしょの販売ルート



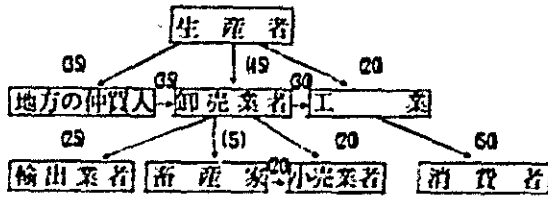
いちじくの販売ルート



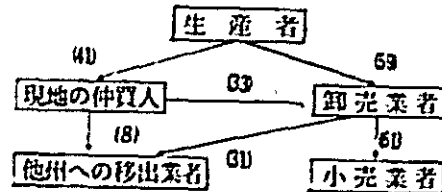
フェイジョンの販売ルート



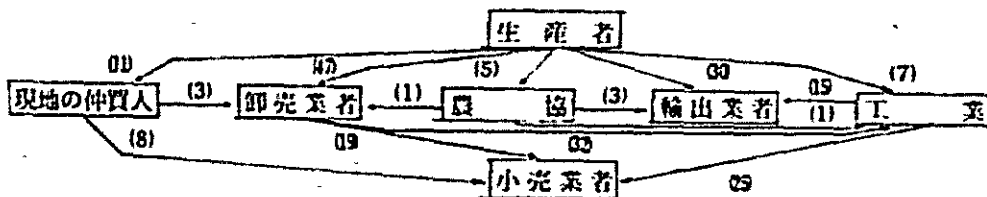
とうもろこしの販売ルート



マンゴの販売ルート



オレンジの販売ルート



以上の図はサンパウロ州
数字は、ルート別の流通量を%で表示

るのは、今年悪ければ来年は数100km離れた地帯で作付けする。また作物によっては、自分の土地で栽培して地力を減退させるより、広大な面積を借地して生産する方が有利なことが現実としてある、というような事情からくる。つまり、こういう土地利用があるということ自体が、生産の無計画をくりかえさせ、流通の機構化を困難なものにしている。需要と供給の関係によって価格が決まる生鮮食品の場合は、特にそのコントロールが難しく、供給面の改善は流通の機構化と同様に困難である。

生産者の販売システム 生産者の販売システムには①消費分野まできて売る方法、②生産組合に委託する方法、③中間業者に生産物を売る方法、④直接消費者に売る方法、などがある。

サンパウロ市には、総合的な組合と地域の特産物だけを売る専業組合がたくさんある。州政府は、主要生産地のカーザ・デ・ラボーラを通じて資料情報を集める一方、組合に組合員提供の資料を提出させ、自身で消費分野での流通量、価格、人口増加などの調査を行なうことを検討している。こうすれば各地方の生産状況、主要消費市場の供給量が把握でき、供給の過不足が判断でき、生産物が集中する時期と地域が推定できる。この国の農業形態から、特に生鮮食品は植え付けのコントロールが不可能に近い。組合の情報網あるいは常設指導に負うところが大きい、これもごく一部の、しかも日系の組合が実施しているにすぎない。供

給をコントロールする方法として、価格維持制度を採用することもできるが、各種の制度あるいは措置を受け入れる販売組織が未整備で、なかなか難しい。生産物は、生鮮食品の場合、ブラジルの流通範囲は全上からサンパウロに集まり、再びサンパウロからブラジル全上へ分配されていることがわかり、サンパウロ州内だけの流通政策を考えることはなかなか困難である。

大きな生産者組合は、サンパウロ市場で生産物の価格を調べ、その結果を新聞やマスコミを通じて発表してはいるが、まだまだ不十分である。米国で政府が実施しているインフォメーション・サービスのよな、大規模な情報提供機関が必要である。

生産物の流通上欠くことのできないものに、包装の規格化がある。統一規格を設定して、生産地で選別包装された時と同じような状態で、流通過程を経て消費者の手に届くようにしなければならないが、ブラジルの場合この面での改善がまだ大分遅れている。監督機関である政府の格付けの保証、検査なども極めて未熟であり、実際にはあまり行なわれていない。

サンパウロの卸市場と小売販売組織 約650万人の人口をかかえ、得米さらに飛躍発展する可能性があるサンパウロ市の消費市場は、世界でも有数である。サンパウロに集まる農畜産物、特に生鮮食品は、サンパウロ州奥地だけでなく、500km-1,000km、中には2,000kmも離れた他の州の都市へ転送されており、サンパウロ市からの供給先は、約1,500万人以上といわ

南ブラジル産物の市況 (毎日邦字紙にのる日本語の市況情報 1973年1月23日サンパウロ新聞)

市況情報

1月23日

バナナ	10.00	オレンジ	12.00	リンゴ	15.00	ブドウ	18.00	イチゴ	20.00	パイナップル	10.00	メロン	12.00	スイカ	15.00	西瓜	18.00	トマト	10.00	ナス	12.00	ピーマン	15.00	ジャガイモ	10.00	ジャガイモ	12.00	ジャガイモ	15.00	ジャガイモ	18.00	ジャガイモ	20.00	ジャガイモ	22.00	ジャガイモ	25.00	ジャガイモ	28.00	ジャガイモ	30.00	ジャガイモ	32.00	ジャガイモ	35.00	ジャガイモ	38.00	ジャガイモ	40.00	ジャガイモ	42.00	ジャガイモ	45.00	ジャガイモ	48.00	ジャガイモ	50.00	ジャガイモ	52.00	ジャガイモ	55.00	ジャガイモ	58.00	ジャガイモ	60.00	ジャガイモ	62.00	ジャガイモ	65.00	ジャガイモ	68.00	ジャガイモ	70.00	ジャガイモ	72.00	ジャガイモ	75.00	ジャガイモ	78.00	ジャガイモ	80.00	ジャガイモ	82.00	ジャガイモ	85.00	ジャガイモ	88.00	ジャガイモ	90.00	ジャガイモ	92.00	ジャガイモ	95.00	ジャガイモ	98.00	ジャガイモ	100.00
-----	-------	------	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	--------	-------	-----	-------	-----	-------	----	-------	-----	-------	----	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

エストラ	CR\$	66.00
グランヂ		63.00
メジオ		60.00
ベターノ		48.00
インドストリアル		39.00
△プロイター (生) (グランジア)		2.75~2.95
プロイター (厚殻) (卸し)		
プライマ		4.70~4.90
エスベシアル		5.00~5.10
△売鶏 (生) (グランジア)		
レーベ		1.40~1.50
ベターダ		1.70~1.80
△売鶏 (厚殻) (卸し)		
レーベ		3.80~3.90
ベターダ		4.00~4.00

パクリスタ養鶏協会の提供

れている。

したがってサンパウロ市の卸市場は、相場決定機関として重要な役割を演じている。サンパウロ市で唯一の公営卸市場はカンタレイラの市営市場であったが、老朽化し、かつ場所もせまく、州政府は1965年に市内ジャグアレー区の240,000㎡の広大な地に、一大州立中央青果卸売市場（セアザ）を建設した。そしてここは生産者と消費者の仲介役として生産物の集荷と分配を行ない、迅速かつ適切な価格決定機関として、その機能を果している。

サンパウロ市における小売販売組織の中で、特異な存在でかつ一番重要なものは、露天市場（フェイラ）である。

消費者は公営の小売市場、フェイラ、スーパーマーケット、八百屋（キタング）、果物店、行商などを利用しているが、フェイラの利用者はきわめて多い。生鮮食品を主に取り扱っているため、週に曜日を決めてほぼ半日、きめられた場所であるが、このフェイラ、いわゆる露天市が立つ。現在、市に登録されているフェイランテ（フェイラの売り手）は2,700名の業者で、従来は数百ヵ所であったが、最近市条例で体制整備がすすめられ、市内123ヵ所のフェイラで営業が続けられることとなった。

市が管理している公営小売市場も、スーパーマーケットも増加してきているが、フェイラの取扱量は大きく、また各小売組織で価格もまちまちである。ただ週1回または2回市民に食料を供給するフェイラは、街路を汚し、交通に不便を与え、混乱をまねく弊害が

あるので、消費者がどこへいっても手軽に買える常設店舗の小売店に改められるべきであろう。スーパーマーケットの進出と、末端までの流通機構の改善が望まれるところである。

(3) 日系農協の販売機構

日系の農協組織は、農産物の流通機構に重要な地位を占めている。数百を数えるブラジルの農協の中で、実際に総合農協として機能を発揮しているのは、ほとんど日系農協のみといっても差しつかえない。特にその中でコチア産組、南ブラジル産組、サンパウロ産組、中央会の三大農協の占める比重は大きい。

生産者は、その生産物を産地の出荷組合へ出荷する。この出荷組合は各農協の下部組織としてつくりあげられたもので（コチア産業組合の共同出荷組合のGTC組織等）、これとは別に集団地など独自の出荷組合をつくって作目別に農協、商人とわけて出荷しているところもある。選果は、共同選果、個人選果とまちまちである。

出荷組合では、単協の（あるいは出荷組合所有の一農協の融資により購入したもの）トラックで消費地の販売所に生産物を運搬するが、その販売所にはいくつかの種類がある。大規模な卸売市場ならびに小規模な販売所である。

大規模な卸売市場からは、卸売と小売（大口の需要者）のほか、小規模の販売所へ卸されるものがある。組合内部の物的流通は、例えば、コチア産組の場合、



コチア週報

お知らせ

第四号 一九七三・一・二七

▲地方部・聖市近郊三地域産菜・果実生産協議会

一月二十九日（月曜日）午前九時から本部・会議室で、三地域産菜・果実生産協議会を開きます。

▲聖北地域協議会一月三十一日（水曜日）午前九時から本部・会議室で、聖北地域協議会を開きます。

▲聖北地域主任会議一月三十一日（水曜日）午前九時から本部会議室で、聖北地域主任会議を開きます。

▲一校生産資料部・種子課・当課では、パタタ種薯セダンド・エボツカ（七・八月植付用）ナンタ・カタリーナ産種薯の注文を受け付けてきました。但し、注文は「ナンタ・コムン種」に限り、まだ余裕がありますので、只今注文を受け付けております。

▲同し数量が制限されていることから、種切りは注文到着順といたします。早目にお申し込みになるようおすすめていたします。

▲セボラ種子予約注文については、只今次の要領でセボラ種子の注文を受け付けております。

▲品種別注文
・ブランド・スミル産「パイアベエリフォルム種」
注文受付：一月三十一日、受取期：二月一日～四月末日

▲品種別注文
・パイアベエリフォルム種「セビラシカ種」
（小粒栽培用）注文受付：三月一日～五月末日、受取期：五月一日～七月末日。ご希望の方は、早目にもよりの倉庫または当課にお申し込み下さい。

▲共済会より会員各位へ来たる二月三日午前十時からカンピーナス倉庫で、医療共済説明会を開きます。

▲ご希望の分金は、一ヵ月位前に事務局へご連絡下さい。

▲市況
▲パタタ・先週に比べ降雨と時期も不足のため、入荷減少、メナス薯の取扱量も減少。下級品のナイダは扱いにくい状態であるが、ナイダの上級品の出足は良好で、値段は上つている。ナイダの上級品で六五〇・〇〇、メナス薯のコムンで三〇〇・〇〇、（二十三日現在）

▲セボラ・入荷順調で、幅広い状態の市況が続いている。用糖はリオ・ブランド六五〇・〇〇、エスタード四七五・〇〇、東酒は

入荷減少の見込みだが、市況大巾な変動はない予想。

▲トマチ・相変わらず低値相場。取引影響、大粒のエストラックという品種が好まれており、加えて、降雨の影響で品質の低下が甚だしく、フアツカ向が増加している現状から推して、当分好むの売しは見られず、今週の市況もあまり期待できない見込み。

生産者—出荷組合—販売所の経路で流通し、農協の果たす機能は、中央会では出荷組合が利用する倉庫の提供、消費地の販売所経営、単協はトラック輸送とその役割

を分担している。

農協の販売所における農産物の価格形成については、別項“セアザ”で詳述する。また各大手産組の取り扱

第13表 コチア産組手数料等一覧表 (%)

1972年末現在

	トマト	野菜	雑穀	果実	ばれいしょ	とうもろこし	鶏卵	肉類	綿	サンパロ米	コーヒー	大豆	ラミー
Funrural	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Contribuição P/Serço Vendas	8.30	9.30	5.35	8.40	6.05	5.25	5.10	—	1.60	5.35	0.20	1.70	1.60
Provisão P/Quebras e Avarias	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	—	—	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
Provisão P/Ref Capital de Giro	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Provisão P/Capital BNCC	0.10		0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
Contribuição especial	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
Elevação Capital	1.00		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.50	1.00	1.00
Contribuição P/Serviço de V.	1.60	1.70	0.80	1.00	0.90	0.80	1.20	—	1.30	0.80	1.00	2.75	2.05
Elevação Capital	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.50	0.50	0.50
Contribuição %/Serv.GP												0.50	—
Elevação Capital GP									1.00			0.50	2.00
Fundo P/Codai												3.00	
Imposto %/circ.de Mercaderia			16.50			16.50							
Total	15.20	16.20	27.95	14.70	15.25	27.85	11.50	5.20	8.20	10.45	4.50	12.25	9.45

第14表 南ブラジル産組中央会の手数料等一覧表 (%)

1970年7月1日現在

PRODUTOS	ICM	COMISSÃO/ELEVAÇÃO DA VENDA	CAPITAL	FUNDO DE PROV. FINAN.	FUNRURAL	DESCONTO TOTAL	LIQUIDO
鶏卵	—	8.00	1.00	1.00	2.00	12.00	88.00
ばれいしょ	—	8.00	2.00	2.00	2.00	14.00	86.00
玉ねぎ・にんにく	—	8.00	2.00	2.00	2.00	14.00	86.00
雑穀	16.00	6.00	—	—	2.00	24.00	76.00
ラミー	16.00	6.00	—	—	2.00	24.00	76.00
コーヒー	—	3.50	0.50	—	2.00	6.00	94.00
トマト	—	10.00	2.00	2.00	2.00	16.00	84.00
トマト (加工用)	—	5.00	1.00	1.00	2.00	9.00	91.00
野菜	—	10.00	2.00	2.00	2.00	16.00	84.00
果実・花	—	10.00	2.00	2.00	2.00	16.00	84.00
もも (加工用)	—	5.00	1.00	1.00	2.00	9.00	91.00
肉鶏	—	—	2.00	2.00	2.00	6.00	94.00

Observação : (1) BATATAS=Fundo Especifico de Produção Cr\$=0.20=por sacco.

(2) TOMATES=Fundo Especifico de Produção Cr\$=0.10=por caixa.

(3) MORANGOS=Fundo Especifico de Produção Cr\$=0.05=por caixa.

(4) RAMI= Fundo Especifico de Produção 3 % sobre o valor do produtos.

(5) CAFE=Quando houver a venda P/Exportação ou I B C. e Fora do Estado, será sujeira o desconto de ICM parcial ou total.

CONSELHO ADMINISTRATIVO.

い農産物についての取り扱い手数料は第13、14表の通りである。

(4) 州立中央青果卸売市場（セアザ）

従来からカンクレイラにある公営卸売市場が手狭になったため、1965年サンパウロ州の出資で用地240,000㎡、総工費22,000万クルゼイロ（132億円）の一大青果市場が建設された。運営は開発公社（CAGEPS）が当たっているが、その規模は南米一である。州政府の株50%、民間所有の株50%で、その理事長はサンパウロ州の農務長官が任命することになっている。セアザの中に管理事務所を持ち、その機構は政府のものと同じで、広大なセアザの管理事務を行っており、電気、水道などの管理、清掃業務、場所（店）の割りふり、各種の修繕、交通整理等々が主な仕事である。

農協を初めとする農産物取り扱い業者はそれぞれのコーナーを借りて、月次めで場所代を支払っている。例えば、コチア産場の借りている場所はそ菜売場（APC）882㎡、果物売場（HFG）643㎡、管理事務所兼ばいしょ、鶏卵売場1,432㎡、葉野菜売所（MLP）680㎡など10ヵ所にわたり、総面積約4,300㎡で、月額約65,000クルゼイロ（1972年・邦貨＝325万円）を支払っており、セアザの全場所代はほぼこの15倍と推定されるので、約100万クルゼイロ（5,000万円相当）が毎月の州政府の家賃収入となるわけである。

セアザの取扱い品目は、野菜（トマト、かぼちゃ、らしゃ、ちょうせんあざみ、アスパラガス、さつまいも、なす、にんじん、花野菜、はやとうり、さやえんどう、マンジョカ、ピーマン、おくら、キャベツ、いんげん、その他）、果実（アボカド、パイナップル、すもも、かき、いちぢく、ゴヤバ、オレンジ、りんご、メロン、すいか、いちご、びわ、ネクタリン、なし、もも、柑橘類、ぶどう、その他）、鶏卵で、年間取り扱い高は第16表の通りである。

取り扱い商は、そ菜類だけで約300軒、全部合わせて1,000軒はあるといわれ、日系人が70%を占めている。ただし、個人の取り扱い卸商がほとんどで、大手はコチア産組、南ブラジル産組、サンパウロ産組中央会、マウア産組ならびに2-3の農協のみである。すべてが委託販売制度で、セアザでの取引の方法をコチア産組の例で示すと次のようになる。

トラックで運ばれた生産者の荷は、荷受係が伝票を作成し、伝票と実数と引き合わせ、荷受係がサインをする。品物によりそ菜販売係、トマト販売係、果実販売係別にそれぞれわけ、各伝票を照合、審査員が審査

格付けを行なう。これは抜き取り検査である（そ菜は販売人が審査するだけ）。

搬入の時間は次のように定められている。

果物 午後6時～午前2時

そ菜 午後9時～午前6時

買手は、そ菜の場合9時以前にはトラックに積みこむことができない。売手も9時以前に売り渡すことができないのだが、これは混雑を緩和するために大目に見られている。生産物搬入のトラックは、1日2,000台から3,000台を数え、買手にとって運びだすトラックは4,000～5,000台に達する。これだけ多くの車と人と荷が混乱しないのは、取り引きの時間が長いこと、場所が広いことによるが、実際、雨の日など列車の駅のような何棟もならぶ取引場所は有蓋ではあるが、降り込む雨のために作業が困難になることもしばしばである。市場内の荷役は手動の車で行なわれ、機械化されていない。

取引は、すべて相対取引で、日本の青果市場のように「せり」は行なわれない。これは、現物を全部見てからでないと信用のおけない場合があるからで、このために人手と時間のロスが多い。同様の理由で、すべて現金決済が建て前である。ただし、信用のおける長期の取引先、大きいスーパーマーケットのような場合は、1-2週間の約束手形あるいは小切手を受けとる場合がある。

取引価格は、占参従業員によって組織された価格決定委員会が、係長を中心として、①前日の入荷量、金額、②当日の入荷量、③前日からのもちこし、④天候、⑤外部の商人が来ているかどうかなどにより決定する。一晩中同じ価格ではなく、大体尻下りの傾向で変る。もちろん、市場調査員が他の販売所の価格を調べてまわって、情報を刻々ともたらす。

生産者への精算は、72時間以内に取り引き結果の価格について連絡するようになっており、その月の売り上げは翌月の15日頃地方の倉庫へ送金し、生産者の手元に代金が入るのは、20日～25日後となる。コチアの場合、従業員は250人。そ菜、トマト、果実各販売係、荷受転送係よりなり、労働者は月給制と箱数による能率給制と2通りの給与支払方法がとられている。

次に掲げるグラフは、1970年、1971年、1972年、のセアザ取り扱い青果物2-3例の平均値段の推移である。

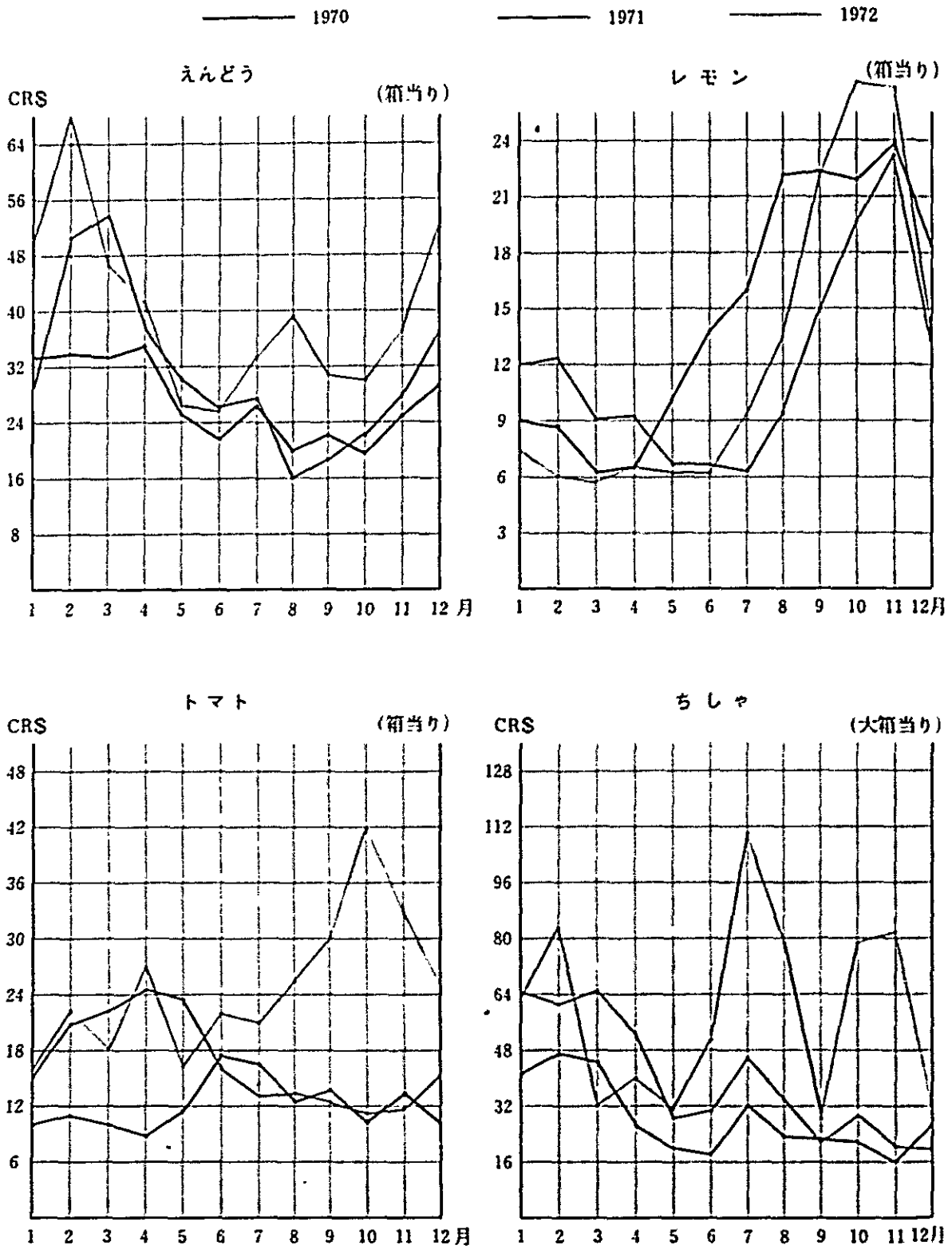
第16表 サンパウロ州立中央青果卸売市場（セアザ）の年間取り扱い農産物一覧表（1971年）

品名	単位	数	量	金額 (CR\$)	(内) コチア産粗扱い		
					数	量	金額 CR\$
tomate ト マ ト	箱	8,873,481		140,733,408	921,998	14,625,856	10
abobora か ぼ ら ョ	kg	10,865,498		2,776,872	-	-	-
abobrinha イタリヤかぼら	箱	692,201		6,880,478	91,744	911,742	13
alface ら し ョ	箱	503,126		19,501,164	32,587	1,263,072	6
alcachofra ちょうせんあざみ	箱	286,989		5,685,252	89,031	1,763,908	31
asparago アスパラガス	束	80,116		177,056	68,170	150,595	85
batata doce さ つ ま い も	箱	443,996		4,328,961	32,778	319,447	7
beringera な す	箱	802,551		5,529,576	60,979	420,021	8
cenoura に ん じ ん	箱	1,220,232		16,619,560	268,547	3,658,463	22
couve flor カリフラワー	ダース	835,893		5,826,174	109,680	765,645	13
chu chu は や と う り	箱	1,006,086		7,445,036	40,665	300,723	4
ervilha さ や え ん ど う	箱	290,668		6,976,032	39,420	946,208	11
escarola エスカローラ(菜)	箱	157,728		3,236,579	10,859	222,847	7
jiro に が な す	箱	178,674		2,144,088	29,139	349,785	16
mandioquinha マンジョカ	箱	332,642		6,589,638	44,789	887,333	13
pepino き ゅ う り	箱	832,484		9,049,101	118,237	1,285,867	14
pimentão ピ マ ン	箱	1,010,116		12,252,707	121,186	1,470,061	12
quiabo お く ら	箱	223,671		4,354,874	10,788	209,805	5
repolho キ ャ ベ ッ	袋	1,206,030		10,528,642	196,292	1,713,742	16
vagem い ん げ ん	箱	734,702		15,700,582	87,080	1,860,716	12
計				286,335,781		33,124,838	12
ponkan ポ ン カ ン	箱	698,538		6,922,512	31,972	316,921	5

limão レ モ ン	箱	608,353	6,941,308	36,011	410,818	6
uva italia イタリヤぶどう	小箱	705,618	16,532,630	348,022	8,154,849	49
uva comun その他のぶどう	箱	3,888,806	40,054,702	58,218	599,604	2
manga マ ン ゴ	箱	295,535	2,192,000	3,660	27,154	0 ¹
tangerina タンジエリナ	箱	364,139	1,533,000	3,365	14,171	0 ⁴
mamona ババチヤ	箱	575,988	4,705,000	1,917	15,660	0 ²
計			176,939,349		19,541,674	11
abacate アボカード	箱	409,100	4,483,736	15,413	168,957	4
abacaxi パイナップル	個	11,887,155	7,845,522	1,013,162	665,419	9
ameixa すもも	小箱	144,374	1,218,835	26,520	229,272	18
caqui かき	箱	499,671	4,092,305	52,469	429,693	11
figo いちぢく	箱	1,113,514	4,108,867	17,763	65,575	2
goiaba ゴヤバ	箱	286,192	1,808,733	46,391	293,420	16
laranja オレンジ	箱	6,924,435	38,846,080	10,918	61,690	0 ²
maça りんご	箱	106,192	1,781,902	8,247	138,405	8
melancia スイカ	kg	39,873,433	7,575,952	1,065,580	201,538	3
melão メロン	kg	5,669,680	7,767,462	2,678,578	3,154,849	41
morango いちご	kg	2,167,324	5,960,141	615,762	1,694,121	28
nespera びわ	小箱	237,868	2,733,103	45,933	527,853	19
nectarina ネクタリン	小箱	52,709	1,175,938	30,954	690,719	59
pera なし	箱	72,738	1,454,760	5,557	111,131	8
pessego もも	小箱	1,927,761	6,631,498	400,442	1,378,991	21
pinha ペラナ松種子	小箱	43,749	543,363	15,367	190,864	35

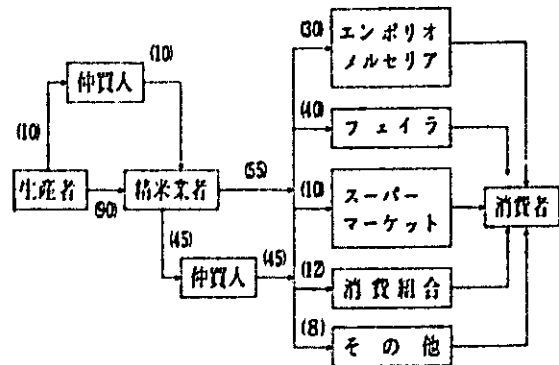
注1 果実はカンタレイラ市場でも扱っており セアヂ53% カンタレイラ47% 内コチア(6%)

第10図 セアザ取り扱いの値段の推移



第11図 米の販売ルート

数字はルート別の流通量を%で表示



(5) 主要農産物の流通と価格形成

a. 米 (アロース)

米の生産者価格は、主に国内市場の需要と供給によって動き、国際価格の影響を受けることは少なくなってきた。

1950年以降、米は最低価格保証制が適用されるようになり、同時に、生産融資委員会 (CFP) 取り決めのベースによる融資も受けられるようになった。サンパウロ市における米の生産者価格季節的変動調査では、11-1月の間が最も高く、3-7月の間が最も低くなっている。価格の一番低い時期は、ブラジル中部地域の収穫期と一致していることがわかる。

サンパウロ州の米の主要消費地はサンパウロ市で、ここでは穀物取引所が米の取引に重要な役割を演じている。穀物取引所では、米の見本がバルコンの上にならべられ買手がこの見本を見て米を選び買い付ける。

ここで行なわれる取引引きは、取引所に登録される。

米の取引引きは実物取引引きで、取引引きが成立すると品物は直ちに、あるいは短期間に引渡される。穀物取引所では、等級別の価格が毎日発表される。また15日毎に、刊行物を通じて公表される。

刊行物には、米の市場情報、価格、見直しなども掲載される。この刊行物は、米の市場に関する専門家の分析のほか、協同組合や公共機関の代表者の観察も掲載し、米の価格や取引引きの指標となっている。

穀物取引所のほか、サンパウロ州の28の都市と隣接州の米の市場価格情報を、州農務局市場情報課が公表している。

連邦政府は、1952年以来毎年最低価格を決めているが、この最低価格は仲買人がオファーする価格より安いことが多い。最低価格が市場価格を上回ることはまれである。生産者はその地方の最低価格と仲買商のオファーする価格と比較し、有利な方に売ることができる。米の場合、生産者が農場内に貯蔵しておく量は割合少なく、大部分は生産地にある精米業者の倉庫に貯蔵される。サンパウロ州ではこれら精米業者は、自分の倉庫または倉庫会社の倉庫に生産物を貯蔵するほか小売商へ供給する卸売商も兼ねているものが多い。

生産される米の販売ルートは第11図の通りである。

一般に取引は、買手、つまり精米業者の倉庫渡し形式で行なわれ、倉庫までの輸送料は生産者が負担することになっている。精米は、精米業者から小売商などへ売られ、精米の際生ずる糠米やぬかは、家畜の飼料用に売られる。

サンパウロ州には、約2000以上の精米所があり、サンパウロ市の卸市場は大小約 350の卸商から成っている。この中には、生産者組合、販売代理人、仲次人なども含まれている。

過去の統計からみると、精米の販売マージンは、消費者価格の24-44%の幅で変動していることがわかる。消費者価格をベースにすると、生産者67%、商人33%となり、販売マージンの80%は小売商に、20%が卸商に入ったことになる。

米の価格成立には、卸市場の影響が強い。卸市場は需給の変動に最も敏感で、生産者価格や小売価格、卸売価格をもとにして決定される。

b. にんにく (アーリオ)

ブラジルのにんにくは輸入品の影響を受けて、他の農産物に比べて価格の変動が激しい。

価格形成には、供給の責任者である生産者がかなり大きい影響をおよぼす。

国産のにんにくの価格は、国内市場でのシェアを広めつつある品質がよい輸入のにんにくの影響を強く受けるようになっている。外国産のにんにくは、関税が高いにもかかわらず (ALALC 地域からの輸入1%, 他の国からの輸入46%), 年々輸入が増えている。ブラジルではミナスジェライス州が最大の生産地で、収穫は7月に始まり最盛期の8月をへて9月まで続き、価格は収穫前の6月が一番高く、収穫開始と同時に値が下り、11月頃から再び上向くようになる。価格の平均の上下幅は25%である。

にんにくの相場や市況は、農産物市場情報局 (SIMA) や農業協同組合中央会が毎月報じている。このほかにもいくつかの公共機関が、生産者へにんにくの生産販売に関する情報を提供している。

サンパウロで消費される国産のにんにくの80%はミナ

スジェライス州産、10%が州内生産、残りがリオグランデスール州、パラナ州である。サンパウロ州では、消費用ストックの85%は市内向け、8%が近接都市、3%がリオデジャネイロ向け、2%がエスピリトサント、2%が他州向けとなっている。

ミナスジェライス州の消費者が支払う、最終価格に占める同州の生産者取得分は、1966年から1969年までの平均が50.5%であった。最高の取得分は収穫時の65%で、最低は12月の35%であった。

サンパウロの穀物生産者の取得分は、米59%、フェイジョン64%と割合高いが、これは主として穀物のいたみ、目減りがにんにく、たまねぎほど大きくないためである（ばれいしょ55%、たまねぎ52%）。

サンパウロ州、パラナ州、サンタカタリーナ州では、にんにく、たまねぎ、ばれいしょに対するICMを全面的に免除したので、生産者の取り分はかなりふえてきている。ミナスジェライス州でも、州内の市場で売られるものには、ICMを免除している。

c. たまねぎ（セポーラ）

生産地での価格変動が非常に激しいこと、道路が良くなっていることなどのために、遠隔の消費地へ運ばれ、そこで取引されることが多く、価格もほとんど国内の生産と需要によって決定されている。

たまねぎの価格変動は、サンパウロ州や近接州のものでまわる下半期に、激しく下向きの傾向を示す。このような傾向が、サンパウロ州の生産者をしてたまねぎを貯蔵させず、売りが急がせる結果となっている。

ブラジル最大のたまねぎの生産部であるサンジョゼドノルテに、相当量のたまねぎを消費する加工工場が設立されていること、サンパウロ州の主要生産地に大量のたまねぎを貯蔵する冷凍貯蔵庫が建設されていること、近年4、5、6月に、サフラ・デ・ノブルピンニョと呼ばれるたまねぎがサンパウロ市場に相当量入るようになってきていることなどの事実により、今後、価格の季節変動の幅が縮められ、生産者が売りが急いで損するようなことはなくなると見られている。

サンパウロではたまねぎの取引は昼はサンクローザ街付近で行なわれ、夜間はサンパウロ州食糧貯蔵会社（CEAGESP）で行なわれる。サンパウロの穀物取引所は、毎月市況を発表しているが、これはラジオまたは新聞を通じて行なわれる。農務局付属の農業経済研究所は、毎日の入荷量と、市場詰めの同所所員が集めた市況を発表している。

CEAGESPも、同市場の情勢を刊行物にまとめて公表している。また農務省の情報課が、ペロオリゾン

テ、ポルトアレグレ、クリチバ、グァナバラで、たまねぎの相場に関する情報を発表している。また、農協中央会でも生産者に役立つ市場情報を提供している。

たまねぎの取引の30%は、代理人を通して行なわれる。また、たまねぎの卸販売の35%は生産者組合によって行なわれている。このほか、7%がトラック運送人によって取引され、残りは他の会社により行なわれている。ブラジルで生産されるたまねぎの大部分は、貯蔵に耐える期間が短いので輸出する上で不利である。

d. ばれいしょ（バタタ）

主要生産地は、南部諸州とミナスジェライス州の一部である。

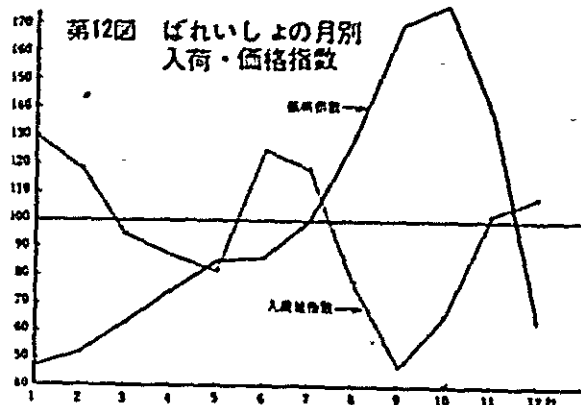
生で取引され、いたみやすいので、価格はその州、あるいは隣接州の生産量によって左行される。天候が順調で生産量が多い年は値が下がるが、その傾向が緩くと生産者は生産にあまり意欲を示さなくなる。ばれいしょの生産者価格の形成には、貯蔵性も影響する。貯蔵によく耐えるばれいしょが多く入荷するときには、卸商は近い将来価格の値上がりか予想されなくてもストックしておくとする。反対に、貯蔵性のわるいものが出まわるときは、ストックを控える。

ばれいしょの若しい特徴の一つは、毎年一定の時期に価格が急激に下落することである。

価格変動は、季節的なもの、降雨などによる入荷減少を問わず、はげしいものである。一日のうち、一俵当りの価格が、何クルゼイロも上がったたり下がったりすることが珍らしくない。

ばれいしょ市場の情報を得ている生産者はわずか20%程度で、この情報を提供する主な情報源は、サンパウロ穀物取引所の刊行物、サンパウロ商品取引所の刊行物、農業経済研究所の刊行物、サンパウロ州食糧貯蔵会社の刊行物、各協同組合中央会の刊行物、農務省農産物市場情報課の刊行物、その他ラジオ、新聞などである。

生産者は、市場の相場から、収穫貯蔵するか市場



が好転しそうなきざしを感じた時は、収穫を遅らせてもよい。大面積栽培の場合、市場の情勢に応じて収穫を早くしたり遅らせたりすることが一般に行なわれる。ばれいしょの場合、販売融資も最低価格保証制度もない。ばれいしょは主として、日本人移住者とその子孫によって生産されており、卸販売は協同組合を通じて行なわれている。サンパウロ州では、協同組合取扱量は全体の70%以上である。ブラジル産のばれいしょは全て国内消費であり、生産性は低い（ヘクタール当たり生産量ブラジル=120俵、オランダ=525俵、西ドイツ=435俵）。

e. コーヒー（カフェー）

ブラジルでは、輸出入品の中でコーヒーの取引高を上回るのは、石油だけである。

コーヒーでは世界一の生産国であり、19世紀以来、ブラジル経済を支える重要な産物であるばかりでなく、収入（外貨）の重要なものとして、その第一位の地位は変わっていない。

世界市場に占めるブラジルコーヒーの割合は、それほど伸びておらず、アフリカ産その他の中南米諸国産が輸出量において伸びてきているからで、現在国際コーヒー協定で定められたブラジルの輸出量は、全体の38%である。輸出量においてブラジルは最大の輸出国であったため、1958年までは一方的に価格を擁護する措置をとってきた。この措置は1916年に初めてとられて以来再三実施され、1930年から一層強化され、およそ8,000万俵のコーヒーの焼却が始められた。

それに引きかえ、その他の生産国は、ブラジルの犠牲によって維持されていた価格で、その生産物を全部売ることができた。

1958年、やっとブラジルは価格を擁護するため、生

産国が犠牲を分かち合うべきことを主張し、才一回国際コーヒー協定会議で中南米15カ国の支持を得た。そして、1962年には国際連合の後援のもとに、国際コーヒー協定会議が開かれ、生産国と消費国の大部分が参加したコーヒー協定が発効した。1968年に更新された国際コーヒー協定は、世界の市場に対する参加率を維持する上で一つの保証となり、価格競争を免れることができています。

コーヒーの価格におよぼす生産国の供給と消費国の需要が、関税その他で統制されているので、短期間に生産者価格を変動させることはない。

政府はコーヒーの国際価格を維持するため、最低輸出価格の設定や、積出港への搬入・輸出許可について規制した積出規定によって、消費国へのコーヒーの供給を統制している。

ブラジル政府は、コーヒーの生産過剰を避けるため、国内市場では安い買上価格を維持してきた。現在もその方針をかえていない。国内の価格政策と、低生産性コーヒー樹の抜根などにより、ブラジルのコーヒー生産は数年まえから輸出割当と国内市場を充足する量に達せず、コーヒー院（IBC）のストックでその不足分を補っている。しかし、この数年外国市場価格も上がっており、生産コストの値上がりもあり国内価格を引きあげざるを得なくなっている。

コーヒーの相場を、他の農産物の相場とともに定期的に発表しているのは、穀物取引所、農務局市場情報課などがある。ニューヨークのコーヒー・砂糖取引所の価格の動きは、業者には役に立つが、輸出価格やコーヒー買上価格があらかじめ決まっているので、生産者には関係なく、国際市場によほど変動のない限り、国内価格は変らない。サンパウロ州には、サントスに1917年設立されたコーヒー取引所がある。

第16表 主要農産物の総生産額

(1000クルゼイロ)

	豆	とうもろこし	さとうきび	皮つきコーヒー	フェジヨン	実 総
1962	164,327	141,345	73,713	158,203	94,171	106,305
1963	304,469	180,250	167,519	181,777	136,842	146,875
1964	487,738	377,146	346,342	294,448	180,488	296,958
1965	628,606	629,642	578,813	797,734	323,778	493,297
1966	865,365	810,609	656,886	644,919	557,659	512,287
1967	1,402,134	1,186,431	812,898	1,088,755	660,463	601,128
1968	1,666,437	1,352,310	1,041,565	1,167,387	725,833	915,360
1969	1,690,889	1,730,110	1,241,678	2,039,314	1,060,196	1,048,688
1970	2,254,806	2,198,940	1,578,945	1,477,219	1,412,026	1,343,567

政府の生産計画は等級別の最低輸出値段と、クルセイロ貨による輸出価格を政府決定の為替率でクルセイロ貨になおしたものを定めている。

生産されたコーヒーは、皮つき（コーヒー）のままあるいは精選機で自ら精選するか、業者にまかせるかして輸出会社の代理人に売ることでもできるし、コーヒー院に売り渡してもよく、組合員ならば組合に引き渡す。

f. 果実類

果実の生産には天然が大きく影響する。これが、結果的に供給、価格に影響してくる。一般に、平均価格の50%の上下が見られる。

果実の需要は、消費者の好みや他の果実と比較した価格、購買力などによりきまり、またその価格は、気象条件、時期、祝日、曜日などが影響する。

バナナ、オレンジ、パイナップル、その加工品のような輸出用果実は、輸出業者と商人との間に競争があり、国際市場の価格が生産者価格に強く影響する。果実は、一般に保存がきかずいたみやすいので、最低価格保証制度が適用されず、生産者には政府融資がない。その代りブラジル中南部諸州では、すべての流通段階のICMが免除されており、販売が容易で生産者価格は割合よい。

年中生産されている、バナナ、パパイヤ、オレンジ、アボカド、すいかなどと、特定の時期にのみ生産されるぶどう、もも、マンゴ、かき、いちごなどにより価格の変動に大きい影響がある。

バナナ・ナニカ サンパウロ卸市場での価格は、7月～10月にかけて平均39%値上がりする。寒さと学校の休暇が訪れる7月～8月は、オレンジ、パパイヤの収穫期とから合い、価格が最も下がる。一番高いのは10月～1月である。

パパイヤ 供給量の最も多くなる6月～8月に価格が最も下がり、供給が減り、カーニバル観光客などの特別需要で、2月～3月に高くなる。季節変動がきわめて大きい。

ナイヤガラぶどう 11月～2月にかけて下落し、最も安いのは2月である。最も高いのは、生産が少なく、クリスマス、正月需要の12月である。

オレンジ（ペーラ種） 一番安くなるのは8月～10月で、一番高くなるのは3月～4月である。価格の変動幅は44%。9月～10月の値下がり、生産が多い上に、市場にすいか、いちごの他に、収穫の始めにパイナップル、ジャポチカーバ、もも、マンゴなどの果実が出回るためである。

市場情報にはCEAGESPの情報、農産物市場情報局(SIMA)、また農業経済研究所(IEA)のものもある。販売方法にはさまざまな形態がある。

- 生産者市場、卸市場、消費市場、
- 果実取引所、
- 生産契約、収穫契約、委託販売、最低価格保証販売、自家販売、個別訪問販売、

第17表 サンパウロ州の果実販売組織（1967）（%）

	サンパウロ卸商	協同組合	他の卸商	州の輸出商	農村部の商人	その他
オレンジ	47	5	3	30	6	8
パパイヤ	80	0	20	0	0	0
いちご	51	5	27	0	0	17
マンゴ	59	0	24	0	17	0

第18表 販売マージン

	パパイヤ	ぶどう	バナナ	オレンジ	いちご
小売商	47	43	72	52	26
卸商	26	11	72	17	11
生産者	27	46	28	31	63

(6) 農産物価格の成立と季節による変動

ブラジル全国で約330万の農業者がいるが、3,000万haの耕地でなにを生産し、13,000万haの牧場でどんな家畜を飼い、それら農畜産物を、いつ市場に出すかを毎年決定しなければならない。

一方国内の8,600万人の消費者は、毎月、22万3,000軒の小売店、9万軒のレストラン、ホテル、ペンソン、バル、カフェ、その他の店でなにを買い求めるかを決めなければならない。この生産者と消費者の間には、農産物の仕入、貯蔵、加工、包装、運搬、販売を行なう約10万の中間業者が介在している。

農産物価格の形成には、(1)消費者の所得の変動、(2)農産物の供給量の変動が主要な要因となっているが、この他、ある種の農産物、例えばコーヒー、カカオ、綿のように国際市場が大きな要因になるものもあり、そのほかに政府の価格政策、消費者の慣習、嗜好の変化、生産物の加工、販売包装を変える技術の進歩などが影響する。

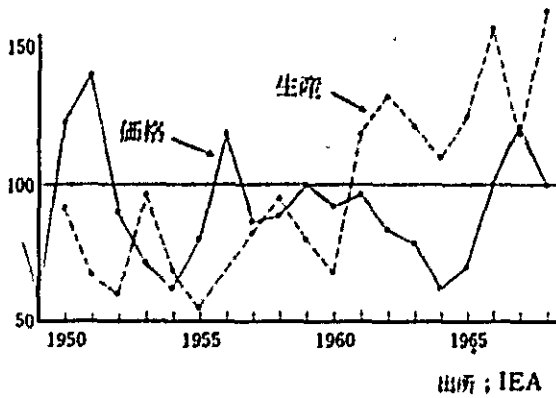
農産物の価格は、工業生産物のそれに比べ変動が激しい。1957年以来、肉の価格は平均生産物価格より上昇率が高くばれいしょは平均を下回り、鶏卵は平均に沿って上昇している。米は所得の高低に関係のない一般的な主食品であるが、サンパウロ州における米の収

培は、気候に左右されるきわめて不安定な陸稲栽培であり、その価格曲線もまた極めて不安定である。

a. 供給

供給の変動と、価格の動きの関係ははっきりしている例にパパイヤがあり、農業経済研究所では次のようなグラフを例示している。

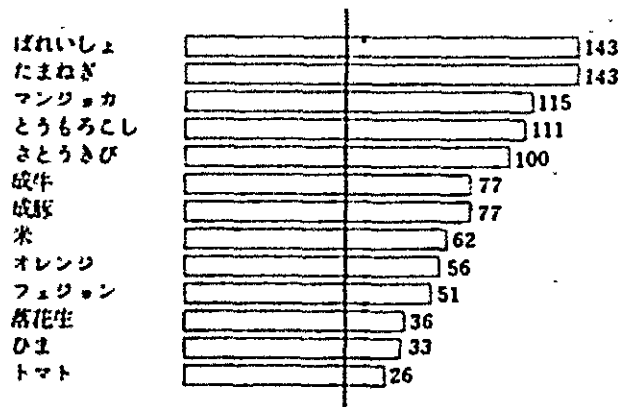
第13図 パパイヤの生産と価格変動



いろいろな角度から、パパイヤの価格形成と供給量についての分析を行なった結果、パパイヤの生産が一人当たりで10%変化すると、その価格は反対方向に3.3%変化することがわかった。大部分の農産物は、供給量の変動が価格におよぼす影響はずっと複雑である。

供給の変動にもとづいて算出した、各農産物別の価格変動は次のグラフによって理解できる。しかしそれは、短期的なものであって、決して長期的なものではない。

第14図 農産物別の供給の変動による価格変動



供給量が1%変動した場合の市場価格変動率

供給と価格は、連鎖反応のように相互にしかも同時に作用する。ある生産物の市場への供給量は、生産者が受取る価格に影響を与え、この価格が、将来の生産量と価格に影響をおよぼすのである。

また、栽培、飼育技術の改良によって、単位面積または1頭当りの生産性が向上したので、将来の生産に対する価格の変動の影響は、以前に比べて弱くなっている。

例えば、サンパウロにおけるばれいしょ価格は他の農産物グループの平均価格を下回っている。

	1948/1952平均	1964/1968平均	増 減
植付面積	46,000ha	34,400ha	-25.2%
収 量	238,400t	408,600t	+71.0
単位面積当り収量	5,216kg/ha	11,929kg/ha	+128.0

生産物によっては、価格が変動するとそれが消費に大きく響くものがある。需要が弾力的と見られる生産物には、トマト、オレンジ、牛肉、豚肉、落花生などがある。

b. 需要

消費者は毎年、同じ類だけ主要食品によりひける傾向がある。リオデジャネイロ圏で行なった家計調査資料では(1967~1968)主要食品の支出割合は、1962~1968年の7年間でほとんど変わっていないことがわかる。しかし食品別にみると、牛乳と魚に対する支出が増えているのに対し、肉と鶏卵にたいする支出が少しずつ減ってきている。また小麦粉、でん粉の支出は減っているが、小麦粉ととうもろこし製品の支出が増加

している。

消費者の所得の変動が需要に影響し、それが生産者価格にも関係してくる。

(7) 農産物流通に関する政府の措置と価格

政府の措置が最もその効果を発揮するのは、供給が増えた年か、あるいは需要が減った年である。これは、これらの措置が、農産物の価格を一定水準以下に下がるのを食い止めるのがねらいだからである。現在、ブラジルで実施中の価格安定措置を大別すると、次の四つにわけることができる。

ア 生産の制限。

イ 生産物の量と質のコントロール、または積み出し(出荷)のコントロール。

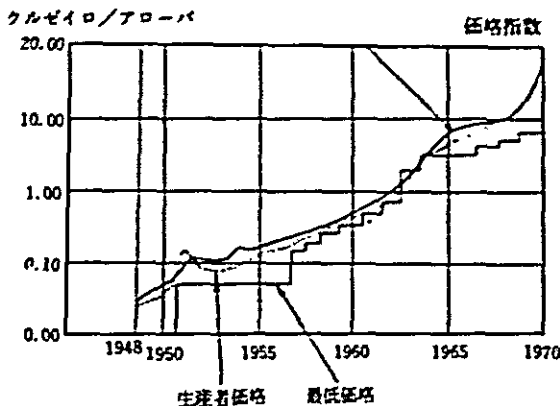
ウ 生産者価格を一定水準に維持するための融資、買付け、協定、先払い。

エ 生産物の消費を外国あるいは国内で高める措置。

生産量を制限する措置の中では、最近のコーヒー栽培合理化実行グループ(GERCA)の措置が知られている。この措置は、低生産性のコーヒー樹や、生態学的に適さない土地に植え付けられたコーヒー樹の抜根に融資するものであった。生産物の質と量のコントロール措置としては、砂糖、コーヒーの販売計画がある。この計画によって、各精糖工場の生産者販売量、生産者価格、工場の完値が決められる。コーヒーの場合は、国内市場価格、輸出価格、市場別の等級最低価格積み出しなどが決められる。ただし、これらのコントロール施策のできる作物は、極めて限られており、(2)で詳述したように、生鮮食品たる農産物をはじめとし、ブラジルの農業においてはほとんどが困難で、そのため価格変動は年毎に顕著である。

政府の価格安定策のなかで、最も重要なのは最低価

第15図 総の最低価格と生産者価格



格制度である。

下に掲載したグラフは、IEAの資料を使って棉の生産者価格と最低価格とを比較したものであり、最低価格が生産者価格に強く影響している。

最低価格保証のもとに行なわれる、特定の生産物の生産量は、市場が最低賃銀と同水準の価格で吸収する量がより多い場合には、最低価格保証制度のない場合より価格が値上がりする。下のグラフの1963, 1965年の場合がそうである。しかし、需要が伸びて前年度のストックを放出するような時は、市場に放出するストックがある場合より価格が安くなる。この事実は、グラフの1951年, 1952年, 1953年に当てはまると思われる。連邦政府の以上4種の価格安定措置は、国内や国外で供給過剰のため、価格が不安定になりやすい生産物に対してとられている。

(奥村 孝夫)

参考文献

“農業と協同”

“Agricultura em São Paulo.” Divisão de Economia Rural Departamento da Produção Vegetal, Secretaria da Agricultura, Estado de São Paul.

6. 研究普及組織

(1) ブラジル政府の試験研究組織機構

a. 組織

(a) 中央

(主管) 農務省試験研究局(EPE)

農業土木・農業機械研究企画室(EER)

作物研究企画班(EF)

土壌肥料研究企画班(EPFS)

土壌研究企画班(ETEAG)

家畜飼養研究企画班(EZOTE)

家畜病理研究企画班(EZOPA)

試験統計・経済分析研究室(SEEAE)

植物油研究所(ITO)

果実飲料加工研究所(ITB)

食品研究所(ITA)

(国内協力機関)

サンフランシスコ川流域開発庁(SUVALE)

東北ブラジル開発庁(SUDENE)

アマゾン開発庁(SUDAM)

サンフランシスコ川流域開発審議会(CUSF)

カカオ栽培地帯経済開発審議会(CEPLAC)

農地改革院(IBRA)

農村信用普及協議会(ABCAR)

(国際協力機関)

フランス, IRHO (Institut de Recherch-

es pour les Huiles et Oleagineux)

アメリカ, IRI (Institut de Pesquise IR I)

国連, FAO

(b) 地方 (地域農業試験場-IRPEAS)

ア アマゾン西部地域農業試験場 (IPEAAOC)

1969年3月21日創設

所在地: Manaus (AM)

対象地域: Amazonas, Acre, Roraima (直轄領)

研究計画: 土壌, ゴム, ジュート, グアラナ, 甘蔗, cupi, 米, マンジョカ, フェジョン, 家畜

イ 北ブラジル地域農業試験場 (IPEAN)

所在地: Belém (PA)

対象地域: Pará, Maranhão, Amapá (直轄領)

研究計画: 土壌, 病虫害, ゴム, パラ栗, 油やし, こしょう, ジュート, 甘蔗, 米, マンジョカ, 家畜

ウ 東北ブラジル地域農業試験場 (IPEANE)

所在地: Recife (PE)

対象地域: Piauí, Ceará, R. G. N. Paraíba, Pernambuco, Alagoas, F. N. (直轄領)

研究計画: 土壌, 病虫害, 甘蔗, 綿, バイナップル, 熱帯果樹, 米, フェジョン, とうもろこし, 家畜, 牧草

エ 東ブラジル地域農業試験場 (IPEAL)

所在地: Cruz das Almas (BA)

対象地域: Bahia, Sergipe

研究計画: 土壌, 病虫害, たばこ, かんきつ, カカオ, ココやし, 熱帯果樹, フェジョン, マンジョカ, とうもろこし, 家畜, 牧草

オ 中西ブラジル地域農業試験場 (IPEACO)

所在地: Sete Lagoas (MG)

対象地域: Minas Gerais, Goiás, Brasília (直轄領)

研究計画: 土壌, 病虫害, 綿, バイナップル, 米, コーヒー, フェジョン, マンジョカ, とうもろこし, 小麦, 家畜, 牧草

カ 西ブラジル地域農業試験場 (IPEAO)

1968年8月21日創設

所在地: Campo Grande (MT)

対象地域: Mato Grosso, Rondonia (直轄領)

研究計画: 米, マンジョカ, フェジョン, とうもろこし, 家畜, 牧草

キ 中南ブラジル地域農業試験場 (IPEACS)

所在地: Rio de Janeiro (G B)

第16図 試験機関の配置



対象地域 : Rio de Janeiro, Guanabara, Espirito Santo
 研究計画 : 土壌, 病虫害, 甘蔗, コーヒー, 綿, 米, フェジオン, とうもろこし, 家畜, 牧草

ク 南ブラジル地域農業試験場(IPEAME)
 1968年8月21日創設

所在地 :
 対象地域 : Paraná, São Paulo
 研究計画 : 土壌, 病虫害, コーヒー, 小麦, 大豆, とうもろこし, ばれいしょ, そ菜, 家畜, 牧草

ケ 極南地域農業試験場 (IPEAS)
 所在地 : Pelotas (R. G. S)
 対象地域 : Santa Catarina, R. G. S
 研究計画 : 土壌, 病虫害, 米, 小麦, 大豆, フェジオン, とうもろこし, そ菜, 温帯果樹, 家畜, 牧草

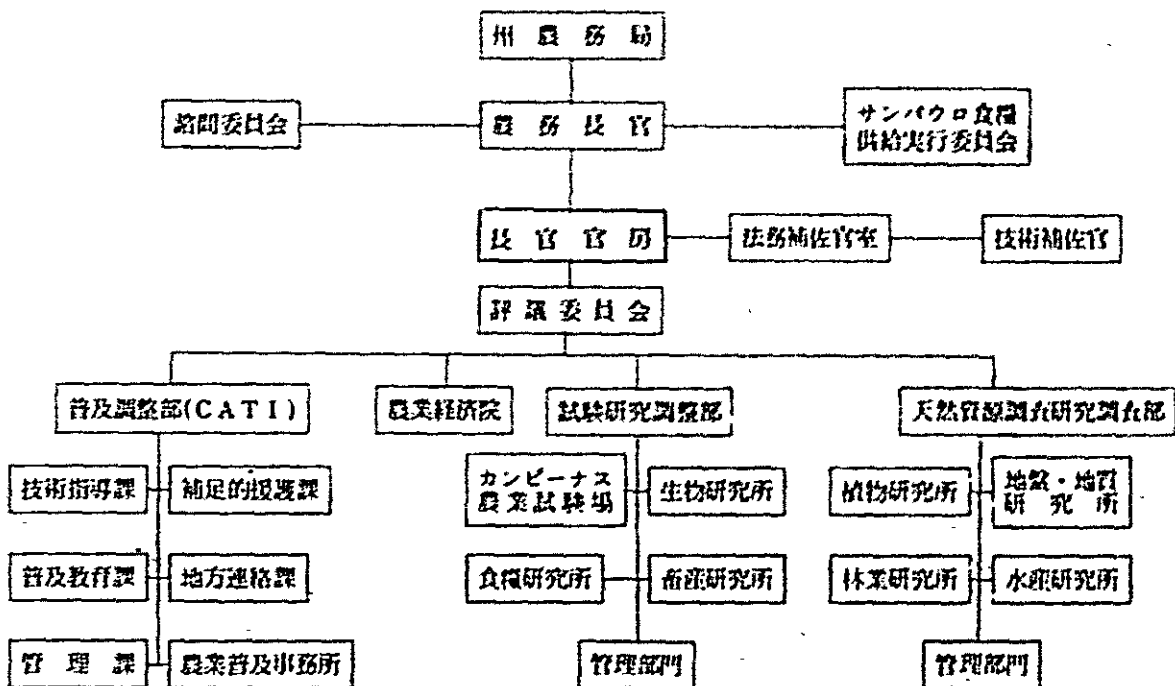
注 各地域農業試験場には, それぞれ試験研究上必要とする若干の試験地をもっている。

第19表 技術者の配置状況 (1968)

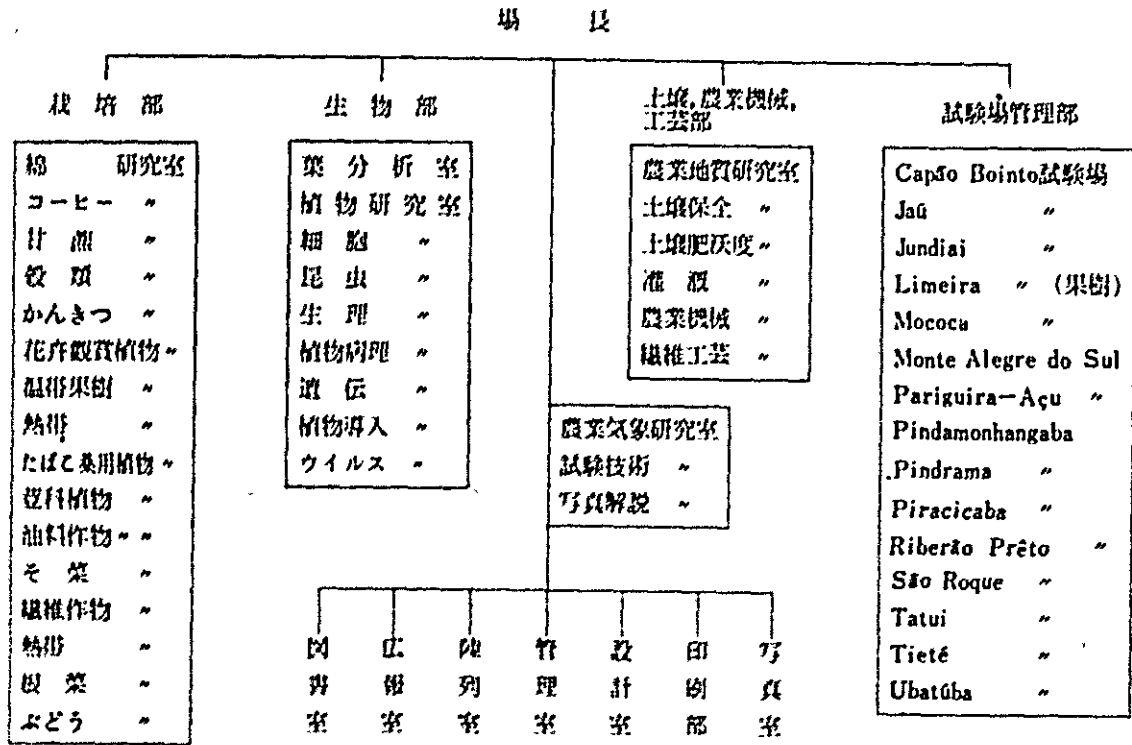
	農学	獣医	化学	植物	その他	計	同左の内訳	
							定員	臨時
IPEAAOC	4	—	—	—	—	4	1	3
IPEAN	33	1	7	—	—	41	25	16
IPEANE	65	12	12	—	1	90	77	13
IPEAL	60	5	—	—	2	67	35	32
IPEACO	62	5	1	2	3	73	45	28
IPEAO	7	—	—	1	—	8	4	4
IPEACS	70	39	—	—	2	111	100	11
IPEAME	47	2	—	—	—	49	28	21
IPEAS	106	9	3	—	6	124	91	33
IRPEASII	454	73	23	3	14	567	406	161
EPFS	(55)		(4)		(3)	(62)	(29)	(33)
ITA	(9)	(4)	(20)	—	—	(33)	(22)	(11)
ITB	(4)		(4)		(1)	(9)	(22)	(11)
EZOTE	1	2				3	2	1
其の他								
合計	74	6	28	—	4	112	64	48
合計	528	79	51	3	18	679	470	209

(2) 州の農業研究の組織, 機構

第17回 州の試験研究普及組織 (サンパウロ州の場合)



第18回 カンピーナス農業試験場の組織機構 (IAC)



注1 技術者数：栽培部63名，生産部37名，土壤農業機械工芸部34名，各地試験地20名，その他19名，計173名
 注2 日系技術者：水井（遺伝），宮坂（豆科植物），小島（温帯果樹），イグチ（試験技術），藤原（コーヒー），広瀬（葉の分析），松岡（甘蔗），マキジマ，北島（ウィルス）計9名

7. 特にアマゾン地域の社会環境

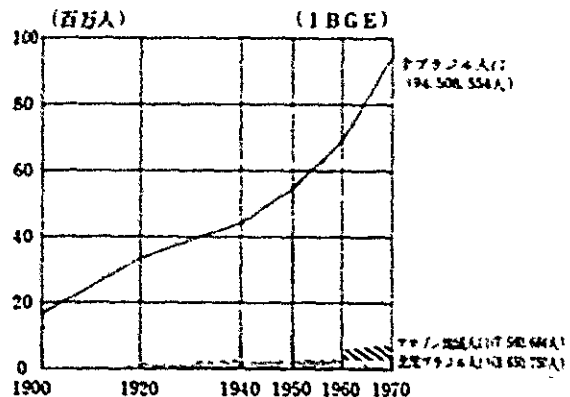
(1) 農業開発の歴史

アマゾン地域の開発については，古来より世界の関心を集め，すでに百数十年前から外人あるいは同国人によって探検，調査，開発が試みられ，各種の事業も起されたが，その結果は必ずしも十分なる成果をあげていない。

さきに世界大戦が勃発するや，戦略物資確保の観点から，当地域のゴムを中心とする特用作物，ならびに地下資源の開発に非常な努力を払うと同時に，同地域の衛生管理機構と施設の改善を行ない，ついに多年同地域開発のネックであったマラリアを駆逐するに至ったことは特筆すべきことである。

かくして，秘境アマゾン，甕境アマゾンなどといわれた当地域も，地下資源開発，農業開発に大きな期待がかけられ，ブラジル国家総合計画の発動によって存存とその開発が具現しつつある。

第19回 アマゾン地域人口推移表



こうした事情から、久しく採集農業に沈滞していた当地域も、今世紀初頭から、ブラガンサ鉄道沿線における植民地の創設とマルバ麻、ゴム、デンドヤシ、雑穀類を中心とした栽植農業を振興せしめるため、セアラ人、イタリア人、スペイン人、ポルトガル人などを導入し、またマラジョー島には牧畜の振興をはかった。

一方、中流モンテアレグレ地方マナオス近郊にはスペイン人、イタコアチアラには中国人、サンタレン地方にはアメリカ人などの導入をはかり、農業開発の進展を期待したが、いずれも大した成果はあがらなかった。こうした中で、1920年代に移住した日本人のみが、中流地帯においてジュート栽培を、アカラ（現トメアスー）地方にこしょう栽培を興し、ジュートは国内の需要をみたし、こしょうは年々15,000トン前後が国外へ輸出され当地域の主要な外貨獲得作物に成長している。

アマゾン地域の農業開発は、

- バルゼア地帯の開発
- テラ・フィルムメの開発

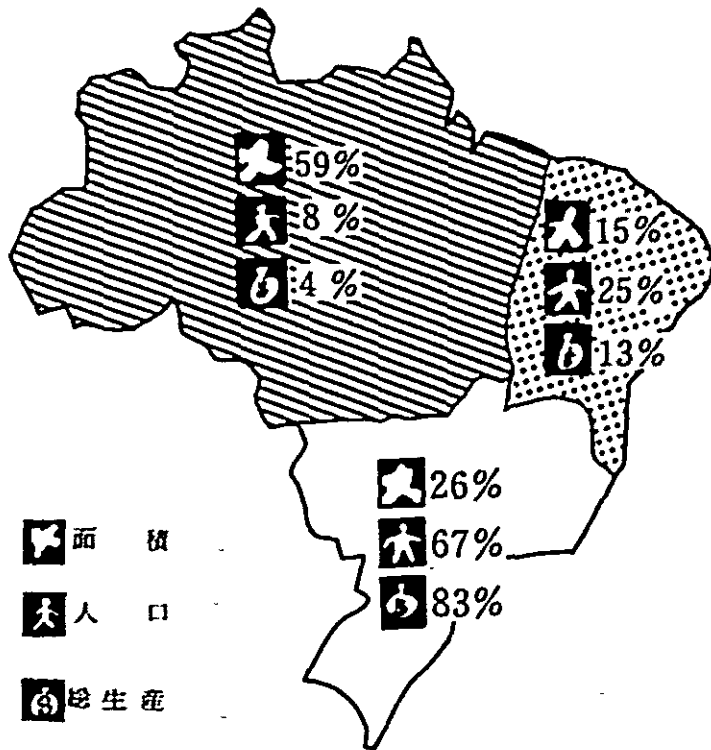
○テラ・ロシヤの開発

の大体3種類に区分され、バルゼアは中流から下流にかけ、増水期あるいは満潮時に冠水する地域をさし、肥沃である。テラ・フィルムメは最も広大な地区を占める台地で、冠水せず地味はおおむね肥沃ではない。テラ・ロシヤは、肥沃であるが、僻遠地にあり、3者それぞれ特質を備え、営農方法にも差がある。また、原始林の広範囲な伐採は、気象条件や地下水構造に変化をおこすなど農業開発上、その影響するところが大きい。

こうした調査、研究、開墾の確立などの不足、不備が、ベルテラ、フォードランジャなどのゴム栽培事業の失敗（同地方の絶対降雨量の不足が原因といわれる）を招いた。

このような貴重な体験から、近年における当地域の農業開発は総合的調査、研究、試験、技術、資本ならびに各種関連の施設、企業などが一体となる方法に改められつつある。

第20図 国土に占める割合



出所：IBGE

(2) 生産と需給の動向

広大なアマゾン地域は、数多くの農産物を生産し得る潜在力を備えているが、近年までは、自然産物の採集と農民型栽植農業があるのみであった。

1966年に、アマゾン地域開発を目的とする、北伯開発庁 (SUDAM) の設置により、企業的栽植農業が振興した。さらに、1967年に発令された、各銀行の貯金高の10%を比較的有利で農業方面に融資しなければならないという新融資法令の実施により、農民型栽植農業者数が急速に増加し、そ菜類は一時過剰気味となった。日系人のこしょう栽培農家も、この融資によりその経営規模を拡大するとともに、各種の施設、機械器具が整備された。

こうした施策から、一般的には経営の近代化、成長農産物の選択的拡大も徐々に進行しているが、当地域の人口の過疎、交通・運輸、市場などが未解決のため、農業生産構造を大きく変革することはできなかった。

1971年11月8日に公布・施行された「第1次国家開発計画」の、対アマゾニア農業開発戦略には、経済、文化、その他あらゆる分野で抜行的なブラジル社会を改革し、均衡化させることを基本目標とし、アマゾン地域の経済活動を活性化させて、域外余剰人口の吸収、所得水準と福祉の向上を目的として、

- アマゾニア横断および縦断道路の建設

- 通信システムの建設
- RADAM計画(精密航空測量により、自然の状態を精密に把握し、開発の効率化をはかる。その面積約200万km²)の実施
- 空港網の整備・拡張
- ベレン、マナオスの工業化
- 鉱・工業開発
- 植民計画、牧畜、貯蔵、1次加工施設の強化、配給センターの設置、農業機構の合理化と企業的近代農業開発、農産物の商品化、その他の実施

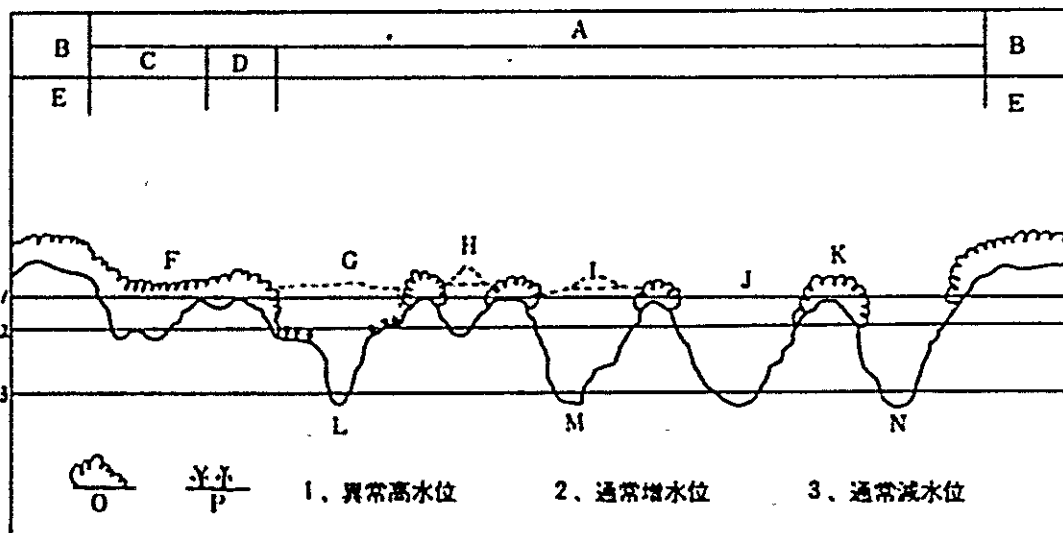
がはかられている。

アマゾン横断道路沿線には、10万家族の入植が計画され、すでに約6,000家族が入植済みであり、生産団地の造成が着々と進められている。

ベレン、マナオスなどの工業化の進展にともない、都市近郊の農業労働力は流出の傾向にあるが、これらの所得向上と相まって食料品の需要は年々増加の傾向を示している。

従来、やや停滞気味であった農業生産は、鉱工業の振興と地域人口の増加にともない、自給的農業から商品生産農業へ、さらに企業家的商品生産農業への転換期にさしかかっているといえるであろう。また、こうした現象はゴム類、油脂、繊維、こしょう、カカオ、香料、パルミットなどの輸出農産物の増勢をとりもどすとともに、米、フェジョン、とうもろこし、砂糖、野菜、果樹などの耕種部門の生産が伸びつつある。

第21図 アマゾン河谷模式断面図 (SOSLESによる)



- | | | | |
|-----------|--------------|--------------|------|
| A アマゾンの河谷 | E テーラ・フィルム | I 自然堤防河岸掘削森林 | M 本流 |
| B 第3紀層高台地 | F イガポー | J-N 湖 | O 森林 |
| C 低湿地(低い) | G 一時的湖 | K 高台の残片(テーズ) | P 草地 |
| D 低湿地(高い) | H レスチング(自然堤) | L パラナまたはクーロ | |

一方、畜産物の生産ならびに生産計画も、道路の建設と草地改良により著しい増加を示しつつある。

(3) 農業重点政策の現況

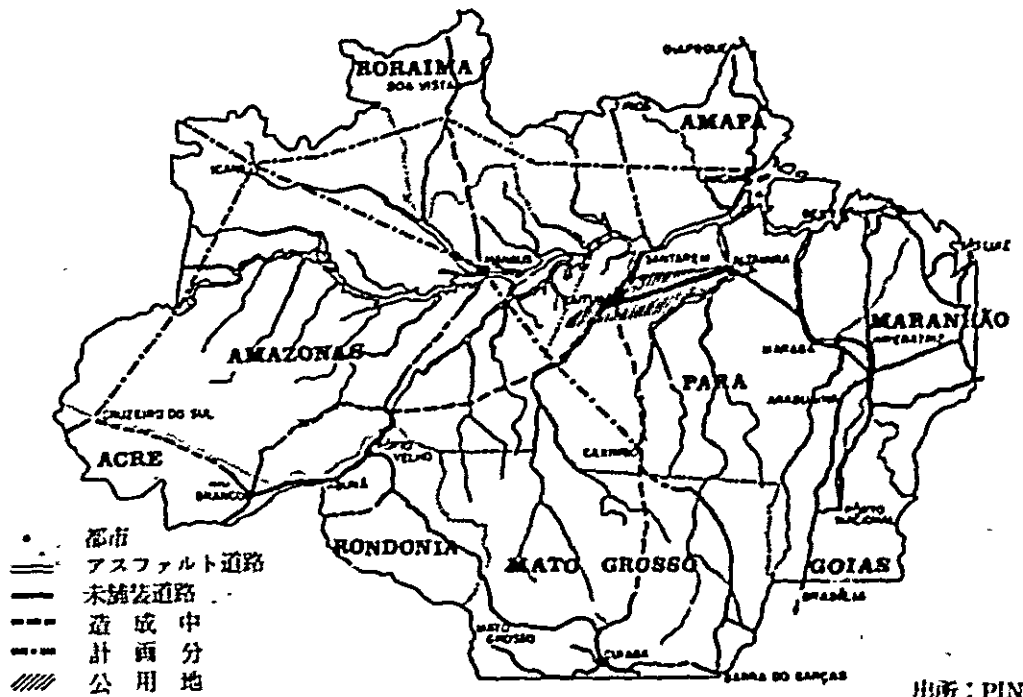
当地域における農業政策は、従来、村により施策を異にしてきたところであるが、基本的にはゴム、マルバ麻、油脂用やし、カカオ、米、フェジョン、とうもろこしなどと牧畜の拡大生産であり、これが生産向上のため耕種基準の確立、品種改良、新品種の導入、開発研究を目的として北ブラジル地域農業試験場 (IPEAN) が設置され、各国の農学者に協力を求めてきた。こうした研究と計画をもとに、農業の生産性と地域開発、農家所得の向上を目標として、

- 植民および企業を通じて生産を拡大
- 自立農家の育成
- 農業総生産の向上
- 農産物流通の合理化

をはかるなどの対策をすすめてきた。しかし、人造ゴム製造の発達はゴム生産を減少させる要因となり、また他作物についても思うような進捗は見られなかったが、徐々に生産は拡大されてきている。むしろ重点作物でなかったこしょう、香料、薬用植物、パルミット、木材抽出油および木材 (粗材木) などが意外な伸長をみせたことが注目し得る。

1966年のSUDAM設置にともなう農業の振興政策

第22図 アマゾン地域道路計画図



ならびに、国家統合計画に基づくブラジルの広大な大陸的な国土の合理的な、全体的な開発利用は、人口密度の高い地域の住民を当地域の生産要因として、よりよく結合することにより可能になった。一方、農政機構の改革などから、当地域における農業重点政策は、次のように進められることになった。

- INCRAによる植民地の創設と農業集団地の育成、農業圏の拡大
- 農村都市の建設と農業者の導入、定着
- 自給的農業から企業家的商品生産農業への転換
- 基本作物に新技術の導入、開発による伝統的農業の開発
- 牧畜の振興と草地の拡大
- 農業の生産性を高め、所得を確保せしめるための長期低利融資
- 農業の機械化、貯蔵、加工施設の整備
- 流通機構の近代化にともなう関連施設の設置
- 非伝統的農産物 (従来の輸出農産物を除く新規輸出作物) の大規模な商品化
- 教育の徹底、文盲撲滅計画 (MOBRAL)、農業技術訓練センターの設置

(4) 農地および農地政策

アマゾン地域の面積2,233,865km²の中、利用可能な面積は現在のところ不明であるが、約50~60%と推定さ

れている。現在耕地として利用されている面積は、約60万~70万haともいわれ、その利用率は全く微々たるものである。

こうした現状から、連邦ならびに各政府は、地域開発を促進するため植民地の創設と、各種関連企業などに対する優遇措置を積極的にすすめてきたが、現実にはその成果は期待するほどではなかった。

1970年公布の国家統合計画により、アマゾン横断道路をはじめ、縦断道路を建設し、地域開発の促進と基幹産業の育成をもって地域隔差の解消、所得隔差の解消を目的として、これを実施するべく土地の収用を実施した。

一方、INCRAにより州有地、私有地、収用地を含め、土地登記台帳の整備と収用地の再配分が計画され、農民型模範経営には単位面積100ha、企業型模範経営（模範作物による異り）には3万ha以内（3万ha以上は特別許可を要す）、牧畜は肉牛3,000ha以上（乳

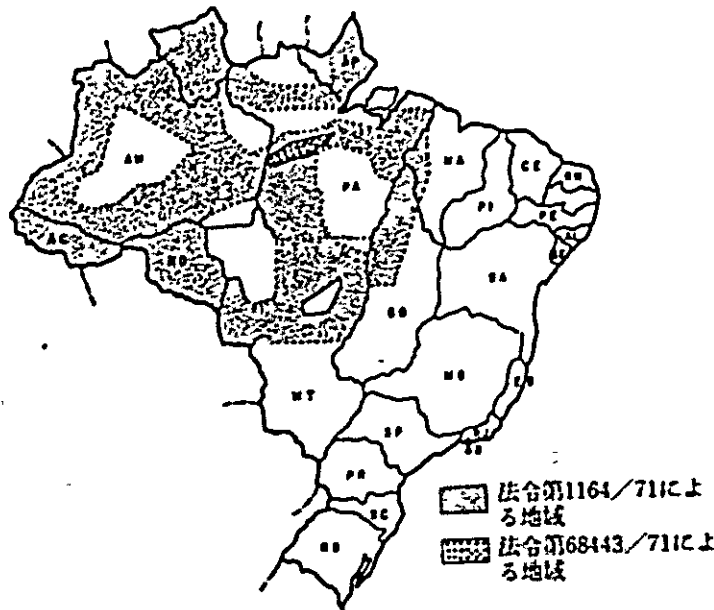
第20表 1972年 PINに基づくアマゾン地域植民計画

計画	地域	入植戸数		
		1972年 入植計画	入植戸数	1972年 入植予定戸数
アルクミーラ	バラ	3,000	2,550	450
マラバ	"	1,000	600	400
イタイフーバ	"	500	500	0
イーロブレト	ロンドニア	1,079	1,079	0
シドニーゴロン	"	500	210	290
Gソパラナ	"	500	67	433
パラドマルダ	マラニオン	500	238	262
ベルナルトサイオン	ゴヤス	515	515	0
計		7,594	5,759	1,835

出所：INCRA

牛500ha以上)を配分するなどの計画により、アマゾン横断道路沿線を中心に実施されている。

第23図 アマゾン地域土地収用図



出所：PIN

(5) 農業金融

1972年末における、全ブラジル商業銀行、政府関係銀行の預金高推定は、約600億クルゼイロ（約100億ドル）である。このような過少資金のところ、各種の開発計画が進捗しており、また現存インフレは

かなり強く残っている現状から、需要者に相当な金利負担を強いている。

こうした国内資金の不足は、外貨の導入でせいぜいカバーすることになるが、これは流動性が過大となる懸念もあることから、1972年中央銀行は25%の強制積立を規定するとともに、インフレ対策の一環として、金利の引き下げが実施された。このため金融機関は資

金運用の効率化と経営の合理化、とくに機械化が強く要望されることから、吸収合併が進展する傾向にあるとともに、選択的貸付の傾向が強まってきている。

こうした傾向は農業金融面にも反映し、企業家的農業経営体を除く一般農業者は、政府系銀行の融資にのみ依存しなければ経営は困難な現状になっている。

当地域で農業融資を行なっている主な金融機関は、ブラジル銀行、アマゾン銀行、パラ州立銀行の3行であり、貸付条件、利率等は第22表のとおりである。

ブラジル銀行・中央銀行・開発銀行の長期貸付基金別内訳表

基金の種類	基金の種類
1 BANCO DO BRASIL (ブラジル銀行)	
(1) FDI (工業振興基金)	外 貨
(2) FAD (振興ドイツ基金)	" "
(3) FUNDIPRA (農牧漁業振興基金)	外貨・内貨
2 BANCO CENTRAL DO BRASIL (ブラジル中央銀行)	
(1) FNRR (農業再融資基金)	外 貨
(2) FUNECE (資本金民主化基金)	" "
(3) FIBEP (輸入機械用基金)	" "
(4) FUNDEPE (教育用基金)	外貨・内貨
(5) FUNDAG (農業用基金)	内 貨
(6) FUNINSO (社会投資基金)	外 貨
(7) FUNEX (輸出基金)	内 貨
3 BNDE (国立経済開発銀行)	
(1) FRE (経済近代化基金)	内 貨
(2) FINAME (機械購入基金)	外貨・内貨
(3) FIPEME (中小企業基金)	外 貨
(4) FUNGIRO (運転資金基金)	内 貨
(5) FMRI (工業近代化基金)	" "

(6) FUNTEC (技術振興基金)

(7) FINEP (技術研究基金)

第21表 銀行の統合状況

年 度	銀行数	店 舗 数	
		国内銀行	外国銀行
1960	338	4,620	41
1961	332	4,906	43
1962	332	5,517	44
1963	326	5,923	44
1964	328	6,345	44
1965	320	6,744	45
1966	297	7,064	45
1967	249	7,315	42
1968	216	7,538	42
1969	192	7,614	42
1970	172	7,640	42
1971	145	7,637	42

出所：Banco Central do Brasil

(6) 農 協

アマゾン地域における主な協同組合は、古くからあるマラジョー島の牧場主よりなるパラ州畜産協同組合、日系人こしょう栽培者を主体として組織されているトノアス植民地のトノアス一産業組合などである。ほかに各種の小単協は相当数あるが、ほとんど大きな活動をしていない。これらの各農協を振興させるため、各州

第22表 貸付条件一覧表

貸付金の種類	貸付額	貸付期間	利率	備 考
農道造成、墾地、牧草植付、灌排水工事、浸蝕防止	所要額の100%まで	5 年	12%	手数料年6%
倉庫、畜舎、牧場、馬舎設備、養魚池造成、生産物精製用機械購入設備、車庫、乾燥場、家屋、学校建築	所要額の90%まで	4 年	7%	手数料年6%
役用家畜、農機、器具一般の購入資金				
車庫、河川航行用小舟および船舶用エンジン購入	所要額の50%まで	4 年	12%	手数料年12%
収穫、肥料、農薬購入、短期営農管理資金	収得予定額の40-60%	生産必要期間+60日	12%	手数料なし。ただし、肥料購入資金については、北ブラジルに対する農業政策の経典として貸付である。
永年作物植付	所要額の100%まで	8 年	7%	手数料年6%
木材採伐、搬出	所要額の30%	1 年	12%	手数料年6%
牛、増殖用・採乳用家畜購入	必要額 80% 100%	8 年	7%	手数料年6%
養豚および養豚用飼料生産	必要額 100%	2 年	7%	手数料年6%
水牛購入	同	8 年	7%	手数料年6%
養馬購入	同	2 年	12%	手数料年6%

に協同組合連合会を発足させ、組合活動の指導ならびに購買、販売、融資などのあっせんを行なっているが、実効はあがらず、実力のある単協は加入していない現状である。

従前の協同組合には、種々の恩典と育成を目的とする法令があったが、1地域1組合に制限され総合的組合であったこと、また組合運営に職業的専門家が当れなかったこと、1953年には取り扱い生産物の免税恩典が廃止されたこと、1967年の改正組合法では農協の信用部門が禁止されたこと、ならびに交通・通信・運輸などの社会開発、行政の貸付などで相合らしい組合は存在しなかった。

こうした実情から、当地域開発の農業部門を担当する INCRA は各植民地などにおいて、協同組合の育成を強力におし進めてきたが、前記の事情もあり短期間での成長は望めない現状にあった。

しかしながら、1971年の新協同組合法では、組合発展のための数々の条項が細則に追加された。その主なものは、

- (1) 組合に統制、連結、取り引きなどの能力のある限りにおいては、数郡、1州あるいはそれ以外の他地方にまで活動範囲を拡大することができる。
- (2) 総合農協 (Cooperativa Agricola Mixta) には、中銀の認可を得て信用部門の開設が認められた。
- (3) 制約はあるが組合員外の第三者との取り引きが自由になったため、購買、販売の拡大、生産物の縦横確保が可能になったことにより、施設や機械設備の周年稼働が可能となり、また資金の拡大がはかれる。……などである。

こうした新協同組合法の公布により、当地域においても開発の進展にともなって集団地の実現、特定作目の団地化、人材の育成、各種社会基盤の整備により、組合活動は大いに発展する可能性をもっている。

1972年、アマゾン地域における農協、その他の協同組合数はパラ71、アマゾナス40、アマパ5、ローライマ8の計124組合がある。このうち日系で運営あるいは加入しているのは、トマスー産業組合をはじめ7組合がある。

(7) 流通、価格政策

アマゾン地域における農産物の流通は、1、2の統制された農産物以外は全く自由である。また販路となる卸売、小売市場などの流通機構が極めて不整備であるため、生産者にとっては、輸送手段を含めた販路の確保が最大の問題である (トランス・アマゾニカ沿線

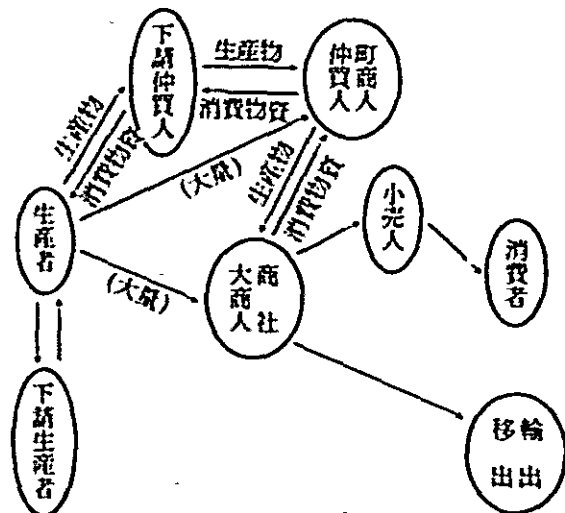
の農産物はCIBRAGEN (半官半民の倉庫会社) により一定の価格で買い取られ販売されている)。

ベレン、マナオスのような商品経済の比較的発展した地域においては、市場としての組織や機能も複雑になり、その規模も大きくなりつつあるが、これらの都市から遠く離れた僻地では市場への輸送が困難なため、有利な販売は行ない難く、当地域の奥地にはポルトガル系や、シリア・レバノン系のアビアドールと呼ばれる仲買商人が勢力を張っている。かれらはその地域の農産物を集め、ベレーンなどから回航してくる集荷船、あるいは大商社の私用船に売渡し、それと同時に商品を卸値で買取り、特定の商人対特定の集荷船との商取り引きがなされる。またこれらの仲買商人は、多くの下請仲買人と関係を結び、農産物をはじめ獣皮、油料果実、ゴム、カカオ、グアラナ、パラ-栗その他の自然採集物の集荷と日用品の販売を行なっている。

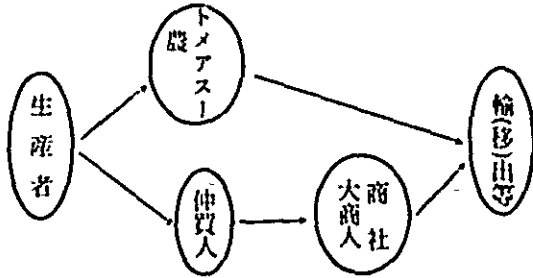
このように、末端の下請仲買人から町の商人、次に資力を持つ集荷商人の手を経て、ベレーン、マナオスなどの市場に出荷される農産物は、幾段階もの中間商人を通らねばならず、このような流通機構のなかで、生産者が経済的発展をはかろうとするには、何らかの協同組織 (農協等) をもってこの既成構造に対抗する手段と、比較的価値の高い作目の選定が要請される。

こうしたことから、政府は生産地域の集団化、栽培作目の団地化、貯蔵施設の充実、輸送力の強化と合理化、市場施設の拡大・強化、主要地点に集配センターの設置などの諸施策をもって、需給の安定を図ろうとしている。

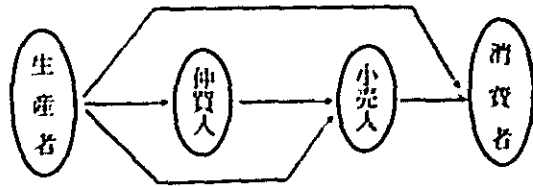
第24図 伝統的農産物流通機構図



第25図 こしょう流通機構（日系人の場合）



第26図 そ菜類他（近郊日系人の場合）



(8) 研究、普及組織

当地域における農業関係の試験・研究ならびに普及機関としての主なものには、北ブラジル地域農業試験場 (IPEAN=Instituto Pesquisas e Experimentação Agropecuária do Norte) とブラジル農村信用援護協会 (ABCAR=Associação Brasileira de Crédito e Assistência Rural) の各州支局がある。

a 北ブラジル地域農業試験場 (IPEAN)

(a) 業務内容

農務省農牧試験研究局に所属し、ペレーン市において、次の業務を実施している。

- ア 農業牧畜に関する調査および試験プロジェクトの作成。
- イ 公的、私的、その他の機関と協力して農牧に関する調査、試験の向上をはかる。
- ウ 技術協力を含め、関係事項について国際または国内機関などに協力する。
- エ 地域の農業活動のモデルを作成することを目的とした農牧の調査、実験を実施する。
- オ 動植物の増殖生産推進のための調査、研究試験

の実施。

カ 技術者の養成。

(b) 管轄地域

バラ、アマゾナス、アクレ、マラニオン各州およびアマバ、ローライマ、ロンドニアの連邦直轄区を所轄する。

特にゴム、バラ、デンドイヤシ、こしょう、牧草、植林などの調査研究を実施している。広大な所轄面積に比し、技術者の数は少ない。

農業技師	47名
獣医	2名
化学技師	6名
植物学者	1名
生物学者	1名
土木技師	1名
薬剤師	3名
図書師	6名
計	67名

(c) 地方試験場

- ア マナオス試験場
- イ ソリモンエス試験場
- ウ ポルトベリヨ試験場
- エ ベドレーラス試験場
- オ バイショ・アマゾナス試験場
- カ アレンケール試験場

b ブラジル農村信用援護協会 (ABCAR)

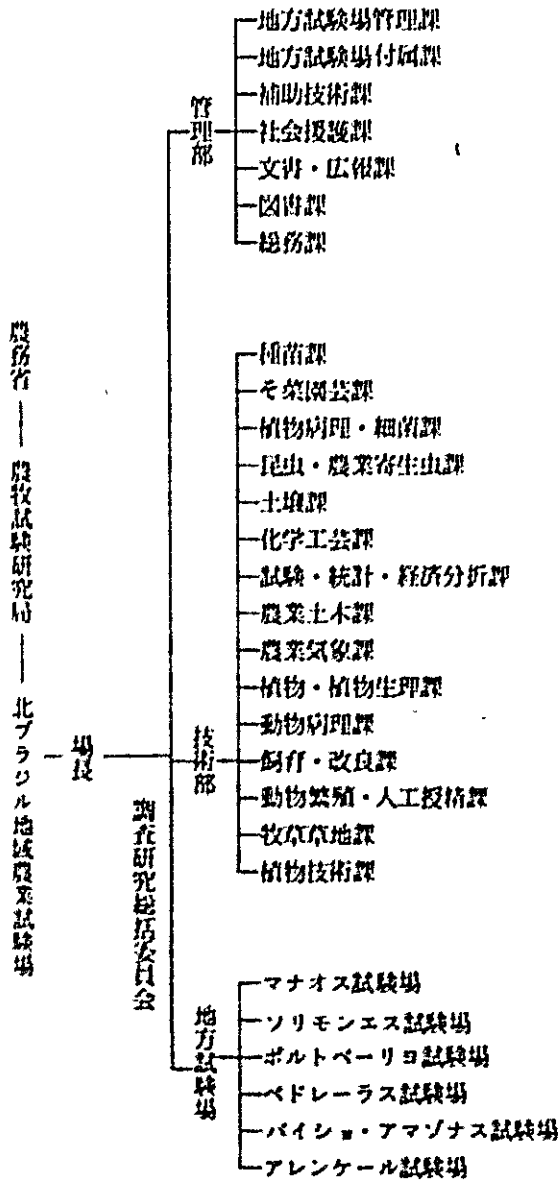
当地域の農業に関する指導ならびに普及は、ブラジル農村信用援護協会 (Associação Brasileira de Crédito e Assistência Rural) の各州支局により実施されている。

本協会は、農務省ならびに州農務局の指導、監督のもとに栽培主作物の選定、営農計画の策定、訓練、講習、技術などの指導と営農向上のための普及業務のすべてを担当するとともに、ブラジル銀行、アマゾニア銀行などの農業融資のあっせんも行っている。

各州における組織図は別掲のとおりであり、支局は州都に、地方事務所は数郡を単位とする中心地に、また指導実行グループはその業務量に応じて、1-5名程度を各郡に配置している。

アマゾン横断道路の建設にともなう植民地の創設により、バラ支局には特に1972年から「トランス・アマゾニア班」が新設された。

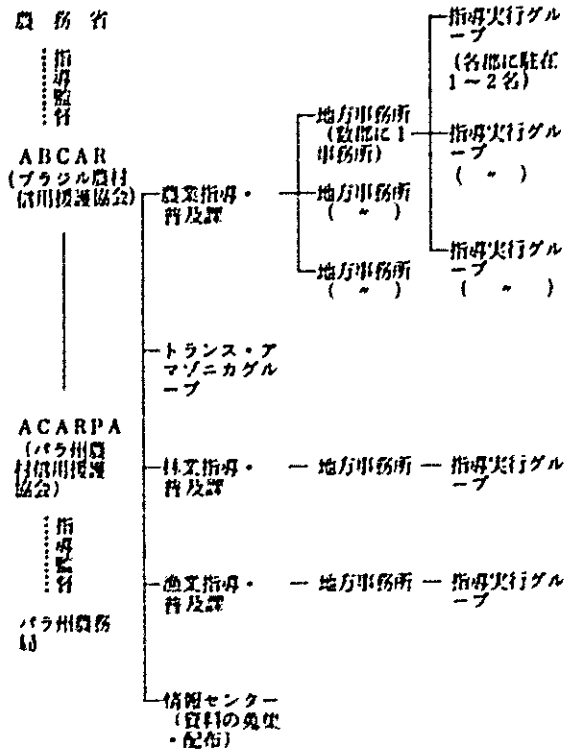
第27図 北ブラジル農牧調査試験場組織図



(9) 農産加工の現況

当地域における工業は、資本と技術などの不足によって進展しなかった。それに加えて、動力資源の不足もあり、交通機関の不備は、また市場の開拓や資源の開発を遅らせ、輸送コストの割高を通じて工業の発達を阻害している。

第28図 バラー州農村信用援護協会組織図



しかしながら、近年における当地域の経済的社会的開発の進展にともない、また生産物の団地化構想と相まって、年々工業の勃興気運に向いつつある。

現在、最も盛んなのは植物性油脂工業である。この植物性油脂原料資源は豊富にあり、それらの大部分は、原材料として南部ブラジル地方や諸外国に輸出されている状態である。しかし、特殊なパウ・ローザ油などは全ブラジル産量の95~97%、パバサー油は30%を当地域で生産している。

この他の主なものは、ヒマシ油、綿実油、木蠟、カカオペースト、粕肥料類、畜産加工品(特に豚脂)、アサイやしのパルミット、グアラナ、乾肉、魚類の乾肉品、果物果汁類等であるが、缶詰工業は全く未発達である。

(高橋順治郎)

II. アルゼンチン

1. 農業開発の歴史

ヨーロッパ人で、最初にアルゼンチンの地を踏んだのは、スペイン人ファン ディアス デ ソリスである。その後、セバ스티アン カボット、ペドロ デ ノンドサなどによる征服を経て、1573年には、ほぼ完全にスペインの支配下に入った。

当時は、いわゆる「征服者」の進攻があったのみで、一般人の移住はごくわずかであり、近代的な農牧業はまだほとんどみられず、自然物採取が主で、野生動物の毛、皮革、角、脂肪などが主産物であった。

その後、徐々に家畜の飼養が行なわれるようになったが、17世紀中葉までは、牧畜といっても皮革の採取が主目的で（人によっては「皮革文化時代」と呼んでいる）、肉は塩蔵されるか、干肉として食用に供されていた。大規模な耕作はまだほとんど行なわれておらず、ごく一部で、その地域での消費を目的とする穀類、ぶどうなどの果樹、野菜などの栽培が小規模になされていた。

18世紀後半には、ブエノスアイレス港が開港され、従来、主としてペルー経由でなされていたスペインとの交易が、直接同港を通じて行なわれるようになり、19世紀中葉までに「Estancia」の形成がなされて、牧畜生産は急速に増大した。また、キューバ、ブラジルなどのプランテーションにおける食料としての出炭肉の輸出、およびヨーロッパにおける繊維工業発展と見合っの羊毛の輸出が、従来からのヨーロッパ向け皮革輸出に加わり、ますます牧畜業の発展に拍車をかけ

ることとなった。当時、消費量は少なかったが、パン、ビスケット用の小麦は、国内生産量では需要を満たすまでにいたらず、チリー、オーストラリア、アメリカから輸入していた。

1860～1929年は、「農耕発展時代」または「パンパにおける農業革命時代」と呼ばれ、旧大陸における技術革命の余波が押し寄せ、新しい生産手段が導入されたことによって、パンパ地方を中心としたアルゼンチンの農業が飛躍的に発展し、基礎が確立した。

すなわち、

- レミントン銃と無電の導入により、インディアンに対し、絶対優位に立った。
- 有利鉄線、風車、金属製水槽などの導入により、放牧地と農耕地の区分をはっきりさせることができ、牧畜の振興とともに、穀類、アルファルファなどの栽培が急速に伸びた。
- 冷凍汽船の発明、鉄道および冷凍倉庫の設置などにより、農畜産物の大洋横断輸送が容易になり、主としてヨーロッパ向け輸出が伸長した。
- ヨーロッパにおける社会改革、技術改革により
 - 第1次産品の需要増大
 - 工業製品価格の低下
 - 失業者の新大陸移住をもたらした。

1850年から20世紀初頭にかけての50年間に、約300万の移住者が住みつき、半数が農業に従事、残りの半数が都市において商業、工業労働者となり、前者がアルゼンチンの農業生産向上に寄与するとともに、後者が後年のアルゼンチンの工業化、社会改革の主要動力となるにいたる（1900年の人口分布は、都市部と農村部それぞれほぼ半々である）。1862～1880年間の3代の大統領、ミトレ、サルミエ

ントおよびアベリャネーグは、国の近代化政策として、農牧業振興、外国移住者と外国資本の導入、教育普及、議会民主政治などをおしすすめた。その結果、農業部門では、例えば1875年には小麦の輸出はなく、むしろ輸入国ですらあったアルゼンチンは、1910年には300万トンの小麦を輸出するまでになり、「世界のパンかご」と呼ばれる程となった。この状態は両世界大戦時の最盛期、天候不順・病虫害などによる減産、工業化政策偏重のための農村没落など、う余曲折はあったが、今日まで持続している。

外国資本としては、特にイギリス資本との結びつきが密接で、アルゼンチン国内の鉄道のほとんどがイギリス系資本により敷設され、1948年にペロン大統領により鉄道が国有化されるまで、イギリス系鉄道会社の手により運営されていた（通信はアメリカ系資本が支配していた）。

このようにして、1929～1932年の不況到来までの間は、農畜産物を輸出し、工業製品を輸入するというイギリス帝国主義経済圏の中で、ほぼ順当に推移してきたが、同不況期に、1932年の穀類の価額が1928年の43%に下落するに至り、1933年に穀類委員会 (Junta Nacional de Granos) が設置され、穀類の増産、国内需給の安定および輸出の増大を目的とするとして、政府が介入することとなり、それまでの農産物自由経済の時代は終わった（同様の目的をもって、肉については Junta Nacional de Carne が、1956年に設置された）。これ以降、1911～1945年の第2次世界大戦時に小康を保ったほかは、農牧畜業は停滞し、1946～1955年ペロン大統領の極端な例を筆頭に、工業化偏重政策のため、農村は没落し、今日にいたっている。

第23表 産業別国民所得寄与率 (単位：%)

区分	年次					
	1900 -04	1925 -29	1950 -54	1960 -64	1965	1970
第一次産業	33.5	26.1	15.4	14.3	14.2	13.5
第二次産業	20.4	24.2	35.2	37.4	39.4	37.3
第三次産業	46.1	49.7	49.4	48.3	46.4	49.2

一方、1870年代以降の輸出構成をみると、ある例外的な時期を除いては、農畜産物の輸出額が総額の95%

第24表 輸出構成の推移 (単位：%)

区分	年次												
	1871 -74	1880 -84	1890 -94	1900 -04	1910 -14	1920 -24	1930 -34	1940 -44	1950 -54	1960 -64	1969	1970	
農畜産物	95	94	97	95	94	95	95	83	91	94	89	88	
その他	5	6	3	5	6	5	5	17	9	6	11	12	

注：1970年における総輸出額実数は1,773百万ドル

前後を占めている。

農畜産物など第一次産品を輸出して得た外貨をもって、工業化を推進するというこの政策が順当に推移すれば問題はなかったが、工業化を急ぎすぎたためバランスが崩れ、農牧業への付加投資額が僅少（1929～1955年の農牧業への投資比率は1%）であったため、農牧業の技術革新は進まなかった。一方この間にアメリカ、カナダ、オーストラリアなどにおいては機械化が進み、相対的にアルゼンチン農産物の国際市場における競争力が減退した。この結果がアルゼンチン工業化の進捗を阻害する要因ともなり、工業製品輸入代替という段階にとどまってしまう。

ごく最近にいたって、気候不順などからくる国際的食料不足の傾向から、農畜産品の価額が高騰、輸出が増えてきており、アルゼンチン政府、農民などが自国農牧産業を再検討して、その振興に意欲をとり戻してきた。

2. 農業の現況

アルゼンチン国土総面積の約11.9%が耕地として利用されており、日本の15.1%に比し低い、世界平均の10.6%をやや上回り、南米諸国（ブラジル3.5%、チリー6.0%、ペネズエラ5.7%）の中では、耕地化率が高い方に属する。土地利用度は次のとおりである。

総面積	278百万ha
耕地	33 (11.9%)
牧場・牧草地	145 (52.1%)
森林	63 (22.7%)
未墾地、その他	37 (13.3%)

上表にみられるとおり、国土の半分以上が、牧場または牧草地として利用されているというのが、アルゼンチンの特徴であろう（世界平均は22.4%で、森林面積30.5%より狭い）。農業人口は、約450万人と推測され、総人口に占める比率は19%とほぼ日本に近く、南米諸国（ブラジル48%、チリー26%、ペネズエラ28%）の中では最も低い。

主な農畜産物の生産量（一部、輸出量を併記）は第27表のとおりである。順調な伸びをしめしているようにみえるが、世界総生産の中に占める比率は、第25表のとおりまだ高いものとはいえない。

第25表 主要農畜産物の世界総生産に占めるアルゼンチンの比 (単位：%)

区分	年次	1960	1965	1970
小	麦	1.6	2.3	1.4
	とうもろこし	2.2	2.3	3.5
	もろこし	4.4	3.0	9.2
大	麦	0.83	0.38	0.45
	燕	1.42	—	1.14
ラ	イ	1.36	0.69	1.22
落	花	1.90	2.85	1.30
綿	花	1.15	1.20	1.19
	牛		4.47	4.31
	豚		0.85	0.78

さらに、主要農作物のヘクタール当り収量の変遷をみると次のとおりであり、年による豊凶の変動がかなり大きい、全体として収量が増加の傾向にあることを知ることができる。

第26表 主要農産物のヘクタール当り収量

主要農作物単位収量の推移 (単位：kg/ha)

区分	年次	1909	1919	1929	1939	1949	1959	1969	1970
		-10	-20	-30	-40	-50	-60	-70	-71
小	麦	666	863	687	702	1,135	1,333	1,352	1,276
	とうもろこし	1,480	1,984	1,689	1,222	873	1,701	2,330	2,442
	もろこし						1,654	2,040	2,085
	あまに	561	732	600	496	704	739	809	816
	米					1,109	1,398	1,994	1,727
	ひまわり					716	734	846	632
	ばれいしょ					6,853	8,640	12,386	13,926
	ぶどう					10,026	8,784	8,489	9,592
	綿					940	609	1,013	963

農業生産地域の区分の仕方は、人によりまちまちであるが、別図では農牧省の農業開発計画 (Desarrollo Agropecuario de la Republica Argentina) 記載のものにならい、6地域に区分した。

・パンパ地方——産業、経済、文化の中心地であり、アルゼンチン農業生産の半を産出し、輸出農産物の大部分をこの地域で生産している。穀類、野菜、果樹、花卉栽培および牧畜などが盛んである。

・東北地方——アルゼンチンでは数少ない亜熱帯で降雨量も多い地域である。かんきつなどの果樹、稲作、たばこ、紅茶など工芸作物栽培、牧畜、養鶏など。

・チャコ地方——アルゼンチンにおける綿花の主要産地であり、冬期野菜(トマトが主)の産地。

・北西地方——最近生産は落ち、斜陽産業ではある

が、アルゼンチンにおける甘藷の栽培地である(トウクマン州中心)。中部より北部にかけては、メロンおよび冬期野菜栽培、南部には工業都市でありかつ避暑地でもあるコルドバ市を控え、乾燥地であることもあって養鶏、野菜栽培などが盛んであるほか、パンパ地方に次いで穀類の生産量も多い。

・山地地方——寡雨地帯で、アンデス山脈の雪解け水を利用できる範囲が耕地化されているに過ぎない。灌漑可能地においてぶどう・りんご・もも・オリーブなどの果樹類、果菜類・たまねぎ・にんにくなどの野菜栽培のほか、アルファルファの栽培地が多い。特に、アルファルファは乾草とするのみならず、採種可能である点が特徴的である。

・パタゴニア地方——ネウケン市を中心とするリオ・ネグロ河流域の灌漑可能地において栽培されるりんごで特徴づけられ、数少ない南半球におけるりんご栽培地である。灌漑不能地では、羊の放牧がなされ、羊肉、羊毛の主産地である。

アルゼンチン農業地域分布図



第27表 農産物の生産輸出状況

(単位:1,000 ton)

区分	年度	1966/67	1967/68	1968/69	1969/70	1970/71	備 考 (1970/71主要産地)
小 麦	生産	6,247	7,320	5,740	7,020	4,250	ブエノスアイレス州 2,800, サンクフェ州 832 エントレリオ州 281
	輸出	5,055	2,060	2,423	2,345	2,302	
とうもろこし	生産	8,510	6,560	6,860	9,360	9,930	ブエノスアイレス州 3,770, サンクフェ州 3,040 コルドバ州 1,568
	輸出	3,752	4,318	2,893	4,024	5,232	
もろこし (穀果)	生産	1,380	1,897	2,484	3,820	4,660	コルドバ州 1,770, サンクフェ州 966 ブエノスアイレス州 925
	輸出	946	508	523	1,337	1,964	
ひまわり	生産	1,120	940	876	1,140	830	ブエノスアイレス州 448, サンクフェ州 175 コルドバ州 117
	輸出	98	34	13	103	69	
あまに	生産	577	385	510	640	680	ブエノスアイレス州 321, エントレリオ州 262 サンクフェ州 92
	輸出	-	29	8	-	2	
棉花生(短毛)	生産	354	283	217	235	388	ブエノスアイレス州 376
大 麦	生産	372	493	477	500	319	ブエノスアイレス州 273, ラバンパ州 21 サンクフェ州, コルドバ州 各 11
	輸出	115	65	188	209	92	
燕 麦	生産	540	690	490	425	360	ブエノスアイレス州 336, エントレリオ州 11 ラバンパ州 5
	輸出	113	198	330	137	237	
ライ 麦	生産	270	352	360	377	121	ブエノスアイレス州 71, ラバンパ州 30 サンクフェ州 10
	輸出	5	3	19	14	26	
米	生産	217	283	345	407	288	エントレリオ州 128, コリエンテス州 88 サンクフェ州 40
	輸出	18	26	38	52	68	
綿 花	生産	270	230	367	458	290	チャコ州 172, サンクフェ州 46 サンチャゴデエステーロ州31, フォルモサ州30
	輸出	12	21	2	-	52	
甘 蔗	生産	9	10	11	10	10	トウクマン州 6, フワイ州 2
たばこ	生産	63	62	54	66	59	サルタ州18, ミシオネス州14, コリエンテス州13
ぶどう	生産	3	3	2	2	3	メンドサ州 2, サンファン州 0.7
りんご	生産	516	470	436	446	424	リオネグロ州 237, メンドサ州 110 オウケン州 39
	輸出	-	-	-	-	-	
も も	生産	203	224	248	236	278	ブエノスアイレス州 128, メンドサ州 103 サンクフェ州 30
	輸出	-	-	-	-	-	
オレンジ	生産	640	682	821	865	947	コリエンテス州 400, ミシオネス州 172 エントレリオ州 142
	輸出	-	-	-	-	-	
ト マ ト	生産	334	315	352	358	410	リオネグロ州94, メンドサ州60, ブエノスアイレス州37 ブエノスアイレス州 1,438, サンクフェ 164, トウクマン82 メンドサ州60, サンファン51, サンチャゴデエステーロ49 サルタ州13, メンドサ州10, ブエノスアイレス州 8 サンチャゴデエステーロ州12, メンドサ州7, フォルモサ州5
	輸出	1,797	1,967	2,340	2,336	1,958	
ばいしょ	生産	197	217	224	213	208	
ピーマン	生産	68	75	72	65	49	
ノ ロ ン	生産	49	43	40	45	44	
(注) 輸出の年度は		1966	1967	1968	1969	1970	

第28表 食肉などの需給状況

区分	年度	1966	1967	1968	1969	1970	備 考
牛	屠殺	11.0	12.5	12.8	13.8	12.8	単位:1,000,000頭 1970年飼育頭数は48.4百万頭
	内需	8.7	9.6	10.2	10.8	10.1	
	輸出	2.3	2.9	2.6	3.0	2.7	
羊	屠殺	10.6	11.7	11.7	10.9	9.6	単位:1,000,000頭 1970年飼育頭数は44.0百万頭
	内需	6.9	7.5	8.3	7.4	7.1	
	輸出	3.7	4.2	3.4	3.5	2.5	
豚	屠殺	2.9	2.9	2.3	2.5	2.5	単位:1,000,000頭 1970年飼育頭数は4.3百万頭
	内需	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	
	輸出	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	
蜂蜜	生産	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	単位:トン 1970年の生産量は20,000~25,000ト ン程度と推定される。
	輸出	15,132	26,540	9,918	16,100	21,016	

3. 農業金融

アルゼンチンにおいて、全国的組織のもとに制度または政策金融を実施しているのは、アルゼンチン国立銀行 (Banco Nacion de la Argentina, 通称 Banco Nacion) である。この他、州立など地方銀行があるが、規模も小さく、特に農業金融と銘打つほど農業者に対して特別の融資を行なっている例は少ない。

国立銀行の実施している農業融資は、第29表「貸付基準」抜粋にみられるとおり、作物別、地域別に貸付限度額、貸付期間、利率などに差をつけて詳細に規定しており、後進地域の産業開発に意を用いている跡がうかがわれる。また、農牧業に対する国の姿勢などを察知する資料に供する目的で、若干細部にわたり過ぎるくらいはあるが、「貸付基準」の一部を抄出することとした。

このほか、ブエノスアイレス市およびその近郊の日系農業者 (花卉、野菜栽培が大部分)、日系洗染業者の間で、広く頼母子講が行なわれて、これら講加入者の開業資金、営業資金調達に大きな役割を果たしている。頼母子講は、無認可金融——いわゆる「ヤミ金融」であるため、その実態を確実に把握することは困難であるが、ほとんどの日系花卉栽培者および洗染業者が1口ないし数口、人によっては10口程度まで加入しているとみられ、月々勤く出金は総額で百万ペソとも二百万ペソともいわれている。これら両業種は、家族労働力中心で比較的小資本で開業、営業可能なところから銀行の一般金融ベースに乗り難い面 (一般に提供できる担保物件に乏しいこと、ともに奨励産業ではなく国の政策金融ベースに乗らないことなど) があること、貯蓄面からみるとかなりの高金利となる (年利何%とは確言できないが、半額程度でセリ落としている例もあるので、50%前後と思われる) ことなどにより、地縁的・日系人という面からみれば血縁的・互助的方法として、広く頼母子講が行なわれることとなったものと思われる。

第29表 アルゼンチン国立銀行 貸付基準 (1970年8月現在) 抜粋

区 分	貸付限度額 (上限)		貸付期間	利 率 (%/年)	備 考	区 分	貸付限度額 (上限)		貸付期間	利 率 (%/年)	備 考
	買取に対する 率比 %	相当額 ペソ					買取に対する 率比 %	相当額 ペソ			
【畜産・畑作作物】				11.00		ひまわり					
種 作 畜 産 買 取	買取の 50%	(近郊地方) 20.00	短期貸付 で毎年8 月末日ま で一括 返済。	「貸付限度 額(上限)」 は買取の50 %までとす る。ただし (近郊地方) において 20ペソ/ha を超えない こととする。 (以下同様)		種 作 畜 産 買 取	買取の 50%	(自己所有 地による 場合)	短期貸付 で毎年10 月末日ま で一括 返済。		
		(東北地方) 18.00						(買取による 場合)			
		(遠郊地方) 12.00						(自己所有 の地による 場合) (2.20ペ ソ/キント ール)			
種 子 買 取	買取の 70%	(近郊地方) 48.00				種 子 買 取	買取の 70%	(買取による 場合)			
		(東北地方) 54.00						(買取による 場合)			
技 術 買 取	買取の 50%	(近郊地方) 125.00				技 術 買 取	買取の 50%	(自己所有 の地による 場合)			
		(東北地方) 118.50						(買取による 場合)			
収 穫 買 取		(買取による 場合)				収 穫 買 取		(自己所有 の地による 場合)			
		・自己所有 の地による 場合 (2.20ペ ソ/キント ール)						(買取による 場合)			
		・買取に出 す場合 2.25ペソ/ キントール (A/A)による 場合)						・買取による 場合)			
		・買取による 場合の50% 以内						・買取による 場合)			
						小麦・大麦・ 大豆・エン豆 ラマ豆	買取の 70%	(自己所有 の地による 場合)			
								(買取による 場合)			
								・買取による 場合)			
								11.00			
								11.00			
								11.00			

区分	貸付限度額(上限)		貸付期間	利率 (%/年)	備考	区分	貸付限度額(上限)		貸付期間	利率 (%/年)	備考		
	総貸付に対する比%	ha当たり ペソ					総貸付に対する比%	ha当たり ペソ					
(農業作物)	種子購入費	購入費の70	小麦 24.40 小麦(マカ ロニ用) 31.80 あま 25.00 エン夏 16.90 大豆 18.00 大豆(ビー ム用) 17.00 ウイ夏 12.60	短期貸付 で毎年3 月末日ま で一括 償還。		ム ど う (醸造用)	収 穫 費	270ペソ /100kg (概上用) 90 (土上用) 80 (芝上用) 70	収 穫 物 を 販 売 する まで			500kg/ha 以内。	
		収 穫 費 (ハウ組み)	収 穫 費 の 70 (貸付の)		収 穫 費			1ペソ/キ ンターム	4回払い 1月末日 10% 3月末日 30% 5月末日 30% 7月末日 30%	11.00	生産物に あるもの		
		収 穫 費 (ハウ組み)	収 穫 費 の 50 (貸付の)		輸 送 費 (醸造所へ)			0.0185ペソ /10kg/ha					
		収 穫 費 (ハウ組み)	収 穫 費 の 70 (貸付の)		性 本 による 返済も多買			収 穫 費 の 80	500	4年	・別見地上 地域 8.00	返済は、庄 持渡17,378 月の履行合 算9,039号 にて償還さ れたものに 限る。	
(農業作物)	肥料費・農 具管理費	収 穫 費 の 50	(支給を立 てる場合) 990 (支給を立 てない場合) 343	180日	11.00	[集 団] か ん づ つ	収 穫 費	50	短期貸付 1.750	4年以内	・別見地上 地域 8.00 ・その他の 地域 10.00		
		収 穫 費 の 50	(新規栽培 地等) ・収 穫 1.50ペソ/ キターム ・包 装 8.65 (その他の 地域) ・収 穫 1.00 ・包 装 8.50	90日				短期貸付 2.150		・別見地上 地域 8.00 ・その他の 地域 10.00			
		収 穫 費 の 50	(新規栽培 地等) ・収 穫 1.50ペソ/ キターム ・包 装 8.65 (その他の 地域) ・収 穫 1.00 ・包 装 8.50					投資額の50	1シキス 州北東 308.50		別見地上 地域 8.00 その他の地 域 10.00		
		収 穫 費 の 50	(新規栽培 地等) ・収 穫 1.50ペソ/ キターム ・包 装 8.65 (その他の 地域) ・収 穫 1.00 ・包 装 8.50					投資額の50	1シキス 州南東・コ リエンチス 州 202.00 エントレラ オ州 244.00 ブエノス アイレス州 北東ヤンタ ラ州 172.50 内見地万 356.00		地域によ り違い -10年以内		
(工業作物)	肥料の改良・ 包 装 費 等	収 穫 費 の 70	(寄附を同 収する場合) 200 (寄附を同 収しない場 合) 高 級 物 を 販 売 する まで	(寄附を同 収する場合) 120 (寄附を同 収しない場 合) 高 級 物 を 販 売 する まで	11.00	ム ど う (生食用)	収 穫 費	1.62ペソ/ キターム	生産物販 売 まで ただし90 日以内				
		収 穫 費 の 70	(寄附を同 収する場合) 200 (寄附を同 収しない場 合) 高 級 物 を 販 売 する まで	(寄附を同 収する場合) 120 (寄附を同 収しない場 合) 高 級 物 を 販 売 する まで	11.00			包 装 費	1.09ペソ/ 15kg用	1日以内	14.00		
		収 穫 費 の 70	(寄附を同 収する場合) 200 (寄附を同 収しない場 合) 高 級 物 を 販 売 する まで	(寄附を同 収する場合) 120 (寄附を同 収しない場 合) 高 級 物 を 販 売 する まで	11.00			収 穫 費	1.62ペソ/ キターム	生産物販 売 まで ただし90 日以内	14.00		
		収 穫 費 の 70	(寄附を同 収する場合) 200 (寄附を同 収しない場 合) 高 級 物 を 販 売 する まで	(寄附を同 収する場合) 120 (寄附を同 収しない場 合) 高 級 物 を 販 売 する まで	11.00			収 穫 費	1.62ペソ/ キターム	生産物販 売 まで ただし90 日以内	14.00		
(工業作物)	種子購入費	収 穫 費 の 70	16.50			[集 団] か ん づ つ	収 穫 費	1.62ペソ/ キターム	生産物販 売 まで ただし90 日以内				
		収 穫 費 の 70	16.50					包 装 費	1.09ペソ/ 15kg用	1日以内	14.00		
		収 穫 費 の 70	16.50					収 穫 費	1.62ペソ/ キターム	生産物販 売 まで ただし90 日以内	14.00		
		収 穫 費 の 70	16.50					収 穫 費	1.62ペソ/ キターム	生産物販 売 まで ただし90 日以内	14.00		
(工業作物)	肥料の改良・ 包 装 費 等	収 穫 費 の 70	16.50			[集 団] か ん づ つ	収 穫 費	1.62ペソ/ キターム	生産物販 売 まで ただし90 日以内				
		収 穫 費 の 70	16.50					包 装 費	1.09ペソ/ 15kg用	1日以内	14.00		
		収 穫 費 の 70	16.50					収 穫 費	1.62ペソ/ キターム	生産物販 売 まで ただし90 日以内	14.00		
		収 穫 費 の 70	16.50					収 穫 費	1.62ペソ/ キターム	生産物販 売 まで ただし90 日以内	14.00		
(工業作物)	肥料の改良・ 包 装 費 等	収 穫 費 の 70	16.50			[集 団] か ん づ つ	収 穫 費	1.62ペソ/ キターム	生産物販 売 まで ただし90 日以内				
		収 穫 費 の 70	16.50					包 装 費	1.09ペソ/ 15kg用	1日以内	14.00		
		収 穫 費 の 70	16.50					収 穫 費	1.62ペソ/ キターム	生産物販 売 まで ただし90 日以内	14.00		
		収 穫 費 の 70	16.50					収 穫 費	1.62ペソ/ キターム	生産物販 売 まで ただし90 日以内	14.00		

区 分	貸付総額(上限)		貸付期間	利 率 (%/年)	備 考
	貸付に對する 比 率 %	ha当たり ペソ			
人工受領費 (個人)	貸付の 70	10 00ペソ /頭	3年以内	その他10 貸付地上地 域 8.00 その他の地 域 10.00	個人で実施 する場合。
人工受領費 (共同)	所費施設、 器具の購入 費見振額の 50	(牧草など 購入費) ペソ/頭 /月 乳牛用 21.00 肉牛肥育用 17.60 管理 12.00 草用 5.90 薪用 10.50 肥料 0.50	3年	貸付地上地 域 8.00 その他の地 域 10.00	協同組合、 その他、共 同で人工受 領を行なう 場合。毎年 800 頭を単 位とする (種牡牛1 頭につき 800 頭に人 工受領を行 なうものと する)
天 害	(畜舎修繕 費) 所費貸費の 100 (牧草増産 上げ費) 所費貸費の 80		270日以内	12.00	天災、洪水 などにより 牧草地が失 われる場合
(その他) 農業機械購入	購入費の60		2年以内	11.00	新設の購入 本は、製品 アップデー メントなどを 含む
中古トラクタ ー購入	購入費また は評価額の 50		3年以内	18.00	使用年数8 年未満のも の 貸付地上地 域 8.00 その他の地 域 18.00
土 庫 保 全	所費貸費の 90		4年以内		貸付地上地 域 8.00 その他の地 域 10.00
土地購入費	購入費また は評価額の 80	総額 100,000ペソ 以内	10年以内	7.00	借地費、買 取費が土地 を購入する 場合第一抵 当金を設定 する。

4. 研究、普及組織

アルゼンチンにおいて、農牧畜技術研究および普及に当たっているのは、農牧庁 (Secretaria de Estado de Agricultura y Ganaderia de La Nacion) に属する国立農牧畜研究所 (Instituto Nacional de Tecnologia Agropecuaria, 略称INTA) である。州によっては、独自の地域農牧業試験研究機関をもっているものもあるが、あまり活発な動きもなく、INTAの組織が大きくなり整備されるにつれて目立たない存在となってしまう。

INTAは1956年12月に設立され、その後組織の改革、拡充が行なわれ、別個にみられるような機構となり、歴史の新しいものの割にはよく整備されている。ただし利用する側からみれば、技術研究所、試験場などの試験研究機関は施設も陣容も整備されているが、普及活動の面ではまだ物足りない感がある。普及所によっては、農業技術者1名と女子職員1名というところもあり、突然訪ねても留守番の女子職員のみで満足に用事を足せないこともある。また、大農家ほどこれら機関の利用度が高く、小農で普及所などを訪ねるものは少ないように見受けられる。一方、INTAの方でも、各普及所長にもよるであろうが、自分の方から積極的に広く普及活動を行なおうとはせず、訪ねてくれば対するという態度のところが多く見受けられる。

INTAの試験研究、普及活動を活発ならしめるための資金的裏付けとして、農畜産物輸出額の1.5%を使用することを法律で定めている (もちろん、このほかに州政府の分担金、出資者新設収入などの資金源もある)。また、同じ法律で、管理経費に年間予算の5%以上をあてることを禁止し、人件費にその15%以上を使用することを禁止して、事業の活発化をはかっている。

地域農牧技術研究所

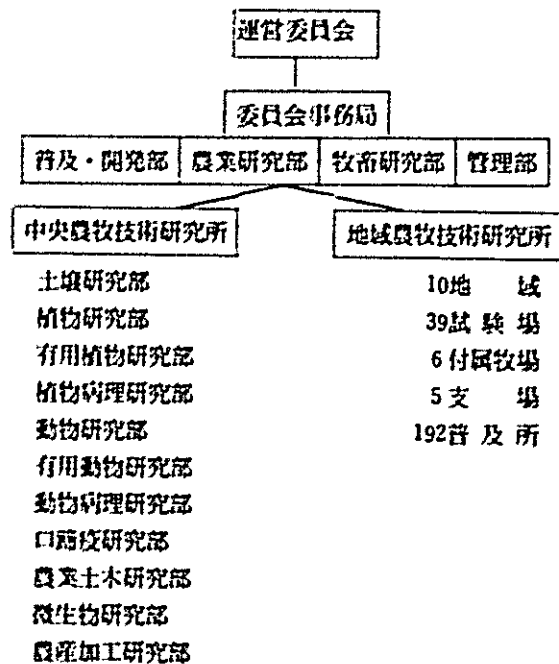
地 域 名	管 轄 地 (州)	試験場および普及所	
		試験場所在地	普及所数
Andino	San Juan Mendoza	Mendoza (幹)	4
		Junin (支)	—
		La Consulta	2
		Rama Caida	2
		San Juan	5

Chaqueno	Chaco	Roque Saenz Peña (※)	5
		Formosa	4
	Formosa	El Colorado	4
		Las Berchias	1
Colonía Benítez	1		
Cordobes-Puntano	Cordoba	Marcos Juárez (※)	10
		Manfredi	8
	San Luis	6	
Entrerriano	Entro Rios	Parana (※)	7
		Concordia	2
		C. del Uruguay	5
Mesopotámico	Corrientes	Corrientes (※)	3
		Misiones	4
	Misiones	Zaiman (牧)	4
		Bella Vista Mercedes	4 5
Noroeste	Tucuman	Tucuman (※)	2
		Sgo. del Estero	2
	Salta	Abra Pampa (支)	—
		Jujuy	4
	Catamarca	Cnel. Moldes (牧)	—
		Leales (支)	—
	Villa Alberdi	—	
	La Banda	2	
	San Isidro (牧)	—	
	Catamarca	5	
Santa Cruz (牧)	—		
Pampeano	Buenos Aires	Pergamino (※)	24
		La Pampa	20
	Bordenave	1	
	Anguil	14	
	Gri. Pico (支)	—	
	Chacharramendi (牧)	—	
		H. Ascasubi	2
	Delta	2	
	San Pedro	3	
Patagonico	Cuhbut	San C. de Bariloche (※)	3

	Santa Cruz	Río Mayo (牧)	—
	Tierra del Fuego	Gob. Gregores (支)	4
Rionegrense	Río Negro Neuquén	Alto Valle de Río Negro (※)	8
Santafesino	Santa Fé	Rafaela (※)	11
		Reconquista	3
		Colonía Mascias	—
		Oliveros	4

注 (※) 地域主管試験場
(支) 支場
(牧) 付属牧場を有する試験場

INTA 機構図 (1971年現在)



参考文献

1. Desarrollo Agropecuario de la Republica Argentina
2. Revista de la Bolsa de Cereales—numero Estadístico 1971 (Bolsa de Cereales)
3. Esto es INTA (INTA)
4. Servicio de Extension Agropecuaria (INTA)
5. Préstamos para las Actividades Agropecuarias (Banco de la Nación Argentina)

(篠崎俊英)

Ⅲ. パラグアイ

1. 農業開発の歴史

(1) 植民地以前

パラグアイは、1521年スペイン人アレホ ガルシア (Alejo Garcia) により発見され、トルデシーリャ条約にもとづきスペインの植民地として絶対主義体制下に置かれた。それ以前は原住民の歴史であった。原住民はツビーグアラニー族で狩猟、農耕、採集によって生活を営んでいた。酋長 (Cacique グアラニー語で、Mburubichá) に率いられた原住民は通常50ないしは100人(それ以上の集団はなかったといわれている) 程度の人員で構成された。親族集団、血縁関係のない数家族の集団または氏族共同体 (Banda グアラニー語で Tavas) を生活基盤としていた。氏族共同体が定着している土地で、その酋長が死亡した場合、その地を不浄な地とするアニミズム、氏族共同体間の戦争など経済的要因によって土地を転々としていたために、農耕定着ができず、インカ文明の如き文明を構築することができなかった。原住民の農耕は集団焼畑農業で、スペイン人に対して原住民から贈呈された物品の記録にもあるとおり、主としてクピオカ (Mandio)、とうもろこし (Avati)、その他綿 (Mandyju)、ばれいしょ (Jety)、かぼちゃ (Andai)、たばこ (Pety)、マテ茶 (Káa)、いんげん豆 (Kumandá) などを栽培していた。

原住民は、特に薬用植物についての知識が深く、野生の薬用植物を採集し、清浄剤、収斂剤、解熱剤、消

毒剤として使用していた。

(2) 保護領制度とレドクシオン (1521～1810年)

a 保護領地制度

1537年8月15日にカラカラ酋長の窩 (Mburubichá kArákará、現在のアスンシオン港) にファン デ サラサールがスエストラ セニョーラ デ ラ アスンシオン (以下アスンシオン市という。) と名付けた堡壘を建築し、金銀財宝を求め原住民と戦闘し、迫害しつつ転進していた遠征隊の拠点としたが、遠征隊は原住民に弓矢で狙われ、疾病に悩まされ、食料も不足する状況の上に金製の収奪もままにならないことからアスンシオン市に定着することを余儀なくされた。他方ブエノスアイレス市においても、パンパの原住民の強力な抵抗にあい1541年にブエノスアイレス市をひき払い約600名の府兵とごく少数の植民者がアスンシオン市に移住したので、アスンシオン市の人口は急増した。おりから植民地の統治方法を必要としていたところ、1537年9月12日にバラドリッド (スペインの旧都) においてカルロス5世が署名した「神と良心に倣い植民者の会議を開催し、責任ある適格者を選任すること」と示した勅命を、金銀検査官アロンソ カブレーラに携行させ、アスンシオン市の植民者の初歩的な自治権を承認した。

1541年にアスンシオン市に議会 (Cabildo) が設けられた。総督、裁判長、主教は、スペイン王に対する忠誠と植民地における特権を有していたが、議金を構成する者、アルカルデ (Alcalde) は怪物、橋、道路の修繕、衛生、徴税から祭のことで、市政の全てにわたって責任を負っていた。

以上のような自治権を有する植民地統治機構の経済的基礎は、定着を望んでいたドミンゴ マルチーネスイララが率いる得兵が、時の統治者の許可を得て土地と原住民の集団を配分されたことによって成立した保護領地制度 (Regimen de Encomienda) であった。

保護領地制度はパラグアイの場合、Yanacona として知られているもので、物許により保護領地を配分された者 (主として得兵) は、与えられた原住民の集団を使役してその土地を耕作すること、原住民をキリスト教化することの責任を負っていた。保護領主と原住民との関係は、ペルーにおけるそれのように有期の奴隷関係ではなく終身奴隷 (Yanacon) で、その身分は子孫にまでおよんだ。

1556年頃のアスンシオン市の周辺には保護領地制度により約 320 の保護領地が設けられていた。

保護領主が原住民奴隷を使役して、原住民が原始的な方法で栽培していたクピオカ、とうもろこし、棉花、ばれいしょ、かぼちゃ、たばこ、マテ茶、いんげんをまた新大陸になかったオレンジ、レモン、その他の果樹を導入して当時のスペイン本国の農法により栽培したので農業生産は大きく伸展した。

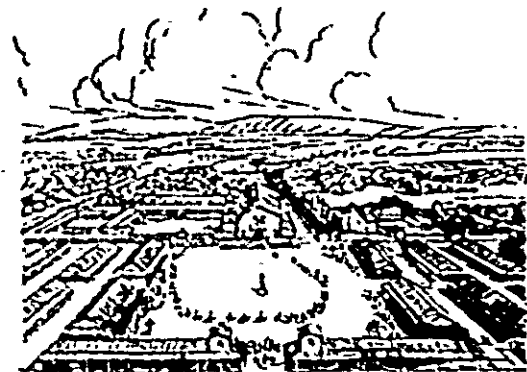
1550年にニユフロ デ チャベスがパラグアイに山羊と羊を、1552年にファン デ サラサル、ピセンテゴエスが牝牛7頭、牡牛1頭を導入したのがきっかけとなり、畜産物の自給が達成された。1569年7月10日付でフェリペ2世王に対する奏上文の中に「我が統治下には4,000頭の牛と500頭の馬を擁している」とあることから牧畜が相当進展していたことがわかる。

b レドクシオン

1567年にフェリペ2世の勅命によって編纂されたスペイン法令組の原住民ならびに植民地関係法令により、時のパラグアイ総督は植民地行政を行っていたが、保護領地制度の成立過程から原住民は保護領主や統治者側に反抗的になっていた。1602年に原住民対策に長けていたエルナンド アリアス デ サアベドラ (単にエルナンダリアという) がパラグアイの総督に任命され、クピオカ粉、塩漬乾肉、牛脂を輸出し、麻、靴、鉄その他必需品を輸入するために大いに努力し、原住民対策を実施したが、原住民対策が奏効していないことからフェリペ3世は、原住民教化のため1608年に勅命をもってパラグアイにヘスス会のミッションを派遣した。

ヘスス会 (Compania de Jesus = イエズス会、1534年にイグナシオ デ ロヨラが創立した旧教の一派) は、パラナ川の北辺を中心にレドクシオン (Reduce-

ión) と呼ばれる原住民教化部落—植民地—を造成した。レドクシオンのほかに、ヘスス会独自の牧場をパラグアリ、ククワリとカアニャベに、また農耕地をククンプ、サン ロレンソ、バルセキリーヨ、カアピラブウに設定した。レドクシオンには、教会を中心に学校もしくは司教の住宅、会議所、修理場、倉庫、クンボ (Tambo) と呼ばれる宿泊所が建設されていた。原住民は教会に達する道路の両側に建築された7ないし8軒長屋に住んでいた。原住民を含むすべての住民は農民であるとして、総督府から派遣されていた監察官、酋長はじめ年少の原住民にいたるまでとうもろこし、クピオカ、綿、マテ茶を栽培するために均等に土地が配分されていた。農地は原住民の所有する土地と神と全住民の所有に係る土地に分れ、前者はアバンバ・エ (Avamba é, グアラニー語)、後者はツウバンバ・エ (Tupamba é, グアラニー語) と呼ばれていた。ツウバンバ・エから得た収益は公共施設の修理費、教会の祭壇に係る費用、未亡人、孤児、不具者への助成費に充当した。当初、原住民の勤労意欲は極めて低く生産が上がらなかったため、私有地から生産した物はすべて強制的にその者の名儀で倉庫に預り、必要とする食料を出庫する方法を採用し、彼らの生産活動を刺激した。この結果マテ茶を輸出するなど農業生産は伸長し、1700年の初期にはサンクマリアデフエ、サンクローサ、サンイグナシオグアスー、サンチアゴ、サンコスメ、イタブア、ヘススイトリニダーのレドクシオンに21,600人の人口を擁するまでに成長した。牧畜も盛んになりヘスス会独自の牧場の頭数を含め牛20万頭、馬35,000頭を保有し、経済的に極めて強大なレドクシオンに発展した。1705年にペルーの副王の許可を得て、ロレート (Loreto, 現在のアルゼンチン、ミシオーネス州) というレドクシオンに印刷機を備え、エウセビオニューレンベルグの「現世と神」という書物をホセフセラーノがグアラニー語に翻訳、出版したことなど文化、宗教活動面においても侮り難い勢力となっていた。



ヘスス会のレドクシオン、サンイグナシオ グアスー

ヘス会との競争者、サン フランシスコ派 (1209年にフランシスコ デ アシスによって創立された旧教の一派) の司教はヘス会とパラグアイ総督との離間を図ったが失敗した。

スペインとイギリス、フランスとの間に不穏な空気が流れていたこの時代において、スペインはポルトガルとの間に懸案となっていたトルデシーヤ条約上の領土問題を早急に解決する必要に迫られたので、1750年に両国間に植民地の移譲契約が成立した。この内容はスペインがポルトガルに対してウルグアイ川の東南部にあるサンニコラス、サンミゲルなど7カ所のレドクシオンをポルトガルに移譲することであった。レドクシオンの原住民はこれに反対し、1754年から2カ年間スペイン軍隊の助成を受けたポルトガル軍と戦闘したが、1756年2月10日に敗退したためヘス会のレドクシオン体制が後退した。しかるところ1767年に至り、カルロス3世はヘス会の解体を命じたのでパラグアイ、ブラジル、アルゼンチン、メキシコのヘス会の神父はオーストリア、ロシアおよびイギリスに移住した。その後ヘス会のレドクシオンはサントドミンゴ、サン フランシスコ、ラメルセデの各派により教化されることとなった。

保護領地制度とヘス会のレドクシオンの生産機構のもとで農牧生産は盛んになり、その余剰生産物はブエノスアイレス、モンテビデオ港から輸出されたが、商品税2.5%、営業税(売上または契約額の4%)のほか専売税、サンクフェ防衛資金納付金、ブエノスアイレス、モンテビデオ防衛工事納付金、原住民人頭税(賦役または金納)、植民者に対する10%税、海損割当税、酒税、臨時賦課金等々10種に余る税金を納付させられた。このため保護領主は原住民保護法の立法意識であった原住民保護の代りに、これら重税を原住民に転嫁し、収奪して繁栄したが、植民地統治政策について大きな不満感を持っていた。植民者、混血児、パラグアイを出生地とする白人農民は1カ月に8日間民兵として出役させられ、馬、武器などの維持費は自己負担であったために生活しやすい土地を求めて、転住する者が続出した。

このような絶対主義体制の経済的、政治的重圧の中で独立運動の前哨戦として「王の意志と王の代理人の意志と市民の意志が対立した場合は、市民の意志によることが他のいずれの意志よりも優れている」としてホセ・デ・アンテケーラを中心に市民革命(Revolución de los Comuneros)的な場面が1730年に起ったが失敗した。その革命の失敗直後1537年の勅令に規定されている総督の選挙権は剝奪、自由貿易は禁止

され、重税を課されるなどのしめ付けが実施された。パラグアイの総督は正に「パラグアイはぶどう酒、小麦を豊富に生産しています。現在ブエノスアイレスとの間で諸物資の売買を必要としています。また近隣の野蛮な人々ないしは国により畜類が盗まれ多くの損害を受けています。このため細心の注意を払って防衛に努力しています。パラグアイは救済を必要としています。パラグアイのすべてを失うことを回避するためにつぎの施策を提案いたします。保護領主制度を廃止して王冠のもとにすべてを結果すること、パラグアイ総督治下の防衛は600人の民兵をもって充当し、その費用は人頭税と王室財政により支弁すること」等々政策転換を奏上したが、当時激動していたヨーロッパの政治や王室の混乱にかまけて植民地の一総督の奏上文などは一見だにされず、王室の書庫に忘れ去られた。

(3) 独立と孤立主義 (1811~1840年)

ほぼ3世紀にわたる植民地時代におけるスペインのための独占商業利潤、スペイン人の植民地における社会的、政治的特権などを擁護する絶対主義植民地統治政策は、クリオーリョ(パラグアイを出生地とする白人または混血児)の反抗と影響力の増大、ヘス会の解体など自由、独立運動の要因を醸成した。1806年にイギリスはブエノスアイレスに100隻の船、6,000人の兵員をもって侵入した。これと交戦したブエノスアイレス総督軍はコルドバに退却した。しかしクリオーリョ達はサンチアゴデリネエルスを総督に選び、イギリス軍と徹底的に交戦した。パラグアイ総督は848人の兵力を送り援助した結果イギリス軍は敗退した。この戦争の勝利者はスペイン人ではなくクリオーリョであるとして、植民地の運命はもはやクリオーリョ自身の手の中にあることを感得していた。パラグアイの市会はブエノスアイレス総督の支配体制から離脱することを決定した。ブエノスアイレス総督はこれを拒否し、700人の兵力をパラグアイに派遣して圧力をかけたが、パラグアイ軍はこれと交戦し、1811年5月14日に勝利を得て独立と自由を獲得した。1811年10月12日にブエノスアイレス総督との間にパラグアイの地位に関する協定が締結され、パラグアイに係るすべての税金はアスシオンにおいて徴収する権利を得るほか、ブエノスアイレス総督と密接な同盟を結ぶこととなった。

1814年10月12日に、臨時政府の首魁であったホセ・ガスパール・R・デ・フランシア(1786年コルドバ大

学卒業の神学博士で、サンカルロス学校神学、ラテン語教授)が政権を獲得するや、徹底した孤立主義と教育軽視のもとで独裁政治を実施した。独立後、ラプラタ地域の併合主義者の謀略、ブエノスアイレス政府との不和、イギリスの植民地支配意欲などの影響から、大陸の中の孤島として孤立主義にこり固まった。また、軍神が徹首している間は、知識の神は眠っていなければならないとして、学校を閉鎖し知識人を迫害したり、国内における反対勢力を追放した。1828年に14歳までの初等教育を義務教育とする旨の布告を発令したが、この時代において、パラグアイには読み、書きする者を発見することは困難であった。

南イクアアおよびフェルテオリンの港を開港して対外貿易を行なったが、輸出入はすべて独裁者フランシアの特別認可を得て実施された。このためパラグアイにおいて生産される木材、柑橘、たばこ、綿花、マテ茶、米、皮革などの輸出も低下した。商人は倒産し、農村に移動し農牧業に従事したほか、他国に移住した。フランシア政権は農業を重視し、国有地の農牧開発を実施するとともに、農民の占有している土地についても一部農牧開発を実施したが、しょせん自給自足体制内の農業生産であったために、農牧生産は停滞した。他方日常生活用品の家内工業、特に綿織物、食品加工業は著しく振興した。現在パラグアイにおいて生産され珍重されているアオポイ(ししゅうを施した綿織物)はこの時代に完成されたものである。

国の歳入は輸出税(輸出価額の9%)、輸入商品に対する1割税、収入印紙税、郵税、相続不明財産没収による収入、罰金収入をもって構成されていたが、対外貿易および農牧生産の停滞から国による農牧開発の収益をも国家財政収入の一要素とした。他方歳出については極端に節減し、兵士1人につき年間10ペソ(食料、被服、給料など)とし、公務員の給料も減額された。また武器の購入にあたっては、独裁者自らこれを行なうなどして支出を抑制したために、財政面では余剰金が発生していた。

1840年9月20日正午独裁者ホセ・ガスパール・R・デ・フランシアの死によって終った独裁政権について、後世の歴史家はパラグアイの物質的、精神的水準は他のいずれの国よりも劣ってしまったが、大陸における孤島として頑迷に孤立主義を貫いたので辛くも国家の政治的独立を保持したと評価している。

(4) 経済の発展と三国戦争(1841-1870年)

フランシア政権が消滅するや、臨時政府のもとで議

会を開催し、カルロス・アントニオ・ロベスとマリアーノ・ロケ・アロンソが執政官に任命された。1842年の議会において、パラグアイはラプラタ地域においてあらゆる犠牲を払い、外国権力からの政治的独立と自由を保ってきた。今後もこの方針を堅持する旨決議し、国のシンボルとして国旗を制定し、国威の発揚に努めた。1844年に憲法が制定され、カルロス・アントニオ・ロベスが大統領に選任され、1862年まで3期19年間(執政官時代を含め23年間)政権の座にあった。カルロス・ロベス政権は、まず農牧林業の振興政策を進めるとともに、イクアア港からブラジル、ピリヤロサリオ港からアルゼンチンとの通商の促進、行政改革、基本法の制定、国民教育の振興、独裁者フランシアの巨額な遺産の教育、軍事部門への配分などの諸政策を実施した。

フランシア政権30年の孤立政策のもとに停滞している間に、母なるヨーロッパはめざましい発展を遂げていた。そこで新政権は1841年に6人、1844年に数人、1858年に16人の新進気鋭の若者をイギリス、フランスに留学させ、法律、農学、薬学、工学など広い分野にわたって研修させて帰国後経済開発や文化教育活動に従事させた。この結果リバープール、マンチェスター間の鉄道の開通に遅れること31年後の1861年9月にアスンシオン、トリニグ間の鉄道の開通、貿易振興のための商船隊と河軍の創設、大砲、白砲、弾丸、鋤、鍬、鎌などの農業用具生産のためのイビクイ製鉄所の操業、有線電話(アスンシオン、ピリエック間)の架設などが実現した。農牧林業生産が増加するにしたがい貿易量も増加したため、パラナ川、パラグアイ川、ラプラタ川の利用率は高まった。パラグアイはこれらの河川の自由にして平穏な航行が可能となるよう、ブラジルから保障をとりつけることが目下の急務であった。パラグアイ政府は種々折衝の末1856年にリオデジャネイロにおいて友好、通商およびパラナ、パラグアイ川自由航行に関する取決めに署名した。しかし商船隊船隻量はこの当時不足していたので、1853年アメリカ領事兼アメリカパラグアイ海運会社支配人、エドワード・A・ホプキンスに対してパラグアイ政府は1万ペソを融資し、サンアントニオの一区画に木材、砂糖、綿花、たばこ用の倉庫、荷役施設を設置させた。ホプキンス領事の来航とパラグアイ軍の一兵士との喧嘩に端を発したアメリカ、パラグアイ間の不和はエスカレートし、遂にアメリカはラプラタ河口まで戦艦18隻と2500人の兵力を派遣するところとなった。これを重視したアルゼンチン大統領はこの紛争の仲介に立ち、パラグアイはアメリカに対して1万ドルの賠償金を支払うこと、

パラナ、パラグアイ川の自由航行権をアメリカパラグアイ海運会社に与えることを条件として和解した。このように他国の海運会社が触手を伸ばすほどパラグアイの商品の流通は大きく、特に農牧林業生産物の輸出量は隆盛を極めていた。

農業生産が盛んになった要因の一つに上げられるのは1842年に終身奴隷制を廃止し、自由人にしたことである。保護領地制度下において領していた土地を、その領主の子孫がそのまま受けついで大土地所有者となったので、自由人はその土地の一部を占有することによって定着せざるを得なかった。

占有者 (Ocupante) として生活を余儀なくされた大部分の自由人は占有地を使用収益して自給的農業を行なうかたわら、大土地所有の労働力源泉となった。これら農民はその土地を平穏無事に占有し、やがて独立自営の農民層を形成した。

1956年の調査によると農地の占有者は全農家戸数の49%、小作者は12%、所有権者は39%とその土地所有形態が明らかにされているが、この事実には保護領地制度の遺制がいかに大きく影響しているかを証明しているものといえよう。

1862年10月にカルロス アントニオ ロベス大統領の長男、フランシスコ ソラーノ ロベスが大統領に選任された。1856年にブラジル、アルゼンチンと締結した領土に関する条約がこの年、1862年に満了したが、条約上の中立地帯の帰属問題についてはウルグアイを含め隣接4カ国がそれぞれ野心をもっていた。このため条約期限の延長などの外交折衝による平和的解決を選ばずに武力による領土の拡張を図った。条約失効後、関係国は競って中立地帯に投入し、パラグアイとの間で絶え間ない争いを起していた。特にブラジルは、アパ川の右岸地帯に入って植民地を建設した。1865年5月1日にブエノスアイレスで秘密協定を結んだアルゼンチン、ウルグアイ、ブラジルは同盟してパラグアイと戦争を開始した。1870年3月1日にパラグアイの敗北によりいわゆる三国戦争は終結した。この戦争によって受けた損害は甚大で、パラグアイの復興には4分の3世紀も要したといわれている。パラグアイの人口は三国戦争直前に130万人を有していたが、戦後は20万人に急減した。人口構成は全人口の10%に当る2万人が青壮年男子で、90%が婦女子、老人によって占められていた。さらにパラグアイは、現在の領土と同じくらいの広さの領土をブラジル、アルゼンチンおよびウルグアイに併合された。

(5) 三国戦争後の復興時代 (1870～1930年)

パラグアイは戦後ただちに行政、司法組織および議会を再編、改革し、公務員数を削減し、軍中要員を400名として、月額1万5000ドルの歳出予算をもって国のすべての費用をまかなった。道路、橋梁、通信施設、学校、病院などの社会資本を整備するために戦後、国庫に残っていた164万ペソの資金を充当したが不足分はイギリスからの借款(200万ポンド)をもって充当した。なおそれでも復興に要する資金が不足していたので、パラグアイ政府は1861年に開通した鉄道をイギリスに売却して210万ポンドの資金を捻出した。民間部門に資金を与信するためにパラグアイ銀行(資本金50万ドル)を設立した。さらに農業部門の回復を重視し、集中的に信用を供与するためマテ茶、たばこ、皮革および木材に課される輸出税徴収金をもって農業銀行を設立した。労働人口は2万人で経済復興政策運営もきわめて困難な状況にあったので、農牧林業開発を促進させるため移住者の受入を積極的に支援する機関として移民局を設置し、植民地復興に係る法律を制定し、移住者が入植した植民地に年間3万ペソを超える助成を行っていた。農牧林産物の輸出を増加させるためにブラッセル、パリおよびフィラデルフィアの博覧会に参加出品するなどあらゆる施策を講じて農牧林業の復興に努力した。工業面ではマッチ、ローソク、砂糖およびレンガ工場を設置し民生用品の供給を円滑にした。この結果、戦後30年経た1901年の人口は63万5571人、アスンシオン市の人口は5万1719人に達していた。
(藤賀勇、野和田光一)

(6) チャコ戦争以後(1932～1967年)

1936年から1940年にかけて、戦争遂行のために国中の人材が中央部に集まったが、戦争後アスンシオン市に残ったこれらの新興勢力と旧来の政治家勢力とが対立し、争いに破れた多くの政治家が国外に亡命した。これらを支援した農村勢力の多くも逃亡した。1941年～1945年、モリニゴ大統領の時代には第2次大戦の影響もあって、農業を奨励したがわずか4～5年のことであった。1946年から1947年にかけて国中を巻き込んだ内乱が勃発、国民は真二つに分かれて争ったが共和党が勝ち、反対党の指導者は追放され、文学者、学生を始めパラグアイ中より多くの者が国外へ逃亡した。1947年にアルゼンチンのミシオネス、フォルモサ、チャコ地方の人口は約15万7,400人であったものが、内

乱後には逃亡者により約40万人に膨れ上っている。

1954年までは共和党 (Colorado党) の内部紛争が続き、政情は引続いて不安定であった。しかも当時アルゼンチンは活気に満ちていたため、パラグアイ人の流出が相次いだ。1954年共和党の内紛に端を発した革命により、現大統領であるアルフレッド ストロエスネル (Alfredo Stroessner) が選ばれたが、政府与党による独裁政治であるため、反対党の指導者のほとんどは国外に亡命した。経済的な問題も抱えていたが、この時代には個人的な理由によるアルゼンチンへの流出が続いた。主な流出先はアルゼンチンのブエノスアイレス、フォルモーサ、コリエンテス、ポサーグス地方で、ブラジルへの流出は、フォスデイグアス、マツトグロッツ、サンパウロ方面である。アルゼンチンへ正式に入国したといわれるもののみでも1947年—2万人、1958年—3万2,400人、1964年—3万4,700人、1965年にも3万4,700人が記録されている。1967年以後はアルゼンチンの経済状態が悪化したこともあり、これまで続いた流出は低下した。

歴代政府は農村の発展に無関心であったわけではなく、1904年に植民法を公布、植民を奨励し、1918年には農地の無償譲渡を決定、さらに1936年には農地改革を立法化しパラグアイ国における土地取得のシステムの根本的改革を図るなど、農村の振興を図ったが、大

土地所有者 (Latifundista) の抵抗もさることながら劣悪な内外の市場条件が農民の下からの積極的な土地取得と経営意欲を阻み、かつ、二度に亘る大戦によって資本が欠乏し疲弊していたこと、また何よりも農村の発展を阻害した最大の要因である政治の不安定とラブラタ4カ国の不和によりさしたる成果はみられなかった。したがって綿、さとうきびの収穫期である4~5月にかけてパラグアイ南部の農民が出稼ぎに行く季節労働者 (Emigrantes Golondrina) が発生していた。これら季節労働者の出稼ぎ先はアルゼンチンのフォルモーサ、チャコ、コリエンテス地方であった。

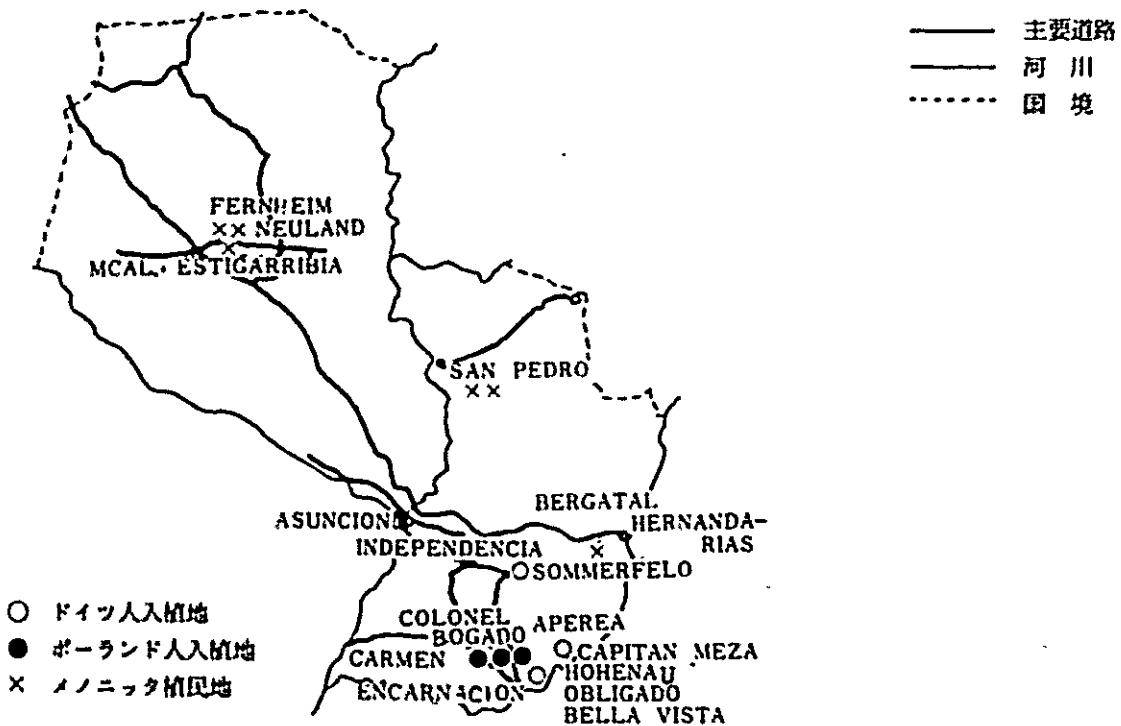
しかし1960年以後、現政府の政権の安定とともに漸次開発が進められ、過去10年間に著しい発展を遂げた。

国内での農業者の移動は早くから行なわれていたが、1963年農村福祉院 (Instituto Bienestar Rural) が設置されるや組織的な移住が進められた。

(7) 外国人移住者

1926年メノニックの集団移住を皮切りに組織的な移住が始まり、近代的な農業技術を持ち込み、少なからずパラグアイ国の農村に刺激を与えることになったが、年代の浅さ、資本装備および社会資本の貧弱さなどもあって、その成果の判定は今後待つことになろう。

第31図 ポーランド人、ドイツ人、メノニック植民地位置図



第30表 主な外国人移住者入国年代表

年代	国 籍 そ の 他
1905年	ドイツ人がブラジル国境を越えて、小グループで移住を開始。その後、1915年頃まで断続して入国しているが、政府間の協定による計画的移住はみられない。
1921年	メノニック中央委員会 (Comite Central Mennonita) 派遣の密使6名が到着、チャコ地方を調査、入植地の下見を行なう。1921年7月26日法律第514号公布、メノニックの入植認める
1926年	メノニック第1陣214名が入国。この年にはカナダ系など合計279家族、1,765名が入国。これを皮切りにメノニックの入国が始まる。
1930年	ロシア系メノニック第1陣31家族が到着、次に6グループ、294家族、1,580名が入国。この他1920年-1930年にポーランド人および少数のウクライナ、白系ロシア、ベルギー、チェコスロバキア、スウェーデン、フィンランド、フランス系が入国した。 (追記) 1930年9月の調査ではチャコ地方に27のメノニックの団体が存在した。内訳はカナダよりパラグアイに入国したもの-15、ロシアより入国-11、ポーランドより入国-1。 1947年頃までにポーランド国籍のメノニックが多数入国しているが、これらはカナダ経由、ロシア経由が多い。
1932年	隣州経由メノニック373名到着。
1937年	La Colmena 日本人移住者が到着 (1936年、法令第248号で日本人1,000家族の入植が認められた)。 ロシア系メノニック700名がチャコ地方より東部地方に移動、Villa del Rosario 県に Colonia Friesland を創設する。
1947年	ヨーロッパ系でロシアに居住していたメノニック入国、チャコ地方に Neuland 植民地、Puerto Rosario の北に Volendan 植民地を建設した。
1948年	カナダ系メノニック到着、Caaguazú 県に Sommerfelo, Bergtal 植民地を創設。
1951年	1951年、チャコ地方にはメノニックの植民地「Menno」、「Fernheim」、「Neuland」の3植民地が運営されていた。 「Menno」 植民地-1926年創設、カナダより入国、3,300名、53村落、123 Leguas の土地を所有。 「Fernheim」 植民地-1930年創設、ロシアより入国、2,300名20村落、109 Leguas の土地を所有。 「Neuland」 植民地-1947年ロシアより入国、2,400名、24村落、59 Leguas の土地を所有。
1971年	1971年現在、ポーランド人の植民地は次の3地区が主なるものである。 イタプア県 { Aperea Carmen del Paraná Coronel Bogado ドイツ人集団入植地は イタプア県 { Hohenau Obligado Bella Vista Capitan Meza グアイラ県 Independencia ボケロン県 Chaco

(注) 農村福祉院 (I, B, R) 統計資料および "La Lucha por la Tierra en el Paraguay" より引用。

第31表 農村福祉院 (I. B. R) および前機関により登録された国籍別入国者数

国 籍	1918~47	1948~54	1955~68	1969	1970	1971	合 計
ドイツ	4,147	736	702	34	38	22	5,679
アルゼンチン	581	1,323	4,908	224	234	232	7,502
オーストリア	843	87	73	1	3	—	1,007
ベルギー	52	235	81	3	2	3	376
ボリビア	—	35	114	2	3	6	160
ブラジル	116	217	2,218	303	375	587	3,816
ブルガリア	8	2	6	—	—	—	16
カナダ	—	64	228	19	48	35	394
コロンビア	—	—	17	2	3	2	24
朝鮮	—	—	959	22	62	44	1,087
キューバ	—	1	17	1	—	3	21
チェコスロバキア	762	209	71	—	1	—	1,043
チリー	9	48	155	8	42	75	337
中華民国	—	—	77	4	4	8	93
デンマーク	73	19	22	—	—	2	118
スペイン	278	801	1,345	62	52	36	2,574
エストニア, レトニア, リトワニア	122	17	13	—	—	3	155
フィンランド	31	3	24	—	—	—	58
フランス	292	166	170	5	14	6	653
ギリシャ	—	9	22	2	3	2	38
オランダ	32	46	61	4	4	3	150
ハンガリー	167	112	32	1	2	2	316
日 本	760	41	6,661	45	62	38	7,607
イギリス	160	157	231	23	9	11	591
イラン	—	—	10	—	—	—	10
イタリア	408	840	546	19	13	18	1,844
イスラエル	—	—	11	—	1	—	12
レバノン	58	43	61	7	6	6	181
メノニッタ	2,570	5,930	17	—	—	—	8,517
メキシコ	—	—	14	(メノニッタ) 173	104	157	450
アメリカ	66	238	806	183	109	80	1,482
ノルウェー	—	—	21	3	8	1	33
ペルー	—	—	34	4	3	2	43
ポーランド	13,807	738	681	3	2	3	15,234
ポルトガル	—	—	12	4	5	4	25
ルーマニア	234	75	12	1	1	—	323
ロシア	1,114	581	187	—	4	—	1,886
スウェーデン	—	13	18	2	—	—	33
シリア	59	118	58	3	1	1	240
スイス	338	69	90	2	2	1	502
ヴェネズエラ	—	—	18	—	1	—	19
ウルグワイ	65	174	361	66	31	62	759
ユーゴスラビア	74	112	53	3	1	—	216
無国籍	—	72	10	1	1	1	85
その他のアメリカ諸国	—	78	24	6	2	6	116
その他	80	204	69	26	8	3	390

(農村福祉院 (I. B. R) 資料による)

第34表 農牧調査階層別区分表 (1971年)

(1971年12月現在)

区 分		耕 作 地 数
パラグアイ共和国		162,584
東部地方 (Zona Oriental)		
区 分 1	1) 600ha または それ以上の耕作地 2) 60ha または それ以上の季節栽培地 3) 牛400頭 または それ以上 4) 豚100頭 または それ以上 5) 羊300頭 または それ以上 6) 鶏500羽 または それ以上	1,450
区 分 2	1) 51~599.9haの耕作地 2) 8~59.9haの季節栽培地 3) 牛150~399頭 4) 豚50~99頭 5) 羊100~299頭 6) 鶏200~499羽	15,911
区 分 3	10~50.9ha	43,623
区 分 4	1~9.9ha	86,128
区 分 5	1ha未満, さらに伏少で耕地としての体をなさないものを含む	11,437
小 計		158,509
西部地方-牧畜 (Zona Occidental-Chaco)		
区 分 1	1) 1,000ha または それ以上 2) 牛600頭 または それ以上 3) 羊500頭 または それ以上 4) 馬500頭 または それ以上	622
区 分 2	1) 600~999.9ha 2) 牛300~599頭 3) 羊300~499頭 4) 山羊300~499頭	92
区 分 3	1) 0~599.9ha 2) 牛1~299頭 3) 羊1~299頭 4) 山羊1~299頭	881
小 計		1,595
西部地方-農業 (Zona Occidental-Chaco)		
区 分 1	8ha または それ以上	33
区 分 2	3~7.9ha	201
区 分 3	1~2.9ha	728
小 計		962
西部地方-モノニック植民地 (Zona Occidental-Chaco)		
区 分 1	1) 総面積900ha および それ以上 2) 耕作地 24ha 3) 牛400頭 4) 鶏400羽	79
区 分 2	総面積100~899.9ha	447
区 分 3	総面積 31~100ha	199
区 分 4	総面積30.9 および それ以上	793
小 計		1,518

(農牧省資料より集計)

農村人口はパラグアイ共和国総人口の約50%を占めている。1971年12月現在におけるパラグアイの農家戸数は16万2584戸であるが、このうち1農家当りの所有面積が10ha以下である小規模の農家が最も多く、全農家数の69.3%にも達するが、これらの農家が所有している総面積は極めて狭く農牧畜への利用総面積を100とするとわずか2.3%を占めるに過ぎない。

1農家当りの所有面積	全農家戸数	農牧畜への利用総面積
10ha未満	69.3%	2.3%
10-4,999ha	30.3%	74.2%
5,000ha以上	0.4%	73.5%

(農牧畜資料より転引)

上記の数字にみるとおり、5,000ha以上の土地を所有する農家はさすがに少ないが、しかしこれらの農家の所有する総面積が利用総面積の73.5%を占めていることは注目に値する。このことはパラグアイのごとくラテン・アメリカ諸国中個人の土地所有が比較的進んでいると思われる国においてさえ、小土地所有者(M-

inifundio) 1戸当りの所有面積が極めて少なく生産の伸展の阻害要因の一つにもなっており、他の南米諸国と同様、Latifundioの解放による土地の適正配分が急務であろう。

10ha以下の土地を所有する農家のほとんどは、首都アスンシオン市を中心に半径200kmの圏内に集中しており、これらの土地は永年の使用により疲弊している。また全農家の75%は家族単位で営農する自営農であるが残りの25%は雇用(都市への出稼ぎも含む)や、請負業を併業としている。

パラグアイの農業は自然条件に恵まれており、現状においては安い農業労働者を比較的容易に雇用し得る。しかも国の東南部の森林地帯にある農耕地およびその他一部の農耕地、放牧地はさわめて肥沃な土地(テラ・ロッチャ)であり、この面でも恵まれているといえる。反面、パラグアイは発展途上国であるため、非農業部門からの農業用資材の供給はほとんどなく生産資材は先進工業国から関税免除、その他最優遇措置に

第35表 国民総生産における産業別構成比

区 分	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971
農 業	19.5	21.1	20.3	19.8	18.5	18.5	18.0	17.7	17.4	17.4
牧 畜	11.8	11.2	11.4	11.3	10.9	10.5	10.2	9.9	9.5	9.4
林 業	4.7	4.5	4.4	4.6	4.4	3.8	3.8	3.9	4.0	3.9
狩・漁業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1
小 計	36.1	36.9	36.2	35.8	33.9	32.9	32.2	31.7	31.0	30.8
鉱 業	0.1	0.2	0.2	0.2	0.4	0.3	0.1	0.1	0.1	0.2
製 造 業	16.1	15.7	16.1	15.8	16.0	16.2	16.4	16.5	16.7	16.6
建 設	2.1	2.2	2.3	2.4	2.8	3.0	2.6	2.8	2.9	3.1
合 計	54.4	55.0	54.8	54.2	53.1	52.4	51.3	51.1	50.7	50.7
電 気	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	1.0	1.1
水道・衛生	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2
運輸・通信	4.1	4.1	4.4	4.3	4.3	4.3	4.2	4.2	4.0	4.0
小 計	4.8	4.8	5.2	5.0	5.0	5.1	4.9	5.1	5.2	5.3
商 業	23.9	22.8	22.5	23.3	23.7	24.3	24.8	24.9	24.8	25.0
政府関係	3.6	4.0	4.0	3.9	4.2	4.3	4.8	5.0	5.4	5.2
住 民	3.4	3.5	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1	3.0
そ の 他	9.9	9.9	10.1	10.3	10.7	10.7	11.0	10.7	10.8	10.8
小 計	40.8	40.2	40.0	40.8	41.9	42.5	43.8	43.8	44.1	44.0
合 計	45.6	45.0	45.2	45.8	46.9	47.6	48.7	48.9	49.3	49.3
総生産額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(中央銀行経済調査局資料)

よって輸入しているがその価格は高い。このためアスンシオン近郊のそ菜栽培や、小麦栽培にみられるごとき企業規模の農業を除いて施肥による近代農業を行なっている例は少なく、全体的には焼畑、掠奪農業で、豊かな地味を喰い荒しているといえよう。

また、流通機構も整備されていない。消費人口が少なく、したがって国内市場が狭隘なため国内市場指向の野菜などの生産物は生産過剰による価格の変動が激しい。

しかし政府はここ数年前より小麦計画を策定し、米州開発銀行から借款を得て、主として大土地所有者の農業の機械化を国産商品生産中心に押し進めているので、パラグアイの農業は大きく変貌している。

パラグアイの農業はマンジョカ、とうもろこし、たばこ、さとうきび、マテ茶、綿、それに牛、豚によって発展してきた。近年になって、これらにコーヒー、米、大豆、小麦などの栽培が加わった。

農業生産の増加率は統計によると年4.5%程度の伸びを示しており伸び率は低い。10年前の農産物の生産高を現在のそれとを比較してみると次のとおりである。生産高の第1位は牛肉である。次にマンジョカ、豚肉、次がとうもろこし、牛乳の順になっており、この国を支えているものは輸出面からみても牛肉であることがわかる。

経済構造のなかに農畜産物が占めるウェイトをみると、1962年度のパラグアイの国民総生産高に占める各産業別の比率は、総生産額を100とすると農畜産物36.1%、工業18.3%、商業・サービス関係が45.6%となっている。これが10年後の1971年度では国民総生産に占める

第36表 農畜産物生産高 (単位千グアラニー)

区 分	1962年	1971年
牛 肉	3,365,260	6,173,380
豚 肉	1,199,760	2,070,000
牛 乳	857,510	1,040,520
マンジョカ (飼料用も含む)	2,665,460	3,840,500
とうもろこし	1,055,250	1,735,360
大 豆	57,600	741,000
さとうきび	453,000	730,317
小 麦	51,840	558,390
たばこ	552,000	553,900
米	318,260	518,410
綿	503,750	294,500
コーヒー	176,300	249,721
マテ茶	115,000	165,921

比率は、農畜産物30.8%、工業19.9%で財の生産が50.7%となっており、基本サービス関係5.3%、商業のサービス関係が44.0%となっており、農畜産物のウェイトが減って、若干ながら工業が伸びてきている。

次にパラグアイ国の貿易構造における農業の位置をみてみよう。

パラグアイの最近5カ年の輸出入総額は次のとおりである。

年 度	(単位 千ドル)	
	輸出額 (FOB)	輸入額 (FOB)
1967年	48,261	60,654
1968	47,575	61,495
1969	50,952	70,428
1970	64,070	63,834
1971	65,204	70,272

第37表 主要畜産物年次別生産内訳

区 分	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971
若牛 (現地産品のみの) (頭)	380,356	346,196	371,032	407,134	434,880	465,046	392,734	383,700	418,200	417,120
雌牛	253,571	230,798	247,355	271,422	289,820	270,031	261,822	255,800	278,800	278,060
馬	2,500	2,300	25,900	11,000	28,000	50,500	80,600	56,350	35,900	23,530
豚	436,914	476,448	514,703	542,794	577,079	613,450	642,900	673,150	705,430	739,300
羊	96,072	94,254	101,730	96,382	97,285	98,100	95,500	96,000	93,600	92,700
山羊	17,900	18,800	18,600	18,100	18,054	17,900	17,750	17,340	17,430	17,250
雌鶏 羽	632,642	644,331	664,410	680,887	729,903	766,231	804,542	836,720	866,000	861,000
若鶏	948,877	972,628	966,524	1,021,211	1,054,854	1,149,346	1,206,814	1,255,080	1,299,000	1,292,000
牛乳 1000Lts	77,926	79,561	80,616	81,701	83,037	84,610	83,787	84,446	85,170	86,710
鶏卵 卵及びその他卵(個)	203,500	208,000	212,100	217,000	226,100	238,800	244,356	254,654	263,600	263,570
羊毛 ton	281	281	280	280	345	345	340	343	332	330
蜂蜜 1000Lts	332	333	333	341	367	378	381	384	383	392
剛毛 (豚、馬、その他) ton	237	217	413	510	253	240	182	247	165	83

出所：国民総生産における産業部門別表より(中央銀行経済調査局資料)

第38表 主要農作物年次別生産内訳

	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971
永年作物										
ローレル梨 1000コ	7,655	7,884	8,125	8,378	8,642	8,918	9,205	9,500	9,800	10,130
バナナ 1000円	9,453	10,520	10,840	11,381	12,300	12,700	13,142	13,600	14,211	14,813
コーヒー ton	3,953	7,179	5,695	5,978	6,000	6,200	6,000	4,200	3,700	4,290
さとうきび	770,400	915,000	960,000	998,000	988,000	1,046,300	889,400	942,700	1,093,500	1,202,850
すもも 1000コ	22,532	23,206	23,916	24,662	25,439	26,253	27,098	28,000	28,900	29,900
やし ton	72,941	125,000	130,000	140,000	144,200	120,540	173,320	190,650	209,700	249,000
桃 1000コ	30,600	31,500	32,500	33,500	34,600	35,700	36,850	38,000	39,200	40,500
ゴヤバ	147,327	151,210	152,722	155,000	156,000	158,200	162,950	164,600	166,000	167,700
ベルシヤ種リマ	58,777	59,365	59,900	61,000	61,600	62,200	64,100	64,700	65,300	65,950
Realレモン	7,250	7,530	9,962	8,346	8,209	8,013	8,180	8,230	8,500	8,800
Sutilレモン	20,036	22,500	27,825	24,525	25,300	26,100	26,900	27,000	27,900	28,800
マンゴー	129,452	132,800	134,200	136,000	137,000	138,400	142,100	143,500	144,400	145,800
パパイヤ	5,120	6,600	7,000	7,400	7,800	7,900	8,100	8,200	8,300	8,400
りんご	2,686	3,200	3,400	3,600	3,800	4,000	4,120	4,200	4,240	4,280
ほんかん	241,400	248,600	256,200	264,200	272,500	281,200	290,300	300,000	309,800	320,210
甘みかん(接木)	53,800	55,200	57,400	6,000	62,400	64,900	65,000	67,600	70,300	73,100
みかん(自生)	865,600	891,500	918,800	947,500	977,300	1,009,000	1,041,500	1,075,300	1,110,000	1,147,300
みかん(酸味、栗) ton	62,750	74,750	85,750	63,000	74,250	83,500	95,250	99,250	111,750	106,000
梨 1000コ	604	740	780	820	870	880	900	910	920	930
バインアップル	13,720	15,030	16,300	15,910	16,040	15,640	16,820	17,100	17,400	17,330
グレープフルーツ	60,705	64,000	64,300	69,600	70,100	70,900	69,700	70,030	71,700	74,740
ひま ton	14,016	11,000	12,500	15,000	10,450	5,000	12,780	12,240	17,214	18,000
油桐	34,720	37,700	31,400	25,000	55,000	96,000	96,000	86,400	88,638	132,957
ぶどう	9,660	10,000	10,230	10,550	10,850	12,230	11,400	11,700	12,000	12,400
マテ茶	11,500	17,800	20,300	21,900	24,000	18,000	18,700	19,800	19,530	15,760
季節作物										
にんにく 1000変	148	152	157	162	167	172	178	180	190	220
アルファルファ ton	20,000	21,620	22,200	22,900	23,400	24,100	24,800	24,860	25,320	25,000
綿	32,500	39,700	36,100	42,000	28,900	26,750	30,100	40,530	37,230	16,690
米	37,700	35,600	36,000	37,000	18,500	21,000	21,380	27,160	41,450	39,450
えんどう	1,194	2,500	2,300	2,600	3,300	3,750	3,950	3,670	3,490	3,800
かんしょ	114,600	126,000	130,000	132,000	118,800	122,500	116,380	128,020	134,250	138,300
かぼちゃ 1000コ	19,120	10,423	10,735	11,000	11,300	11,600	11,950	12,300	12,470	13,100
たまねぎ ton	8,900	11,000	13,600	14,100	15,050	17,000	18,000	17,100	18,470	19,400
いちご	341	351	361	372	384	396	409	422	434	450
アピーリヤ(赤豆)	4,820	4,960	5,100	5,300	5,600	5,790	4,280	4,140	3,710	4,160
とうもろこし	234,500	240,000	252,000	254,700	203,900	277,100	221,600	188,360	229,000	216,820
落花生	29,500	18,000	19,600	19,200	19,800	20,740	18,000	16,200	17,000	17,700
マンゴ(食料及び工業用) ton	683,450	700,540	718,100	736,000	754,400	773,250	792,600	812,410	832,720	853,500
メロン 1000コ	9,230	9,490	9,760	10,000	10,300	10,400	10,480	10,600	10,700	10,860
ばれいしょ ton	6,250	5,400	6,400	8,400	8,800	10,000	9,800	10,100	11,410	8,560
雑豆	30,620	37,000	35,200	36,200	29,500	34,500	27,600	26,770	29,420	27,300
すいか 1000コ	26,950	27,760	28,600	29,000	30,500	30,240	30,680	30,780	31,100	31,600
きび(粒) ton	2,600	2,680	2,760	2,840	3,900	4,100	4,220	4,200	4,800	5,500
きび(符)	4,283	4,400	4,500	4,600	4,800	4,950	6,000	6,000	6,900	7,300
大豆	6,000	11,000	16,000	18,000	20,000	18,000	13,500	22,000	40,000	74,100
たばこ	16,000	25,000	15,000	18,000	4,750	13,500	22,000	24,000	18,000	17,400
小麦	7,200	7,000	6,000	5,500	7,400	9,200	25,100	32,000	35,000	45,500
マンゴ(飼料用)	683,450	700,540	718,100	736,000	754,400	773,250	792,600	812,410	832,720	853,500

出所：国民総生産における産業部門別表より(中央銀行経済調査局資料)

このうち1971年度の輸出総額6520万4000ドルの内訳を品目別にみると、農畜産物および林産物が主体であることがわかる。

第39表 農産物輸出総額および内訳 (単位:千ドル)

品目	金額(FOB)	比率
木材	10,391	16%
肉製品	20,968	}
皮革類	1,515	
たばこ	4,765	}
コーヒー	1,014	
種子	904	
綿	834	
とうもろこし	419	
マテ茶	103	}
バルミート	3,214	
その他	21,077	32
合計	65,204	

さらに1971年度における輸入総額7027万2000ドルの内訳を品目別にみると第40表のとおりである。

第40表 輸入総額および内訳 (単位:千ドル)

品目	輸入金額(FOB)		
	1962年	1971年	差引増減
食料品	7,130	5,687	△1,443
酒類・飲物・たばこ	382	7,211	6,829
燃料・潤滑油	3,536	6,346	2,810
紙・厚紙・その他	818	2,025	1,207
化学および薬品	1,626	4,198	2,572
輸送用車輛および部品	5,488	8,473	2,985
織物および製品	3,096	2,511	△585
農業用機械・部品	326	1,517	1,196
鉄・鋼および製品	1,633	5,078	3,445
非金属および製品	982	3,261	2,279
機械・器機・エンジン	5,457	12,800	7,343
その他	4,227	11,159	6,932

輸入食料品 568万7000ドルの内訳をみると第42表のとおりである。

第41表 主要林産物年次別生産内訳

(単位:トン)

品目	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971
丸太										
工業用	690,180	425,111	488,174	619,244	635,520	470,154	456,810	489,100	472,170	463,495
農牧用	64,000	85,534	67,174	68,853	70,600	72,400	74,210	76,065	77,970	79,920
エンジン輸出(ケブラチホ)	121,770	58,400	101,300	98,340	89,952	41,700	52,671	50,000	45,432	46,170
角材										
輸出用	1,910	4,633	1,773	1,670	830	743	632	649	863	778
農牧用	115,833	118,706	121,600	124,600	127,715	130,900	134,173	137,527	140,965	144,429
板材										
輸出用	2,575	3,705	248	8	28	27			190	
国内用	5,022	3,505	3,320	4,778	5,179	3,986	4,548	6,682	5,931	7,140
1 FCCAL _{per}	3,140	1,800	3,592	2,518	3,279	2,136	4,948	4,731	3,927	5,080
2 A T E	200									
3.その他	1,682	1,705	1,728	1,752	1,800	1,850	1,900	1,951	2,004	2,060
薪木、木端、まき、その他										
家庭用	677,100	684,050	711,400	729,185	747,415	766,100	785,253	804,884	825,006	845,630
工業用	623,300	640,000	560,000	601,300	530,976	544,200	568,734	646,800	711,804	813,518
炭	89,100	91,850	94,748	97,250	100,168	103,490	106,077	109,280	112,538	115,914
椰子										
輸出用	5,222	4,954	4,099	8,068		2,110	1,300	1,526	2,369	2,716
国内用	1,567	1,458	1,230	1,290	1,303	1,264	1,297	1,330	1,364	1,400
椰子の芯(cobos)	16,744	9,295	9,915	7,837	7,492	6,253	7,761	8,862	8,289	7,730
バルミートの芯	60	358	1,001	1,786	2,289	2,885	3,304	4,064	5,958	4,430

出所: 国民総生産における産業部門別表より(中央銀行経済調査局資料)

第42表 輸入食料品の内訳 (単位:千ドル)

品 目	輸入金額(FOB)		差引増減
	1962年	1971年	
小麦とその副産物	5,322	3,664	△1,658
塩	218	356	138
果物	122	76	△46
乳製品	555	533	△22
コーヒー	2	0.3	△1.7
ソースその他調味料	137	99	△38
甘味・菓子類	38	87	49
その他	629	869	240
たまねぎ	112	—	△112

注 コーヒーを除き、千ドル以下切捨て

以上のようにパラグアイ国の輸出は農畜産物が主体であり、しかも原料産品の輸出によって支えられていることがわかる。

食料品の輸入について1962年と1971年の実績を比較すると、144万3,000ドル減少しており、そのうち小麦とその副産物は165万8,000ドル減少している。このことは小麦の自給をめざした小麦計画が、一応の成果を上げている証しといえよう。また農業用機械部品、鉄、機械、エンジンなど工業製品の輸入が大きく増加していることも注目すべき指標である。

第43表 主要生産物輸出総額

(FOB) (単位:千ドル)

品 目	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971
木 材	6,662	4,735	7,146	9,797	10,765	7,715	7,999	11,723	12,640	10,391
肉 製 品	7,476	10,524	14,748	18,745	13,919	17,354	13,590	11,400	15,351	20,968
皮 類	1,688	1,521	1,308	1,362	2,595	1,451	1,083	1,210	1,618	1,515
畜産副産物	28	33	65	64	65	28	17	24	32	36
削 毛	132	125	250	214	219	188	176	197	141	71
た ば こ	3,092	3,156	3,741	4,293	2,473	3,370	4,523	5,625	5,764	4,765
種 子	822	774	982	1,182	638	419	870	869	1,511	904
マ テ 茶	920	878	1,348	1,603	1,648	635	615	586	509	103
とうもろこし	250	145	288	246	47	283	98	0	635	419
果 物	308	337	404	560	608	385	467	390	733	1,658
コ ー ヒ ー	2,835	3,306	3,182	3,645	1,961	1,458	1,895	954	881	1,014
米 (扱)	—	—	—	—	—	—	1	—	5	—
綿	2,470	3,197	4,197	4,687	1,989	2,292	1,395	3,206	4,047	834
精 油	1,079	1,284	1,455	1,128	1,397	1,483	1,676	1,749	2,046	2,315
油 (油料作物)	2,333	4,424	3,983	3,197	4,330	4,570	4,820	4,574	6,479	8,166
ケブラチョのエキス	2,530	2,805	3,976	3,465	3,085	1,985	2,054	1,914	1,961	2,214
農業副産物	18	204	61	90	342	214	321	52	24	1,328
バルミット	31	202	669	1,225	1,558	1,919	2,057	2,625	4,110	3,214
馬 肉	45	6	352	156	404	992	1,401	1,139	839	381

出所: 中央銀行経済調査局資料

第44表 主生産物輸出表 (農・畜・林産物のみ)

(単位: トン)

品 目	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	(10月まで) 1972
木 材											
製材・角材	29,705	19,724	26,964	33,406	28,725	20,852	32,447	60,066	62,700	61,191	49,859
丸 太	172,491	134,507	189,110	247,996	254,159	182,477	151,188	138,896	132,605	91,127	14,573
畜産物											
精製肉	16,987	23,505	23,046	28,961	20,475	27,532	17,719	17,211	23,994	25,510	26,175
牛 皮	7,271	7,572	7,355	8,162	8,161	7,766	7,464	6,845	8,512	8,323	6,562
その他の皮	58	—	205	—	131	172	258	243	125	—	—
副産物	1,515	1,967	3,601	2,715	2,211	1,126	1,562	1,892	2,374	2,835	2,824
たばこ	11,901	10,036	12,658	14,786	8,028	11,561	15,007	19,650	19,344	16,069	12,730
工業用種子	13,702	10,819	11,775	14,112	8,084	5,448	10,581	11,667	18,898	22,238	50,172
とうもろこし	8,234	4,834	9,144	7,726	1,465	9,431	3,329	19	23,281	15,599	563
マテ茶	6,495	7,706	10,275	12,585	13,074	4,971	5,308	5,971	5,331	1,064	1,899
果物・野菜・豆類	9,247	7,856	6,926	8,514	7,341	5,654	4,751	3,084	3,480	9,907	3,556
コーヒー	5,269	6,229	4,952	5,444	2,855	2,384	2,879	1,517	1,269	1,473	2,235
その他の農産物	3	4	31	6	4	—	2,540	—	—	—	—
綿織物	6,961	8,865	9,655	10,810	5,665	6,271	4,451	8,558	11,216	2,686	4,326
砂糖	8	6,000	2,400	479	68	8	340	318	108	8	5,054
アルコール・焼酎	329	84	173	62	7	37	63	13	41	953	455
油											
やし油	2,928	7,759	5,793	5,722	6,930	6,227	8,080	8,840	10,389	12,346	4,586
桐油	5,195	4,455	5,876	4,552	8,140	14,387	12,939	11,002	10,069	17,534	12,134
その他の油	124	62	144	30	25	61	537	103	1,811	2,261	715
精油	310	380	434	368	421	441	496	493	634	581	517
ケブラチョのエキス	30,642	24,483	33,797	29,349	26,843	16,812	17,428	16,118	14,485	15,243	9,155
野獣皮	190	201	246	292	128	147	177	131	114	82	72

出所: 中央銀行経済調査局資料

3. 農業重点政策の現況

政府は1971年から1975年までの5か年間にわたる国家社会経済開発計画を推進中であり、この計画の第1期は徴税機構と行政機構改善、行政費用と公共投資の合理化、および農産加工業の育成を重点政策にしている。第2期にはチャコ地方に潜在する資源を開発するため、チャコ地方横断道路(Ruta Trans Chaco)のアスファルト舗装を計画しており、工事完成後の誘発投資の増大が期待されている。

また、パラグアイはブラジル、ボリビア、アルゼンチン三国に囲まれた南米大陸の真中に位置する内陸国であるため交通、運輸面で恵まれていないが、将来完成

する両大洋間貫通道路 (Carretera Inter Océanica、チリのAntofagasta とブラジルのParanaguá間道路) とチャコ横断道路との交差点に位置することになるので、完成の境には大きな地の利を得ることとなる。

また、パラグアイの輸出入物品の80%がパラグアイ川を航行する河船を利用しているが、洪水期にはこの河川底の岩礁が輸送力を半減させているので、岩礁の爆破、アスンシオン港の掘削、改修などパラグアイ川の輸送力増強のための諸施策が計画されている。

現在、政府は農牧畜部門における国家的規模による諸種の施策を実施中であり、その概略は次のとおりである。

(1) 大豆計画 (Programa Nacional de Soja)

大豆生産は過去数年間、政府関係機関によりとられた生産性の向上、および商品化のための政策、また内外市場における需要の増加などにより著しい伸展をみせているが、政府はこれまでに得た知識、経験により、優れた技術、および資金の援助、適地における栽培面積の拡大によってさらに増産を奨励しようとするものである。計画期間は1975年までの3年間を予定しており、初農年期においては、1971年から1972年の農年期の栽培面積を41%、3万haアップし、次年度の1973/74年には73%、5万3,000ha、続いて1974/75年には100%、7万3,000ha拡大し、生産量はそれぞれ43.7%、4万3,685トン、78.9%、7万8,920トン、および110%、11万970トン増加させることを見込んでいる。

大豆生産計画表 (1971/72年農年期を100とする)

	栽培面積	増加率	平均収量	増加率	総生産量	増加率
	ha	%	kg/ha	%	ton	%
1971/72	73,000	100.0	1,370	100.0	100,000	100.0
1農年1972/73	103,000	141.1	1,395	101.8	143,025	143.7
2農年1973/74	126,000	173.0	1,420	103.6	178,920	178.9
3農年1974/75	145,000	200.0	1,445	105.5	210,970	210.9

計画の実行機関は農牧省、国立勸業銀行、農業信用公庫の3機関あるが、これに商工業関係者その他が参加している。計画期間中の総投資額は48億2,400万グアラニーが予定されている。

(2) たばこ計画 (Programa Nacional de Tabaco)

パラグアイの最近5カ年におけるたばこの生産量および輸出量は着実な伸びをみせており、輸出農産物中第1位、全輸出品目中第3位を占めるに至っている。1967年の生産量は8,700トンで輸出量(前年のストック分を含む)は1万1,560トン、輸出額は337万ドルであったものが1971年には生産量1万7,400トンに達し、輸出量は1万6,069トン、輸出額は476万5,000ドルで、これは5カ年間で輸出額で41%の増加であり、年8%の伸び率となった。

第45表 綿生産計画表(1971/72年農年期を100とする)

区分	生産者数	%	栽培面積	%	平均収量	%	生産量	%
			ha		kg/ha		ton	
1971/72	33,300	100	50,000	100	760	100	38,000	100
1農年1972/73	48,000	144	80,000	160	800	105	64,000	168
2農年1973/74	49,000	147	90,000	180	900	118	81,000	213
3農年1974/75	50,000	150	100,000	200	950	125	95,000	250

生産、および輸出量が増大した主な理由は、品質の改良により、漸次、輸出の競争力をつけつつあることによる。したがって政府は、1972/73年における実施計画においては品種改良と種子の生産、生産性向上および商品化のための技術援助などを実施し、輸出品として重要なたばこの生産の増大と良品種の確保とともに輸出市場の拡大を積極的に行なおうとするものである。

計画遂行に必要な資金については、基礎的な研究その他に249万8,000グアラニーを予定しているが、必要に応じてたばこ計画基金、その他勸業資金が充てられる。

(3) 綿計画 (Programa Nacional de Algodon)

綿は経済的、社会的に重要な位置を占めるパラグアイ農業の伝統的な作物であるにもかかわらず、その栽培面積、および生産量の変動が極めて激しい。その原因は国際的な価格の変動による影響を除けば、生産に関する専門的な知識および技術の不足、品種の改良の遅滞が商品化を妨げていることにある。したがって政府は1968年、アフリカより良品種B-50を導入し生産を奨励するとともに、品種改良の研究をはじめとする諸種の試験研究を開始する一方、農牧、大蔵、商工の3省と中央銀行、勸業銀行、および民間企業、仲介業者、生産者代表が参加する内閣諮議会 (Consejo Nacional de Algodon) を設け、綿の生産、価格の調整、または値崩れの場合の諸税の減税措置に関する審議を行なわせるなど、種子の導入から商品化まで積極的に援助を行なっている。

生産計画は1971/72農年期の栽培面積5万ha、収量3万8,000トン(100として)1974/75年までの3農年期間に栽培面積で200%、10万ha、収量で250%、9万5,000トンに引き上げることを見込んでいる。

計画実施のために必要な資金は国立勸業銀行より農業協同組合を通して貸付けられるが、1972/73、1973/74、および1974/75の3農年期にそれぞれ11億2,200万、10億7,700万、13億5,400万、計35億5,400万グアラニーを投下する予定である。

(4) 小麦計画(Plan Nacional del Trigo)

小麦の優良品種の導入、技術の普及などにより小麦を増産し、国内の需要を充足することを主目的とした計画である。生産計画は、1970年に5万トン、1971年には7万トン、1975年12万トンを見込んでいる。

政府は1973年には10万トンの生産量を達成し自給自足が可能との見込みで、1967年農業の機械化計画を実行に移した。試験場における栽培試験を続けるとともに、重機械の購入、サイロ施設融資などを積極的に行なっている。現在までの計画への投資額は30億グアラニーにのぼるといわれるが、生産の方は期待を大幅に下回っており、小麦栽培問題は今後研究すべき多くの問題を残している。ちなみに1971年の生産量は4万トンで、これは前年とほぼ同じ生産量である。

(5) 牧畜開発計画(Programa de Desarrollo Ganadero)

牧畜部門はパラグアイ国において最も伝統的、かつ政治に密接な繋がりをもつ部門である。政府は1964年牧畜開発計画を策定、実施期間を三つの期間に分け、1974年に計画達成を目標に牧畜の開発、発展に着手した。

第1期計画は、47-P. A. と名付けられ、所要資金のほとんど、360万ドルを国際開発協力協会(A. I. D. = Agency for International Development)から借入れ、第2期計画は86-P. A. と呼ばれ、所要資金の60%である750万ドルをA. I. D. から借入れ、総額10億3,180万グアラニーを投入した。第3期は150-P. A. および620-P. A. と呼ばれ、1964年の計画を発展させる目的で、政府は1969年新規に長期対外借款を計画、国際復興開発銀行(Banco Internacional de Reconstrucción y Fomento)およびA. I. D. よりそれぞれ430万ドル、計860万ドルを借入れ、1972年より計画を実施した。

行政府は1969年9月12日、法令第7383号により、47-P. A. および86-P. A. 計画に対するA. I. D. よりの借入金および計画620-P. A. に対するB. I. R. F. よりの借入金および旧パラグアイ銀行の融資回収金の50%、政府または中製出資金などの原資をもって構成される「牧畜基金」を中央銀行に設置した。

牧畜計画の実行基金の運用は、パラグアイ中央銀行が主宰する牧畜融資合同委員会(Comite Coordinador de Prestamo Ganadero)が中心に進めている。

この他に社会、経済総合開発の一環として、政府は1971年より実施の牧畜研究発展計画(Programa Na-

cional de Investigacion y Extension Ganadera)をもっており、行政および技術指導を行なうとともに、試験場における基礎的な研究を積極的に行なっている。

(6) 森林開発

この部門は現在のところ自然林の利用がその主なるものであるが、政府は国の森林資源の実際的な生産能力を決定するため、F. A. O. の援助により国内森林資源目録を作成すべく自然林の調査を継続している。

政府は大統領令30760号により1968年から5カ年間に原木輸出を1968年14万トン、1969年12万トン、1970年8万トン、1972年4万トンと漸減させ、1973年には全面的に禁止し、年間200万ドルの輸出価格の上昇を予定した。しかし製材の輸出、原木の伐採を禁止していないから、パラグアイ産原木を一手に受け入れている伝統あるブエノスアイレス市場における製材業者は、1972年末までにパラグアイ資本と合同して製材工場をパラグアイ国内に設置した。その投資額はパラグアイ資本の工場を含め5億グアラニーに達した。

これらの工場がブエノスアイレス市場に対して自己の操業能力にしたがって製材するので、自然林の有用材はますます伐採される傾向にある。

原木輸出禁止策の結果、付加価値率は上昇し、労働力も吸収されるなどの好ましい事態が起ってはいるが、有用材の枯絶化を促進させてしまった。政府の松、柏類を始め土地に適した樹種の植林奨励政策と、製材工場の増加、自然林内の有用材の減少が契機となってパラグアイの林業は造林業へと姿容せざるを得ない状況にある。

4. 農地および農地改革

後進国における社会、経済の開発には、税制の改革と農地改革がまず必要とされているが、パラグアイ国も、ラテン・アメリカにおける他の後進国と同様、貧富の差がはなはだしく、農林、牧畜業が経済の中核でありながら、土地は極めて少数の政治家や権力者の所有であったため、農・牧民の多くは借地農かあるいは大土地所有者の土地、国有地の占有者であった。

パラグアイにおいては、1883年10月2日、農牧民に国有地を譲渡することを目的とした法律を公布した。これがパラグアイ国において農・牧民の土地購入を法制化した最初であり、この時を境として農牧地の地権

取得のシステムは新たな段階に入ることになった。しかしこの法律は、一方で外国資本の流入を誘発し、大地主を増やすことになり、この結果、地価、借地料の急騰となって、小農業者の土地購入のための分割支払いをさえ困難にした。その後、1885年の法律の公布、およびその他の措置により、この傾向の是正を図ったが、さしたる効果はあがらなかった。

このため、政府は1904年、植民法 (Ley de colonización y Hogar) を公布、植民地の開設と植民を奨励することとし、1917年、農牧省内に土地、植民地局を設置するとともに、翌1918年10月5日に法律を公布、土地を持たない農・牧民に無償で土地を取得させることを決定した。この決定は植民の振興と1883年の法律の修正をも考慮したもので、パラグアイの東部地方で10ha、チャコ地方で20haまでの国有地を無償で譲渡するというものである。

続いてチャコ地方への植民と経済開発のため、メノニック (Mennonitas) の入国を許可する法律 (1921年7月26日付、法律第514号) を公布、メノニックの兵役免除、宗教・文化の自由、および建設資材の輸入に10年間の免税を認めるなど、政府はこのあたりから植民地の開設と育成に取り組むことになる。

1925年頃における首都を除いた国内の個人所有地は3万8348カ所を数えたが、そのうち1筆の面積が1ha以下の3,378カ所は地方町村との共有地であった。また、1筆の面積が50ha以下の土地の総面積は30万1718haであり、5万ha以上の土地は136カ所に在り、その総面積は、1534万8008haであった。このことはパラグアイ総人口のわずか5.3%が地主であり、農業者の約70%が占有者としての借地農であったことを示している。

1936年2月の革命によって出現したラファエル・フランコ大佐の2月革命党政権は、チャコ戦争後の困窮立て直しの必要もあって、コロラド党のアイデアであった農地改革を進めることを決議、1936年5月5日付法令第1060号を公布した。この法令の条文中に「農地改革」という表現が用いられ、パラグアイ国において農地改革が初めて立法化された。

続いて1940年10月25日、農地法 (Estatuto Agrario) を公布、農牧省の担当局を土地・植民局に改め、農地の改革に当らしめた。

これら一連の政策に反対する動きが全然なかった訳ではない。すでに1883年および1885年の法律の公布時より、大土地所有者 (Latifundistas) の土地維持に関する権利を主張して農地改革に抵抗する動きが隠然と続けられた。

モリニゴ政權 (Higinio Morinigo) に至るや、農地行政機関の役人の更迭による事実上の機能停止を両策するとともに、1942年には農地改革審議会を設置し、後には土地・植民局の権能を奪い、首都周辺の小地主の中で農耕を行っていない土地は、国家権力の介入により強制的に借り上げるなど、力による農地改革進展の阻止を図った。

これに対し、あくまで農地改革を信ずる政治家や、彼らに支援されたロベルト・L・ベティら官民グループは改革の旗印を掲げ抗争した。

かくして1940年代の混乱が過ぎ、モリニゴの政權が終ると、土地・植民局は再び権能を取戻し、さらに1951年、その名称を農地改革院 (Instituto de Reforma Agraria) と改めた。

1954年、アルフレッド・ストロエスネル (現大統領) が政權を握り、徐々に農地の改革を進め、1960年、農地改革の一環として大農地比例分割法 (法律第662号) を公布、1万ha以上の面積を有する土地所有者に、所有面積の10%以上を農地改革の受益者に売却することを義務づけた。土地価格は国有地の売却価格と同様、支払いは長期年賦払いとし、農地改革院は分割地の測量その他に便宜を与え、遊休地の農民への分配に積極的に関与した。

国連農業食糧機構の勧告により、政府は1963年3月22日法律第852号を公布し農地改革院を農村福祉院 (Instituto de Bienestar Rural) に発展的に改組した。この改組は大農地 (Latifundio) および小農地 (Minifundio) を漸進的に廃止して、土地の所有および利用の公正な制度を樹立するため、合法的に国の農地制度を改革し、農村人口を国家の経済的、社会的進歩に参加せしめることを目的としている。

続いて3月29日、法律第854号の施行細則とも言うべき農地法 (法律第854号) を公布、農業不動産の所有を奨励して農村福祉と国民経済の発展を図ることを目的に、大農地を規定、これを累進課税の対象とするとともに、特別法により所有面積を制限した。小農地については市街地隣接地帯における2ha以下の所有を禁じるなど、小農民が最低農業単位面積以下の農民となることを防いでいる。また、パラグアイ人、外国人たるを問わず農牧労働に従事する18歳以上の男女を農地法の受益者とし、農村出身の国軍徴兵義務兵役の除隊者に農業ロッテの購入の権利を与えると同時に、チャコ戦争の廃疾者・不具者に40%まで、また7人以上の未成年者を有するすべての家長に20haまでの農業ロッテをそれぞれ1筆、無償譲渡することを定めるなど、受益対象者の拡大を考慮している。

この他、生産性の向上と居住の奨励のために道路の開設、技術援助、電化、融資の増加などの諸施策を実施しつつある。

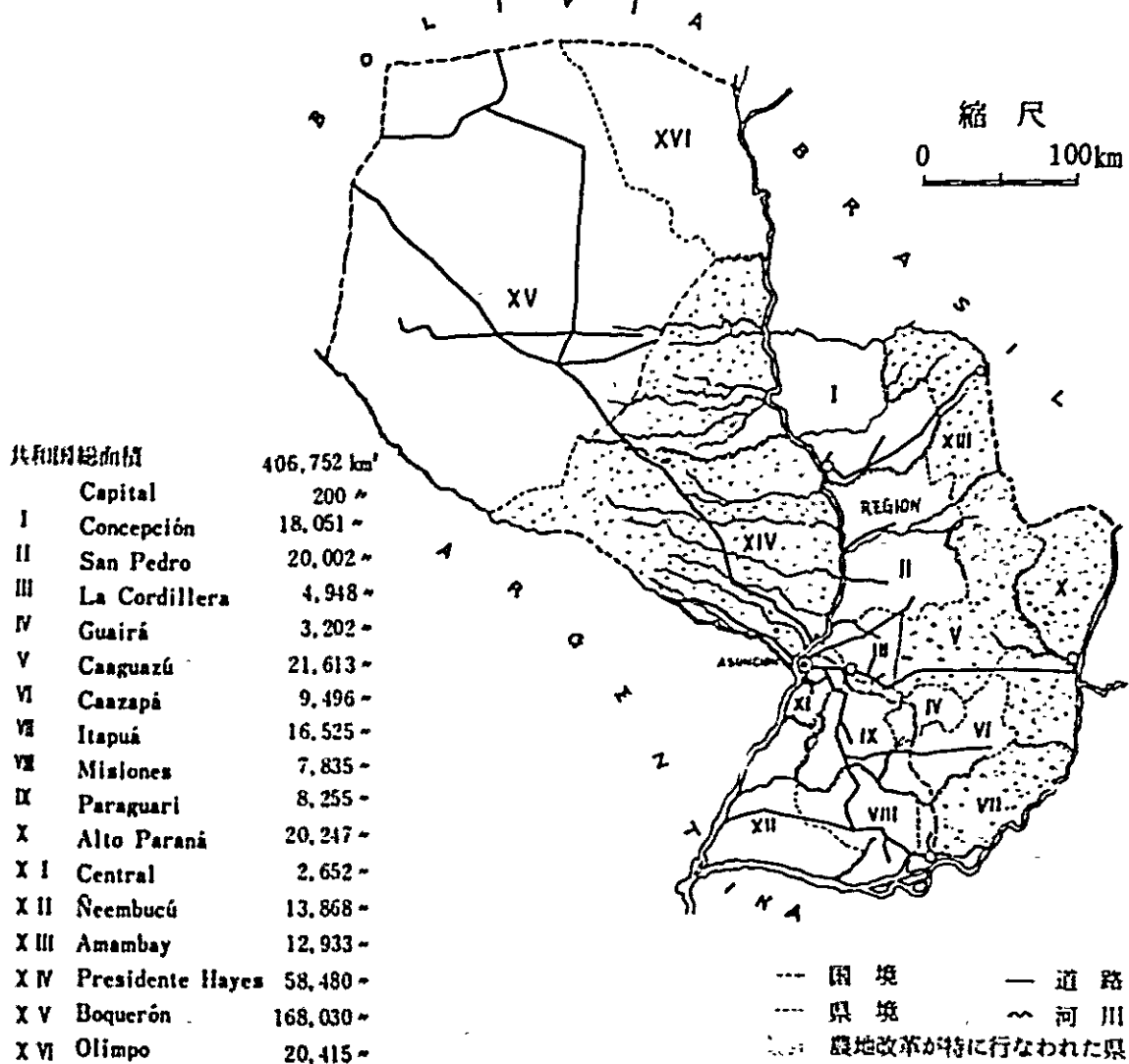
この農地法の公布により、パラグアイ国民の土地所有に関する権利が明確にされたが、これは1967年の憲法によってさらに強固なものになった。現在では、土地が特定少数の政治家の所有物でなく、パラグアイ国民のものであるという理念は一般的となっている。

農村福祉院 (I. B. R.) によれば、1971年現在、経済規模で農業を営み、土地を登録し、地権を有するものは6万3500人を数えるが、これらの土地取得は最近の10年間にいさじろしく進んだという。ちなみに、1960年～1970年間に5万8701区画 (Lote) の農牧地の測量を行なっているが、そのうち1万3,942区画は私有

地で、4万4759区画は258カ所の国営植民地または国有地におけるものである。チャコ地方においては、1,048の農業地の所有権が登記された。この面積は2万118haで1農家当りの平均面積は約19haである。この他にチャコ地方では1,190haの土地を392の土地希望者に分割した。

1971年における政府関係機関の発表によると、農業を営むもの、または農業を行なわんとする者に対する土地の解放は確実に実行されつつあり、1970年においては、農村において農牧を営むものの約60%は自己の土地を所有しており、約8万家族の農民が農地改革の利益を享受しているが、1973年までにはこれを10万家族にする計画である。また農地の改革はほとんどの県で進められたが、特に大土地所有者 (Latifundistas) が多

第35図 パラグアイ共和国全国図



かったCaaguazú, Itapuá, Alto Paraná, Amambay, Chaco 地方で行なわれた。

また上からの農地改革であるため政府は大地主の保護にも意を用い、農村福祉院 (IBR) と大牧場主の集団である農村生産者協会 (Asociacion Rural) と協同で、大農地の保護と取用を免れるため農地の一部を農民に分割移転させ (1960年以降)、代りに未開発地帯の国有地を約 132 万 3,000 ha 大地所有者に譲渡するなど、大地所有者 (Latifundistas) の保護にも力を入れており成果をあげつつある。

5. 農業金融

パラグアイの農業金融の中心をなすものは国立勸業銀行 (Banco Nacional de Fomento) である。

1961年3月、法令第281号をもって設立され、国立のパラグアイ銀行 (Banco del Paraguay) の業務を引き継いだもので、国家開発計画に基づく開発部門 (企業的な農業、牧畜、林業、および工業)、商業部門、農産部門 (小規模な農業、養鶏業、酪農、果樹栽培、林業、野菜栽培、および小規模の工業) への融資ならびに、預金業務、外国為替業務を行なっている。

貸付原資は、政府、および中央銀行出資金、対外長期借款ならびに当座預金、普通定期預金等である。自己資金は資本金、準備金、利益金をもって構成されている。特に経済計画実施上必要とする国内資金を海外調達資金とともに使用する場合は自己資金ないしは金融債によって得た資金を「基金勘定」または「借款対応分」などとして整理している。

貸付原資 (対外借款および対応分のみ)

1. 対外借款

	(USドル)(相当ゲアラニー額)	
AID	9,000,000	1,134,000,000
BID	16,900,000	2,129,400,000
EXIMBANK	3,000,000	378,000,000
ARGENTINO(BNA)	7,000,000	882,000,000
BRASILEÑO(BDB)	10,000,000	1,126,000,000
合計	45,900,000	5,649,400,000

2: 勸業銀行自己原資(対外借款対応分)

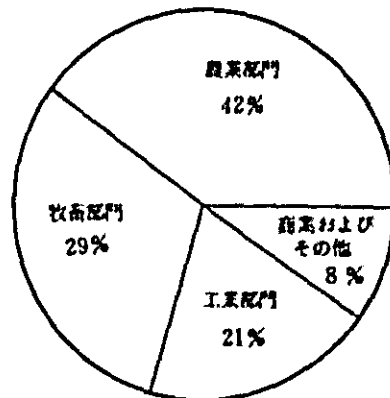
	(USドル) (相当ゲアラニー額)	
AID見合分	6,098,095	768,359,970
BID見合分	3,638,000	458,388,000
合計	9,736,095	1,226,747,970

(国立勸業銀行1971年度資料による)

国立勸業銀行の1971年12月末現在における融資総残高は93億5400万ゲアラニー (74.2百万ドル相当) である。この貸付残高は前年比11%のアップであるが、種類の92%は生産部門へ貸付けられ、残りのわずか8%が商業、その他に貸付けられている。

総額の42%に相当する39億8500万ゲアラニーが農業へ貸付けられ、29%、27億5000万ゲアラニーが牧畜、次いで20%相当18億2600万ゲアラニーが工業へ、6600万ゲアラニー、1%が林業への貸付金となっている。

第36図 1971年末現在における部門別貸付対比

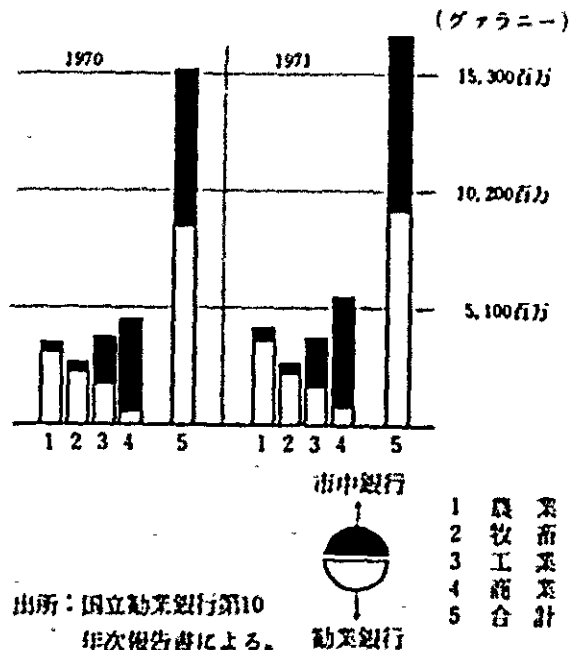


出所：国立勸業銀行第10年次報告書資料による

このことは、勸業銀行が生産部門への資金供給機能を果たしていることを示している。

国立勸業銀行の生産部門への融資は、パラグアイ国の銀行貸出残高中75%を占め、市中銀行の同部門への

第37図 国立勸業銀行と市中銀行の産業別貸付対比



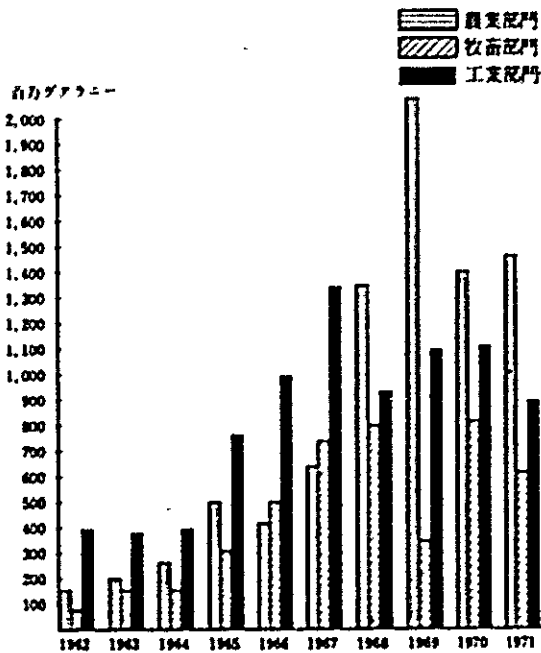
出所：国立勸業銀行第10年次報告書による。

融資割合は25%であり、逆に商業部門への貸付割合は市中銀行86%に対し勸業銀行はわずか14%である。

経済開発計画実施に当って、勸業銀行は金融政策の主要な執行機関で、内外資金を吸収して、これを開発計画にしたがって特に農畜産部門へ傾斜的に資金援助を行なうことにより、経済開発を金融面からおし進めることをその目的としている。

勸業銀行が農業活動のために貸付けた1971年度の貸付額は14億4100万グアラニーで内訳は農業企業者への貸付が8億7400万、中小農業者へ4億9700万、さとうきび栽培業者へ6400万、その他に600万グアラニーとなっている。このうち農業企業貸付は農業の近代化、機械化計画にしたがって実行されており、機械器具およびサイロ、建設資材購入資金貸付は約5億5100万グアラニー、中小規模の農牧畜業者への貸付は運転資金約2億300万、設備資金約2億9300万グアラニーに達している。

第38図 生産部門への貸付推移 (1962-1971)



出所：国立勸業銀行第10年次報告書による。

(注記)

10年間に於ける生産部門への貸付傾向は約70%が農畜部門、約30%が工業部門を指向している。

勸業銀行が計画的、長期的に力を入れている貸付に小麦計画 (Programa Nacional de Trigo) および農牧畜総合開発計画 (Proyecto Integrado de Desarrollo Agropecuario)、大豆計画 (Programa Nacional de Soja)、たばこ計画 (Programa Nacional de Tabac-

o)、綿計画 (Programa Nacional de Algodon) などがある。

対外借款先の主なるものは次のとおりである。

Banco Interamericano de Desarrollo

(米州開発銀行)

Agencia Internacional de Desarrollo

(アメリカ)

Kreditanstalt für Wiederaufbau

(西ドイツ)

Export Import Bank of Washington

(アメリカ)

Adela Cia De Inversiones

(民間財団, アメリカ)

Bank of America (アメリカ)

Banco Internacional de Reconstrucción y Fomento

(世界銀行)

勸業銀行農牧畜局の貸付計画および条件

本店、支店、出張所扱い

企業規模のもの

ア 農業、養鶏、酪農、柑橘栽培、その他への貸付。

イ 貸付額 B N F の承認した投資計画による。

ウ 用途

生産費：耕起から収穫まで、種子、消毒薬、肥料、燃料、手間賃、その他

設備資金：建物、施設 (倉庫、人夫小舎、サイロ、その他)、機械、器材、器具 (トラクター、収穫機、耕耘機および付属機械、播種機、消毒器、エンジン類、孵卵器、その他)

エ 貸付期間

生産費：収穫後30日まで。

設備資金：設備の性質により3年から10年まで。

オ 担保：不動産および動産

支店、出張所扱い

小規模の生産者

ア 中小の農業者、養鶏、養蚕、養蜂、手工業、協同組合、養魚家で所要資金189万グアラニーおよび小牧畜業者で504万グアラニーを越えないもの。

イ 貸付額

農業者、養鶏、養蚕、養蜂、手工業、養魚家、その他で75万6000グアラニーまで。小規模の牧畜業者に151万2000グアラニーまで。

協同組合：組合への直接貸付630万グアラニーまで。組合員への転貸貸付2520万グアラニーまで。

第46表 勸銀農牧局5カ年計画に基づく貸付耕作面積(1962/1966)

(単位 ha)

計 画	年 代					合 計	%
	1962	1963	1964	1965	1966		
農 牧 振 興 貸 付	-	994	14,168	25,892	20,812	61,866	25
当 座 貸 付	30,492	40,694	30,918	26,373	17,177	145,654	59
製 糖 (さとうきび) 貸 付	5,448	5,672	9,606	-	2,541	23,267	9
農 企 業 貸 付	-	-	-	9,900	5,975	15,875	7
合 計	35,940	47,360	54,692	62,165	46,505	246,662	100

記. 1963年第一回B1Dより融資2,900,000ドルがあり農牧振興貸付開始

第47表 勸銀農牧局5カ年計画に基づく貸付金総額(1962/1966)

(単位 百万ゲアラニー)

計 画	年 代					資 金 使 途		合 計	%
	1962	1963	1964	1965	1966	設備資金	運転資金		
農 牧 振 興 貸 付	-	3.7	81.1	257.3	151.8	331.4	162.5	493.9	38
当 座 貸 付	54.1	103.9	134.5	120.2	104.1	176.4	340.4	516.8	39
製 糖 (さとうきび) 貸 付	6.9	28.1	47.7	-	12.6	40.0	55.3	95.3	7
農 企 業 貸 付	-	-	-	55.1	155.5	178.7	31.9	210.6	16
合 計	61.0	135.7	263.3	432.6	424.0	726.5	590.1	1,316.6	100
パ ー セ ン ト						55	45		

第48表 勸銀農牧局5カ年計画に基づく貸付総件数

(1962/1966)

計 画	年 代					合 計	%
	1962	1963	1964	1965	1966		
農 牧 振 興 貸 付	-	127	1,776	3,856	2,964	8,723	22
当 座 貸 付	2,463	4,227	6,908	4,010	1,046	18,654	48
製 糖 (さとうきび) 貸 付	2,037	2,012	2,829	-	1,450	8,328	22
農 企 業 貸 付	-	-	-	1,801	1,206	3,007	8
合 計	4,500	6,366	11,513	9,667	6,666	38,712	100

出所: 国立勸業銀行1971年度調査報告書による

第49表 勸銀農牧局5カ年計画に基づく貸付耕作面積(1967/1971)

(単位 ha)

計 画	年 代					合 計	%
	1967	1968	1969	1970	1971		
農 牧 振 興 貸 付	27,821	45,832	64,403	69,141	75,130	282,327	47
当 座 貸 付	10,830	9,209	4,033	3,000	300	27,372	5
製 糖(さとうきび) 貸 付	6,811	5,083	2,120	15,710	15,000	44,724	7
農 企 業 貸 付	13,616	44,733	77,761	53,841	56,840	246,791	41
合 計	59,078	104,857	148,317	141,692	147,270	601,214	100

第50表 勸銀農牧局5カ年計画に基づく貸付総額(1967/1971)

(単位 百万グアラニー)

計 画	年 代					資 金 使 途		合 計	%
	1967	1968	1969	1970	1971	設備資金	運転資金		
	農 牧 振 興 貸 付	264.2	490.1	586.5	588.2			496.8	1,587.4
当 座 貸 付	53.3	29.9	41.6	27.2	6.0	72.1	85.9	158.0	2
製糖(さとうきび) 貸 付	9.5	25.4	74.4	74.3	64.0	99.0	148.6	247.6	4
農 企 業 貸 付	291.3	588.9	1,464.6	530.7	874.2	2,716.7	1,033.0	3,749.7	58
合 計	618.3	1,134.3	2,167.1	1,220.4	1,441.0	4,475.2	2,105.9	6,581.1	100
パーセント						68	32	100	

第51表 勸銀農牧局5カ年計画に基づく貸付総件数(1967/1971)

計 画	年 代					合 計	%
	1967	1968	1969	1970	1971		
農 牧 振 興 貸 付	3,828	5,415	5,020	4,838	4,050	23,151	65
当 座 貸 付	310	202	108	80	5	705	2
製 糖(さとうきび) 貸 付	2,678	16	2,078	2,080	2,205	9,057	25
農 企 業 貸 付	2,285	133	141	72	140	2,771	8
合 計	9,101	5,766	7,347	7,070	6,400	35,684	100

出所：国立勸業銀行1971年度調査報告書による

ウ 用途

生産費：耕起から収穫まで，種子，消毒薬，肥料，手間賃，獣医用薬品，家畜用塩，ミネラル，その他

設備資金：建物，施設（倉庫，人夫小舎，牧柵設置，集畜場施設，その他），機械，器材，器具（播種機，脱穀機，小型トラクター，耕起，整地用機械，エンジン類，消毒器，その他）

エ 貸付期間

農業者，養鶏，養蚕，養蜂，手工業，養魚，協同組合，その他

生産費：収穫後30日まで

設備資金：5カ年まで

小規模の牧畜業者

生産費：1カ年まで

設備資金：最高12カ年（4カ年設置期間を含む）まで

オ 担保：動産または不動産

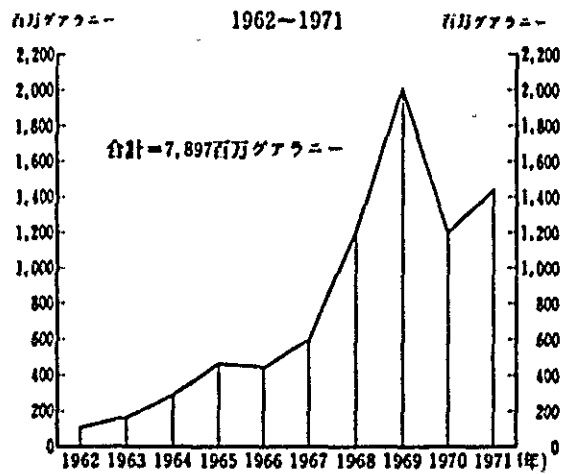
カ 利息：年9%，手数料1%，その他経費

6. 農業協同組合

1941年，インデペンデンシア植民地とビリヤリカ市のぶどう生産者と醸造業者が協同でグアイラ県のビリヤリカ（Villarica）市に農産物加工のイデアル農産加工協同組合（Sociedad Cooperativa Agro-Industrial Ltd）を設立したのがパラグアイにおける最初の協同組合であった。

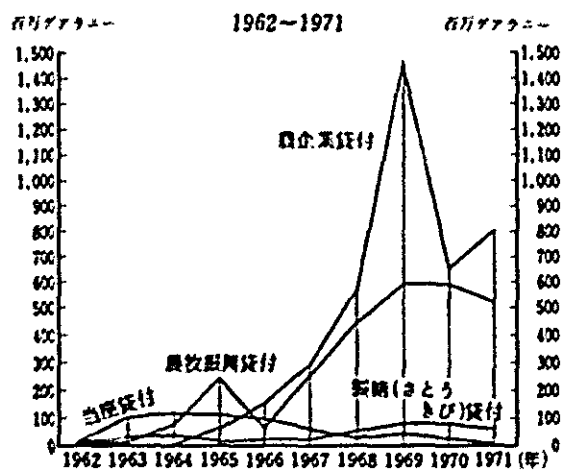
当時パラグアイには協同組合法が存在せずこの組合は任意組合として発足した。農業開発の一手段として協同組合の必要性を痛感した政府は，翌1942年7月18日大統領令第13635号をもって協同組合法を制定した。これに刺激され，1945年9月チャコ地方にフェルネイン農業協同組合（メノニク植民地の一つでFernheim植民地の入植者が組合員）が設立され，1948年7月には同じくチャコにメノニック農業協同組合が公認された。次いで1948年7月にはパラグアイ県にある日系人のラ・コルメナ移住地で日系人による初の組合であるラ・コルメナ農業協同組合が設立された。さらに1950年には2組合，1951年には4組合が設立されている。しかし，政府関係機関の指導および組合の運営も遅々

第39図 勸銀農牧局計画に基づく貸付金総額



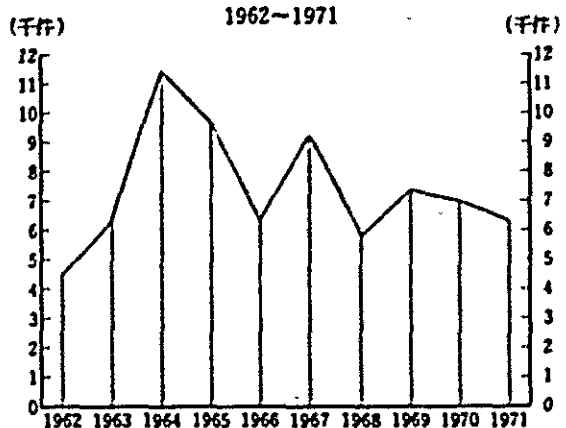
出所：国立勸業銀行1971年度調査報告書による

第40図 勸銀農牧局計画に基づく貸付金額



出所：国立勸業銀行1971年度調査報告書による

第41図 勸銀農牧局計画に基づく貸付件数



出所：国立勸業銀行 1971 年度調査報告書による

として進まなかった。ほとんどの組合が試行錯誤を繰り返すなかでメノニック農業協同組合と、“勤勉と生産”(Trabajo y Producción)、“団結は力を造る”(Union hace fuerza)の2スローガンの下に努力したラ・コルメナ農業協同組合は着実に運営を続けた。

1952年にいたると政府は農地改革院(Instituto de Reforma Agraria)を通じて積極的に組合の設立と運営を奨めている。

現在、農牧省に協同組合の研究、育成、保護、監督のために協同組合総局が設けられているが、総局は1972年1月12日付、法律第349号を公布し、同年7月26日には法令第27384号によってその施行細則を定め、パラグアイ国内全組合の改革および再編成を行なっている。総局が目的とするものは現存するすべての法定、任意組合は経済的な発展の可能性のあるもののみがその発展を約束されるものであるとし、組合の地域性、経済性および発展の程度にしたがって再編成し、生産協同組合の育成を行なうというものである。

首都アスンシオン市およびその近県以外にも、酪農、養蠶、そ菜、その他の組合が70以上も存在するが、免税などの組合特典の享受を目的としたものが多く、運営面で成績をあげている組合は極めて少数である。

現在、協同組合総局で実施している現存組合の再編成と再登録および新規協同組合の登録の奨励は、これらの現状を改革することを目的としている。

パラグアイにおける現存協同組合数(1973年1月現在)

県	協同組合数
Capital	12 うち日系協同組合 1
Concepción	8
San Pedro	8
Cordilleras	25
Guairá	11
Caaguazú	20
Caazapá	4
Itapúa	31 うち日系協同組合 3
Misiones	6
Paraguari	8
Alto Paraná	25 うち日系協同組合 1
Amambay	4 うち日系協同組合 2
Central	12 うち日系協同組合 1
Presidente Hayes	2
Boquerón	4
Olimpo	1

協同組合の種類および組合員数

協同組合の種類	組合数	組合員数
農 牧 畜	188	17,516
信 用	20	6,399
消 費	5	5,220
電 化	1	258
運 輸	16	242
住 宅	1	375

(注)組合数は、法律第349号に基づき、新規登録申請中の組合を含む。

参考資料の入手先

- (1) Ministerio de Industria y Comercio.
Centro Promocion de las Exportaciones.
- (2) Departamento de Investigacion y Extension Agricola Ganadera.
- (3) Instituto Nacional de Tecnologia y Normalizacion.
Ministerio de Industria y Comercio.

7. 流通価格政策

パラグアイにおいては特別に価格政策という程のものはない。しかし次の生産物については毎年、生産者販売最低価格を定めて仲買人、商人などの買叩きを防ぎ生産者の保護を行なっている。また生産物の輸出については、課税のための輸出最低価格を定めるなどして輸出の促進を図っている。生産者価格および輸出価格の決定は農牧省、商工省、中央銀行、勸業銀行、生産者代表の協議による。

協議会により最低価格が決定される生産物は次のとおりである。

牛肉、砂糖、綿、小麦、大豆

最低価格の決定は当該年度の生産見込量、市場の動向、国内加工の需要度、その他を勘案して決定されるが、生産者団体、商人の原料輸出枠(Cuota)も同時に調整決定する。

8. 研究機関および組織

畜産関係では畜産試験場 - 2, 人工授精研究所 - 1, 農業関係では農事試験場 - 2, 農業学校と農事試験場を併設しているもの - 4である。これらの研究機関のほとんどは米州農業技術協力機関 (STICA アメリカの援助機関であり現在この機関は廃止されている) の援助により設立され, その後パラグアイ政府に引継がれたものである。

(1) 畜産試験場

Estacion Experimental de Barrerito, Caapucú.
(バラグワリ県)

1943年 STICA によって設立さる。

1967年農牧省に移管された。

総面積 9,300ha

現在飼育頭数 8,000頭

飼育種類 Brahman, Santa Gertrudis, Pardo Suizo, Chianini, Nelore, Hereford

研究内容 パラグアイに適すると思われる純血種の導入, 定着の研究, 交配, 試験済み種牛の分譲, 牧草試験 (栽培, 飼料効用試験その他), 牧草地管理試験, 畜産管理技術研究, 疫病予防研究, などの他牧場管理人の育成, その他。

Estacion Experimental Ganadera del Chaco.
(チャコ横断道路 295 kmの地点)

1969年パラグアイ農牧省によって設立さる。

総面積 2,200ha

飼育頭数 500頭

飼育種類および研究内容は Barrerito と概ね同様であるが, この試験場は特に雑草駆除の研究を行っている。

Centro de Inseminacion Artificial, San Lorenzo (セントラル県)

1954年 STICA により設立さる。

1967年 農牧省に移管された。

総面積 50ha

研究内容 精液の採取, 分譲, 授精指導, 人工授精に必要な研究一切, 人工授精技師の育成。

(2) 農事試験場

Instituto Agronomico Nacional, Caacupe.

(ラ・コルディリエラ県)

1943年 STICA により設立さる。

1967年 農牧省に移管された。

総面積 300ha

農業技師15名程度が勤務する。

研究内容 各種種子の栽培, 穀類, 油料作物, 果樹, 野菜, 飼料作物の優良品種の外国からの導入と増殖, 種子の生産, 土壌の研究, 施肥, 病虫害, 防疫の研究, 播種期, 収穫期の研究, 薬剤研究等その他一般。

Centro Regional de Investigacion Agricola, Capitán Miranda (イタプア県)

1952年 STICA によって設立さる。

1967年 農牧省に移管された。

総面積 120ha

農業技師3名, その他労務者が勤務している。

研究内容 Caacupe 試験場と概ね同様。

(3) 農業学校に試験農場を併設したもの

現在この種のもは四つあり学校は農業高校よりやや低いレベルである。

- a. Centro Regional de Educacion Rural, Concepción.
- b. Centro Regional de Educacion Rural, San Juan Bautista.
- c. Centro Regional de Educacion Rural, Villarrica. (ここは養蚕を含む)
- d. Centro Regional de Educacion Rural, Caazapa.

(4) 植林関係

Vivero Forestal de Puerto Presidente Stroessner.

1967年 F A O の援助により開設されたもの。農牧省とストロエスネル植民地創設委員会が協同で F A O の援助を受けつつ運営している。

研究内容は苗木の生産, 分譲を行なう他は見るべき活動はしていない。

(5) 総合研究機関

Instituto Nacional de Tecnología y Normalización.

1963年、国連と米州機構、パラグアイ政府の協定に基づいて設立された。商工省の管轄下に置かれている。

現在、技術者が56名勤務しており各国籍の技術者がいるが、パラグアイ国籍の技術者は外国留学によってそれぞれの専門を修めた技術者のみである。

研究内容は、パラグアイの資源の調査。国内生産物の規格の決定。工場設置について採算性の調査が主なものである。このうち国内生産物の規格については現在120の規格を定めているが、これらはあくまで国内市場、輸出に耐えうる生産物を生産するための目安として自主的に規格を設けているもので、規格決定に関する法律はない。技術院の部局は、食料、材木、皮革、繊維、建物などである。

(6) 外国援助機関

援助機関といえる程のものは全部アメリカの援助機関である。

- a. USAID Mision Economica アメリカ
- b. IICA (Instituto Interamericano de Ciencias Agrícolas.) アメリカ
- c. FAO 国連

(7) 専門の技術者を派遣している国々

アメリカの Mision Economica は畜産を中心に大型機械農、小麦栽培などの指導、病疫、虫害防除対策など広範かつ強力に指導援助を行っている。しかしアメリカ程ではないが、それぞれの分野で援助協力を行っている国々がある。

- a. フランス 総作
- b. ドイツ ばれいしょ
- c. イギリス 畜産病理学 (研究所)
- d. アルゼンチン 農牧畜一般
- e. イスラエル 協同組合、プロジェクト作成、パラグアイの協同組合関係者の本國留学あっせん援助。
- f. スイス 牛、豚

9. 農産加工の現況

パラグアイの農畜産加工は極めて遅れている。これは良品質原料の確保が困難なことから、製品の国内市場が小さいことが主な理由である。一部を除いて工場規模も極めて小さい。

(1) 牛肉加工

a. Liebig's Extract of Meat Co. Ltda.

イギリス系で資本金も全額イギリス資本である。肉の冷凍加工と缶詰製造を行なっているが自社経営の広大な牧場を所有している。

b. I. P. C. (International Product Corporation)

100%アメリカ資本により設立された会社である。肉の冷凍加工と缶詰製造を行なっており、自社経営の牧場を所有する。

(2) 冷凍会社

- a. Pampa オレンジとパラグアイの共同出資により設立された会社。
- b. FRIGUSA. パラグアイ資本。
- c. IPAFRISA パラグアイ資本。
- d. San José パラグアイ資本。

(3) 搾油工場

- a. Compañía Algodonera Paraguaya S. A. (CAPSA)
- b. Compañía Aceitera de Itapúa Comercial e Industrial S. A. (CALCISA)
- c. Aceitera Itaugua S. A.
- d. La Industrial del Norte S. A.
- e. Neemby S. A.
- f. Cooperativa Colonias Unidas.
- g. Petersen S. A. C. I.
- h. Felipe Armele e Hijos Sociedad Colectiva
- i. Mateuchi Hnos. S. A. C. I.
- j. Manufactura Pilar S. A.
- k. Concepción Industrial S. R. L.
- l. SAPIC S. A.

- m. Cooperativa Chortizir.
- n. S. C. Cooperativa Colonizadora Fernheim.
- o. Cooperativa Colonia Nauland.
- p. Jaboneria Inca Sociedad Colectiva.
- q. Jaboneria Cayetano Sociedad Colectiva.
- r. La Industrial Aceitera Caballero Hnos. S. A. C.
- s. La Pilarica.

(那賀 勇)

参考文献

Cuentas Nacionales

Banco Central del Paraguay Departamento de Estudios Economicos (julio 1972版)

Boletin Estadistico Mensual

Banco Central del Paraguay Departamento de Estudios Economicos (octubre 1972版)

Encuesta Agropecuaria por Muestreo 1971.

Ministerio de Agricultura y Ganaderia

ラ・コルメナ農協拾五年の歩み

Sociedad Cooperativa la Colmena Agricola Ltda. (18. julio 1964版)

Datos Refrentes a Determinados Aspectos del Movimiento Cooperativo Paraguayo.

Ministerio de Agricultura y Ganaderia Direccion de Cooperativas

Plan Nacional de Desarrollo Economico y Social.

(1971~1975)

Presidencia de la Republica Secretaria Tecnica de Planificacion 1970年11月版.

Encuesta Agropecuaria por Muestreo 1971.

Republica del Paraguay. Ministerio de Agricultura y Ganaderia

Programa Nacional de Soja

Ministerio de Agricultura y Ganaderia. Banco Nacional de fomento 1972年7月版.

Programa Nacional de Tabaco Proyectos Operativos

1972~1973.

Ministerio de Agricultura y Ganaderia. Direccion de Investigacion y Extension Agropecuaria y Forestal Comision de Ejecucion del Programa Nacional de Tabaco (PRONATA)

Programa Nacional de Algodon

Ministerio de Agricultura y Ganaderia. Banco Nacional de Fomento 1972年4月版.

Programa Nacional de Trigo

Ministerio de Agricultura y Ganaderia. Ba-

nco Nacional de Fomento

Banco Nacional de Fomento. Decimo Informe Anual. 1971

Banco Nacional de Fomento Fomento Gabinete Tecnico del. B. N. F.

Memoria 1971. Labor de una Decada (1962~1971)

Banco Nacional de Fomento.

Departamento Agropecuario 1972年版

Unidad Experimental de Produccion de Ganado de Carne en la Region del Chaco Paraguayo.

Ministerio de Agricultura y Ganaderia. Pr-

oniega. 1972年版

Proyectos de Investigacion Ganaderia.

Ministerio de Agricultura y Ganaderia. Pr-

oniega. 1972年版

La Lucha por la Tierra en el Paraguay.

Carlos Pastore 著. Montevideo 1972.

Ley Organica del Banco Nacional de Fomento.

Banco Nacional de Fomento

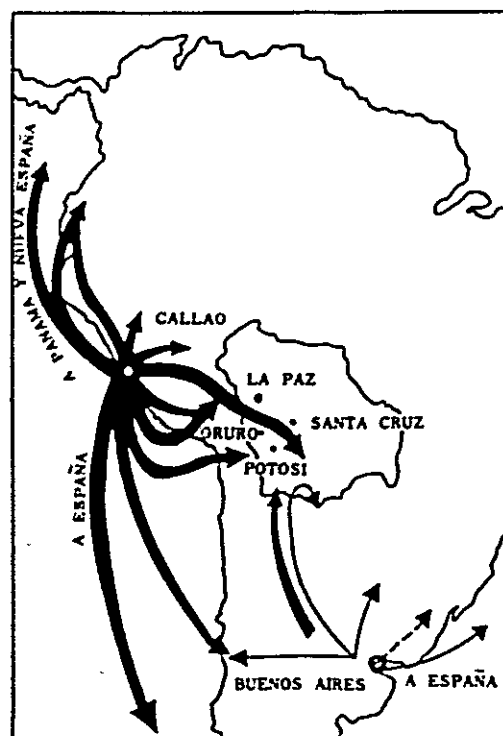
IV. ボリビア

1. 農業開発の歴史

すばらしいインカ文明を誇ったインカ民族も、貴金属、鉱物資源の探掘を目的に移動して来たヨーロッパ民族に統制され、定着労働者として働かされる身となった。現在のボリビアは、西部のアンデス高原地帯をペルーのリマを中心とした勢力により、ラパス、ポトシー、オルーロ方面へと、都市化され、東部をアルゼンチン国のブエノスアイレス周辺の勢力により、ラブラク川沿いに開発され、1825年に独立して以来、永い間、鉱物資源の輸出代金により生活必需物資が賄われていた。しかし、次第に労働者人口が増すにつれ、ともろこし、キヌア（雑穀の一種）、じゃがいもなど、インディオ探掘労働者の主食料品が、新興都市近郊にて栽培され始めた。もともと、貧弱で深い乾燥地帯であり、農業に適さない地域であるため、その生産は微々たるもので、1965-1967年頃迄は、消費する食料の大部分を輸入していた。国の人口が増加するにつれ、しだいにその消費量も増大したので、政府も食料の増産を目的とした農地改革を実施した。これはバ

エステンソール大統領時代の1953年である。これに相前後して、ボリビア・アンデス地域開発委員会 (Instituto Boliviano de Cultivo Andinos) が組織され、品種改良と適地作物が選定された。本措置も、もともと農業に適さない高地であるためその効果はあがらず、全国民の85%を占めるといわれる農業人口の適正配分策が講ぜられたのは、1965年頃からで、内国植民政策がそれである。これにより多数の高地民族が、低地の

肥沃なサンクルース地方を開発することとなり、しだいにその効果があらわれつつある。



18世紀半頃の主な商業コース

2. 生産と需給の動向

ボリビア人を大別すると、貧困から耐乏生活を営む高地民族（インディオ）と、最低自給態勢にある上層

第52表 生産と需給の動向

年次 作物	内 訳	1964	1965	1966	1967	1968
米	生産量 (M. T)	40,500	42,240	42,240	42,000	62,426
	消費量 (M. T)	40,520	42,440	44,200	—	—
	1人当り消費量(kg)	9.58	9.81	9.96	12.39	13.36
とうもろこし	生産量 (M. T)	348,100	360,500	373,400	386,900	401,000
小麦	生産量 (M. T)	57,900	35,000	41,000	27,000	45,000
	消費量 (M. T)	114,650	126,616	124,171	146,407	(120,000)
砂糖	生産量 (M. T)	93,641	85,964	80,889	95,665	108,654
	消費量 (M. T)	70,488	77,599	83,459	89,910	—
綿	生産量 (M. T)	1,800	2,040	2,900	2,800	3,500

出所：農牧省

低地民族とヨーロッパ移民との混血とに分けられるが、農業改革、生産拡大等への政策面にまだ十分でない面が多く、年々の需要の増加に生産が追いつかない状況にある。しかし、主要食料の中で、米、砂糖、とうもろこしなどは、1967年頃から、生産過剰になってきた。

3. 農業重点政策の現況

(1) 内国植民政策

その一つに、内国植民政策があげられる。政府は国民の大半を占める農業人口を有しながら、生産拡大ができないことの原因を、適地適作の欠如として、サンタクルース地方へ、大々的に国民移動方針をとり決め、1966年頃から、主に Kolla と呼ばれるコチャバンバ州の農民をサンタクルース北部、南部地区に入植させた。

計画当初は、アメリカからのふんだんな食料品をもって、定着のため食料を援助したり、小規模ではあるが、道路を建設し、学校設備を設け、5kmごとに掘抜井戸を設置するなど当時のボリビアとしては、驚くほどの投資を行ない、10,000世帯を越す家族が入植したが、もともと気候条件も異なり、蚊および若虫類の多い低湿地帯は、彼らにはあまりにも異郷地過ぎて、大半が故郷に復帰した。一部ヤバカニ川の西方に入植した移住者が比較的多数定住して、米、バナナ、とうもろこしなどの増産にその成果を発揮しつつある。

(2) アバボ・イツソグ開発計画

ボリビアが有する唯一の総合開発計画に、アバボ・イツソグ開発計画がある。これはリオグランデ川上流、サンタクルース南方約130km、アルゼンチン鉄道沿いでリオグランデ南岸の、アバボ・イツソグ地域を、その豊富な水量を利用（ダム建設）して、灌漑により総合的に農業開発しようとするものである。

1968年ボリビア国農牧省は、1950～1963年の食料の輸入状況を分析検討し、主要食料の外国依存度が高まっていることを知り、またボリビア開発公団（CBF）と米州開発銀行（BID）の企画による、ヤバカニ、チモレ、アルトベニーなどの内国植民計画による、食料生産が輸入量のわずか2.2%しか肩代り出来ないことから、早急に大規模な食料自給体制計画樹立の必要性を認めた。

その結果、上記のアバボ・イツソグ地帯約35万ha（全日本人移住地の4倍強に相当）が適地であるとの結論に達し、開発計画が立案され、国連からの資金援助で工事が開始された。造成費総額は6,800万ドルが予定されている。この地域が選ばれた理由は、

- 既設鉄道に沿っているため消費地に至る道路造成費が必要でないし、また、アルゼンチン市場への輸送が可能である。

- 多角経営が可能で、加工工場の設置により効率的食料生産が可能。
- 灌漑により収量を増し、さらに15万haの牧草地帯に灌水することにより、別表の通りの生産が安定する。また経営難の鉄道収益を好転せしめる事となるなどの諸点があげられた。

灌漑工事とは、リオグランデ川の水を全長 250kmの水路により24万5,000 haを直接灌漑しさらに15万haの牧草地帯を灌漑することである。また発電所2カ所を建設し 4,500kwの電力を発電する。本工事は1968年10月に、パイロット農場の工事が開始された。

本計画によると生産される生産物評価額は9,860万ドルに達し、内6,500万ドルは輸出されることとなっている。

第53表 アバボ・イソング総合農業開発計画

(単位:トン)

品 目	生産計画数量
小 麦	166,600
綿 花	4,850
植 物 油	9,800
獣 油	6,200
乳 製 品	11,500
豚肉加工品	23,860
牛 肉(生体)	181,000
豚 肉()	5,960
大豆製品	36,560
白 豆	450
ひ ま	10,560
合 計	457,340

(3) 穀物類の価格統制

政府は、1969年から、主農産物の一つである米を統制品として、農銀によりコントロールしているが、保管倉庫が不足のため余り効果をあげていない。主生産地が高湿多湿なサンタクルーズ州であり、自然保存が不可能であることから年間消費量の完全保存設備の必要性を認め、サイロの建設を進めている。これは、後進国援助資金をもって建設するもので 1,479,722ドルの総予算で、1974年から稼働することになっている。日系移住地から30-70kmの地点にあり、小麦、とうもろこし、米などの統制、保存に役立つことになろう。

第56表 ボリビア人口の職業別配分率

1971年7月末	農 牧 業	公務事務員	工 業	商 業	建築運輸通信	鉱 山	その他
5,062,500人	66%	11%	8%	5.5%	5%	3%	1.5%

出所：中央銀行

(4) その他

政府は開発公団 (Corporación Boliviana de Fomento, CBF) を組織し、国土開発を進めている。

これらの農産物ごとにその主なものをあげてみる。

a. 砂 糖

年々増大する砂糖の需要を、老朽化した旧耕地では附い切れず、輸入を余儀なくされたことから、新適地への増反と新規製糖工場の設置を認め、クリーハ州にベルメーホ製糖工場を建設し稼働している。また、小規模ではあるがアルトベニー方面に製糖工場を設置する計画がある。これらに加え、農銀は増産対策として、1972年には約40万ドルを用意し6,000haの植付けを奨励している。

第54表 ボリビアの砂糖の生産量

(単位:トン)

年 摘 要	生産量	国内消費	輸 出 量
1966年	80,889.9	83,459.8	4,076.87
67	95,665.7	89,910.5	5,424
68	108,654.1	94,593.7	6,156.88
※ 69	123,900		-
※1970年	67,737	116,737	49,000

※ 1969年分はUSAIDの予想収量、1970年分は新聞情報

第55表 製糖工場別生産量

工場名	1971年		1972年	
	収 穫	ト ン	収 穫	ト ン
グアピラ工場	522,477	24,033.9	700,000	32,200
ベルセコ工場	479,617	26,662.5	865,096	39,794
サンクレティア工場	370,464	17,041.3	481,332	22,141
ベルメーホ工場	-	-	467,102	21,456
合 計	1,472,558	67,737.7	2,513,530	115,621

b. 動植物食油の確保

ボリビアは年々8,400トンの植物油と、16,400トンの動物油(マンテーカー)を消費しているが、その国内生産量が、わずか35%程度であることから、原料の生産、加工工場の必要性を認め早期実現を計画している。現在コチャパンバにCBF系の搾油、精製工場と民間企

業との2工場がある。綿実と大豆を原料とする搾油工場を、モンテロ地区に建設する計画を進めており、一方、動物油については、豚の増産を奨励し、同じくモンテロ市に豚油精製工場を建設、稼働させる計画がある。

また綿実を利用した綿実油専門工場の建設を終了し、1972年10月より稼働開始している。

第57表 ポリビア総生産高内訳
(単位:1,000ドル)

内訳	年度	1969年	1970年
農牧業		108,840	114,250
鉱業		45,830	54,400
石油(原油)		18,300	13,080
(製品)		15,600	16,830
工業		51,000	58,500
建築		24,500	23,500
エネルギー		9,580	10,170
運輸		39,420	40,580
商業		64,500	64,170
中央政府		47,580	52,080
住宅		17,100	17,500
事務職		34,580	36,700
合計		476,830	501,760

4. 農地および農地改革

農地を3大別して山岳地帯、高原地帯、低地帯とに区分して、農業政策がたてられている。

ポリビア全地域の耕作可能地面積は、第58表のとおりである。

第59表 1955年-1968年の間農地改革院が譲渡した地券と面積

州別	総面積	固有面積	譲渡面積	所有者数	譲渡済地券数	譲渡受取枚数
チュキサカ	1,161,438.5998	36,936.3558	1,124,502.2440	1,417	41,468	29,297
ラパス	1,709,470.2201	96,613.3874	1,612,856.8327	2,471	114,163	68,539
コチャバンバ	1,264,047.2534	73,880.6781	1,190,166.0622	1,911	74,069	51,962
オルーロ	472,761.2395	37,314.7700	435,446.4695	195	7,001	6,629
ポトシー	1,172,520.1059	55,706.2143	1,116,813.8916	663	42,002	24,423
サンタクルース	1,779,769.2777	23,868.0539	1,755,901.2238	1,362	18,165	13,239
タリーハ	358,788.7858	10,908.0500	347,880.7358	729	9,838	6,094
ベニ	1,450,189.4193	3,240.3750	1,446,949.0443	499	1,079	970
バンド	8,758.9478		6,758.9478	23	78	78
合計	9,377,743.8493	338,468.3976	9,039,275.4517	9,270	307,863	201,285

第58表 耕作可能地面積

(1965年)

州名	耕作可能地ha	耕作地ha	人口
コチャバンバ	524,400	131,100	470,429
ポトシー	632,600	158,150	560,828
チュキサカ	396,400	99,100	291,408
タリーハ	186,800	46,700	130,324
ラパス	156,000	39,000	470,651
サンタクルース	262,000	65,500	52,157
合計	2,138,200	539,550	1,975,797

広大な耕作可能地を有しながら開発が遅れたのは、内陸国であるため、世界市場に出荷が不利なこと、搬出道路の不足、開発能力の貧弱さによるものである。一部には、大地主制度による搾取農業が横行したため(大部分、政治家がからんでいる)、農業が企業化し、定着性に欠ける点もある。政府は農地を耕作する者に土地を優先的に譲渡し、2年の耕作期限をもって、占有権を与えている(これは逆に占有権を有している土地であっても、2年間の墾農が認定されると権利を消失する)。

土地の譲渡面積は、地域別に大別し、高地および渓谷地帯では、10-20ha、亜熱帯(サンタクルース州、ベニー州、バンドー州)では50-80haを規準としている。最高可能所有面積もほぼ同規準で、100-800haを規定し、牧畜業は牛1頭につき5haを規準としている。

全国の農地は農地改革院が統轄し、植民地は、植民院を通じて農地改革院に申請され、地券の交付、譲渡は、すべて本院の承認を必要としている。細部の土地の統制には軍部の土地局(Instituto de Geografia Militar)がこの責を負っている。また土地税は、2年以上滞納が認められない。

しかし、人口の増加にしたがい、1960年に発布された法令により18歳以上の自然人であれば、農業に従事する目的をもって、規定面積を下廻らない土地を申請出来ることから、道路が開発されるにつれ、各種シンジケートを組織して、国有地の無償払下げを実施している。

元大統領パス エステンソーロはボリビア開発促進のため、従来の大地主制を改革する目的から、農地改革を実施し、自作農創設をはったが、農業がしだいに大型化するにつれて組合組織などの名のもとに、大地主化しつつある。

5. 農業金融

ボリビアにおける農業融資の大部分は、農業銀行 (Banco Agricola de Bolivia) の取扱いによるものである。まず、一般的農業金融としての農業銀行融資にゆれ、次に趣を若干異にする綿花栽培者に対する融資、および、商社ベースによる農業機械融資についてゆれ、最後に日本人移住者によるこれら諸金融の利用状況を紹介することにする。

(1) 農業銀行 (Banco Agricola de Bolivia)

農銀融資は政府の農業政策に沿った資金援助的性格が強く、その原資も、世銀あるいはアメリカ合衆国の低開発国向け援助資金に頼っている。1970年6月30日現在の同行の貸付原資構成は第60表のとおりである。

第60表 農銀の原資構成 (単位：千ドル)

区 分	既貸付額	新原資借入協定
農 銀 自 己 資 金	8,700	
世 界 銀 行	5,620	4,900
第 2 世 銀	1,980	1,385
U S A 国 際 開 発 局	3,400	
ボリビア中央銀行	1,638	
Bank of America	500	
アルゼンチン銀行	294	
合 計	22,132	6,285

自己資金対外部資金の比は、1:1.6であるが、自己資金による融資には不良債権も多く、今後の新規融資については、BID, IDA, AIDなどの外部援助資金に全面的に頼らざるを得ぬ事情にある。

農銀が力を入れている政策は①内国植民の振興②牧畜振興③米の流通促進である。この3本柱に棉花栽培、甘蔗栽培が加わることになる。

a. 内国植民振興資金

ボリビア政府は、altiplano (アンデス高地) に住み、インカ帝国時代からの農法を踏襲している多くの貧農を、サンクルース (ヤバカニ地方) などの広大な低地へ転住させ、貧農の救済と農業の振興を図ろうとする内国植民政策を推し進めているが、農銀はこれに対し、資金面の援助を行なっている。すなわち1963年BIDから260万ドルを期限17年間、年利4%で借入れ、この資金を各植民地の農協を通じ、各資金用途ごとに期間を定め年利8%で入植者に貸付けている。1970年6月30日現在までのこの資金の利用者は、3,036家族におよんでいる。

b. 牧畜振興資金

1970年4月、ボリビア政府とBIDとの間で牧畜振興のための融資協定が結ばれ、これにもとづき農銀はBIDから、500万ドルを期限25年、年利4%で借入れ、これに自己資金および政府からの援助を加え、総額705.5万ドルを4年据置き12年払い、年利10%でサンクルースおよびチャコの500におよぶ大小牧畜業者に貸付ける予定である。そのほか、牧畜振興資金としてはIDAの援助によりベニー州に対し205.9万ドルの貸付けを行なっているほか、さらにバンド、アルトベニー、コチャバンバを対象とする438万ドルの計画をIDAに申請している。

c. 米の流通促進資金

ボリビアは15年前は年間約300万ドルの米の輸入を行っていたが、日本人移住者を中心とする国内生産の高まりにより、今では余剰米を隣国に輸出するまでに至った。この米の円滑な流通を図り、かつ、圧倒的に多い小規模な米作農家の生活の安定を図るため、毎年、FENCA (米作者農協連盟—政府の定める公定買取り価格で産米を買付ける機関) に対し、産米買付資金を融資している。1969~1970農年の実績は214.2万ドルであり、これにより買付けされた産米は4万5,000トンに達した。1969~1970農年度における農銀融資は第10表のごとく9,469.4万ペソボリビアーノ (約800万ドル、レート1ドル=12ペソボリビアーノ) である。

第61表 1969～1970農年 地域別貸付実績

州名	貸付数	%	恩恵農家戸数	%	金額 % (1970対1969)
サンタクルース	81	13	20,443	84.2	48,271 51.0
コチャバンバ	85	14	876	3.6	9,276 9.8
ベニーパンド	101	17	111	0.4	18,144 19.2
ラパス	53	9	1,814	7.5	9,973 10.5
オルーロ	18	3	296	1.2	2,891 3.0
チュキサカ	77	12	185	0.8	3,148 3.3
ポトシ	83	14	260	1.1	1,504 1.6
タリーハ	110	18	295	1.2	1,487 1.6
計	608	100	24,280	100	94,694 100

d. 綿花栽培資金

これまでのボリビアの農業金融は、いわゆる低開発国向けの種々の開発資金を利用してのものであり、一般市中銀行が自己資金をもって、積極的に農業金融にかかわりをもとうという姿勢は見受けられなかった。

ところが1971年から始まった綿花ブームはこの様相を一変させた。

綿花栽培はha当たり250ドルの栽培管理費を要するほか、収穫綿から種子を除去し、圧縮梱包するための採綿工場(3,000ha分の綿花を処理する工場で40万ドルを要する)を必要とするなど、巨大な資金が必要となる。

しかも、サンタクルースの綿花栽培は1969～70年の7,000haから1970～71年の12,050ha、1971～72年の46,800ha、1972～73年の68,000haと飛躍的な増大をとげたが、この発展をバックアップしたのは一般市中銀行であった。

これは農業銀行が、その性格上、急激、膨大な資金需要に応じられなかったためもあるが、綿花が、ボリビア初の外貨を獲得できる本格的な農産物であるところから、市中銀行にとっても魅力あるものになり、これに積極的に応じたためである。

1972～1973年の綿花栽培(68,000ha)に対する各銀行の融資は次のとおりである。

第62表 綿花に対する融資 (単位：千ドル)

銀行名	貸付額
Banco do Brasil(農産物貸付)	6,000
Bank of America()	2,293
Bank of America	2,017
First National City Bank	2,300
Banco Estado	3,100
計	15,710

これは農銀の1969～1970年度総貸付額の2倍に相当する金額であり、綿花のボリビア農業金融拡大に果たした役割は大きい。

(2) 商社ベースの金融

農業機械については、農銀も貸付対象としているが、大規模なプラントは別として、トラクターなどの一般農業機械、機具については、商社の年賦販売制度を利用するが多い。

トラクターについていえば、期限3年、頭金20%、延払いで年利15%という条件が多いようであり、綿花栽培の増大とあいまって、各商社がおのおのの機械の売り込みに懸命になっている。

(3) 日本人移住者の現地金融利用

日本人移住者は、サンファンもオキナワもこれまですべて海外移住事業団の融資に頼っていたが、オキナワ移住地が綿花栽培に着手したところから、きん少なる事業団資金では応じ切れず、市中銀行を活用するに至っている。オキナワ移住地の農業協同組合であるCAICO(Cooperativa Agropecuaria Integral Colonia Okinawa)の1972年10月31日現在の市中銀行利用状況は、次のとおりである。

第63表 CAICOの市中銀行利用状況 (単位：ドル)

貸付プラント延払い保証(Banco do Brasil)	262,000
増設機具延払い保証()	68,000
綿花栽培資金(Banco Agricola de Bolivia)	280,500
トラクター延払い購入(Toyota Boliviana S.A.)	400,000
計	1,010,500

サンファン移住地においても、優良農家グループが商社金融によりトラクターあるいはコンバインを購入しており、この市中銀行あるいは商社に農業金融を頼って行く傾向は強まっている。

6. 農協

農地改革により、土地所有の封建的制度を改革し、自作農創設が図られたが、農民がこの恩恵を受けるには、何らかの組織に加入することが条件付けられていたため、一種の農民団体(Sindicato Agrario)的組織が

横行した。この時期から、農業協同組合的組織が形成されていった。

1958年9月13日付で当時の大統領エルナンシーレス・スワソは、経済的、法律的基盤の必要性から“協同組合法”を制定した。

本法令の基礎は、FAOの技術援助のもとに規制されたものである。本法令により国家協同組合審議会が国家協同組合局を設け、全組合を統制および監督する。

本法令により従来の組合が規制され、その発展は停滞気味であったが、農業が大型化し企業性を帯びてくるにつれ急速に発展してきた。法人格を有する登録済みの組合は、1972年5月現在1,103組合で、加入組合員数は、195,869人に達する。これは、ボリビアの経済活動では第3位に位置し12%、組合加入人口も総人口の4.2%をマークしている。

1971年10月現在、登録組合数の内容は第64表の通りである。

第64表 農協組合員数

組合加入員数	194,117名
農業組合	483組合
信用組合	236
鉱山組合	87
電気電話組合	54
住宅組合	53
消費組合	46
サービス組合	41
職人組合	37
運輸組合	32
合計	1,069

政府は、本法令により、必要とする土地を無制限、不可侵とし、設立後5年間、市税の支払いを免除するなど保護政策を設け、組合発展を擁護している。

7. 流通、価格政策

ボリビアは近年に至っても、生活必需品の大半を輸入に頼っていることから、国内生産物の流通、価格政策の機構は、いまだに発達していない。しいていえば、1969年から、米の統制（農穀を通じて、一手販売）を実施しているが、限られた流通資金のみで、第2次的に必要とされる完全保管倉庫を有せず、買上げ米の品目低下をきたし、予想外の損失をこうむった。1972年

に予算承認され、3年計画で建設計画の自動乾燥調節サイロが完成すれば、穀物類の流通価格統制も地についでくるものと思われる。

現在では、各都市の市役所が世論をとりあげ、若干の需給をコントロールしているに過ぎない。しかしこれは、往々にして消費者側に偏重し、生産価格を無視した価格統制を実施したり、国外持出し禁止令を発布したり、生産者が受ける損害は大きい。

生産基盤が確立し、相応の力のバランスがとれる時点においては（4～5年先であろう）、主要農産物の統制がなされるものと予測される。

8. 研究普及組織

(1) 組織図



(2) 各組織の業務概況

a. 農事試験場

その地域の主な栽培作物の試験業務、展示、一般農家への技術的普及業務を行っており、なお国外からの優良品種の種苗の導入、およびその普及を実施している。

牧畜面もサンタクルース州のサベードラ国立農事試験場、ベニー州の国立畜産試験場では、牛の品種試験等を行なうほか優良品種の導入を計っている。

国立農事試験場は数カ所あり、主な試験場は次のとおりである。

- サンタクルース州 サベードラ国立農事試験場
- コチャバンバ州 チピリリ国立農事試験場、サンベイト国立果樹試験場
- ベニー州 トリニダー国立畜産試験場、リベラルタ国立農事試験場

b. 営農普及機関

各州に営農普及機関事務所があり、農家巡回指導、

講習会などを開催し、農業者の農牧業の技術を高め、また、国立農事試験場で得た試験データおよび選出された優良種の普及を行なう。

サンタクルース州にはワルネス、モンテロー、ポルタチュエロ、コマラバ、サンマイバク、サーベドラ、ミネロと7地方事務所がそれぞれ設置されており、各地域の上記業務を行なっている。

なお各地方事務所には生活改善部(Mejoradora de Hogar)があり2名の女子職員が配置され、生活改善、栄養、衛生、一般教育改善を担当している。

c. 動物衛生局

各州に動物衛生局があり、主に家畜の病気診断、疫病、伝染病の予防対策を担当している。

動物衛生局の一部として、動物病理学研究所が設置されており、これは伝染病で死亡した家畜の解体検査、その血液など検査を実施している。

動物病理学研究所(Instituto Nacional de Biología Animal, INBA)は国内に6カ所あり、州別に分けると次のとおり。

ラバス市	INBA	I
サンタクルース市	INBA	II
トリニダー市	INBA	III
クラーハ市	INBA	IV
オルロー市	INBA	V
コチャパンバ市	INBA	VI

d. 森林局

各州に配置されており、主に材木の統制、木材輸出のコントロール、増植の増進を業務としている。

f. 組合指導

農家の農業経営および共同化の指導、また既に組織されている組合の指導を行なう。

(3) イギリス技術援助機関(Mision Britanica)

サンタクルース州にある農牧省支所内にあり、牧草、畜産、農芸(綿)関係専門技術者がイギリスより派遣され、現地国立農事試験場と合同試験業務、講習会、技術指導を実施している。

松崎 輝雄
渡辺 英樹
石沢登志雄